平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
千代田区	住宅転用助成	一般	補助金	○自己用　住宅転用費の15%(上限150万円) ○賃貸用　住宅転用費の10%(上限100万円)	そ　・住宅転用をしようとする建物の所有権を有する個人 または法人 ・住民税（法人都民税）を滞納していないこと	－	－	－	－	－	環境まちづくり部住宅課 TEL 03(5211)4312
	都心共同住宅供給			○調査設計費・共同施設整備費の2/3 上限　300万円/戸(1戸当たりの専有面積50㎡以上、単身30㎡以上)	そ　・都の事業認定を受け、地区面積500㎡以上、 敷地面積300㎡以上の土地に規定以上の 空地と住宅を持つ良質な中高層の建築物 を整備する事業者	－	－	－	－	－	
	耐震性不足マンション等建替え促進助成			○調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費 上限　1住戸当たり150万円	そ　耐震性不足のマンション等で、一定の要件をみたしていること	－	－	－	－	－	
	建築物共同化住宅整備促進事業	一般	補助金	○1住戸当たり300万円(1戸当たりの専有面積55㎡以上) ○単身用、1住戸当たり150万円(1戸当たりの専有面積37㎡以上)	そ　・2以上の地権者又はｺｰﾎﾟﾗﾃｨﾌﾞ方式による共同建替	－	－	－	－	－	
	マンション劣化診断調査費助成	マンション所有者・マンション管理組合	助成金	○調査費（消費税を除いた）の1/2でかつ上限50万円（10年に1回） ○劣化診断調査を行い、国土交通省の長期修繕計画ガイドライン、長期修繕計画標準様式に基づき長期修繕計画を作成または見直しを行った際には対象経費（消費税を除いた）の1/2でかつ上限80万円 ○建物の簡易耐震診断を行う際に掛かる費用の1/2でかつ上限20万円	そ　・建築後8年以上経過のﾏﾝｼｮﾝ ・建築基準法その他関係法令に適合していること ・現に住宅として使用されていること ・簡易耐震診断については、分譲マンションのみが対象	－	調査費支払後助成	－	－	－	(公財)まちみらい千代田 住宅まちづくりｸﾞﾙｰﾌﾟ TEL 03(3233)3223
	ﾏﾝｼｮﾝ安全・安心整備助成	ﾏﾝｼｮﾝ管理組合	助成金	○共用階段等への手すり設置・段差解消工事、その他安全に資する改修工事 設置費の1/3（上限100万円） ○エレベーター地震時管制運転装置、戸開走行保護装置の設置 それぞれ設置費の1/3（上限30万円/棟） ○エレベーターのリニューアル助成 エレベーター地震時管制運転装置・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置の設置を含め、エレベーターをリニューアルする際の設置費の1/3（上限100万円/棟） ○共用部分に、防犯カメラシステム（防犯カメラ・HD記憶装置等）、センサー付きライト（人感センサー付きライト）を設置する際の設置費の1/2（上限30万円）	そ　・管理組合等は、管理規約が整備され、総会・理事会でﾏﾝｼｮﾝ安全・安心整備 について議決され、費用について予算措置がされていること ・建築基準法その他の関係法令に適合していること ・半数以上若しくは10戸以上が住宅として使用されていること ・専門業者による工事であること	－	－	－	－	－	(公財)まちみらい千代田 住宅まちづくりｸﾞﾙｰﾌﾟ TEL 03(3233)3223
	省エネルギー改修等助成	一般	助成金	○省エネルギー機器への改修等における対象経費の20% （上限　50万円）	そ　・千代田区内の既存の建築物 ・住民税や固定資産税を滞納していないこと。 ・工事前の申請であること。 ・その他項目ごとに定める対象要件や性能要件等を満たしていること。 （区ホームページをご覧いただくか、又はお問い合わせください。）	－	－	－	－	－	環境まちづくり部環境政策課 TEL 03(5211)4256 HP： http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/hojo/sho-ene.html
		ﾏﾝｼｮﾝ管理組合		○省エネルギー機器への改修等における対象経費の20% （上限　～100戸：100万円　101～200戸：200万円　201戸～：300万円）							
	ﾋｰﾄｱｲﾗﾝﾄﾞ対策助成	一般	助成金	○屋上緑化、敷地内緑化：対象経費の1/2又は30,000/㎡　いずれか小さい額 （上限200万円） ○プランター設置（屋上部・敷地内）：対象経費の1/2又は15,000/基　いずれか小さい額 （上限50万円） ○壁面緑化：対象経費の1/2又は5,000/㎡　いずれか小さい額 （上限50万円） ○高反射率塗料：対象経費の1/2又は2,000/㎡　いずれか小さい額 （上限30万円） ○日射調整フィルム・窓用コーティング材：対象経費の1/2又は4,500/㎡　いずれか小さい額 （上限30万円） ○ドライ型ミスト発生装置：対象経費の10/10 （上限1000万円）	そ　・千代田区内の建築物 ・住民税や固定資産税を滞納していないこと。 ・工事前の申請であること。 ・その他項目ごとに定める対象要件や性能要件等を満たしていること。 （区ホームページをご覧いただくか、又はお問い合わせください。）	－	－	－	－	－	環境まちづくり部環境政策課 TEL 03(5211)4256 HP： http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/hojo/heat-island.html
	ﾏﾝｼｮﾝ修繕工事債務保証料助成	分譲ﾏﾝｼｮﾝ管理組合	助成金	○債務保証料もしくは50万円のどちらか低い額	そ　・住宅金融支援機構の共用部ﾘﾌｫｰﾑﾛｰﾝを活用し、 ﾏﾝｼｮﾝ管理ｾﾝﾀｰに 債務保証を委託した管理組合	－	－	－	－	可	(公財)まちみらい千代田 住宅まちづくりｸﾞﾙｰﾌﾟ TEL 03(3233)3223
	マンション再生方針検討助成	おおむね築30年を経過したマンションの管理組合等		○調査に要する費用の1/3かつ上限100万円 ○管理組合内で再生推進決議が議決されるまでとし、助成申請の年度初日から起算して3年間を限度。 ○マンション再生方針検討費用（再生方針の検討プランの作成費、再生の方針を決める上でのコンサルタント等の費用も含む） ○勉強会等開催経費（消耗品費、印刷費、通信費、会場費、勉強会講師費用等。ただし、飲食経費は除く。）	そ　・おおむね築後30年を経過したマンションの管理組合等					－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）

【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
千代田区	再開発・共同建築等推進組織に対する助成	再開発・共同建築を行う組織	助成金	○対象経費の1/2かつ、50万円/年、申請から継続する3年間。 ・組織の運営に関して必要な調査研究費、事務費（消耗品費、印刷費、通信費、会場費等）、街づくり事業費、広報費、その他	そ　・市街地再開発事業、建築物共同化事業を行おうとしている団体	－	－	－	－	－	(公財)まちみらい千代田 住宅まちづくりｸﾞﾙｰﾌﾟ TEL 03(3233)3223
	マンション再生計画検討助成	おおむね築後35年を経過した、再生推進決議が議決されているマンションの管理組合		○調査に要する費用（消費税を除く）の1/2で、30万円を限度額とする。 （同一年度内、1回払い） ○マンション再生計画検討費用（マンション再生を推進するためのコンサルタント委託費用も含む） ○事務費（消耗品費、印刷費、通信費、会場費、講師料等） ○広報費	・概ね築後35年を経過し、マンション再生推進決議が議決されているマンションの管理組合						
	マンション管理組合顧問派遣	おおむね築後35年を経過したマンション管理組合	その他	○派遣から1年間	・千代田区内に建設された、概ね築後35年を経過した分譲マンションでまちみらい千代田で相談を受け、ヒアリングを行い、顧問派遣が必要であると認められる管理組合						
	まちづくりｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ派遣制度	再開発・共同建築・ﾏﾝｼｮﾝ建替等を通しまちづくりを行おうとしている団体	その他	○派遣は年間6回を限度とする （1回の派遣は2時間まで）	そ　・再開発、共同建築、既設建物の保全・活用、ﾏﾝｼｮﾝの建替え、ﾏﾝｼｮﾝの維持管理等のまちづくり活動を行おうとしている団体						
	次世代育成住宅助成	一般	助成金	○助成額（月額）　親元近居助成（世帯員数×1万円）＋2万円 区内転居助成　世帯員数×1万円 ・最大月額8万円 ・2年目以降は1年目の助成額から毎年1割ずつ減額したうえで助成 ○助成期間　最長8年間	そ　・親元近居助成：区内に引き続き5年以上居住する親がいる新婚世帯及び子育て世帯が区外から区内への転入または区内での転居をする場合 ・区内転居助成：区内に引き続き1年以上居住する子育て世帯が区内での転居をする場合 ・要件（年間所得）2人世帯　189万6千円～1,038万8千円 世帯人数が1人増すごとに38万円を上限に加算	－	－	－	－	－	環境まちづくり部住宅課 住宅管理係 TEL 03(5211)3607
	居住安定支援家賃助成	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯	助成金	○家賃助成 助成額／家賃を基準にした計算により算出した額 限　度／助成額：月額5万円まで　　期間：最長5年間 ○その他助成 転居一時金助成：礼金（権利金）と仲介手数料の合算額で、家賃基準額または実際の家賃のうち少ない方の3か月分まで 契約更新助成：家賃基準額の1か月分まで 火災保険料助成：保険料相当額、年額7,500円を限度	そ　・高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯（千代田区内に引き続き2年以上居住） ・次のいずれかの事由に該当 ①居住している住宅・社宅等から1年以内に退去することを求められている （民間賃貸住宅の取壊し・契約更新の拒絶、世帯構成員の死亡など） ②安全上・衛生上劣悪な状態の民間賃貸住宅に居住している ※助成は転居一時金助成・火災保険料助成のみ ③やむを得ない事由により世帯の所得が著しく減少 （世帯構成員の死亡、失職、疾病、災害等による所得減少） ①②に該当→世帯所得月額20万円以下　③に該当→月額10万4千円以下	－	－	－	－	－	環境まちづくり部住宅課 住宅管理係 TEL 03(5211)3607
	高齢者等民間賃貸住宅入居支援	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯	助成金	○家賃等債務保証制度保証料助成 区が協定を結ぶ保証会社の家賃等債務保証制度利用に係る初回保証料で、当該保証委託料相当額の実費額で5万円を超えない額を助成 ○あんしん居住制度利用料助成 東京都防災建築・まちづくりセンターの「あんしん居住制度」のうち、「見守りサービス」の利用に要した経費の2分の1に相当する額を助成	そ　・高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯（千代田区内に引き続き1年以上居住） ・世帯の合計所得が26万8千円以下であること	－	－	－	－	－	環境まちづくり部住宅課 住宅管理係 TEL 03(5211)3607
	高齢者等安心居住支援家賃助成	要介護高齢者世帯	助成金	○家賃助成 助成額／月額5万円 助成期間／2年間	そ　・区内の持ち家に居住する要介護高齢者で、現に居住する住宅のバリアフリー改修が困難である等の理由から居宅での日常生活に支障が生じ、緊急に代替となる住宅の確保が必要と認められる世帯 ・区内に引き続き1年以上居住していること ・世帯の年間所得が1千万円以下であること	－	－	－	－	－	環境まちづくり部住宅課 住宅管理係 TEL 03(5211)3607
	高齢者向け返済特例制度助成	高齢者世帯	助成金	○簡易不動産鑑定料の助成 事務手数料を除く実費（限度額10万円） ○債務保証料 事務手数料を除く実費（限度額15万円）	そ　・高齢者（60歳以上）が、近隣との共同建替えやマンションの建替え後も引き続き居住するために必要な建設等に要する資金、または自ら居住するために行う住宅のバリアフリー工事や耐震改修工事に必要な資金を調達するため、住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」を利用する場合	－	－	－	－	－	環境まちづくり部住宅課 住宅管理係 TEL 03(5211)3607

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
中央区	住宅修繕等資金融資あっせん	一般・高齢心障	預託	○修繕　700万円 （住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事）	そ　中央区内に所在するもの（居住している又は修繕後居住すること） 年　・80歳未満（完済時） ・住民税を滞納していないこと 収　・返済能力	一般修繕2%	－	10年	保証料	－	都市整備部住宅課 ℡　03(3546)5466
	緑化助成事業	一般	助成金	○1㎡当りの設定単価を限度として緑化の工事に要した 経費の2/3（上限200万円）	そ　・敷地面積1,000㎡未満	－	－	－	－	－	環境土木部水とみどりの課 ℡　03(3546)5434
	保護育成事業			○樹木の保護育成 地上1.2mの高さにおける幹周りが1.2m以上ある 樹木　1本当り年間1万円（限度額10万円）	－	－	－	－	－	－	
	分譲ﾏﾝｼｮﾝ計画修繕調査費助成	ﾏﾝｼｮﾝ管理組合		○調査費の1/3、又は限度額の低い方 ①建物の防水・壁面・鉄部等 ア　60戸以下　25万円 イ　61戸以上120戸以下　36万円 ウ　121戸以上　47万円 ②給排水管 規模に関わりなく16万円	そ　・中央区内の分譲マンションであること ・建築時において、建築基準法その他関係法令に適合しているものであること ・現に住宅として使用されていること ・建築後８年以上経過したものであること ・助成は①②ともに１０年間に１回	－	－	－	－	－	一般財団法人　中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 ℡　03(3561)5191
	分譲ﾏﾝｼｮﾝ共用部分ﾘﾌｫｰﾑﾛｰﾝ保証料助成			○債務保証に要する保証料額(※) ○「建物の住戸数×10,500円」と「70万円」のいずれか低い額	そ　・中央区内の分譲マンションであること ・建築時において、建築基準法その他関係法令に適合しているものであること ・現に住宅として使用されていること ・住宅支援機構の「マンション共用部分リフォームローン」の融資を受けていること	－	－	－	－	－	
	分譲ﾏﾝｼｮﾝｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ制度利用助成			○(公益財団法人)東京都防災・建築まちづくりｾﾝﾀｰが定めているｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ制度利用料金の全額	そ　・中央区内の分譲マンションであること ・現に住宅として使用されていること ・建替え・改修Ｂコースの派遣を希望するマンションは、概ね築３０年以上の分譲マンションの管理組合であること	－	－	－	－	－	
	分譲ﾏﾝｼｮﾝ共用部分改修費用助成			○助成対象 ①共用部分修繕工事（壁面・鉄部・防水・給排水管） ②防災対策工事（要綱で規定した工事） ○助成額 ①助成対象部分にかかる設計費の2/3（上限100万円） ②助成対象工事費の10%の2/3（上限1,000万円）	そ　・中央区内の分譲マンションであること ・建築時において、建築基準法その他関係法令に適合しているものであること ・現に住宅として使用されていること ・建築後２０年以上経過したものであること ・助成は10年間に2回	－	－	－	－	－	
	自然ｴﾈﾙｷﾞｰ及び省ｴﾈﾙｷﾞｰ機器等導入費助成制度	一般		○太陽光発電ｼｽﾃﾑ　10万円/kW(上限35万円) ○ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ　16,500円/㎡(上限15万円) ○ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ給湯器　導入費の20%(上限15万円) ○燃料電池給湯器　導入費の20%(上限65万円) ○高反射率塗料等　導入費の20%(上限10万円)	そ　・機器等を導入する住宅に居住している区民であること	－	－	－	－	－	環境土木部環境推進課 ℡　03(3546)5406
				○太陽光発電ｼｽﾃﾑ　15万円/kW(上限42万円) ○ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ　25,000円/㎡(上限18万円) ○ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ給湯器　導入費の35%(上限18万円) ○燃料電池給湯器　導入費の35%(上限78万円) ○高反射率塗料等　導入費の35%(上限12万円)	そ　・機器等を導入する住宅に居住している区民であること ・中央区版二酸化炭素排出抑制システム（家庭用）の認証を取得している者であること	－	－	－	－	－	
		共同住宅管理組合、賃貸共同住宅の建物所有者、中小企業者		【共同住宅(共用部)】 ○太陽光発電ｼｽﾃﾑ　10万円/kW(上限100万円) ○高反射率塗料等　導入費の20%(上限70万円) ○LEDランプ・LED誘導灯器具　導入費の20%（上限40万円）	そ　・機器等を導入する中央区内の共同住宅の所有者又は管理組合であること	－	－	－	－	－	
	住まいの防犯対策助成	一般		○防犯性能の高い錠の取付け、交換等住まいの防犯対策に要した費用（5千円以上）の1/2（上限1万円）	そ　・現に中央区の区域内に住所を有していること ・中央区安全・安心おまかせ出前相談を受けていること	－	－	－	－	－	総務部危機管理課 ℡　03(3546)5087
	防犯設備整備費助成	ﾏﾝｼｮﾝ管理組合、町会、自治会、商店会等		○固定式防犯ｶﾒﾗ、ｾﾝｻｰ付きﾗｲﾄ等防犯設備整備費 【町会、自治会】 対象経費の2/3（上限200万円） 【商店会】 対象経費の2/3（上限600万円） ※町会等と協力して実施する場合に限る。 【マンション管理組合等】 対象経費の1/2(上限50万円)	そ　・区内に存すること ・中央区共同住宅等生活安全（防犯）ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰの派遣を受けていること ・町会、自治会及び商店会については、設置された防犯設備の管理・運営を適切に行い得ること、及び防犯設備を設置する区域に居住する者、区域内に存する事務所、事業所、学校等に十分な説明を行い、理解を得ていること。 ・管理組合については、管理規約が整備されていること、管理組合総会又は理事会において、防犯設備の設置について議決されていること、防犯設備設置に要する費用について予算措置がされていること、マンションが建築基準法その他関係法令に適合していること及びマンションが現に住宅として使用されていること。	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
港区	分譲マンション共用部分リフォーム融資の債務保証料助成事業制度（マンション改良）	マンション管理組合	利子補給	○(財)マンション管理センターに支払った債務保証料額以内(上限150万円)	そ ・住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォームローン」の融資を受けていること ・マンション管理センターに債務保証を委託すること	－	－	－	要件とする	－	街づくり支援部 住宅課　住宅支援係 TEL 03(3578)2111 内2224
	マンション劣化診断助成	マンション管理組合、マンション経営者	助成金	○劣化診断に要した費用の1/2（上限50万円）	そ ・延べ面積の1/2以上が居住の用に供されていること ・総会の議決又は区分所有者(人数)の1/2以上の賛成者がいること ・建築後5年以上経過していること	－	－	－	－	－	街づくり支援部 住宅課　住宅支援係 TEL 03(3578)2111 内2224
	建替え・改修計画案等作成費用助成	マンション管理組合		○作成に要した費用の額（上限150万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した区内の分譲マンション ・耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断され、又は耐震化基準未満であることについて、評定機関が行う評定を受けていること ・延べ面積の1/2以上が居住の用に供されていること ・総会の議決又は区分所有者(人数)の1/2以上の賛成者がいること	－	－	－	－	－	街づくり支援部 住宅課　住宅支援係 TEL 03(3578)2111 内2224
	分譲マンション等耐震化支援事業 （耐震アドバイザー）	分譲マンション管理組合、区分所有者	その他	○無料（アドバイザー派遣回数　限度5回）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した区内の分譲マンションであること ・構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造であること	－	－	－	－	－	建築課　耐震化推進担当 TEL 03(3578)2111 内2844 TEL 03(3578)2111 内2224
	分譲マンション等耐震化支援事業（建替え・改修支援コンサルタント派遣）	分譲マンション管理組合、区分所有者、マンション経営者		○無料（コンサルタント派遣回数　限度10回）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した区内の分譲マンション又は賃貸マンションであること ・構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造であること	－	－	－	－	－	街づくり支援部 住宅課　住宅支援係 TEL 03(3578)2111 内2224
	分譲マンション等管理支援事業（管理アドバイザー派遣）	分譲マンション管理組合、区分所有者		○無料（アドバイザー派遣回数　限度10回）	そ ・分譲マンション管理に関する勉強会、研究会等を開催する場合に、利用することができる ・区長が分譲マンションの管理に課題があると認める場合	－	－	－	－	－	街づくり支援部 住宅課　住宅支援係 TEL 03(3578)2111 内2224
	がけ・擁壁改修工事支援事業	個人、マンション等の管理組合、中小企業者	助成金	○助成対象工事に要する費用の1/2（上限500万円）	そ ・改修工事をしようとする擁壁の高さが2メートルを超えること ・建築基準法第6条に基づく確認申請による建築確認又は都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けたものであって、検査済証を発行されたもの ・不動産の譲渡、売買を目的とするために所有する擁壁等に係る改修工事でないこと ・建築物の外壁を擁壁として兼用させる場合における当該兼用部分に係る改修工事でないこと	－	－	－	－	－	街づくり支援部 建築課　構造係 TEL 03(3578)2111 内2296
	木造住宅耐震診断事業	建築物の所有者、居住者		○無料	そ ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物であること ・木造の専用又は兼用住宅（1/2以上が住宅）で、個人が所有しているもの ・2階建て以下で、在来軸組み工法の建物であること ・既にこの事業による耐震診断を実施した建築物でないこと	－	－	－	－	－	街づくり支援部 建築課　耐震化推進担当 TEL 03(3578)2111 内2844
	建築物耐震診断助成事業	建築物の所有者		○耐震診断に要した費用の2/3 （木造　住宅、下宿：上限20万円） （木造　長屋、共同住宅、幼稚園、診療所等：上限24万円） （非木造　住宅、長屋、下宿：上限100万円） （非木造　幼稚園、診療所等、災害時協定建築物：上限150万円） （非木造　賃貸マンション：上限300万円） （非木造　緊急輸送道路沿道建築物：上限300万円） ○耐震診断に要した費用の全額 （非木造　分譲マンション：　上限450万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物であること ・区指定機関の評定を受けるもの	－	－	－	－	－	街づくり支援部 建築課　耐震化推進担当 TEL 03(3578)2111 内2844
	民間建築物耐震化促進事業	建築物の所有者		○補強設計　補強設計に要した費用の2/3 （非木造　住宅、長屋：上限50万円） （非木造　分譲マンション、賃貸マンション：上限200万円） ○耐震改修工事　耐震改修工事に要した費用の1/2 （木造　住宅、長屋、共同住宅：上限200万円） （非木造　住宅、長屋：上限300万円） （非木造　分譲マンション：上限7,000万円、賃貸マンション：上限3,000万円） ○建替え　耐震改修工事に要する費用相当額の1/3 （木造、非木造　住宅：上限100万円） （非木造　分譲マンション：上限7,000万円） 【緊急輸送道路沿道建築物】 ○補強設計　補強設計に要した費用の2/3 （上限200万円） ○耐震改修工事　耐震改修工事に要した費用の2/3 （分譲マンション：上限7,000万円） （賃貸マンション：上限6,000万円） （その他の建築物：上限3,000万円） ○建替え・除却　耐震改修工事に要する費用相当額の1/3 （分譲マンション：上限3,500万円） （賃貸マンション：上限3,000万円） （その他の建築物：上限1,500万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物であること ・耐震診断を実施し、区指定機関の評定を受けたもの ・耐震診断の結果、耐震改修が必要となるもの ○補強設計 ・区指定機関の評定を受けるもの ○耐震改修工事 ・耐震補強設計を実施し、区指定機関の評定を受けたもの	－	－	－	－	－	街づくり支援部 建築課　耐震化推進担当 TEL 03(3578)2111 内2844

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
港区	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	建築物の所有者	助成金	○補強設計　助成対象費用の最大5/6 ○耐震改修工事　助成対象費用の最大5/6 ○建替え・除却　助成対象費用の1/3 ※助成対象費用は、規模に応じて算出した額と見積額を比較して どちらか低い額	そ　・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した特定緊急輸送道路沿道建築物であること ○補強設計、耐震改修工事、建替え・除却　共通 ・耐震診断を実施し、区指定機関の評定を受けたもの ・耐震診断の結果、耐震改修が必要となるもの ○補強設計 ・区指定機関の評定を受けるもの ・平成30年度中に着手する事業 ○耐震改修工事 ・補強設計を実施し、区指定機関の評定を受けたもの ・平成30年度中に補強設計に着手する事業 ○建替え・除却 ・平成30年度中に建替え又は除却に着手する事業	－	－	－	－	－	街づくり支援部 建築課　耐震化推進担当 ℡ 03(3578)2111 内2844
	マンションエレベーター安全装置等設置助成	マンションの所有者、管理組合等	助成金	○分譲及び賃貸マンションのエレベーター改修工事費用のうち、 安全装置等の設置に係る費用の一部を助成 ①戸開走行保護装置設置に係る費用 （助成限度額300万円） ②地震時管制運転装置設置に係る費用の1/2 （助成限度額50万円） ③耐震対策に係る費用の1/2 （助成限度額50万円） ※①、②、③の合計金額がエレベーター改修工事費用の1/2を 超える場合は、エレベーター改修工事費用の1/2	そ　・延べ面積の2/3以上が住宅の用に供されていること ・エレベーター改修工事で戸開走行保護装置を設置すること	－	－	－	－	－	街づくり支援部 建築課　建築設備担当 ℡ 03(3578)2300・2301
	屋上等緑化助成	一般		○屋上　所要経費の1/2又は25,000万円/㎡の低い方 （3㎡以上、上限500万円） ○壁面　所要経費の1/2又は15,000円/㎡の低い方 （10㎡以上、上限45万円） ※同一申請箇所で複数の緑化を行う場合は 上限500万円	そ　・建築物の所有者 ・敷地面積250㎡未満の新築及び既存の建築物 ・敷地面積が250㎡以上で、竣工後5年以上の建築物	－	－	－	－	－	各総合支所 まちづくり課 まちづくり係 芝地区 ℡ 03(3578)3104 麻布地区 ℡ 03(5114)8815 赤坂地区 ℡ 03(5413)7038 高輪地区 ℡ 03(5421)7664 芝浦港南地区 ℡ 03(6400)0017
	生け垣造成助成										
	ｱｽﾍﾞｽﾄ対策費助成	個人、中小企業者、共同住宅管理組合代表者等		○対策費（消費税相当額を除く）の1/2 検査費：上限10万円 工事費：戸建て　上限50万円 共同住宅・事業所　上限200万円	そ　・港区内に対象建築物を所有し、検査及び工事の着手前であること ・その他、助成要綱の要件に該当すること	－	－	－	－	－	環境リサイクル支援部 環境課　環境指導・環境アセスメント担当 ℡ 03(3578)2490・2491・2492
	創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成 （太陽光発電ｼｽﾃﾑ）	一般、ﾏﾝｼｮﾝ管理組合		○最大出力に応じ1kWにつき10万円 太陽光発電ｼｽﾃﾑ ・一般：上限40万円 ・マンション管理組合：上限99万9千円	そ　・区内に住所を有する者で、自らの居住の用に供する住宅 （賃貸住宅又は使用貸借住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から対象機器等を設置することについて同意を得ているものに限る。） に対象機器等を購入し、使用しようとするもの ・管理組合総会で、対象機器の設置について議決を得て、共有部分等に対象機器等を購入し、使用しようとするもの ・2月末日までに、交付申請書を提出できる者であること ・3月20日までに、設置工事を完了し、完了報告書を提出できるもの ・対象機器の設置後、自ら電力会社と電力需給契約を締結できる者であること	－	－	－	－	－	環境リサイクル支援部 環境課　地球環境係 ℡ 03(3578)2496～2498
	創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成 （日射調整フィルム）	一般、ﾏﾝｼｮﾝ管理組合		○①設置に要する経費の　1/4 ②施工面積（㎡）×助成単価(4,000円) ①、②のいずれか小さい額 ・一般：上限4万円 ・マンション管理組合：上限40万円	そ　・区内に住所を有する者で、自らの居住の用に供する住宅 （賃貸住宅又は使用貸借住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から対象機器等を設置することについて同意を得ているものに限る。） に対象機器等を購入し、使用しようとするもの ・管理組合総会で、対象機器の設置について議決を得て、共有部分等に対象機器等を購入 し、使用しようとするもの ・2月末日までに、交付申請書を提出できる者であること ・3月20日までに、設置工事を完了し、完了報告書を提出できるもの	－	－	－	－	－	環境リサイクル支援部 環境課　地球環境係 ℡ 03(3578)2496～2498
	創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成 （家庭用燃料電池システム(ｴﾈﾌｧｰﾑ)）	一般		○設置に要する経費の1/4（上限35万円）	そ　・区内に住所を有する者で、自らの居住の用に供する住宅 （賃貸住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から対象機器等を設置することについて同意を得ているものに限る。） に対象機器等を購入し、使用しようとするもの。 ・2月末日までに、交付申請書を提出できる者であること	－	－	－	－	－	環境リサイクル支援部 環境課　地球環境係 ℡ 03(3578)2496～2498

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成 （蓄電システム）			○蓄電容量に応じ1kWhにつき4万円（上限20万円）	・3月20日までに、設置工事を完了し、完了報告書を提出できるもの						
	創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成 （高断熱サッシ）	一般		○設置に要する経費の1/4（上限10万円）	そ　・区内に住所を有する者で、自らの居住の用に供する住宅 （賃貸住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から対象機器等を設置することについて同意を得ているものに限る。） に対象機器等を購入し、使用しようとするもの。 ・2月末日までに、交付申請書を提出できる者であること ・3月20日までに、設置工事を完了し、完了報告書を提出できるもの	－	－	－	－	－	環境リサイクル支援部 環境課　地球環境係 TEL 03(3578)2496～2498
		ﾏﾝｼｮﾝ管理組合		○①設置に要する経費の　1/4 ②施工戸数×100,000円 ①、②のいずれか小さい額（上限1千万円）	そ　・管理組合総会で、対象機器の設置について議決を得て、共有部分等に対象機器等を購入し、使用しようとするもの ・9月末日までに、交付申請書を提出できる者であること ・3月20日までに、設置工事を完了し、完了報告書を提出できるもの						
	創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成 （管理組合等向けLED照明）	マンション管理組合		○設置に要する経費の1/4（上限100万円）	・管理組合総会で、対象機器の設置について議決を得て、共有部分等に対象機器等を購入し、使用しようとするもの ・2月末日までに、交付申請書を提出できる者であること ・3月20日までに、設置工事を完了し、完了報告書を提出できるもの	－	－	－	－	－	環境リサイクル支援部 環境課　地球環境係 TEL 03(3578)2496～2498
	創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成 （人感センサー付照明）	マンション管理組合		○設置に要する費用の1/2（上限25万円）	そ　・管理組合総会で、対象機器の設置について議決を得て、共有部分等に対象機器等を購入し、使用しようとするもの ・2月末日までに、交付申請書を提出できる者であること ・3月20日までに、設置工事を完了し、完了報告書を提出できるもの	－	－	－	－	－	環境リサイクル支援部 環境課　地球環境係 TEL 03(3578)2496～2498
	電気自動車等用充電設備導入費助成 （急速充電設備）	一般、マンション管理組合		○機器本体価格の1/4（上限50万円）	そ　・区内に住所を有する者（当該機器を設置する土地を借用している場合は、当該土地の所有者から当該機器を設置することについて同意を得ているものに限る。）又は区内に住宅を所有する者で当該住宅又はその敷地内に対象機器を購入し、設置しようとするもの ・管理組合総会で、対象機器の設置について議決を得て、共有部分又はその敷地内に対象機器を購入し、設置しようとするもの ・2月末日までに、交付申請書を提出できる者であること ・3月20日までに、設置工事を完了し、完了報告書を提出できるもの	－	－	－	－	－	環境リサイクル支援部 環境課　地球環境係 TEL 03(3578)2496～2498
	電気自動車等用充電設備導入費助成 （普通充電設備）			○機器本体価格の1/4（上限10万円）							
	高反射率塗料等材料費助成	区内に助成対象建築物を所有する個人、法人、ﾏﾝｼｮﾝ管理組合代表者等		○①高反射率塗料等の材料費の全額 ②助成対象面積（㎡）×助成単価（2,000円） ①、②のいずれか小さい額 ・個人：上限30万円 ・マンション管理組合、法人等：上限100万円	そ　・区内に助成対象建築物を所有する個人又は法人 ・管理組合の代表者（屋上又は屋根が区分所有者全員の共用に属する場合には、全ての共用者の同意を得た管理者）で、対象機器の設置について議決を得て、その建築物の屋上又は屋根に高反射率塗料等被覆工事を実施しようとするもの ・2月末日までに、交付申請書を提出できる者であること ・3月20日までに、設置工事を完了し、完了報告書を提出できるもの	－	－	－	－	－	環境リサイクル支援部 環境課　地球環境係 TEL 03(3578)2496～2498

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	住まいの防犯対策助成事業	一般		○区が定めた箇所及び品目による防犯対策に要する費用が5,000千円以上からのものを対象とし、かかった費用の半額を助成(上限1万円	そ ・区内に在住居住し、住民登録をしている世帯	－	－	－	－	－	各総合支所 協働推進課　協働推進係 芝地区 TEL　03（3578）3123 麻布地区 TEL　03（5114）8802 赤坂地区 TEL　03（5413）7272 高輪地区 TEL　03（5421）7621
港区	共同住宅防犯対策助成事業	管理組合、ｵｰﾅｰ等	助成金	○共同住宅の共用部分等への防犯機器の新たな設置にかかった費用の半額を助成(上限50万円)	そ ・区内にある分譲ﾏﾝｼｮﾝの管理組合及び公共住宅等に居住している住民で構成されている団体 ・区内のにある賃貸住宅所有者	－	－	－	－	－	芝浦港南地区 TEL　03（6400）0031
	雨水浸透施設設置助成	住宅等を所有する個人		○区が定めた単価に設置数量を乗じて算出した額を助成（上限40万円）	そ ・「港区雨水浸透施設技術指針＜小規模民間施設用＞」に準拠した浸透施設（浸透ます、浸透ﾄﾚﾝﾁのみ）であること ・個人が所有する住宅等に設置する雨水浸透施設であること （ただし、敷地面積500㎡以上の新築に設置する場合は除く。）	－	－	－	－	－	街づくり支援部 土木課　土木計画係 TEL 03(3578)2243
	高齢者等民間賃貸住宅あっせん	高齢者世帯･障害者世帯･ひとり親世帯		○仲介手数料等助成（所得制限等有） ・礼金相当分(当該家賃月額の2倍以内で実際に要した額) と仲介手数料相当分(当該家賃月額相当額で実際に要した額) を合算した額（限度額有）を助成 ○初回保証委託料(区と協定を結ぶ法人が保証人として債務保証した場合) ・当該保証委託料相当額で実際に要した額を助成（限度額5万円） ○機器設置助成(賃貸人が賃借人の居室に機器を設置した場合、賃貸人に助成) ・ｶﾞｽ安全ｼｽﾃﾑ（限度額42,200円） ・自動警報機　（限度額31,000円） ・自動消火装置（限度額30,900円）	そ ・65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯 ・身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳3度以上を含む世帯 ・ひとり親世帯 （港区高齢者等民間賃貸住宅あっせん事業実施要綱別表第1に揚げる ひとり親家庭。） （区内に住所を有していて、独立して日常生活を営むことができること。 立ち退きを求められて いる（その理由が自己の責めによる場合を除く。） 又は保安上危険もしくは保健衛生上劣悪な住宅に居住していること）	－	－	－	－	－	各総合支所 区民課　保健福祉係 芝地区 TEL　03(3578)3161 麻布地区 TEL　03(5114)8822 赤坂地区 TEL　03(5413)7276 高輪地区 TEL　03(5421)7085 芝浦港南地区 TEL　03(6400)0022 子ども家庭支援部 子ども家庭課　家庭相談担当 TEL 03(3578)2436 保健福祉支援部 高齢者支援課　在宅支援係 TEL 03(3578)2403
	高齢者共同住宅ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化助成	高齢者世帯		○高齢者が多く居住する共同住宅の共用部分のﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化に要する費用の一部を助成 助成限度額は、対象工事にかかる経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の1/2 ①出入口･廊下等の段差解消（助成対象限度額70万円） ②出入口･階段･廊下等の手すりの設置（助成対象限度額70万円） ③床のﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ化（助成対象限度額70万円） ④段差解消機の新設（助成対象限度額800万円） ⑤ｴﾚﾍﾞｰﾀの新設（助成対象限度額2,000万円） ⑥既存ｴﾚﾍﾞｰﾀのﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化改修（助成対象限度額300万円）	そ ・次の要件を全て満たす共同住宅のﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化工事 ①区内に存する共同住宅で、分譲住宅又は今後も優先的に 高齢者を居住させる賃貸住宅 ②65歳以上の高齢者を含む世帯が居住世帯全体の25%を超える共同住宅 ③延べ床面積のおおむね1/2を越える部分が居住の用途に供される共同住宅 ④公的賃貸住宅以外のもの	－	－	－	－	－	保健福祉支援部 高齢者支援課　在宅支援係 TEL 03(3578)2404･2405

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
新宿区	都心共同住宅供給事業(共同化ﾀｲﾌﾟ)	一般	助成金	○建築物除去費及び共同施設整備費の費用の一部 （上限あり）	そ ・2人以上の地権者による共同化 そ ・従前権利者以外の入居が公募 そ ・重点供給地域内のｾﾝﾀｰ･ｺｱ･ｴﾘｱ及び特定促進地区。但し、敷地の過半が第一種低層住居専用地域以外。 そ ・地区面積（敷地面積と敷地に接する道路の中心線以内の面積の合計）が500㎡以上 そ ・幅員6m以上の道路に4m以上接する　など	－	－	－	－	可	都市計画部防災都市づくり課 ℡ 03(5273)3842
	新宿区不燃化建替促進事業 （木造住宅の不燃化建替え費用等助成）			○木造住宅の不燃化建替え工事費用の一部 ▲①昭和56年（1981年）5月31日以前に着工されたもの 補助対象事業費 × 3/4 以内の額（上限300万円） ②①に該当しないもの 補助対象事業費 × 3/4 以内の額（上限100万円） ○木造住宅の除却（取壊し）工事費用の一部 ・昭和56年（1981年）5月31日以前に着工されたもの 補助対象事業費 × 3/4 以内の額（上限50万円） ※補助対象事業費については、担当課まで確認ください。	○補助助成対象者 そ ・補助対象建築物の所有者 個人の場合：区市町村民税を滞納していないこと 法人の場合：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること 補助金の対象者が宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者である場合にあっては、補助対象事業の施行による住宅又は土地を販売の目的としないこと。 ○補助助成対象区域 そ ・都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。） ・東京都建築安全条例第7条の3第1項に規定する区域 ・東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱第5条第1項第1号の不燃化特区 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区の区域 ○補助対象建築物 そ 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された場合： ・耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき行われた耐震診断の結果、補助対象建築物に係るIw（構造耐震指標）値が1．0未満であること そ ・他、別途条件あり	－	－	－	－	－	都市計画部防災都市づくり課 ℡ 03(5273)3842
	新宿区建築物等耐震化支援事業 （耐震診断・改修に係る助成）			○耐震診断費用の一部 木造　無料　非木造　2/3（上限200万円） ○耐震診断・補強設計費用の一部 木造　30万円まで全額助成 ○補強設計費用の一部 木造　17万円まで全額助成　非木造　2/3（上限200万円） ○耐震改修工事費用の一部 木造　3/10～3/4（上限75～300万円）　非木造　2/3（上限1,000万円～1億円）	○補助助成対象者 1　・個人または法人の場合 (1)耐震診断費及び補強設計費助成の場合の条件 そ ＜住宅・マンション＞所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または所有者の承諾を得た助成補助対象建築物に居住する者 そ ＜住宅・マンション以外＞所有者 (2)耐震改修工事費助成の場合の条件 そ　個人の場合：申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していないこと そ　法人の場合：中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 2　・区分所有の場合 そ　管理組合の総会決議を得るか、共有持分の過半の承諾を得ていること ○助成対象建築物 (1)耐震診断費及び補強設計費助成の場合の条件 そ ・昭和56年（1981年）5月31日以前に着工されたもの ・木造　木造2階建て以下の住宅 店舗等併用住宅（全体の1/2以上が住宅であるものに限る） ・非木造　1　延べ面積の1/2以上が住宅等として使用している建築物 2　緊急輸送道路沿道で、建築物の高さが、前面道路中央から建築物までの距離を超えている建築物 3　特定建築物 1～3のいずれかに該当するもの (2)耐震改修工事費助成の場合の条件 そ ・区から違反建築に係る是正指導等を受けていない建築物 そ ・他、別途条件あり	－	－	－	－	－	都市計画部防災都市づくり課 ℡ 03(5273)3829
	新宿区建築物等耐震化支援事業 （ﾌﾞﾛｯｸ塀等除去助成制度）			○ﾌﾞﾛｯｸ塀等を撤去する場合 上限20万円（ブロック塀、大谷石塀など：1万円/m、万年塀：5千円/m）	そ ・道路に沿って設けられた高さが1.0m以上の安全性が確認できないもの そ ・他、別途条件あり	－	－	－	－	－	
	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度			○太陽光発電システム　10万円／KW（上限30万円） ○太陽熱給湯システム　本体価格の20%（上限30万円） ○太陽熱温水器　本体価格の20%（上限10万円） ○CO_2冷媒ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯器　定額10万円 ○高反射率塗装（屋根または屋上）：施工面積1㎡当たり2千円（上限20万円） JIS K5675適合品又は日射反射率50%以上を有する塗料を用いる 居室上の屋根、屋上部分について施工する（屋根立ち上がり部分含む） ○家庭用燃料電池（ｴﾈﾌｧｰﾑ）　定額10万円 ○雨水利用設備　本体価格の50%（上限2万円） ○住宅向け断熱窓改修　施工経費の25%（上限10万円）	そ ・区内に住所を有する若しくは区内に住所を有しようとする者 （賃貸住宅の場合は要同意） ・導入する機器が未使用のもの ・過去にこの制度による同一機器の助成を受けていないこと ・平成~~30~~31年3月15日 までに設置完了報告書及び添付書類を提出	－	－	－	－	－	環境清掃部環境対策課 ℡ 03(5273)3763

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
新宿区	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度	中小企業・共同住宅管理組合等	助成金	○太陽光発電システム　10万円／KW 集合住宅用上限　30万円　　事業所用上限　80万円 ○事業所用LED照明設置　施工経費の50%（上限40万円） ○集合住宅共用部LED照明設置　施工経費の50%（上限30万円）	そ ・区内に事業所を有する若しくは区内に事業所を有しようとする者 （賃貸の場合は要同意） ・区内の集合住宅の管理組合等（太陽光発電・集合住宅共用部LED照明のみ） ・導入する機器は未使用のもの ・過去にこの要綱による同一の助成を受けていないこと ・平成3031年3月15日 までに設置完了報告書の提出 ・事業所用LED照明設置にあっては、区の省エネ診断を受け、LED導入提案を受けていること	－	－	－	－	－	環境清掃部環境対策課 ℡ 03(5273)3763
	接道部緑化助成制度	一般		○接道部に生垣を設置する場合 H1.0m以上1.5m未満　12千円/m(ﾓﾃﾞﾙ地区の場合 7千円又は20千円/m) H1.5m以上　　15千円/m(ﾓﾃﾞﾙ地区の場合 10千円又は23千円/m) 上限30万円(ﾓﾃﾞﾙ地区50万円)	そ ・長さ2m以上 ・相互に葉が触れ合う程度に列植されていること ・新宿区みどりの条例25条の指導基準内緑化は対象外 ・ﾓﾃﾞﾙ地区の場合は、指導基準内緑化であっても 一部対象となる場合あり	－	－	－	－	－	みどり土木部みどり公園課 ℡ 03(5273)3924 接道部緑化助成制度 平成30年9月改定予定
				○接道部に植樹帯を設置する場合 ①かつ②の要件を満たすもの　5千円/m ①かつ③の要件を満たすもの　10千円/m 上限30万円	そ ・長さ2m以上 ・新宿区みどりの条例25条の指導基準内緑化は対象外 ・①H0.3m以上の樹木を葉が触れ合う程度に植栽 ・②H1.0m以上の樹木を2mに1本以上植栽 ・③H3.0m以上の樹木を4mに1本以上植栽	－	－	－	－	－	
				○接道部に生垣・植樹帯を設置し、緑化箇所にあるﾌﾞﾛｯｸ塀等を撤去する場合 万年塀　　5千円/m ブロック塀、大谷石塀　10千円/m 上限20万円	そ ・高さ1.0m以上	－	－	－	－	－	
	屋上等緑化助成制度			○屋上部を緑化する場合 土厚30cm以上：工事費の1/2又は3万円/㎡(ﾓﾃﾞﾙ地区の場合1.5万円又は4万円/㎡)の低い額 土厚30cm未満：工事費の1/2又は1.5万円/㎡(ﾓﾃﾞﾙ地区の場合2.5万円/㎡)の低い額 上限30万円(ﾓﾃﾞﾙ地区50万円) ○壁面部を緑化する場合 工事費の1/2又は5千円/㎡(ﾓﾃﾞﾙ地区の場合1万円/㎡)の低い額 上限10万円(ﾓﾃﾞﾙ地区20万円)	そ ・既存建築物か、敷地1,000㎡未満の新築・改築 ・屋上緑化は1㎡以上、壁面緑化は3㎡以上 ・新宿区みどりの条例25条の指導基準内緑化は対象外 ・ﾓﾃﾞﾙ地区の場合は、指導基準内緑化であっても一部対象となる場合あり	－	－	－	－	－	みどり土木部みどり公園課 ℡ 03(5273)3924
	吹付けアスベスト調査員派遣（含有調査）		派遣	区がアスベスト調査員を派遣	そ ・吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物を所有する個人、中小企業者、分譲マンション等の管理組合の代表者 ・区から派遣対象となる建築物に対する違反指導を受けていないこと ・その他別途条件あり	－	－	－	－	－	都市計画部建築調整課 ℡03(5273)4268
	吹付けアスベスト対策費助成（含有調査）		助成金	○含有調査費（消費税相当額を除く）の10／10 上限　25万円／棟	そ ・吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物を所有する個人、中小企業者、分譲マンション等の管理組合の代表者 ・区から助成対象となる建築物に対する違反指導を受けていないこと ・その他別途条件あり	－	－	－	－	－	
	吹付けアスベスト対策費助成（除去等工事）			○除去等工事費（消費税相当額を除く）の2／3相当 上限　一戸建ての住宅　50万円／棟　その他　300万円／棟	そ ・吹付けアスベストが施工されている建築物を所有する個人（世帯内に住民税の滞納者がいないこと）、中小企業者、分譲マンション等の管理組合の代表者 ・区から助成対象となる建築物に対する違反指導を受けていないこと ・その他別途条件あり	－	－	－	－	－	
	新宿区擁壁及びがけ改修等支援事業	個人及び法人（中小企業に限る）		助成額は、予算の範囲内において擁壁等の新設及び築造替えに要する工事費の1/3までとし、擁壁の高さに応じて助成の限度額がある。 ・高さ1.5m以上～2.0m未満：100万円 ・高さ2.0m以上～3.0m未満：200万円 ・高さ3.0m以上～5.0m未満：300万円 ・高さ5.0m以上：600万円	そ ・不動産の譲渡を目的とするための工事でないこと。 ・新設または築造替えをする擁壁の高さが1.5m以上であり次のいずれかの条件を満たすもの ①急傾斜地崩壊危険区域・箇所内の擁壁 ②道路に近接する擁壁 ③高さが5m以上の擁壁 そ ・法人の場合 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。	－	－	－	－	－	都市計画部建築指導課 ℡03(5273)3745 ※平成30年9～10月頃に制度改正予定

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
新宿区	新宿区エレベーター防災対策改修支援事業	個人及び法人（中小企業に限る）	助成金	助成金額＝防災対策改修工事費（上限額300万円）×23%×2/3	そ　〇助成対象者 ・個人の場合 助成対象者を含む世帯全員に住民税を滞納している者がいないこと。 ・法人の場合 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。 ※特定緊急輸送道路沿道建築物は、この要件はかかりません。 ・区分所有建築物の場合 助成対象事業を行うことについて、管理組合の総会決議によって選任された者又は持ち分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者 〇対象建築物 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第16号に規定する特定建築物 ・耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上の建築物 ・長期修繕計画又は維持保全計画を作成された建築物であり、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定している建築物 ・構造躯体が、地震に対して安全な構造である建築物 ・区から違反建築に係る是正指導等を受けていない建築物 〇対象工事 「P波感知型地震時管制運転装置の設置」「主要機器の耐震補強措置（耐震クラスA14）」「戸開走行保護装置の設置」の3つの防災対策を全て行う改修工事	－	－	－	－	－	都市計画部建築指導課 ℡03(5273)3745
	民間賃貸住宅家賃助成	子育てファミリー世帯		〇月額3万円（家賃額を上限とする）を最長5年間 ※募集者数：50世帯	そ　・義務教育修了前の児童を税法上扶養し、同居していること ・区内民間賃貸住宅に居住し、その事実を賃貸借契約書により確認できること ・基準日（10月1日）の前日までに住民登録の手続きが済んでいること ・原則として、居住している民間賃貸住宅の借主が、申込者本人または同居している配偶者であること ・月額家賃が22万円以下であり、滞納していないこと ・住民税を滞納していないこと ・申込世帯が独立して生計を営めること ・日本国籍を有しているか、外国籍の方は在留資格が「永住者」又は「特別永住者」等であること ・生活保護等を受けていないこと ・中国残留邦人等に対する支援給付を受けていないこと ・現在または過去に世帯として民間賃貸住宅家賃助成を受けていないこと ・当該年度に転入転居助成、多世代近居同居助成及び次世代育成転居助成による「予定登録申請中」「助成若しくは予定登録決定」をしていないこと 収　・世帯全員の前年の年間総所得の合計が510万円以下であること。	－	－	－	－	－	都市計画部住宅課 ℡03(5273)3567
		学生及び勤労単身者		〇月額1万円（家賃額を上限とする）を最長3年間 ※募集者数：30名	そ　・区内民間賃貸住宅に居住し、その事実を賃貸借契約書により確認できること ・基準日（10月1日）の前日までに住民登録の手続きが済んでいること ・月額家賃が9万円以下であり、滞納していないこと ・日本国籍を有しているか、外国籍の方は在留資格が「永住者」又は「特別永住者」等であること ・生活保護等を受けていないこと ・中国残留邦人等に対する支援給付を受けていないこと ・現在または過去に民間賃貸住宅家賃助成を受けていないこと ・当該年度に転入転居助成、多世代近居同居助成及び次世代育成転居助成による「予定登録申請中」「助成若しくは予定登録決定」をしていないこと 年　・基準日（10月1日）時点で18歳～28歳の単身者世帯であること（学生又は勤労者）	－	－	－	－	－	
	子育てファミリー世帯居住支援	転居		〇転居後の家賃上昇分（月額最大2万5千円）を最長2年間 〇引越代の実費で最大20万円 ※ H30年5月末にて新規募集は終了（継続者のみ助成）	そ　・義務教育修了前の児童を税法上扶養し、同居していること ・夫婦の場合、原則転居前後で同居していること ・区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居する世帯であること ・転居前後の世帯構成が同じであること ・転居後の住宅の借主が同居世帯員であること ・転居後の民間賃貸住宅の専有面積が一定の基準以上であること ・転居後の家賃が月額18万円以下であること ・日本国籍を有しているか、外国籍の方は在留資格が「永住者」又は「特別永住者」等であること ・住民税を滞納していないこと ・申込世帯が独立して生計を営めること ・生活保護等の他の民間賃貸住宅への入居に係る公的給付を受けていないこと ・過去に本制度を受けたことがなく、民間賃貸住宅家賃助成制度の適用を受けていないこと 収　・世帯全員の前年の年間総所得の合計が下記の金額以下であること。 （扶養親族の人数）　（総所得金額） 1人　5,300,000円以下 2人　5,680,000円以下 3人　6,060,000円以下 ※4人以上の場合、1人増加するごとに38万円を加算	－	－	－	－	－	都市計画部住宅課 ℡03(5273)3567

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	多世代近居同居助成	①高齢者世帯 ②障害者世帯 ③子育て世帯 及び①～③の親または子世帯		○礼金（権利金）、仲介手数料、不動産登記費用、引越代実費の合計 （いずれも、申請者世帯の世帯員が支払ったものに限る） 複数世帯 最大20万円、単身世帯 最大10万円まで ※年間50世帯を予定 ※新住居の契約・引越をする前に予定登録申請が必要です	そ ・子世帯又はその親世帯が、次のいずれかに該当していること ① 65歳以上の方を含む、60歳以上の方のみで構成する高齢者世帯 ② 要介護1～5、または障害者手帳（身体1～4級、精神、愛の手帳1～4度）のいずれかを保有する方を含む障害者世帯 ③ 義務教育修了前の児童を税法上扶養し、同居している子育て世帯 ・予定登録申請時に区外（新たに同居する場合は区内も可）に居住し、近日中に区内の住宅に近居または同居予定の世帯であること ・近居または同居しようとする子世帯または親世帯のいずれかが、区内に引き続き1年以上居住していること ・区外から転入する世帯の場合、過去6ヶ月の間に新宿区に居住したことがない ・近居の場合、申請者世帯の転入前後の世帯構成が同じであること ・同居の場合、同居前後の世帯構成が申請時の予定世帯構成と変更がないこと ・申請者世帯に夫婦がいる場合、原則申請前後で同居していること ・近居または同居しようとする住宅の契約者が、申請者世帯または子世帯並びに親世帯の世帯員（個人名義）であること ・近居または同居しようとする住宅が、建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること ・近居または同居しようとする住宅の専有面積が、別に規定する算出式による最低居住面積を満たしていること ・日本国籍を有しているか、外国籍の方は在留資格が「永住者」または「特別永住者」等であること ・住民税を滞納していないこと ・生活保護等の給付を受けていないこと ・過去に本制度及び「次世代育成転居助成」「転入転居助成」を受けたことがなく、申請年度に民間賃貸住宅家賃助成制度の適用を受けていないこと 収 ・世帯全員の前年の年間総所得の合計が下記の金額以下であること （扶養親族の人数）　（総所得金額） 0人　4,920,000円以下 1人　5,300,000円以下 2人　5,680,000円以下 3人　6,060,000円以下 ※4人以上の場合、1人増加するごとに38万円を加算	－	－	－	－	－	都市計画部住宅課 ℡03(5273)3567
	次世代育成転居助成	子育て世帯		○転居後の家賃上昇分（月額最大3万5千円）を最長2年間 ○引越代の実費で最大10万円 ※年間50世帯を予定 ※新住居の賃貸借契約・引越をする前に予定登録申請が必要です	そ ・義務教育修了前の児童を税法上扶養し、同居していること ・区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居する世帯であること ・区内に引き続き1年以上居住していること ・転居前後の世帯構成が同じであること ・申請者世帯に夫婦がいる場合、原則申請前後で同居していること ・転居前後の住宅のいずれも、借主が申請者世帯の世帯員（個人名義）であること ・転居前後の住宅のいずれも、2親等以内の親族が所有する住宅でないこと ・転居後の住宅が、建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること ・転居後の住宅の専有面積が、別に規定する算出式による最低居住面積を満たしていること ・転居後の住宅の家賃が、世帯人数別に規定する上限以下であること ・日本国籍を有しているか、外国籍の方は在留資格が「永住者」又は「特別永住者」等であること ・住民税を滞納していないこと ・生活保護等の給付を受けていないこと ・過去に本制度及び「多世代近居同居助成」「転入転居助成」を受けたことがなく、申請年度に民間賃貸住宅家賃助成制度の適用を受けていないこと 収 ・世帯全員の前年の年間総所得の合計が下記の金額以下であること。 （扶養親族の人数）　（総所得金額） 1人　5,300,000円以下 2人　5,680,000円以下 3人　6,060,000円以下 ※4人以上の場合、1人増加するごとに38万円を加算	－	－	－	－	－	都市計画部住宅課 ℡03(5273)3567
	住み替え居住継続支援	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯		助成額等については、お問い合わせください。	そ　居住する区内の民間賃貸住宅の取り壊し等に伴う立退きにより転居を余儀なくされる高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯に転居に要する費用の一部を助成し、住み替え居住継続を支援します。 助成対象世帯の資格要件については、お問い合わせください。	－	－	－	－	－	都市計画部住宅課 ℡03(5273)3567

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
文京区	高齢者・障害者・ひとり親世帯移転費用等助成	高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯	助成金	○家賃助成 転居後の家賃から所得による負担額と転居前の家賃を比較して高い方の額を差し引いた額　上限2万円 ○移転費用 礼金、仲介手数料、引越経費の合計額　上限15万円	そ 以下のいずれかに該当すること。 (1)65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯であること (2)身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上を含む世帯であること (3)18歳未満のお子さんのいる母子家庭・父子家庭又は、父母の死亡等により、18歳未満のお子さんを祖父母などが養育している世帯であること 収 ・前年の世帯の年間総所得が189万6千円以下であること そ 以下の要件を備えていること。 (1)区内に引き続き1年以上居住していること (2)立ち退き又は住環境改善のため区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅へ住み替えること (3)独立して日常生活を営むことができること (4)生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯でないこと (5)高齢者賃貸住宅登録事業の家賃助成を受けたことがないこと (6)暴力団員でないこと (7)住民税を滞納していないこと (8)現に居住する民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと (9)この制度を利用したことがないこと	－	－	－	－	－	福祉部福祉政策課 TEL 03(5803)1220
	高齢者等住宅修築資金助成	高齢者世帯・心身障害者世帯	助成金	○高齢者・心身障害者の住宅のバリアフリー、防水板設置、災害り災復旧工事税抜き工事費の10%（1,000円未満切捨て・上限20万円）	そ 65歳以上又は心身障害者世帯に属する者であること 住民税の滞納がないこと 助成金や利子補給を受けたことがない住宅であること 平成31年3月31日までに区の工事完了現地調査が受けられること　など	－	－	－	－	－	都市計画部住環境課 TEL 03(5803)1374
	がけ整備資金助成	一般	助成金	擁壁の築造工事に要する費用と擁壁の築造に係る工事監理業務に要する費用の合計額の1/2とし、上限100万円	そ 区の区域内において、新たに擁壁を築造しようとする者 次に掲げる者については助成対象者としない (1)国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体 (2)宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者（業として改修工事を行う場合に限る。） (3)都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為をしようとする者 (4)住民税（法人の場合においては、法人住民税）を滞納している者	－	－	－	－	－	都市計画部地域整備課 TEL 03(5803)1846
	ブロック塀等改修工事助成		助成金	○既存ﾌﾞﾛｯｸ塀等撤去：3,000円/m～10,000円/m ○塀の改修設置：7,000円/m～25,000円/m ※塀の構造及び高さによりm当たりの助成金額を決定する。	そ ・助成対象は一般交通の用に供される道に面した、地震時に倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者等。 次に掲げる者については助成対象者としない (1)国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体 (2)宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者（業として改修工事を行う場合に限る。）	－	－	－	－	－	都市計画部地域整備課 TEL 03(5803)1500
	屋上等緑化補助		補助金	○屋上緑化及びﾍﾞﾗﾝﾀﾞ：緑化に要した費用の1/2と緑化面積2万円/1㎡のいずれか低い方 ○壁面緑化：緑化に要した費用の1/2と緑化面積1万円/1㎡のいずれか低い方 ○補助金限度額は合計で40万円	そ ・屋上、壁面等を緑化する建築物の所有者・管理者 ・屋上緑化及びベランダ：緑化部分が連続して5㎡以上で、樹木の植栽面積がその50%以上であること ・壁面緑化：支持補助資材等を使用したもので、高さが3m以上で、かつ面積が10㎡以上であること。	－	－	－	－	－	土木部みどり公園課 TEL 03(5803)1254
	生垣造成補助			○生垣の新設：14,000円/m ○既存ﾌﾞﾛｯｸ塀等撤去：8,000円/m	そ ・生垣用樹木の高さが1m以上あり、かつ前面の縁石等上端から高さが1m以上あること ・生垣の総延長が2m以上であること ・一般の通行に利用されている道路に面していること ・生垣が道路上から見える状態であること。 ・生垣を設置する縁石等の高さが道路面から40cm以内であること	－	－	－	－	－	
	住宅用太陽光発電システム設置費助成			5万円/kw(上限20万円)	そ ・区民 区内の住宅に居住し、発電された電力を居住する住宅で使用すること。 ・管理組合等 発電された電力を共用部分だけで使用すること。 ・一般財団法人電気安全環境研究所,又は国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証をうけた設備又はそれと同等であると区が認める設備 ・設置後申請（ただし、設備の設置日に応じた申請期間内）	－	－	－	－	－	環境政策課環境調整係 TEL 03(5803)1259

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
文京区	CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）設置費助成	一般	補助金	9万円/台	そ　・区内在住者または区内で商業、工業を営む中小企業者 ・設置後申請　（ただし、設備の設置日に応じた申請期間内） CO2冷媒を使用している給湯器で、日本工業規格JIS　C　9220の年間給湯（保温）効率（JIS）が3.1以上（風呂保温（フルオート）機能ありは2.7以上、240L未満の小容量タイプ（一体型含む）・多缶式タイプ（薄缶2缶等）・多機能タイプについては、2.7以上）であるもの。又はそれと同等であると区が認める設備。	－	－	－	－	－	環境政策課環境調整係 TEL 03(5803)1259
	家庭用燃料電池（エネファーム）設置費助成			15万円/台	そ　・区内在住者または区内で商業、工業を営む中小企業者 ・設置後申請　（ただし、設備の設置日に応じた申請期間内） ・一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）認定設備であること。又はそれと同等であると区が認める設備。	－	－	－	－	－	
	家庭用蓄電システム設置費助成			1万円/kWh（上限10万円まで）	そ　・（1）太陽光発電システムもしくは（2）家庭用燃料電池と常時接続すること （1）－1助成対象者 ・太陽光発電システムに常時接続する場合は区内在住者または管理組合等 （1）－2 対象認定設備 環境共創イニシアチブの対象機器であるリチウムイオン蓄電システム、または区が同等であると認めた設備 （2）－1助成対象者 ・家庭用燃料電池に常時接続する場合は区内在住者または区内で商業、工業を営む中小企業者 （2）－2対象認定設備 ・環境共創イニシアチブの対象機器であるリチウム蓄電システムまたは区が同等と認めたもので、停電時に家庭用燃料電池システムを起動し発電させることができるもの ・設置後申請　（ただし、設備の設置日に応じた申請期間内	－	－	－	－	－	
	耐震診断助成	一般・高齢・障害者	助成金	○木造建築物（一般）：耐震診断に要した費用の8/10（上限10万円） ○木造建築物（高齢者等居住）：耐震診断に要した費用の10/10（上限20万円） ○非木造建築物：耐震診断に要した費用の1/2（上限50万円） ○特定既存耐震不適格建築物：耐震診断に要した費用の1/2（上限100万円） ○分譲マンション：耐震診断に要した費用の1/2（上限150万円）	そ　・耐震診断を行う建物の所有者。建物の所有者が複数の場合は、建物の所有者の代表者が申請できる。 ・区内にある昭和56年5月31日以前に建築された建築物が対象。	－	－	－	－	－	都市計画部地域整備課 TEL 03(5803)1846
	耐震設計助成	一般	助成金	○非木造住宅：耐震設計に要した費用の1/2（上限40万円） ○分譲マンション：耐震設計に要した費用の1/2（上限250万円）	そ　・耐震診断に基づき、耐震改修設計を行う建物の所有者。建物の所有者が複数の場合は、建物の所有者の代表者が申請できる。 ・区内にある昭和56年5月31日以前に建築された住宅建築物（共同住宅・併用住宅を含み、延べ面積の1/2以上を住宅の用に供するものに限る）が対象。 ・その他要件あり。						
	耐震改修工事助成	一般・高齢・障害者	助成金	○木造住宅（一般）：工事費の1/2（上限120万円） ○木造住宅（高齢者等居住）：工事費の3/4（上限240万円）	そ　・耐震改修工事等を行う建物の所有者。建物の所有者が複数の場合は、建物の所有者の代表者が申請できる。 ・準防火地域内にある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅が対象。 ・その他要件あり。						
		一般	助成金	○木造住宅建替え除却：解体工事費の1/2（上限60万円）	そ　・建替えを行う建物の所有者。建物の所有者が複数の場合は、建物の所有者の代表者が申請できる。 ・耐震化促進地区内にある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅が対象。 ・木造住宅を除却し、建替え後の建築物が建築基準法上の耐火建築物または準耐火建築物とする。 ・その他要件あり。						
		一般・高齢・障害者	助成金	○木造住宅耐震シェルター（一般）：工事費の1/2（上限20万円） ○木造住宅耐震シェルター（高齢者等居住）：工事費の3/4（上限40万円）	そ　・耐震改修工事等を行う建物の所有者。建物の所有者が複数の場合は、建物の所有者の代表者が申請できる。 ・防火地域内にある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（併用住宅を含み、延べ面積の1/2以上を住宅の用に供するものに限る）が対象。 ・その他要件あり。						
		一般	助成金	○非木造住宅耐震改修：工事費の1/2（上限300万円） ○分譲マンション：工事費の1/2（上限2,000万円）	そ　・耐震改修工事等を行う建物の所有者。建物の所有者が複数の場合は、建物の所有者の代表者が申請できる。 ・区内にある昭和56年5月31日以前に建築された建築物が対象。 ・その他要件あり。						

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
文京区	不燃化特区事業　不燃化建替えの促進助成	一般	助成金	戸建て住宅 〇除却費助成金：次のうちいずれか低い額 ・除却建築物の延べ床面積×25,000円/㎡ ・実際に除却に要した額 〇建築設計費助成金：建替えに伴って必用な建築設計及び工事監理に要する費用として区が定める額。建替え後の建築物の補助対象床面積は地上1階～3階までとする。 ※　補助対象床面積の合計は300㎡を上限 共同住宅・長屋 〇除却費助成金：次のうちいずれか低い額 ・除却建築物の延べ床面積×25,000円/㎡ ・実際に除却に要した額 〇建築設計費助成金： イ）建築設計、工事監理に要した費用 ロ）区が別に定める単価及び掛け率で乗じて算出した額 ［イ、ロのいずれか低い額］×［補助対象面積率（住宅部分の割合）］×2/3 ※　補助対象床面積の合計は300㎡を上限	そ　・除却建築物が木造建築物（大塚5、6丁目地区内のみ）であること（耐火建築物又は準耐火建築物は除く） ・除却建築物が耐用年数（22年）の2/3を経過していること ・敷地面積が60㎡以上（その他要件あり） ・建替え後の建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること ・既存建築物を除却した後1年以内に建築工事が完了すること ・建替え後の建築物の形状、外壁等の色彩等が周辺の環境に配慮したものであること	－	－	－	－	－	都市計画部地域整備課 TEL 03(5803)1844
	不燃化特区事業　老朽建築物の除却助成			〇除却費助成金：次のうちいずれか低い額 ・除却建築物の延べ床面積×25,000円/㎡ ・実際に除却に要した額	そ　・除却建築物が昭和56年以前に建築された木造建築物（大塚5、6丁目地区内のみ）であって、区の調査により　危険であると認められたもの（耐火建築物又は準耐火建築物は除く） ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項に規定する延焼等危険建築物 ・区長が特に必要があると認められた建築物						
	不燃化特区事業　住替え助成			〇転居一時金：仮住居の賃貸借契約時に要する礼金、権利金及び仲介手数料 〇住居用家財移転費用：仮住居への住替えに伴う住居用家財の運搬に要する自動車運送業者への支出、レンタカーの借り受けに要した支出 〇家賃：仮住居の賃貸料の3月分（光熱水費、共益費等を除く） 上記のいずれも実際に要した費用と区が定める額のいずれか低い額 ただし、世帯人数により上限額は異なる	そ　・不燃化建替えの促進助成にて建替えを行う建築物所有者であること ・建替えに伴い仮住居へ住替えを行うものであること ・住替え先は昭和56年以後に建築された建築物であること						

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
台東区	台東区密集住宅市街地整備促進事業地区内における不燃化建替え等助成制度	一般	助成金	【助成金額】 ○戸建建替え助成・共同住宅建替え助成（老朽建築物除却費に対し上限150万円、建築設計費及び工事監理費の45%かつ上限150万円） ○老朽建築物除却助成（老朽建築物除却費に対し上限150万円）	そ　・老朽住宅等を所有する個人・中小企業者 ・台東区内の不燃化特区において老朽建築物及びこれに付属する工作物を除却し、耐火建築物又は準耐火建築物を建築する場合。または老朽建築物及びこれに付属する工作物を除却する場合 ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	都市づくり部地区整備課 ℡ 03(5246)1365
	台東区密集住宅市街地整備促進事業助成金			○除却費 ○調査設計計画費 ○共同施設設備費	そ　・事業地区内で老朽建築物等又はその土地を2年以上継続して所有する個人・中小企業者 ・老朽建築物等を除却し、耐火建築物又は準耐火建築物を建築する場合 ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	
	台東区浅草北部地区における不燃化建替え等助成制度			【助成金額】 240万円	そ　・老朽住宅等を所有する個人・中小企業者 ・事業地区内で老朽建築物を除却し、耐火建築物又は準耐火建築物を建築する場合 ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	
	住まいの共同化と安心建替え支援制度			【助成金額】 延べ面積×基準工事単価×基本設計料率×80% 【加算助成】 人数加算、仮住居費	そ　●共同化助成 ・空地要件(幅員0.5m以上の歩道状の空地等)を満たし2以上の敷地の上に2人以上の地権者が1棟の共同住宅を建て、区分所有する場合 ・敷地面積100㎡以上1,000㎡未満 ・地上3階以上 ・一棟当たり50㎡以上の住宅総面積が延べ面積の1/2以上、一部屋の面積は最低7㎡以上 ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	
				【助成金額】 120万円	そ　●三世代住宅助成 ・親と子と孫が同居する ・空地（幅員0.5m以上の歩道状の空地）を整備 ・住宅専用面積が70㎡以上、居室4室以上で一部屋の面積は最低7㎡以上。 ・次の3点を満たした高齢者に配慮した住宅。イ：室内（浴室を含む）に段差なし　ロ：玄関・廊下に手すり（手すり下地）を設置　ハ：トイレと浴室に手すりを設置 ・その他、要件あり						
				【助成金額】 準耐火構造としなければならない建築物　→　耐火構造　：120万円 防火構造としなければならない建築物　→　準耐火構造　：120万円 防火構造としなければならない建築物　→　耐火構造　：240万円 【耐震加算】 50万円（S56年以前の建築物、延べ床面積の1/2以上が住宅）	そ　●安心助成 ・準防火地域内（不燃化特区を除く）に一戸建て住宅を建て、申請者が居住する場合 ・建築基準法の規定よりも耐火性能等を向上させた準耐火又は耐火構造の建築物 ・延べ面積50㎡以上 ・その他、要件あり						
	耐震診断助成			○木造住宅：耐震診断費用の10/10かつ上限15万円 非木造住宅：耐震診断等費用の1/2かつ上限50万円 住宅以外：耐震診断等費用の8/10かつ上限15万円	そ　・昭和56年5月31日以前に建築された建築物の所有者または使用者 ・住宅として申請する場合は、延床面積の1/2以上が住宅であるもの ・木造住宅以外は補強設計まで実施すること ・住民税等の滞納なし ・個人または中小企業者 ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	都市づくり部建築課 ℡ 03(5246)1335
	補強設計助成（木造住宅）			○補強設計費用の1/2かつ上限6万円	そ　・木造で耐震診断の結果が総合評点が1.0未満であるもの ・区の耐震診断助成を受けた建築物の所有者または使用者 ・個人であること ・住民税等の滞納なし ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	
	耐震改修工事助成（住宅）			○耐震改修工事費用の1/2かつ上限150万円 重点地域：耐震改修工事費用の2/3かつ上限200万円	そ　・耐震診断の結果が木造の場合は総合評点が1.0未満、非木造の場合は耐震診断指標Is値が0.6未満 ・区の耐震診断助成（木造住宅の場合は補強設計助成）を受けた建築物の所有者または使用者 ・個人であること ・住民税等の滞納なし ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	
	除却工事助成			○除却工事費用の1/3かつ上限50万円	そ　・昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断の結果が木造の場合は総合評点が0.7未満、非木造の場合は耐震診断指標Is値が0.3未満である建築物の所有者 ・住民税等の滞納なし ・個人または中小企業者 ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	
	ﾌﾞﾛｯｸ塀等の改善工事助成			○改善工事費用の1/2かつ上限15万円	そ　・道路に面し、高さ1.2mを超え、かつ安全性に支障があるﾌﾞﾛｯｸ塀などの所有者 ・住民税等の滞納なし ・法人の場合は中小企業者 ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	
	がけ・擁壁の改修工事助成			○改善工事費用の3/10かつ上限100万円	そ　・区が調査した、高さ1.5m以上、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす崖・擁壁の所有者 ・住民税等の滞納なし ・法人の場合は中小企業者 ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	
	外壁等落下防止のための改善工事助成			○改善工事費用の5/100かつ上限50万円	そ　・道路に面し、3階以上の部分で落下の恐れがある窓ｶﾞﾗｽ、外装材等を有する建物所有者または使用者 ・住民税等の滞納なし ・法人の場合は中小企業者 ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
台東区	民間建築物アスベスト対策費助成	個人、共同住宅の管理組合	助成金	○アスベスト調査費 調査費用の1/2かつ上限10万円（簡易調査の場合は、上限1万円） ○アスベスト除去等工事費 調査費用の1/2かつ住宅の場合は上限30万円、共同住宅の場合は上限100万円	そ ・屋内外においてアスベスト含有の可能性のある吹付け材が露出した状態で使用されている住宅又は共同住宅で、今後とも継続して使用すること（除却は対象外） ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	都市づくり部建築課 TEL03(5246)1340
	マンション耐震改修工事等助成	分譲マンション管理組合・賃貸マンション所有者	助成金	○耐震アドバイザー派遣 1回の派遣につき2万円を限度とする。（同一マンションにつき5回まで） ○耐震診断 耐震診断費用の1/2、ただし、延べ面積1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3以上の場合は200万円以内※設計図書の復元等に対する加算あり ○補強設計 補強設計費用の1/2、ただし、延べ面積1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3以上の場合は200万円以内 ○耐震改修工事 耐震改修工事費用の1/2、ただし、延べ面積1,000㎡未満の場合は250万円以内、延べ面積1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3以上の場合は1,500万円以内	そ ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた非木造の耐火又は準耐火建築物 ・住戸面積の合計が延べ面積の2分の1を超える ・法令等に違反して、現に是正の指導を受けていない ・分譲マンションの管理組合または管理組合法人で、耐震診断等の実施について総会決議で承認を得ている（耐震アドバイザー派遣を除く） ・賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者で、住民税（個人または法人）を滞納していないもの	－	－	－	－	－	耐震アドバイザー派遣 都市づくり部まちづくり推進課 TEL03(5246)1366 耐震診断・補強設計・耐震改修工事 都市づくり部住宅課 TEL03(5246)1468
	ﾏﾝｼｮﾝ計画修繕調査費助成制度	分譲マンションの管理組合・賃貸マンション所有者	助成金	○調査費（消費税を除く）の1/3、又は限度額のいずれか低い方 ①建物調査（限度額） 50戸以下　30万円 51～100戸　44万円 101戸以上　67万円 ②給排水調査（限度額） 100戸以下　19万円 101戸以上　29万円	そ ・過去10年以内に同じ調査項目の助成を受けていない ・管理規約に基づき、管理組合が適正に運営されている ・調査の実施及び経費について総会又は臨時総会で決議がされている ・「台東区マンション管理組合登録制度」に登録している、又は登録すること ・賃貸マンションの場合、所有者が住民税を滞納していない　など	－	－	－	－	－	都市づくり部住宅課 TEL03(5246)1468
	住宅修繕資金融資あっせん	一般	利子補給	○工事費の80%かつ上限500万円	年 ・最終償還時75歳未満 そ ・区内居住1年以上 ・融資金の返済及び利子の支払いに十分な能力を有すること ・世帯全員が住民税を滞納していないこと　など	0.50%	0.50%	10年以内	保証のみ	可	都市づくり部住宅課 TEL03(5246)1217
	住宅修繕資金融資あっせん（マンション共用部分）			○1戸あたりの工事負担額の80%かつ上限100万円	年 ・最終償還時75歳未満 そ ・区内居住1年以上 ・融資金の返済及び利子の支払いに十分な能力を有すること ・世帯全員が住民税を滞納していないこと　など	0.50%	0.50%	5年以内	保証のみ	可	
	ﾏﾝｼｮﾝｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ利用助成制度	分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者・賃貸マンション所有者	助成金	（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが定めているｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ制度利用料金の全額 管理アドバイザーA、Bコース、建替え・改修アドバイザーAコースは各コース年1回まで。建替え・改修アドバイザーBコースは1マンションにつき1回限り	そ ・分譲マンションの管理組合の場合、台東区マンション管理組合登録制度に登録している又は登録すること ・建替え・改修アドバイザー制度Bコースの助成は概ね築30年以上の分譲マンションの管理組合又は賃貸マンション所有者	－	－	－	－	－	都市づくり部住宅課 TEL　03（5246）1468
	マンション共用部分バリアフリー化支援助成	分譲マンションの管理組合又は賃貸マンションの個人所有者	助成金	【助成金額】 対象工事費（消費税を除く）の1／3、50万限度 （対象工事） 段差の解消、手すりの設置 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに準じた内容となること	そ ・分譲マンションの管理組合 ①延べ面積の2分の1以上が居住用であること ②管理規約が整備され、管理組合が適正に運営されていること ③バリアフリー化工事の実施及び経費について総会又は臨時総会で決議されていること ④本制度又はバリアフリー化工事について、他の助成金を受けていないこと ⑤今後区が実施するバリアフリー化工事実施後の調査やアンケートに協力が可能なこと ⑥台東区マンション管理組合登録制度に登録していること又登録すること ・賃貸マンションの個人所有者 ①延べ面積の2分の1以上が居住用であること ②賃貸マンションが申込者個人の所有であることが確認できること ③所有者が住民税を滞納していないこと ④本制度又はバリアフリー化工事について、他の助成金を受けていないこと ⑤今後区が実施するバリアフリー化工事実施後の調査やアンケートに協力が可能なこと	－	－	－	－	－	都市づくり部住宅課 TEL　03（5246）1468
	子育て世帯住宅リフォーム支援制度	一般	助成金	【助成金額】 対象工事費（消費税を除く）の1／3、20万円限度 （対象工事） 手すりの取付、段差の解消、滑りの防止のための床材の変更等 進入防止フェンスの設置、コンセント位置の移動、 引き残しの確保のための扉の取替等 柱・壁・作り付け家具等の面取り加工等　ドアストッパー等の設置 指はさみ防止のための折戸取替等、浴室扉の鍵の設置等 （物品のみの購入は対象外）	収 ・前年の世帯の総所得金額の合計が800万円以下であること そ ・小学生以下の子供がいるか、出産前で母子健康手帳の交付を受けた方がいる世帯 ・申込者本人が居住する区内の住宅であること、マンション等共同住宅の場合は専有部分のみが対象 ・居住予定の場合は、リフォーム工事完了日から30日以内、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに居住し、住民登録をすること ・台東区で実施している他制度による助成金等を受けていないこと ・世帯全員が住民税を滞納していないこと ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	都市づくり部住宅課 TEL 03(5246)1367

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
台東区	民間住宅活用モデル事業 （空き家活用モデル事業）	区内にある空き家の所有者	補助金	【補助金額】 改修工事費用（消費税等を除く）の1/2（限度額50万円） （対象工事） 子育てに配慮した住宅への改修工事を含む工事一式 及びそれと併せて実施するバリアフリー改修工事、省エネ改修工事	そ ・昭和56年6月1日以降に着工した建築物または新耐震基準に適合する耐震改修済の建築物または本改修工事に併せて別途耐震改修工事を行う建築物 ・居住用として賃貸する住宅部分の延べ床面積が50㎡以上ある戸建住宅 ・台所、水洗便所、洗面設備及び浴室を有していること ・改修工事の請負契約を応募時点で締結済みであり、かつ未着工であること ・改修工事完了後、子育て世帯向け用賃貸住宅として、5年間貸出すこと ・改修工事後の家賃月額は2，000円/㎡を超えないこと ・その他、要件あり	－	－	－	－	－	都市づくり部住宅課 TEL　03（5246）1468
	再生可能エネルギー機器等助成金 （太陽光発電システム、家庭用燃料電池、共同住宅共用部用太陽光発電システム、共同住宅共用部用LED照明）	個人、マンション管理組合、法人 ※共同住宅共用部用LED照明及び共同住宅共用部用太陽光発電システムはマンション管理組合または、建物の所有者、駐車場緑化はマンション管理組合又は土地の所有者	助成金	【助成金額】 (1)太陽光発電システム…1kWあたり5万円（上限20万円） (2)家庭用燃料電池（エネファーム）…1台あたり14万円 (3)共同住宅共用部用太陽光発電システム・・・1kwあたり5万円（上限50万円） (4)共同住宅共用部用LED照明・・・工事費用(税抜）×20%(上限30万円）	そ【助成対象要件】 (1)太陽光発電システム、(3)共同住宅共用部用太陽光発電システム 財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの。 ※共同住宅共用部用太陽光発電システムは共用部の電力供給又は電力会社への売電のために設置すること。 (2)家庭用燃料電池(エネファーム) 燃料電池ユニットは、定格運転時に0.5～1.5kwの発電出力があり、排熱を有効利用できること。定格運転時の発電効率がLHV基準33%(HHV基準で30%相当)以上で、総合効率がLHV基準80%(HHV基準で72%相当)以上であること。貯湯ユニットに50ℓ以上のタンクを有し、排熱を蓄えられること。ただし、発電効率がLHV基準47%以上の場合、貯湯容量は25ℓ以上とする。 (3)共同住宅共用部用LED照明 ※新築・増改築工事は対象外 ・共同住宅共用部に導入し、10万円（税抜）以上の工事であること。 ・既存の照明器具の取り換え工事であること、又は「LED照明導入に関する確認書」により安全性の確認ができたもの。 ①直管型LEDランプ 固有エネルギー消費効率が60lm/w以上であり、定格寿命が4万時間以上であること。 ②直管型以外のLEDランプ ・定格光束が600lm未満はすべて対象。定格光束が600lm以上2,200lm未満は、固有エネルギー消費効率が30lm/w以上、2,200lm以上は60lm/W以上であること。 ・定格寿命が3万時間以上であること。 ③LED誘導灯器具 ・都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱別表4のLED誘導灯器具の指定基準を満たすものであること。 ④LED非常灯 ・LED非常灯については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の5に基づく、国土交通大臣の認定を受けた製品であること。	－	－	－	－	－	環境清掃部環境課 TEL　03（5246）1281
	雨水貯留槽設置助成金			【助成金額】 本体、付属機器の購入費及び設置費用の合計（税抜）の1/2 1台の上限5万円（2台まで助成可能）	そ【助成対象要件】 ・雨水を利用し、二次利用水として再利用できるもの。 （※雨水浸透マス、浸透トレンチは対象外）	－	－	－	－	－	
	高反射率塗料施工助成金			【助成金額】 ①助成対象面積（㎡）×2,000円 ②工事費用（税抜）の1/2 ①・②のどちらか金額の低い方 上限15万円	そ【助成対象要件】 ・屋上又は屋根部（笠木・立上り含む）等に塗布すること。 ・国内の第三者機関における日射反射率の測定値が近赤外域で40%以上の高日射反射塗料、又は50%以上の高日射反射防水塗料又はシートであること。	－	－	－	－	－	
	窓、外壁等の遮熱・断熱改修			【助成金額】 工事費用（税抜）×20%（上限15万円）	そ【助成対象要件】 ※新築・増改築工事や外気等に接しない部分への工事は対象外。 (1)窓の断熱改修 ・外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修すること。（サッシと共に改修する場合を含む） ・対象となる室内すべての窓を改修をすること。（建物の全部屋ではない） ・改修後の窓の断熱性能が熱貫流率4.65以下（次世代エネルギー基準内）であること。 (2)壁、天井、床、屋根、屋上の断熱改修 ・使用する断熱材が、「断熱等性能等級4　技術基準」に規定する断熱材の厚さの基準以上であること。	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
台東区	民間施設緑化助成金 （屋上・壁面・地先・駐車場緑化）	個人、マンション管理組合、法人 駐車場緑化はマンション管理組合又は土地の所有者	助成金	【助成金額】 (1)屋上緑化 ①助成対象面積(㎡)×2万円 ②工事費用(税抜)×1/2 ①･②のどちらか金額の低い方(上限30万円) (2)壁面緑化 ①助成対象面積(㎡)×5,000円 ②工事費用(税抜)×1/2 ①･②のどちらか金額の低い方(上限15万円) (3)地先緑化 ①助成対象緑化延長(m)×1万円 ②工事費用(税抜)×1/2 ①･②のどちらか金額の低い方(上限10万円) (4)駐車場緑化 ①助成対象面積（㎡）×１万円 ②工事費用（税抜）×１/2 ①･②のどちらか金額の低い方(上限10万円) 複数の助成金を受ける場合は上限50万円	そ【助成対象要件】 (1)屋上緑化 屋上又は屋根のないベランダに最低1㎡以上の緑化区画を設け、樹木、芝生、多年草等を植栽したもの。0.4㎡/基以上の既製プランター(大型フラワーポット)を含む。 (2)壁面緑化 建築物の壁面に、ネット等の補助資材を使用し1㎡以上の緑化区画を設置し、つる性植物等を這わせたもの。(壁面に固定された藤棚等の緑化を含む) (3)地先緑化 緑化の接道延長1m以上、且つ奥行20cm以上の緑化区画を設け、樹木、多年草等を植栽したもの。 (4)駐車場緑化 民間の貸し駐車場であり、1㎡以上緑化すること。緑化を3年以上維持すること。 【建物の条件】 屋上緑化・壁面緑化は敷地面積300㎡未満の新築・増改築建物、1000㎡未満の既存建物 地先緑化は1000㎡未満の既存建物。駐車場緑化は新築工事と同時に施工し、台東区みどりの条例に係るものは対象外。	－	－	－	－	－	環境清掃部環境課 TEL　03（5246）1323
	プランター設置助成金	個人、マンション管理組合、法人		【助成金額】 ①設置面積(㎡)×3万円 ②設置経費(税抜)×1/2 ①･②のどちらか金額の低い方(上限5万円)	そ【助成対象要件】 ・プランターの場合は1個あたり幅30cm以上、ハンキングバスケットの場合は1個あたり幅25cm以上であること。 ・プランター等の設置合計面積は0.25㎡以上であること。 ・自らの敷地内で、道路に面した場所に設置すること。※公道・私道上は対象外です。 ・一年草または多年草で年間を通じて花を観賞できるものを植付けること。 ・設置前に区へ事前協議すること。	－	－	－	－	－	環境清掃部環境課 TEL　03（5246）1323
	重度身体障害者住宅改造費助成	一般		●中規模改修：641，000円 ●屋内移動設備 機器費：979，000円 設置費：353，000円	●中規模改修 年　･6歳以上65歳未満 そ　身体障害者手帳所持者で下記のいずれかの者 ①下肢または体幹機能障害の2級以上の者 ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 ●屋内移動設備 年　6歳以上 そ　身体障害者手帳所持者で下記のいずれかの者 ①上肢、下肢または体幹機能障害の1級の者 ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	－	－	－	－	－	福祉部障害福祉課 TEL　03（5246）1202

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）本人負担	利率（年利）自治体負担	償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
墨田区	住宅修築資金融資あっせん	一般・高齢者・障害者・騒音防止・防災対策・吹付アスベスト対策	利子補給	○増改築・修繕・模様替え・改良・ブロック塀改造・吹付けアスベストの除却等 各500万円（工事にかかる金額の範囲）	年　・満20歳以上 収　・所得1,200万円以下 そ　・区内居住1年以上 ・住民税の滞納なし　など	一般　2.0% 特別　1.0% 騒音　1.0% 防災　0.0% ｱｽﾍﾞｽﾄ　0.0%	一般　0.0% 特別　1.0% 騒音　1.0% 防災　2.0% ｱｽﾍﾞｽﾄ　2.0%	300万円までは7年以内、300万円超えて500万円までは10年以内	しんきん保証基金と保証委託契約	可	都市計画部住宅課 計画担当 ℡ 03(5608)6215
	不燃建築物建築促進助成事業	一般	助成金	○210万円(基本額) ※仮住居費等に加算あり	そ　・建築主(個人、中小企業者、公益社団法人、公益財団法人等) ・文花地区、明治通り、水戸街道、八広はなみずき通りなど区が指定した区域で不燃建築物を建築した場合	－	－	－	－	－	都市計画部 防災まちづくり課 不燃化・耐震化担当 ℡ 03(5608)6268（不燃化） 03(5608)6269（耐震化）
	主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付事業			○150万円(基本額) ※仮住居費等に加算あり	そ　・建築主(個人、中小企業者、公益社団法人、公益財団法人等) ・区が指定した主要生活道路の沿道地域で道路後退に伴い不燃建築物を建築した場合	－	－	－	－	－	
	防火・耐震化改修促進助成事業			○100万円を限度とし、かつ改修工事費以内 ※その他加算あり	そ　・昭和56年5月31日以前に着工された木造建築物の防火性能と耐震性能を同時に向上させる改修を行う個人または 中小企業者、公益社団法人、公益財団法人等。 ・区が指定した区域で防火・耐震化改修を行った場合	－	－	－	－	－	
	墨田区都市防災不燃化促進事業			○210万円～ ※1階から3階までの延べ床面積による ※その他加算あり	そ　・建築主(個人、中小企業者、公益社団法人、公益財団法人等) ・区が指定した区域で耐火建築物を建築した場合	－	－	－	－	－	
	不燃化10年プロジェクト不燃化促進助成事業			①150万円(基本額) ※その他加算あり ②建築設計費100万円 除却費上限90万円 ※その他加算あり	そ　①・建築主(個人、中小企業者、公益社団法人、公益財団法人等) ・区が指定した区域で不燃建築物を建築した場合 そ　②・建築主(個人、中小企業者、公益社団法人、公益財団法人等) ・区が指定した区域で老朽建築物を準耐火建築物等に建替えた場合	－	－	－	－	－	
	墨田区民間建築物耐震診断助成事業	一般	助成金	木造の場合 限度額：7.5万円（高齢者等が居住する場合は15万円） 助成率：1／2（高齢者等が居住する場合は1／1） 非木造の場合 限度額：50万～204.5万円(診断対象床面積による) 助成率：1／2	そ　区内にある1981年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を行う個人および中小企業者(所有していない場合は所有者の承諾が必要) そ　区内にある1981年5月31日以前に着工した非木造建築物の耐震診断を行う個人および中小企業者(所有していない場合は所有者の承諾が必要)	－	－	－	－	－	
墨田区	木造住宅耐震改修促進助成事業	一般	助成金	耐震改修計画作成の場合 限度額：5万円（緊急対応地区内で上部構造評点1.0以上とする場合は15万円） 助成率：1／2（緊急対応地区内で上部構造評点1.0以上とする場合は1／1） 簡易改修工事の場合 限度額：40万～80万円 助成率：1／3～5／6 耐震改修工事の場合 限度額：135万～150万円 助成率：1／2～5／6 耐震・バリアフリー改修促進支援事業の場合 限度額：80万円 （緊急対応地区内で上部構造評点1.0以上とする場合は150万円） 助成率：5／6 主要生活道路沿道の場合 限度額：60万又は80万円 （緊急対応地区内で上部構造評点1.0以上とする場合は135万円又は150万円） 助成率：3／4～5／6 民間木造賃貸住宅改修支援事業の場合 限度額：45万 （緊急対応地区内で、およそ10年以内に段階的に上部構造評点1.0以上とする場合は1回につき45万円で3回（計135万円）まで） （緊急対応地区内で1回に工事で上部構造評点1.0以上とする場合は150万円） 助成率：2／3 耐震装置設置の場合 限度額：50万円 助成率：9／10 除却の場合 限度額：50万円 助成率：1／2	そ　区内にある1981年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震補強設計を行う個人および中小企業者(所有していない場合は所有者の承諾が必要) そ　区内にある1981年5月31日以前に着工した木造住宅の簡易改修工事を行う個人および中小企業者(所有していない場合は所有者の承諾が必要) そ　区内にある1981年5月31日以前に着工した木造住宅の簡易改修工事を行う個人および中小企業者(所有していない場合は所有者の承諾が必要) そ　福祉住宅改修助成事業に基づく住宅改修と併せて、区内にある1981年5月31日以前に着工した木造住宅の簡易改修工事または耐震改修工事を行う個人および中小企業者(所有していない場合は所有者の承諾が必要) そ　墨田区都市計画マスタープランで定める主要生活道路のうち、規則で定める指定道路の沿道にある1981年5月31日以前に着工した木造住宅簡易改修工事または耐震改修工事を行う個人および中小企業者(所有していない場合は所有者の承諾が必要) そ　区内にある1981年5月31日以前に着工した木造賃貸住宅の簡易改修工事を行う個人および中小企業者(所有していない場合は所有者の承諾が必要) そ　区内にある1981年5月31日以前に着工した木造住宅で、耐震性が不足していると耐震診断又は「わが家の耐震診断」により専門家が倒壊の恐れがあると判断した木造住宅において、高齢者等の居住者の生命を守ることを目的として規則で定める装置を設置する者 そ　緊急対応地区内にある1981年5月31日以前に着工した木造住宅で、耐震性が不足していると耐震診断又は「わが家の耐震診断」により専門家が倒壊の恐れがあると判断した木造住宅を除却する者	－	－	－	－	－	都市計画部 防災まちづくり課 不燃化・耐震化担当 ℡ 03(5608)6268（不燃化） 03(5608)6269（耐震化）
				特定緊急輸送道路の場合 次の1. 又は2. のいずれか低い額に5／6（延べ面積が3. 000㎡未満のものにあっては、10／10）を乗じて得た額若しくは1. に2／3を乗じて得た額（ただし、上限200万円を上限とする）のうち、いずれか高い方の額 1.　助成対象経費 2.　助成基準額※ ※助成基準額は、次に掲げる規定により算定した額のうち いずれか高い方の額 次に掲げる助成対象建築物等の延べ面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単価を乗じ、それらを合計した額　ただし、延べ面積が3, 000㎡未満の	そ　次に掲げる全ての要件を満たす建築物の耐震診断を行う者 ・　建築物が墨田区内にある1981年5月31日以前に着工された建築物 ・　緊急輸送道路に2m以上接する敷地に存する建築物 ・　助成の対象となる建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路である前面道路の境界線までの水平距離に、当該道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超える建築物						

【注】※1　申込資格（年・・・年齢要件、収・・・収入要件、そ・・・その他要件）　※2　公庫融資併用（要・・・併用が要件、可・・・併用できる、不可・・・併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

墨田区	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業			場合は、階数に15万円を乗じた額を当該合計額に加算した額 ・1,000㎡以下の部分　2,060円／㎡ ・1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分　1,540円／㎡ ・2,000㎡を超える部分　1,030円／㎡ 次に掲げる助成対象建築物等の延べ面積の区分に応じ、次のいずれかの額 ・延べ面積1,000㎡未満の場合 延べ面積に1㎡当たり3,600円を乗じて得た額 ・延べ面積1,000㎡以上の場合　延べ面積に1㎡当たり1,030円を乗じた額に257万円を加算して得た額 一般緊急輸送道路の場合 助成金の額：助成対象経費の額に2／3を乗じて得た額（ただし、200万円を上限とする）		－	－	－	－	－		
	分譲マンション・沿道建築物等耐震化促進補助事業			特定緊急輸送道路：補強設計の場合 補助基準額※（かかった経費が補助基準額未満の場合は、その額）×5／6 ただし、補助基準額が300万円を超える場合は1／2+100万円 ※補助基準額は、次に掲げる助成対象建築物等の延べ面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単価を乗じ、それらを合計した額 ・1,000㎡以下の部分　5,000円／㎡ ・1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分　3,500円／㎡ ・2,000㎡を超える部分　2,000円／㎡ 特定緊急輸送道路：耐震改修工事、建替えの場合 次の1.と2.を足した額 1.　5,000㎡以下の部分については、補助基準額※×5／6 2.　5,000㎡を超える部分については、補助基準額※×1／6 ただし、補助基準額※が3,000万円を超え6,000万円以内の場合は、1／2+1,000万円、6,000万円を超える場合は1／3+2,000万円 特定緊急輸送道路：除却の場合 補助基準額※×1／3（限度額1,000万円） ※耐震改修工事（建替え、除却の補助対象経費は耐震改修相当額）に係る補助基準額（1棟あたりの限度額は、5億300万円又は4億9,300万円）は、次に掲げる助成対象建築物等の延べ面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単価を乗じた額 ・建築物　5万300円／㎡ ・分譲マンション　4万9,300円／㎡ ・免震等の特殊工法　8万2,300円／㎡ ・住宅（分譲マンションを除く）　3万3,500円／㎡	そ　次に掲げる全ての要件を満たす建築物 ・　建築物が墨田区内にある ・　1981年5月31日以前に着工された耐火または準耐火建築物 ・　緊急輸送道路に2m以上接する敷地に存する建築物である ・　助成の対象となる建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路である前面道路の境界線までの水平距離に、当該道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超える建築物である ・　耐震診断によりIs値が0.6未満もしくは倒壊の危険があると判断された建築物 ・　評定機関の評定を取得した補強設計に基づく耐震改修工事を行うものである	－	－	－	－	－	都市計画部 防災まちづくり課 不燃化・耐震化担当 ℡ 03(5608)6268（不燃化） 03(5608)6269（耐震化）	
				一般緊急輸送道路：補強設計の場合 補強設計にかかった経費の額×2／3（限度額200万円） 一般緊急輸送道路：耐震改修工事の場合 補助基準額※（かかった経費が補助基準額未満の場合は、その額）×2／3（限度額3,000万円） ※耐震改修工事に係る補助基準額（1棟あたりの限度額は、5億300万円又は4億9,300万円）は、次に掲げる助成対象建築物等の延べ面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単価を乗じた額 ・　建築物　5万300円／㎡ ・　分譲マンション　4万9,300円／㎡ ・　免震等の特殊工法　8万2,300円／㎡ ・　住宅（分譲マンションを除く）　3万3,500円／㎡	そ　次に掲げる全ての要件を満たす建築物 ・　建築物が墨田区内にある ・　1981年5月31日以前に着工された耐火または準耐火建築物 ・　緊急輸送道路に2m以上接する敷地に存する建築物である ・　助成の対象となる建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路である前面道路の境界線までの水平距離に、当該道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超える建築物である ・　耐震診断によりIs値が0.6未満もしくは倒壊の危険があると判断された建築物 ・　評定機関の評定を取得した補強設計に基づく耐震改修工事を行うものである	－	－	－	－	－		
				補強設計の場合 補強設計にかかった経費の額×1／2（限度額200万円） 耐震改修工事の場合 補助基準額※（かかった経費が補助基準額未満の場合は、その額）×1／3（限度額2,000万円） ※耐震改修工事に係る補助基準額（1棟あたりの限度額は4億9,300万円）は、次に掲げる助成対象建築物等の延べ面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単価を乗じた額 ・　一般的な工法　4万9,300円／㎡ ・　免震等の特殊工法　8万2,300円／㎡	そ　次に掲げる全ての要件を満たし、かつ下記の1、2のいずれかに該当する分譲マンション ▼耐震診断によりIs値が0.6未満もしくは倒壊の危険があると判断され ▼1981年5月31日以前に着工された耐火または準耐火建築物 ▼評定機関の評定を取得した補強設計に基づく耐震改修工事を行うもの ▼大部分が居住のための用途である ▼不動産業者により売買・分譲を目的に改修が行われる建築物ではない ▼大企業者（中小企業基本法第2条第1項の中小企業者以外の者）ではない 1.避難路に面する分譲マンション ・　高さが18m以上かつ、前面道路中心からの45度の斜線よりも高さが ・　25年以上の長期修繕計画がある ・　敷地面積（道路の中心までを含む）がおおむね500㎡以上 2.避難路以外の場所にある分譲マンション・地階を除く階数が3階建て以上である	－	－	－	－	－		
	分譲マンション共用部分リフォームローン償還助成	分譲マンション管理組合	利子補給	○（独）住宅金融支援機構融資利率の1%相当額	そ　・（独）住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を利用した区内分譲マンション管理組合	機構融資利率−1%	1.0%	7年以内	－	可	都市計画部住宅課 計画担当 ℡ 03(5608)6215	
	分譲マンション計画修繕調査支援制度		助成金	○調査費の1/3（上限50万円）	そ　・建築後5年以上経過していること ・管理組合の決議があること等	－	－	－	－	－		
	分譲マンションアドバイザー利用助成			○（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの定めた利用料（派遣料）の全額 （ただし、建替え・改修アドバイザー制度のBコースの利用料については2/3 （100円未満切捨て））	そ　・「マンション管理アドバイザー制度」のAコース、Bコース又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」のAコース利用の区内分譲マンション管理組合 ・「マンション建替え・改修アドバイザー制度」のBコース利用のおおむね築30年以上の区内分譲マンション管理組合	－	－	－	－	－		
	屋上等・壁面緑化整備補助金交付制度			○屋上・・・建築物の屋上、ベランダ又はこれに類するものの全部又は一部に新たに緑地を設置し、樹木や草花等を設置する場合	そ　・区内の建築物所有者（個人、中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等） ・住民税等の滞納なし	－	－	－	－	－	環境保全課緑化推進担当 ℡ 03(5608)6208	

【注】※1　申込資格（年・・・年齢要件、収・・・収入要件、そ・・・その他要件）　※2　公庫融資併用（要・・・併用が要件、可・・・併用できる、不可・・・併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

墨田区	屋上等・壁面緑化整備補助金交付制度	一般	助成金	壁面・・・新たに道路に面して壁面を緑化する場合 ○工事費（税抜き）の1/2、又は1万円/1㎡のいずれか低い方 （上限40万円）							
	緑のへい等設置補助金交付制度			○新たに道路に面した沿道部分に、緑のへい(生垣や植樹帯)を設置する場合 ○生け垣 植え込み地の長さ1mにつき、20,000円 ○植樹帯 植え込み地の面積1㎡につき、24,000円 ※実際の工事費（税抜き）の方が少ないときはその額(上限40万円) ※ブロック塀を取り壊して設置した場合、緑のへい1mにつき、10,000円加算	そ　・緑のへい等を新たに設置した者（国、地方公共団体及び分譲住宅の販売者等を除く） ・住民税等の滞納なし	－	－	－	－	－	
	特別保全樹木等補助金交付制度			○樹木・・・生育状態が健全で、地上1.5mの高さにおいて幹の周囲が1.2m以上の樹木。 剪定費用（税抜き）の1/2又は2万円/1本（5本まで）のいずれか少ない額(上限10万円) ○生け垣・・・生育状態が健全で、道路に面し、高さ1m以上、総延長30m以上の植栽。 剪定費用として延長1メートルについて500円（上限2万円）	そ　・特別保全樹木に指定された樹木及び生け垣の所有もしくは管理者（個人、中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人、宗教法人、住宅管理組合又は町会もしくは自治会） ・住民税等の滞納なし	－	－	－	－	－	
	雨水利用促進助成制度			○地中梁方式ﾀﾝｸ（上限100万円）・中規模ﾀﾝｸ（上限30万円）は、1㎥あたりの設定単価による。また、小規模ﾀﾝｸは購入費用と設置経費の合計の1/2(上限4万円)	そ　・住民税等の滞納なし（地中梁方式ﾀﾝｸ又は中規模ﾀﾝｸの場合）	－	－	－	－	－	環境保全課指導調査担当 ℡ 03(5608)6210
墨田区	地球温暖化防止設備導入助成制度	一般	助成金	○遮熱塗装 工事に要する費用の10%で戸建て・事業所上限20万円 分譲集合住宅上限50万円 ○建築物断熱改修 工事に要する費用の10%で戸建て・事業所上限40万円 分譲集合住宅上限100万円 ○太陽光発電ｼｽﾃﾑ 1kwあたり5万円または　工事費用の2分の1の額のいずれか少ない額 戸建て・事業所上限25万円 分譲集合住宅上限50万円 ○太陽熱利用システム 工事に要する費用の10%で戸建・事業所上限10万円 分譲集合住宅上限25万円 ○燃料電池発電給湯器（ｴﾈﾌｧｰﾑ） 工事に要する費用の10%で上限5万円 ○家庭用蓄電システム 工事に要する費用の10%で上限10万円 ○家庭用直管型LED照明器具 工事に要する費用の2分の1で戸建て上限5万円（税抜き1万円以上の工事が対象） ○住宅エネルギー管理システム（HEMS） 工事に要する費用の20%で上限2万円	そ　・区内の建築物所有者（個人、ﾏﾝｼｮﾝ管理組合、中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人） ・太陽光発電、太陽熱利用システム、燃料電池発電給湯器家庭用蓄電システム、住宅エネルギー管理システム（HEMS）以外は既築が ・住民税等の滞納がないこと ・助成対象工事費用が10万円以上（導入工事に係る設備・設置等に関する費 消費税・他の補助予定金額を差し引いた額）	－	－	－	－	－	環境保全課環境管理担当 ℡ 03(5608)6207
	アスベスト確認調査費助成	一般	助成金	○吹付け材のアスベストに関する調査費用（消費税を除く。）の半額を助成 助成金の限度額は10万円	そ　・区内の建築物所有者（個人、中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人、マンション管理組 ・住民税等の滞納なし	－	－	－	－	－	環境保全課指導調査担当 ℡ 03(5608)6210
	民間木造賃貸住宅高齢者向け改修事業	賃貸住宅オーナー	助成金	○バリアフリー化改修 ・住戸部分 対象工事費の2/3以内（1住戸あたり20万円限度、浴室又は便所を設置した場合は1住戸あたり30万円限度） ・共用部分 対象工事費の2/3以内（1棟あたり100万円限度） ○リフォーム工事（上記バリアフリー化改修をした場合のみ補助対象） ・共用部分 対象工事費の2/3以内（1棟あたり100万円限度）	そ　・民間木造賃貸住宅を所有していること。 ・区内に所在する2戸以上の賃貸住宅で1戸以上の空き住戸があること。 ・工事契約を区内事業者と締結すること。 ・昭和56年5月31日以前に着工した賃貸住宅は同時に耐震改修工事も行うこと ・改修後は10年間賃貸住宅の用に供すること。 ・改修後の空き住戸は区に登録し、区内に居住する高齢者世帯に賃貸するこ （緩和措置あり） ・住民税を滞納していないこと。 ・同一改修工事で国、東京都の別の補助等を受けていないこと。	－	－	－	－	－	都市計画部住宅課計画担当 ℡ 03(5608)6215
	住宅設備改善費助成	障害者	助成金	・　小規模改修（日常生活用具給付事業）　200,000円 ・　中規模改修　966,000円 ・　屋内移動設備　1,406,000円 ・　階段昇降機　1,406,000円 ○利用者負担額 ・課税世帯　原則1割負担。利用者負担上限月額は、37,200円 ・非課税世帯、生活保護　利用者負担なし。利用者負担上限月額0円	○小規模改修 学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で ・下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者 ・補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 介護保険の第2号被保険者は除く。 特殊便器への取替えについては、上肢2級以上の者 ○中規模改修 学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で ・下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者 ・補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 介護保険の第2号被保険者は、実工事価格が介護保険住宅改修費の支給限度額を超える場合に限る。 ○屋内移動設備 ・学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢または体幹に係る障害の程度が1級の者 ・補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 ○階段昇降機 ・学齢児以上の階段昇降が困難な方で、上肢障害が1級の者、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者 ・補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	－	－	－	－	－	福祉保健部障害者福祉課 ℡03（5608）6166

【注】※1　申込資格（年・・・年齢要件、収・・・収入要件、そ・・・その他要件）　※2　公庫融資併用（要・・・併用が要件、可・・・併用できる、不可・・・併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

					世帯最多納税者の区民所得割が46万円以上の場合は給付対象外。							
	三世代同居・近居住宅取得支援制度	子育て世帯（義務教育修了前の子どもがいる世帯）	助成金	○新築住宅取得：50万円 ○中古住宅取得：30万円	そ ・平成30年4月1日以降に区内で住宅を取得すること ・子どもが義務教育修了前であること ・親世帯が交付申請時において、3年以上引き続き区内に居住していること ・親世帯と同居又は近居（1km以内）するために住宅を取得すること ・世帯人数に応じた最低居住面積水準以上の面積を有する住宅であること ・子育て世帯、親世帯の全員が住民税を滞納していないこと　など	－	－	－	－	可 （フラット35子育て支援型対象）	都市計画部住宅課 計画担当 ℡ 03(5608)6215
	民間賃貸住宅転居・転入支援制度	子育て世帯（未就学の子どもがいる世帯）	助成金	○建物賃貸借契約時に支払った礼金、仲介手数料、引越し費用の各12万円を上限に最大36万円	そ ・平成30年4月1日以降に転居又は転入すること ・子どもが未就学であること ・月額家賃が10万円以上であること（共益費・管理費等除く） ・民間賃貸住宅であること（都営、UR、公社住宅等不可） ・世帯人数に応じた最低居住面積水準以上の面積を有する住宅であること ・子育て世帯が住民税を滞納していないこと　など ※区外から転入するときは、親世帯と同居又は近居（1km以内）するために住宅借りることなど、上記以外の複数の要件があります。	－	－	－	－	－	都市計画部住宅課 計画担当 ℡ 03(5608)6215

【注】※1　申込資格（年・・・年齢要件、収・・・収入要件、そ・・・その他要件）　※2　公庫融資併用（要・・・併用が要件、可・・・併用できる、不可・・・併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
江東区	ﾏﾝｼｮﾝ共用部分ﾘﾌｫｰﾑ支援	ﾏﾝｼｮﾝ管理組合等	利子補給	○機構融資利率の1%相当額　（最長5年） ※ただし、要件により補給率の変更あり	そ ・区内の民間分譲マンションの管理組合または区分所有者で、住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォームローン」を受けていること ・区内の民間分譲マンション管理組合で、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資（マンション共用部分補修）」を受けていること	機構融資利率−1%	1.0%	－	－	要	都市整備部住宅課 TEL 03(3647)9473
	ﾏﾝｼｮﾝ計画修繕調査支援	ﾏﾝｼｮﾝ管理組合等	助成金	○調査費の1/3、又は下記限度額のいずれか低い方 ① 60戸以下　21.9万円　② 90戸以下　28.2万円 ③120戸以下　28.7万円　④200戸以下　38.8万円 ⑤300戸以下　52万円　⑥400戸以下　62.4万円 ⑦500戸以下　70.9万円　⑧501戸以上　79.3万円	そ ・区内の建築後７年以上経過した耐火構造の民間マンション	－	－	－	－	－	
	屋上等緑化助成	一般		○屋上緑化工事費（上限30万円） ①土厚30cm未満　15,000円/㎡を上限として工事費の1/2 ②土厚30cm以上　30,000円/㎡を上限として工事費の1/2 ○壁面緑化工事費（上限30万円） 10,000 円/㎡を上限として工事費の1/2	そ ・江東区・東京都の緑化指導(江東区みどりの条例、東京における自然の保護と回復に関する条例）の対象とならないこと ・建築基準法その他法令等に適合した建築物であること ・構造計算書など耐荷重の証明ができること ・対象となる部分に既存の緑地がなく、新たに緑化すること ・変更・撤去をしないことが確実であること ・分譲もしくは売買を目的とした物件でないこと	－	－	－	－	－	土木部管理課 TEL 03(3647)2079
	生垣等緑化助成			○生垣緑化等工事費（上限200万円） ①生垣等の緑化　16,000円/m ②既存塀の撤去　8,000円/m ③ﾌｪﾝｽの設置　8,000円/m （延長上限100m） ○フェンス緑化工事費（上限20万円） フェンス緑化　2,000円/m （延長上限100m）	そ ・緑化する箇所が道路(私道を含む)に面していること ・緑化する箇所の道路幅が4m以上であること ・江東区・東京都の緑化指導(江東区みどりの条例、東京における自然の保護と回復に関する条例）の対象とならないこと ・対象となる部分に既存の緑地がなく、新たに緑化すること ・美しい通りの景観維持に意欲的であること ・変更・撤去をしないことが確実であること ・分譲もしくは売買を目的とした物件でないこと	－	－	－	－	－	
	（個人住宅用）地球温暖化防止設備導入助成制度	個人		○太陽光発電ｼｽﾃﾑ1kw当たり5万円(上限20万円) ○以下の設備は、設置費用の5%を助成 ・CO_2冷媒ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯機（ｴｺｷｭｰﾄ）(上限4万円) ・燃料電池装置（ｴﾈﾌｧｰﾑ）(上限10万円) ・ｴﾈﾙｷﾞｰ管理ｼｽﾃﾑ機器（HEMS）(上限2万円) ・蓄電池(上限10万円) ○高反射率塗装　屋根屋上及びベランダ（太陽光熱が反射する部分に限る）で、施工面積1㎡あたりに1,000円を乗じた額　（上限20万円） ○高断熱窓　設置費用の10%（上限10万円）	そ ・区内に住宅を所有する又は取得しようとする個人 ・住宅の所有者から設備を設置することについて同意を得ている場合、賃貸住宅又は使用貸借住宅の居住者 ・特別区民税・都民税の滞納していないこと ・設置する住宅の販売・譲渡を目的とする物件でないこと ・高断熱窓は、既築のみ（新築は対象外） ・太陽光発電システムの申請者が電力受給契約者であること ・導入する設備に対して、この制度により助成金の交付を受けていないこと	－	－	－	－	－	環境清掃部温暖化対策課 TEL 03(3647)6124
	（集合住宅用）地球温暖化防止設備導入助成制度	中小企業(個人事業者含む)・ﾏﾝｼｮﾝ管理組合		○太陽光発電ｼｽﾃﾑ1kw当たり5万円(上限150万円) ○高反射率塗装　屋根屋上及びベランダ（太陽光熱が反射する部分に限る）で、施工面積1㎡あたりに1,000円を乗じた額　（上限150万円） ○高断熱窓　設置費用の10%（上限100万円） ○ｴﾈﾙｷﾞｰ管理ｼｽﾃﾑ機器（MEMS）設置費用の5%(上限15万円) ○蓄電池 設置費用の5%(上限50万円)	そ ・区内分譲マンションの管理組合 ・区内に集合住宅を所有または自ら集合住宅を取得しようとする事業者（個人事業者含む） ・太陽光発電システムの申請者が電力受給契約者であること ・導入する設備に対して、この制度により助成金の交付を受けていないこと ・法人都民税又は特別区民税・都民税の滞納していないこと ・高断熱窓は、既築のみ（新築は対象外） ・設置する住宅の販売・譲渡を目的とする物件でないこと						
	ｱｽﾍﾞｽﾄ分析調査費助成	個人・ﾏﾝｼｮﾝ管理組合等	助成金	○分析調査費の1/2助成　上限5万円	そ ・区内に建築物を有する個人、管理組合、中小企業等	－	－	－	－	－	環境清掃部環境保全課 TEL 03(3647)6147
	不燃化推進特定整備事業	個人・中小企業・一般社団法人等	助成金	○老朽建築物除却費(上限230万円) ○戸建建替え設計・監理費の45%相当額（各々上限50万円、40万円） ○共同化建替え設計・監理費の45%相当額(各々上限100万円、80万円) ○老朽建築物からの住替え助成（上限51万6千円）	そ ・不燃化推進特定整備地区内で、事業要件を満たす老朽建築物の除却及び不燃化建替えを行う建築物の所有者(個人・中小企業・一般社団法人等)並びに老朽建築物の除却に伴い住替えを行う建物賃借人又は借地上の建物所有者（個人） ・特別区民税・都民税(法人にあっては法人住民税)を完納していること	－	－	－	－	－	都市整備部地域整備課 TEL 03(3647)9491
	民間建築物耐震助成事業	個人・ﾏﾝｼｮﾝ管理組合等	助成金	○分譲マンション及び賃貸マンション耐震診断（補助率1/2,上限150万円） ○分譲マンション及び賃貸マンション耐震設計（補助率1/2,上限150万円） ○分譲マンション及び賃貸マンション耐震改修（補助率1/2,上限2000万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること ・区内に建築物を所有する分譲マンション管理組合又は個人又は法人(中小企業に限る) ※耐震設計・耐震改修については、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断されたもの ※その他要件有り。要問合せ。	－	－	－	－	－	都市整備部建築調整課 TEL 03(3647)9764
			無料	○マンション耐震化アドバイザー派遣（8回まで）							

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利） 本人負担	利率（年利） 自治体負担	償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
品川区	住宅修築資金融資あっせん	個人	利子補給	○一般増改築工事・災害復旧工事・耐震補強工事 石綿除去工事　各1,000万円	年 ・20歳以上 収 ・所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 そ ・区民税の滞納なし ・対象となる住宅に1年以上居住	一般　1.3% 災害　0.5% 耐震（木密地域）0.3% 耐震（他地域）0.5% 石綿　0.5%	一般　1.2% 災害　1.9% 耐震（木密地域）2.1% 耐震（他地域）1.9% 石綿　1.9%	10年以内	金融機関に一任	可	都市環境部 住宅課 Tel03(5742) 6776
	都市防災不燃化促進事業	個人・中小企業・公益法人	助成金	○除却助成(床面積×26,000円か実費の小さい方が助成額、上限1,300万円) ○一般建築助成（耐火、準耐火とも助成対象床面積に応じた額表による）ほか、加算助成有り	そ ・不燃化促進区域内にある耐火建築物・準耐火建築物以外の木造建築物の所有権を有する個人、中小企業または公益法人 ・上記区域内に耐火・準耐火建築物を建築する建築主（準耐火：一部地区のみ）	－	－	－	－	－	都市環境部 木密整備推進課 ℡ 03(5742)6779
	不燃化特区支援制度	個人・中小企業		○老朽建築物解体除却費用助成（床面積×26,000円※か実費の小さい方が助成額、上限1,300万円※軽量鉄骨造は床面積×37,000円、上限1,850万円） ○老朽建築物を解体し、耐火・準耐火建築物を建てる際に、不燃構造化するために必要な費用および建築設計費・工事監理費について助成 ※建築設計費・工事監理費の補助対象額表および一般建築助成額表による ○老朽建築物の解体に伴う住替えに必要となる転居一時金（礼金・仲介手数料）・移転費用・家賃（3カ月分）について助成	そ ・不燃化特区内にある、平成17年以前に建築された木造建築物、または昭和56年以前に建築された軽量鉄骨造建築物の所有権を有する個人または中小企業 ・上記の建築物を除却した者（工事費は個人に限る） ・上記の建築物を平成28年5月31日以前から継続して使用している建物所有者または賃借人（個人に限る）	－	－	－	－	－	
	品川区市街地住宅整備地区建替助成	個人・中小企業・公益法人		○事業に要する費用の2/3以内	そ ・密集住宅市街地整備促進事業の指定地区で一定の建替をする建築主	－	－	－	－	－	
	生垣助成	個人・法人		○定められた単価で算出した額 ※助成延長の補助率は長さ50mまでは1/1、50mを超え100mまでは1/2、100mを超える分は1/3とする	そ ・住宅・事務所等の土地所有者又は管理する者 ※「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」の適用を受ける事業者及び「品川区みどりの条例」に基づく緑化計画書の提出を義務付けられた事業者は対象としない	－	－	－	－	－	防災まちづくり部 公園課 ℡ 03(5742)6799
	防災緑化助成			○定められた単価で算出した額 ※助成延長の補助率は長さ50mまでは1/1、50mを超え100mまでは1/2、100mを超える分は1/3とする	そ ・指定された災害危険度が高い地区内の住宅・事務所等の土地所有者又は管理者 ※「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」の適用を受ける事業者及び「品川区みどりの条例」に基づく緑化計画書の提出を義務付けられた事業者は対象としない	－	－	－	－	－	
	屋上緑化等助成			○工事費の1/2又は定められた単価で算出した額のいずれか低い方(上限30万円)	そ ・屋上、壁面等を緑化する建築物の所有者 ※「みどりの条例」に基づく緑化計画書の提出を義務付けられた事業者に関しては、基準を上回った部分が対象となる	－	－	－	－	－	
	雨水浸透施設設置助成			○定められた単価で算出した額(上限40万円)	そ ・建築物または浸透施設を設置する土地の所有者等 ※「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」の適用を受ける事業者は対象としない	－	－	－	－	－	防災まちづくり部 河川下水道課 ℡ 03(5742)6794
	雨水利用ﾀﾝｸ設置助成			○雨水利用タンク購入費および設置工事費の合計額の1/2、 タンク1個につき上限5万円（うち工事費は1.5万円を限度）	そ ・雨水利用タンクを区内に設置する方	－	－	－	－	－	
	防水板設置等工事助成			○個人　工事費の3/4 ○法人　工事費の1/2 （限度額は区民及び区内に会社の登記がある法人は100万円、それ以外は50万円）	そ ・防水板を設置する住宅・店舗・事務所等の所有者又は使用者 ※標高5メートルより高い場所に立地し、平成15年2月25日以降の開発環境指導要綱対象や新たに現況地盤面より掘り下げて土地利用を行った建築物等は対象としない	－	－	－	－	－	
	住宅改善工事助成制度	個人・マンション管理組合・賃貸住宅個人オーナー		○個人：対象工事費（エコ住宅改修・バリアフリー住宅改修・その他の工事）の10%(上限20万円) ※マンション管理組合、賃貸住宅個人オーナーの場合は上限100万円	収 ・所得1,200万円以下（個人、賃貸住宅個人オーナー） そ ・区内業者を利用して行う工事であること ・申し込み時点で工事未着工であること ・助成対象工事について、他の助成制度を利用していないことなど ・全体工事費用が10万円以上であることなど	－	－	－	－	－	都市環境部 住宅課 ℡ 03(5742)6776
	親元近居支援事業	個人	交付ポイント	○引越しにかかった費用1円＝1ポイントとし、 上限10万ポイントを交付(ポイントは区内共通商品券などの品目と交換) ※近居の定義は子世帯が区外から転入、または お互いの住居間が直線で1200m圏内になるように 親・子世帯いずれかが区内転居し、かつ 現に居住していること。	そ ・世帯主であること ・中学生以下の子供を扶養し、同居していること ・区内に転入(または近居の範囲内に転居)した翌月から3ヶ月以内であること ・転入・転居費用を支払っていること ・区民税を滞納していないことなど	－	－	－	－	－	
	家具転倒防止器具取付助成		助成金	○課税世帯　取付費用の1/2（上限4,000円） ○非課税世帯　取付費用全額（上限8,000円）	そ ・品川区民であること ・取付対象住宅に居住していること ・区内施工業者に発注して行う工事であること ・同一年度内に取付工事および申請を行うこと ・住民税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
	都心共同住宅供給事業	共同建替事業者		○除去費、設計費、共同施設整備費に要する費用の2/3以内	そ ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の　促進に関する特別措置法の認定を受けた者	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）

【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
品川区	太陽光発電システム設置助成事業（家庭用）	個人	助成金	○太陽光発電設備　1kw当り3万円（上限9万円）	そ　・区内で、助成事業の対象住宅に居住していること。 ・区内で、助成事業の対象住宅を新築もしくは購入後、当該住宅に居住すること。 ・助成事業の対象住宅の所有者または賃借人であること。（助成事業について所有者の承諾を得ている者に限る。） ・電力会社との電力受給契約の受給開始日が平成30年4月1日以降であること。 ・過去にこの助成事業を受けている者でないこと。 ・設置しようとする機器等が、未使用のものであること。 ・区分所有建物に設置する対象機器等が、当該区分所有者全員の共有に属する場合は、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人であること。 ・住民税を滞納していないこと。	－	－	－	－	－	都市環境部 環境課 ℡ 03(5742)6949
	ｱｽﾍﾞｽﾄ対策事業	区内の対象建築物所有者		○アスベスト調査費（吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト、吹付けパーライト、吹付け塗材（アスベスト含有率0.1％超のもの）） 調査に要する費用の10/10（1,000円未満は切り捨て） 上限7万円 ○除去等工事（アスベスト含有吹付け材） 除去等工事に要する費用の2/3相当（1,000円未満は切り捨て） 上限　200万円	そ　・当該建築物等を所有する個人及び中小企業者（管理組合の設立されている建築物の所有者を除く。） ・管理組合の代表者 ・住民税を滞納していないこと。 ・除去工事の助成については、建築物石綿含有建材調査者の関与を受け、実施すること。	－	－	－	－	－	都市環境部 環境課 ℡ 03(5742)6752

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
目黒区	高齢者世帯等居住継続家賃助成	高齢者世帯 障害者世帯	助成金	○家賃の2割を6年間 ただし、月額上限は1人世帯15,000円、2人世帯17,000円、3人以上20,000円	そ　・区内に1年以上居住している（基準日4月1日現在） 収　・世帯の年間の総所得上限が1人世帯256.8万円、2人世帯294.8万円、3人世帯332.8万円 そ　・民間賃貸住宅の家賃月額が1人世帯11万円以下、2人世帯12万円以下、3人以上世帯14万円以下 ・家賃を滞納していない ・住民税を完納している ・自宅家賃を経費計上していない ・生活保護を受けていない ・他の家賃助成を受けていない	－	－	－	－	－	都市整備部住宅課 ℡ 03(5722)9878
	ファミリー世帯家賃助成	18歳未満の子を扶養し、かつ同居する世帯（ひとり親家庭を含む）	助成金	○月額2万円を3年間	そ　・区内に1年以上居住している（基準日4月1日現在） 収　・世帯の年間の総所得上限が2人世帯514.4万円、3人世帯552.4万円、以降38万円を加算 そ　・家賃月額が5万円以上16万円以下の民間賃貸住宅に居住 ・家賃を滞納していない ・住民税を完納している ・自宅家賃を経費計上していない ・生活保護を受けていない ・他の家賃助成を受けていない	－	－	－	－	－	
	住宅修築資金融資あっせん（個人融資）	個人	あっせん	○700万円	そ　・返済能力があること そ　・住民税完納	1.8%	－	～10年（融資額により異なる）	金融機関に一任	可	
	住宅修築資金融資あっせん（団体融資）	法人格を有する管理組合又は居住者の代表者			そ　・資金の借入をすることを、組合などで決議していること ・返済能力があること						
	目黒区住宅ﾘﾌｫｰﾑ資金助成	個人	助成金	○工事経費の10%（上限10万円） ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事については、20万円を限度とする （千円未満の端数が生じた場合には切り捨てる）	そ　・対象住宅に居住する所有者又はその同居親族、あるいは、対象住宅がその配偶者又は親か子の所有である居住者 ・工事着工前であること ・区内業者の施工であること ・住民税完納	－	－	－	－	－	
				○工事経費の10%（上限10万円） （千円未満の端数が生じた場合には切り捨てる）	そ　・区民が区内に所有する賃貸用住宅の空き家・空き室に対してバリアフリー工事を行う場合	－	－	－	－	－	
	目黒区みどりのまちなみ助成（接道部緑化助成）	所有者等		○新植助成　1万円～3万円/m ○移植助成　5,000円～1.5万円/本 ○緑石設置助成　5,000円/m ○塀撤去助成　9,000円/m ○上限40万円 （助成金総額に千円未満の端数が生じた場合には切り捨てる）	そ　・敷地面積500㎡未満 ・最低施工延長は連続して1.0m以上 ・工事着手前に申請して助成対象とする確認を受けることが必要 ・完成後5年以上保全 ・前面道路幅員4.0m以上 ・マンション等の場合は、管理組合等の同意書	－	－	－	－	－	都市整備部みどりと公園課 ℡ 03(5722)9359
	目黒区みどりのまちなみ助成（屋上緑化助成）			○新植助成　2万円～3万円/㎡ ○移植助成　1,000円～1万円/本 ○緑石設置助成　1,000円/m ○自動灌水装置助成　2,000円/㎡ ○上限30万円(敷地面積500㎡以上は上限20万円) （助成金総額に千円未満の端数が生じた場合には切り捨てる）	そ　・敷地面積1000㎡未満 ・最低施工面積は連続して1.0㎡以上 ・工事着手前に申請して助成対象とする確認を受けることが必要 ・屋上緑化をすることができる建築物（耐荷重証明書等が必要） ・完成後5年以上保全 ・マンション等の場合は、管理組合等の同意書	－	－	－	－	－	
	目黒区みどりのまちなみ助成（壁面緑化助成）			○新植助成　2,000円～2万円/㎡ ○緑石設置助成　5,000円/m ○補助器具設置助成　2,500円/㎡ ○自動灌水装置助成　2,000円/㎡ ○上限30万円 （助成金総額に千円未満の端数が生じた場合には切り捨てる）	そ　・敷地面積1000㎡未満 ・最低施工面積は連続して1.0㎡以上 ・工事着手前に申請して助成対象とする確認を受けることが必要 ・緑化基盤を屋上等に置く場合は、緑化が可能な建物（耐荷重証明書が必要） ・完成後5年以上保全 ・マンション等の場合は、管理組合等の同意書	－	－	－	－	－	
	ｱｽﾍﾞｽﾄ調査費助成	個人住宅・集合住宅	助成金	○分析調査費の1/2 ○個人住宅　上限10万円　集合住宅　上限20万円 事業用建築物　上限20万円	そ　・区内に建築物を有する個人 ・区内にある分譲集合住宅の管理組合の代表者 ・区内に建築物を有する中小企業の事業者	－	－	－	－	－	環境清掃部環境保全課 ℡ 03(5722)9384
	平成30年度目黒区住宅用新ｴﾈﾙｷﾞｰ及び省ｴﾈﾙｷﾞｰ設備設置費助成（太陽光発電ｼｽﾃﾑ、家庭用燃料電池ｼｽﾃﾑ、家庭用蓄電システム、CO_2冷媒ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯器、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）、マンション共用部LED照明、ﾈｯﾄ・ｾﾞﾛ・ｴﾈﾙｷﾞｰ・ﾊｳｽ（ZEH））	個人・ﾏﾝｼｮﾝ管理組合		○本体価格の1/3 太陽光発電ｼｽﾃﾑ　上限10万円 太陽光発電ｼｽﾃﾑに加えて、その他の設備を申請する場合は、その数に応じて1万円ずつ加算 家庭用燃料電池システム　上限5万円 家庭用蓄電システム　上限5万円 CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器　上限3.2万円 HEMS（家庭用エネルギー管理システム）　上限2万円（対象：個人のみ） マンション共用部LED照明　上限10万円（対象：ﾏﾝｼｮﾝ管理組合のみ） ﾈｯﾄ・ｾﾞﾛ・ｴﾈﾙｷﾞｰ・ﾊｳｽ（ZEH）　30万円（対象：個人のみ） 先着順で受付	そ　・区内に住所がある、または新築や改築により今後区内に住所をもつ人で、自ら住む区内の住宅に継続利用の目的で未使用の助成対象設備を設置した、または設置しようとする人 ・区内に所在する集合住宅の共用部分等に継続利用の目的で未使用の助成対象設備を設置した、または設置しようとする建物の区分所有等に関する法律（1962年法律第69号）に定める管理者または管理組合法人 ・その他、助成要綱の要件に該当すること	－	－	－	－	－	環境清掃部環境保全課 ℡ 03(5722)9034

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
大田区	雨水浸透施設設置助成	敷地の所有者等	助成金	○定められた標準工事費による(上限40万円/件)	そ ・埋立地を除く大田区内(急傾斜地、地下水位の高い区域などは除く)で、 大田区開発指導要綱適用以外の民間施設 ・住民税又は法人住民税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	まちづくり推進部建築調整課 TEL 03(5744)1308
	雨水貯留槽設置助成	個人・法人		○本体購入費及び設置費の合計額の1/2助成 ○個人で小型を設置する場合は2/3以内 ○限度額は小型（500ℓ未満）1基につき4万円までで2基まで。 大型（500ℓ以上）は1/2で30万円まで。	そ ・雨水貯留槽を大田区内に設置する者。ただし、法令 または条例により雨水貯留槽の設置を義務付けられ ている者及び国、地方公共団体に準ずる団体を除く ・住民税又は法人住民税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
	生垣造成助成	敷地の所有者等		○助成対象は延長2m以上50m限度 ○ﾌﾞﾛｯｸ塀等を生垣にする場合　16,000円/m ○新たに生垣を造成する場合　10,000円/m	そ ・道路（私道も含む）に接しているか隣地境界の生垣で、生垣を 造成する土地の所有者又は管理者	－	－	－	－	－	環境清掃部環境対策課 TEL 03（5744）1365
	住宅用太陽ｴﾈﾙｷﾞｰ利用機器の設置等に係る補助金	個人・法人・管理組合法人等	補助金	○太陽光発電システム：発電設備出力1kwあたり45,000円　上限27万円 （管理組合法人等が申請者となる場合は上限67万5千円） ○太陽熱ソーラーシステム：集熱器面積1㎡あたり16,500円　上限20万円 （管理組合法人等が申請者となる場合は上限40万円） ○太陽熱温水器：集熱器面積1㎡あたり9,000円　上限10万円 （管理組合法人等が申請者となる場合は上限20万円）	そ ・区内の住宅に新規に設置されたもの 以下、主な対象条件。 ①太陽光発電システム ・接続方式が余剰買取方式であること ・電気事業者との電力受給契約における買取期間起算日が平成30年2月1日以降であること ②太陽熱ソーラーシステム・太陽熱温水器 ・設置完了日が平成30年2月1日以降であること ・財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものであること	－	－	－	－	－	環境清掃部　環境計画課 計画推進・温暖化対策担当 TEL 03（5744）1625
	屋上緑化等助成	建築物の所有者等	助成金	○対象経費の1/2 1㎡当たり2万円、総額で50万円を限度とする	そ ・屋上緑化及び壁面緑化 ・昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物 ・住居もしくは、住居併用として使用されている居室の屋上及び外壁 ・階下が住居の居室になっている、屋根のないﾊﾞﾙｺﾆｰ等の床面 ・売買等営利を目的としたものでないこと	－	－	－	－	－	環境清掃部環境対策課 TEL 03(5744)1365
	吹付けアスベスト分析調査費助成	建築物を所有する個人または中小企業者・共同住宅管理組合代表・団体代表者		○調査費の1/2（上限10万円）	そ ・大田区内に対象建築物を所有していること ・その他、助成要綱の要件に該当すること	－	－	－	－	－	まちづくり推進部建築調整課 TEL 03(5744)1383
	住宅リフォーム助成	住宅の居住者		○住宅リフォーム助成事業のみ申請する場合　※耐震化工事を除く （助成率：助成対象額の10%、上限20万円） ○区の他の助成制度や保険給付制度と併せて申請する場合 （助成率：助成対象額の5%、上限10万円） ○耐震化工事 ・区の耐震化助成事業を併せて利用する場合 （助成率：助成対象額の10%、上限20万円） ・区の耐震化助成事業を利用しない場合 （助成率：助成対象額の10%、上限30万円） ○吹付けアスベスト除去工事 （助成率：実際の工事費用（税抜）の10%、上限30万円） 助成対象額・・・区が定める標準工事費を合算した額または総工事費用（税抜） のいずれか低い額	そ ①区内中小事業者を利用した総工事費用10万円以上（税抜）の工事 ・区が定めるバリアフリー、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化 を含む住宅リフォーム工事 ・吹付けアスベスト除去工事 ②申請者の要件 ・区民であること ・工事対象住宅に居住している（住民基本台帳に記載がある）こと ・工事対象住宅の所有者又は賃借人であること ・特別区民税、都民税を滞納していないこと ・区の他助成制度等との併用においても自己負担額が発生すること ・既に本制度の助成を2度受けていないこと	－	－	－	－	－	まちづくり推進部建築調整課 住宅担当 TEL 03(5744)1343
	耐震化助成	建築物の所有者等	助成金	○ 耐震化助成事業を申請する場合 助成限度額 ○耐震診断 戸建て住宅（木造14万円、非木造50万円） 共同住宅（木造14万円、非木50万円、分譲300万円、賃貸100万円） 緊急輸送道路、避難路等沿道の建築物（上限なし） ○補強設計 戸建て住宅（木造15万円、非木造50万円） 共同住宅（木造15万円、非木50万円、分譲300万円、賃貸100万円） 緊急輸送道路、避難路等沿道の建築物（上限なし） 戸建て住宅（木造15万円、非木造50万円） 共同住宅（木造15万円、非木50万円、分譲300万円、賃貸100万円） 緊急輸送道路、避難路等沿道の建築物（上限なし） ○耐震改修 戸建て住宅（木造150万円、非木造200万円） 共同住宅（木造150万円、非木200万円、分譲3000万円、賃貸500万円） 緊急輸送道路、避難路等沿道の建築物（住宅3億3,500万円、 マンション4億9,300万円、その他建築物5億300万円）	そ 助成対象者（耐震化助成事業） ・助成対象建築物を所有する者 ・区分所有建築物については、区分所有者の中から選ばれた代表者 ・共有建築物については、共有者の中から選ばれた代表者 ただし、次のいずれかに該当するものは、助成を受けることができない （1）住民税を滞納している方 （2）法人住民税を滞納している法人 （3）会社のうち中小企業基本法に規定する中小企業に該当しない法人 （会社に該当しない法人はそれに準ずる） （4）売買を目的に所有する不動産業者 （5）上記に掲げる方のほか、区長が不適当と認める方	－	－	－	－	－	まちづくり推進部防災まちづくり課 耐震改修担当 TEL 03(5744)1349

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
世田谷区	都市防災不燃化促進事業助成	個人・中小企業者	助成金	○対象となる床面積および構造（耐火・準耐火）による ○985千円～（対象面積に応ずる）耐火建築物 ○755千円～（対象面積に応ずる）準耐火建築物	そ　・不燃化促進区域内（国士舘大学一帯周辺地区）で、事業要件に適う建築物を建築するもの。 ・販売を目的とする建築物で、宅地建物取引業者が建築するものは対象としない。 その他、詳細要件あり	－	－	－	－	－	防災街づくり担当部防災街づくり課 ℡ 03(5432)2558
	不燃化推進特定整備事業助成	老朽建築物の所有者及び所有している法人		○建物の除却費及び建築する建物の建築設計・監理費 ※除却費は延べ床面積の26,000円/㎡が上限 ※建築設計・監理費は対象となる床面積による	そ　・不燃化推進特定整備地区内で、老朽建築物を事業要件を満たす準耐火構造以上の戸建建築物に建替えるもの。（詳細要件あり）	－	－	－	－	－	防災街づくり担当部防災街づくり課 ℡ 03(5432)2558
	雨水浸透施設設置助成	一般・法人		○雨水浸透ます及び雨水浸透ﾄﾚﾝﾁ 区で定めた標準工事費単価×設置数量又は見積額のいずれか低い額（基本額）に0.8(湧水保全重点地区・豪雨対策モデル地区は1.0)を乗じた額を助成 ※既設住宅の場合、上記の助成に加えて基本額の30%を付帯工事費として助成。160,000円が上限 ※一般地区は40万円が上限 ※湧水保全重点地区・豪雨対策モデル地区は50万円が上限	そ　・区内に浸透施設を設置する土地所有者等 ・区が設置した浸透施設の場所と同一の場所に浸透施設を設置する場合は対象としない ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、建築業者等は対象としない ・世田谷区建築物の建設に係る住環境の整備に関する条例第3条が適用される建築主又は都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に伴い浸透施設を設置しようとする者は対象としない ・急傾斜地・隣地境界に段差がないこと など（他詳細要件、条件あり）	－	－	－	－	－	土木部 土木計画課 ℡　03（5432）2365
	雨水ﾀﾝｸ設置助成			○雨水ﾀﾝｸ 屋根に降った雨水を使用するもので、製品として販売されており、一般に購入可能なもの 1建物につき1基まで （本体購入費及び設置に係る経費）の1/2 ※上限　設置経費5千円　　合計額　3万5千円	そ　・区内で建物に雨水ﾀﾝｸを設置するもの ・売買、賃貸等を目的とする建物に設置する不動産業者、建築業者等は対象としない ・世田谷区建築物の建築に係る住環境整備に関する条例第3条の規定が適用される建築主 など（他詳細要件、条件あり）	－	－	－	－	－	
	生垣助成			○生垣緑化 ①低木（樹木高0.6m以上1.0m未満）の生垣　上限　6,000円/m ②中木（樹木高1.0m以上）の生垣　上限　12,000円/m ③多年生つる植物等のフェンス緑化　上限　1,000円/m ○生垣助成に伴う既存ﾌﾞﾛｯｸ塀等の撤去 上限　5,000円/m ※生垣、シンボルツリー併せて上限　25万円 ※造成費用がそれぞれの限度額以下の場合は、実費額とする	そ　・区内に生垣を造成する土地所有者等 ・新たに接道部から5mまでに規定の生垣を造成すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、建築業者等は対象としない など（他詳細要件、条件あり）	－	－	－	－	－	みどり33推進~~とみず~~政策担当部 みどり政策課 ℡　03（5432）2282
	植栽帯造成助成			○植栽帯造成 植桝縁石　上限　2,500円/m 植込地　上限　6,000円/㎡ ○植栽帯造成に伴う既存ﾌﾞﾛｯｸ塀等の撤去 上限5,000円/m ※植栽帯、生垣、シンボルツリー併せて上限　25万円 ※造成費用がそれぞれの限度額以下の場合は、実費額とする	そ　・区内に植栽帯を造成する土地所有者等 ・新たに接道部から5mまでに規定の植栽帯を造成すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、建築業者等は対象としない など（他詳細要件、条件あり）	－	－	－	－	－	
	シンボルツリーの植栽助成			○シンボルツリーの植栽 ①中木（樹木高1.5m以上2,5m未満）上限　12,000円/1本 ②準高木（樹木高2.5m以上）上限　24,000円/1本 ○シンボルツリー助成に伴う既存ﾌﾞﾛｯｸ塀等の撤去 上限　5,000円/m ※植栽帯、生垣、シンボルツリー併せて上限　25万円 ※植栽等の費用が限度額以下の場合は、実費額とする	そ　・区内にシンボルツリーを植栽する土地所有者等 ・新たに接道部から5mまでにシンボルツリーを植栽すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、建築業者等は対象としない など（他詳細要件、条件あり）	－	－	－	－	－	
	屋上・壁面緑化助成			○屋上緑化造成　植栽基盤部分 ①植栽基盤の厚さ15cm未満　上限　15,000円/㎡ ②植栽基盤の厚さ15cm以上　上限　20,000円/㎡ ○壁面緑化造成 植栽基盤の面積または補助財の面積のうち、広い方の面積1㎡当たり 上限　10,000円/㎡ ※屋上緑化と壁面緑化併せて上限50万円(助成対象経費の1／2を限度とする)	そ　・区内に屋上・壁面緑化を整備する建物の所有者等 ・新たに建築物の屋上の全部又は一部や建築物の外壁面に、規定の植栽基盤を1㎡以上整備して、樹木や多年草等で緑化すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、建築業者等は対象としない など（他詳細要件、条件あり）	－	－	－	－	－	
	樹木移植助成	一般・法人	助成金	区内に残された貴重な樹木を保全するため、建物の新築や増改築等により、やむを得ず移植するものについて、その費用の一部を助成 ○対象樹木　地上1.5mの高さにおける幹周り80cm以上又は高さ10m以上の樹木 ○助成金額　移植経費の1/2 ①1本あたりの限度額 10万円/その他の樹木1本　50万円/区指定保存樹木等1本 ②1敷地あたりの限度額 50万円（その他の樹木）　250万円（区指定保存樹木）	そ　・対象樹木の所有者（ただし、国、都及び他の地方公共団体は除く） など（他詳細要件、条件あり）	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
世田谷区	世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業	一般	補助金	○区の耐震改修工事の助成がない場合　経費の10%助成（上限20万） ○区の耐震改修工事の助成と合わせて申請の場合　経費の20%助成（上限40万） ①環境に配慮した住宅改修工事 ②省エネ機器設置工事 ③住宅改修その他工事 ※③は上記①または②の工事を1つ以上同時に行う必要あり	そ　・区内にある自分が所有する住宅（分譲マンションの区分所有を含みます）に居住している区民。 ・区内にある賃貸住宅を所有している区民。 ・区内にある分譲マンション管理組合	－	－	－	－	－	都市整備政策部住宅課 ℡ 03(5432)2499
	世田谷区木造住宅耐震診断支援事業	住宅の所有者（個人・法人）	診断士派遣・助成金なし	区の登録耐震診断士を無料で派遣	そ　下の全てを満たすもの ・昭和56年5月31日以前着工の木造住宅 ・平屋または2階建ての在来軸組構法及びツーバイフォー工法で建てられたもの（混構造を除く） （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	防災街づくり担当部防災街づくり課 ℡ 03(5432)2468
	世田谷区木造住宅耐震改修訪問相談事業	住宅の所有者（個人・法人）	相談員派遣・助成金なし	相談員（建築士）を無料で派遣し、相談に応じる。	そ　下の全てを満たすもの ・昭和56年5月31日以前着工の木造住宅 ・平屋または2階建ての在来軸組構法及びツーバイフォー工法で建てられた木造住宅を所有 ・区の耐震診断を受け、結果が上部構造評点1.0未満で耐震改修工事に対する助言を希望する者 （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	防災街づくり担当部防災街づくり課 ℡ 03(5432)2468
	世田谷区木造住宅耐震改修助成事業	住宅の所有者（個人）	助成金	〈耐震改修工事、不燃化耐震改修工事、不燃化建替え〉 補強設計、改修工事合わせて100万円（平成30～32年度まで30万円加算、身体障害者[1・2級]、要介護状態区分[3・4・5]は50万円加算） 簡易改修工事（1階のみの耐震改修）については、80万円が限度。	そ　下の全てを満たすもの ・昭和56年5月31日以前着工の木造住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上となるよう耐震改修工事をする。 ・建築基準法に適合している、又は耐震改修にあわせて適合させる建築物 ・防火地域、不燃化特区内は不燃化耐震改修工事が対象 （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	
	世田谷区建築物耐震化促進事業	【診断】住宅の所有者（個人・法人） 【設計・改修】住宅の所有者（個人）	助成金	・耐震診断　10～300万円（対象建築物の構造・種類・規模・立地条件により限度額が異なる） ・補強設計　100～300万円（対象建築物の構造・種類・規模・立地条件により限度額が異なる） ・耐震改修　200～6,000万円（対象建築物の構造・種類・規模・立地条件により限度額が異なる）	そ　下の全てを満たすもの 【診断】 ・昭和56年5月31日以前着工の木造以外の構造（木造との複合構造含む）で建てられた住宅（共同住宅含む）、プレハブ住宅 ・耐震診断について、専門機関の評定を受けるもの（プレハブ住宅を除く） 【補強設計、耐震改修共通】 ・昭和56年5月31日以前着工の木造以外の構造（木造との複合構造含む）で建てられた住宅（共同住宅含む）（プレハブ住宅は対象外） ・区の耐震診断助成を受けた建築物で、耐震診断の結果、構造耐震指標Is値が0.6未満相当と判定され、0.6以上とする補強設計、耐震改修を行うもの ・建築物の補強設計について専門機関の評定を受けるもの ・現に建築基準法令に適合している建築物、または補強設計助成事業の完了までに是正するもの ・区の助成を受けた補強設計に基づき施工するもの （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
世田谷区	世田谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	【設計・改修】住宅の所有者(個人・法人)	助成金	助成対象事業費と助成率等に基づき助成（基準単価による上限あり）	（設計・工事共通） そ　特定緊急輸送道路沿道にあり、道路幅員の2分の1に相当する高さ（幅員が12m以下の場合は6m）以上の昭和56年5月31日以前着工の建築物で、下の全てを満たすもの 【補強設計】 ・耐震診断の結果、構造耐震指標Is値が0.6未満相当と判定され、0.6以上とする補強設計を行うもの ・専門機関の評定を受けるもの ・建築基準法に適合しない部分がある場合は、是正する設計を同時に行うこと。 ・平成30年度までに補強設計を完了するもの 【耐震改修】 ・区の助成を受けた補強設計に基づき施工するもの ・建築基準法に適合しない部分がある場合は、是正するもの ・平成30年度までに耐震改修工事に着手するもの 【建替え、除却】 ・耐震診断の結果、構造耐震指標Is値が0.6未満相当と判定された建築物を建替えまたは除却するもの ・平成30年度までに建替え、除却に着手するもの （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	防災街づくり担当部防災街づくり課 TEL 03(5432)2468
	世田谷区耐震改修アドバイザー派遣事業	住宅の所有者(個人・法人)	相談員派遣・助成金なし	耐震改修アドバイザー（建築士等）を無料で派遣し、相談に応じ助言する。	そ　・昭和56年5月31日以前着工の、分譲マンションまたは特定緊急輸送道路沿道建築物を所有する者 （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	防災街づくり担当部防災街づくり課 TEL 03(5432)2468
	高齢者住宅改修費の助成	一般	助成金	○助成基準額 ①予防改修(手すりの取り付け、段差の解消等)　20万円 ②設備改修　浴槽取りかえ　379,000円 流し・洗面台取りかえ　156,000円 洋式便器への取りかえ　106,000円 ※①、②とも原則として助成基準額の1割、または2割が自己負担。 設備改修は所得制限あり。	そ　①65歳以上の方で、介護保険の要介護認定で要支援・要介護に該当しなかった方のうち、身体機能の低下により、住宅の改修が必要と認められる方。 ②65歳以上の方で、介護保険の要介護認定の申請をした方のうち、身体機能の低下により、既存の設備の使用が困難なため、設備の改修が必要と認められる方。	－	－	－	－	－	高齢福祉部高齢福祉課 TEL　03(5432)2407
	せたがやの家 子育て世帯家賃助成	一般	助成金	「せたがやの家」に入居を希望される方で申込資格に該当する方について、入居者負担額より月額4万円の補助をする。 ○助成金額　家賃月額4万円	そ　・区内居住者 ・18歳未満の子どもがいる世帯 ・世帯の年間総所得が基準以下であること ※3人世帯の場合、年間総所得4,624,000円以下 ・せたがやの家の入居資格を満たしていること ①2人以上の親族で住むこと ②原則として、持ち家がないこと ③世帯の年間総所得が基準の範囲内であること ※3人世帯の場合、3,160,000円から ※所得基準に達していなくても入居できる住宅もあり	－	－	－	－	－	都市整備政策部住宅課 TEL 03(5432)2498

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
渋谷区	住宅簡易改修支援事業	一般	助成金	○10万円 消費税を除く5万円以上の工事費の20%までを助成	そ ・区内在住で自己所有の住宅に現に居住する者など（他詳細要件、条件あり）	－	－	－	－	－	都市整備部住宅政策課住宅政策係 TEL 03(3463)3548
	渋谷区木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業	建築物の所有者等	診断士派遣・助成金なし	区の登録耐震診断コンサルタントを無料で派遣	そ 下の全てを満たすもの ・昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅 ・個人の所有する専用住宅・兼用住宅・併用住宅・長屋又は共同住宅 ・建築物所有者又はその配偶者・子・父母が現に居住しているものであること （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	都市整備部まちづくり課 TEL 03(3463)2647
	渋谷区木造住宅耐震改修助成事業	建築物の所有者等	助成金	補強設計、改修工事合わせて最大100万円（申請者が65歳以上の場合は最大150万円） 簡易改修工事(1階のみの耐震改修)については、最大60万円（申請者が65歳以上の場合は最大100万円）	そ 下の全てを満たすもの ・昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅 ・個人の所有する専用住宅・兼用住宅・併用住宅・長屋又は共同住宅 ・建築物所有者又はその配偶者・子・父母が現に居住しているものであること ・渋谷区木造住宅耐震診断コンサルタントにより耐震診断を受け、その結果、構造評点が1.0未満のもの （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	
	木造住宅簡易補強助成事業	建築物の所有者	助成金	建物の1室の壁4か所を内側から補強する工事費用を助成する （限度額18万円）	そ 下の全てを満たすもの ・昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅 ・渋谷区木造住宅耐震診断コンサルタントにより耐震診断を受け、その結果、構造評点0.7未満であり倒壊の危険性があるもの ・建築物所有者が現に居住しているものであること ・耐震改修工事を行えない理由があること （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	
	渋谷区分譲マンション耐震化支援事業（一般緊急輸送道路沿道マンション含む）	分譲マンションの管理組合・建替組合等	助成金	・耐震診断　最大300万円 ・補強設計　最大300万円 ・耐震改修／除却　最大2000万円	そ 下の全てを満たすもの 【共通】 ・昭和56年5月31日以前に着工の分譲マンション ・地階を除く階数が原則として3以上であること ・建築物の2以上の区分所有者自身が居住の用に供していること ・建築物が複合用途である場合は、延べ床面積の過半が居住の用途であること 【耐震診断】 ・建築基準法に定める確認通知書が発行されていること 【補強設計】 ・耐震診断の結果がIs値0.6未満であること ・耐震診断の結果について、区が定めた機関による評定等を取得していること ・耐震診断の結果に基づいて、区から耐震改修をするよう勧告を受けていること 【耐震改修／除却】 ・耐震診断の結果がIs値0.6未満であること ・耐震改修計画の結果について、区が定めた機関による評定等を取得していること（除却の場合を除く） ・耐震診断の結果に基づいて、区から耐震改修をするよう勧告を受けていること（除却の場合を除く） ・改修後のIs値が0.6以上となること（除却の場合除く） （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	
	渋谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	分譲マンションの管理組合等	助成金	助成対象事業費と助成率等に基づき助成（基準単価による上限あり） 助成対象事業(補強設計・耐震改修／建替え・除却)	そ【共通】 ・特定緊急輸送道路に接し、道路幅員の2分の1に相当する高さ以上の昭和56年5月31日以前着工の建築物であること ・平成30年度内に事業着手していること 【補強設計】 ・耐震診断の結果について、区が定めた機関による評定等を取得していること ・建築基準法に適合しない部分がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること 【耐震改修／建替え・除却】 ・構造が耐震上著しく危険であると認められること ・耐震診断の結果がIS値0.6未満若しくはIw値が1.0未満であること ・耐震改修後にIs値が0.6相当以上若しくはIw値が1.0相当以上となるよう計画された事業であること ・建築基準法に適合しない部分がある場合は、その是正が同時になされるものであること （他にも詳細な要件あり）	－	－	－	－	－	
	立ち退きに伴う、高齢者世帯等住み替え家賃補助制度	取り壊し等により立ち退きを求められている、高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯	補助金	○月額1万円上限 住み替え後の家賃が住み替え前の家賃より高額になる場合、差額（原則）を補助 ○転居一時金 契約に要した礼金、仲介手数料について限度額以内で一部を補助 ※限度額・補助額は世帯構成等により異なる	そ ・取り壊し等により立ち退きを求められている、次のいずれかに該当する世帯 高齢者世帯：65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上の者のみの世帯 障害者世帯：身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上または精神障害者保健福祉手帳2級以上を持つ者を含む世帯 ひとり親世帯：子どもが18歳未満のひとり親世帯 ・区内に2年以上居住・住民登録しており、区内の民間賃貸住宅に住み替える ・世帯の総収入額が一定基準額以下 ・住民税を滞納していない ・生活保護を受給していない （他詳細要件、条件あり）	－	－	－	－	－	都市整備部住宅政策課住宅管理係 TEL　03(3463)1848

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
中野区	住宅資金等融資あっせん	災害対策	利子補給	○耐震改修資金　200万円 ○水災害特別資金　500万円 ※工事見積額の80%限度	年 ・20～完済時75歳未満 （親子ﾘﾚｰ方式あり） 収 ・所得1,200万円以下 そ ・区内居住1年以上　など	1.0%	1.97%	2～10年	金融機関に一任	可	都市基盤部 住宅政策分野 TEL 03(3228)5581
	木造住宅密集地域整備促進事業	一般	助成金	○共同建替え補助（補助対象経費の概ね2/3）	・個人、中小企業者等 ・計画敷地内で2年以上継続して建築物又はその敷地を所有等 そ ・整備地区内において整備計画等の方針に適合して行われる建替えを促進すべき建築物等の共同建て替えの事業 ・その他詳細要件あり	－	－	－	－	－	地域まちづくり推進部 まちづくり企画分野 TEL 03(3228)8978
	都市防災不燃化促進事業			○建築助成(315万2千円～) ○除却助成（96万円～） ○二世帯住宅・仮住居費等の加算助成あり	そ ・不燃化促進区域内で耐火建築物を建築しようとする建築主、老朽建築物を除却しようとする所有者 ・その他詳細要件あり	－	－	－	－	－	
	優良建築物等整備事業			○共同建替え助成	そ ・ｾﾝﾀｰｺｱｴﾘｱ及び特定促進地区以外で用件を満たす区域 ・階数が3階以上の耐火建築物 ・敷地面積500㎡以上(地区面積1,000㎡以上） ・一定の空地を有する ・その他詳細要件あり	－	－	－	－	－	
	都心共同住宅供給事業			○共同建替え助成	そ ・ｾﾝﾀｰｺｱｴﾘｱ及び特定促進地区 ・階数が3階以上の耐火建築物 ・敷地面積300㎡以上(地区面積500㎡以上） ・一定の空地を有する ・その他詳細要件あり	－	－	－	－	－	
	住宅等共同建築物助成			○共同建替え助成(上限4,000万円）	そ ・階数が3階以上の耐火建築物 ・敷地面積(合併)200㎡以上 ・一定の空地を有する　など	－	－	－	－	－	
	不燃化推進特定整備事業 （不燃化特区）			○老朽建築物の建替え補助（仮住居者補助あり） ○老朽建築物の解体除却補助 ○老朽建築物除却後の土地の管理補助	そ ・不燃化特区内において、老朽建築物の建替えを行う個人、老朽建築物の解体除却を行う者 ・その他詳細要件あり						地域まちづくり推進部 北西部まちづくり分野（大和町地区 TEL 03(3228)8727 東部・南部まちづくり分野 （弥生町三丁目周辺地区） TEL 03(3228)5463
	生垣・植樹帯の設置助成			○上限30m（30万円まで）	そ ・中野区内在住又は在住予定者	－	－	－	－	－	環境部地球温暖化対策分野 TEL 03(3228)5554

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利） 本人負担	利率（年利） 自治体負担	償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
杉並区	住宅修築資金融資あっせん	一般・高齢心障	利子補給	○修繕・増築 ①一般　300万円 ②特別　500万円 （障害者同居、高齢化対応工事、耐震改修など）	年 ・20～70歳未満(完済時) 収 ・所得100万円以上1,200万円未満 そ ・区内居住1年以上　など	1.50% 特別　1.00%	0.50% 特別　1.00%	300万円までは7年以内、300万円超は10年以内	担保（300万円超の場合）及び保証	可	都市整備部住宅課 TEL 03(3312)2111　内線3533
		賃貸住宅所有者		○修繕　融資限度額1,000万円(規模により異なる)	そ ・各住戸25㎡以上165㎡以下 （耐震改修工事の場合は25㎡未満も可） ※中小企業資金融資の対象者は除く						
		マンション管理組合		○上限300万円	そ ・一般に同じ						
				○上限500万円	そ ・障害者等同居世帯・耐震改修の場合						
	がけ、擁壁改善資金の融資あっせん	一般		○道路に接しているがけ、擁壁の改善工事 （上限500万円）	年 ・20～70歳未満 収 ・収入基準あり　など	－	1.80%	300万円までは5年以内、300万円超は10年以内	担保(融資額100万円超）及び保証	可	都市整備部土木管理課 TEL 03(3312)2111　内線3403
	接道部緑化助成	一般	助成金	○生垣の造成　個人12,000円/m、法人6,000円/m ○ﾌｪﾝｽ緑化　個人・法人とも2,000円/m ○植え込みの造成　個人14,000円/㎡、法人6,000円/㎡ ○既存塀の取壊し　個人5,000円/m（大谷石のみ10,000円/m）、法人3,000円/m ※上記金額未満の場合は実費 ※1物件当たりの上限個人50万円、法人100万円	そ ・事前の申請が必要 ・接道部において延長2m以上奥行き2m以下の範囲で生垣、植え込み、フェンス緑化のいずれかの緑化を行うこと ・施行部分が建築基準法の道路に面する部分で拡幅整備済みであること ・道路と緑化部分の間に遮蔽物がないこと	－	－	－	－	－	都市整備部みどり公園課 TEL 03(3312)2111　内線3595
	屋上・壁面緑化助成			○屋上緑化　個人25,000円/㎡、法人20,000円/㎡又は助成対象工事実費の1/2のいずれか小さい額 ○壁面緑化　個人12,500円/㎡、法人8,000円/㎡又は助成対象工事実費の1/2のいずれか小さい額 ○屋上緑化及び壁面緑化あわせて上限個人100万円、法人150万円	そ ・事前の申請が必要 ・対象緑化面積が3㎡以上確保できること。 ・緑化する建物が建築基準法等に適合し、安全強度が確認できること ・緑化部分の保守が安全にできるよう設計されていること ・プランター使用の場合1基あたり50リットル以上であること	－	－	－	－	－	
	雨水浸透施設設置助成	個人		○上限40万円	そ ・敷地面積1，000㎡未満の専用住宅、店舗等の併用住宅及び共同住宅に区が指定する雨水浸透施設（浸透ます・浸透トレンチ）の設置工事を行う個人	－	－	－	－	－	都市整備部土木計画課 TEL 03(3312)2111　内線3423
	水害予防住宅高床化工事助成	一般		○標準工事費の1/2　上限200万円	そ ・水害が予想される地域において、住宅、店舗、事務所及びその他居室を有する建築物(仮設は除く)に高床化工事を行う建築主	－	－	－	－	－	
	防水板設置工事助成	個人		○工事費の1/2　上限50万円	そ ・浸水の恐れのある住宅、店舗、事務所等の個人が使用する建築物の出入口等に防水板設置工事及び関連工事を行う個人	－	－	－	－	－	
	低炭素化推進機器等導入助成【エコ住宅促進助成】	区民、区内中小企業者（法人、個人事業主）区内管理組合または管理者、医療法人、社会福祉法人、学校法人、町会・自治会、商店街組合等		○太陽光発電ｼｽﾃﾑ4万円 /1kw(上限12万円) ○強制循環式ソーラーシステム　2万円/1㎡(上限6万円) ○自然循環式太陽熱温水器　1万円/1㎡(上限2万円) ○定置用リチウムイオン蓄電池　1万円/1kWh(上限8万円) ○自然冷媒ヒートポンプ給湯器　5万円/1台 ○家庭用燃料電池　5万円/1台 ○高日射反射率塗装　1000円/1㎡(上限15万円) ○窓断熱改修　窓断熱改修の種類や面積により異なります(上限15万円) ※同一年度において、助成限度額30万円	そ ・導入前に申請することが条件 詳しくは区HPをご覧下さい！ http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/syouene/1004921.html	－	－	－	－	－	環境部環境課 TEL 03(3312)2111 内線3704・3705
	住居確保給付金の支給	離職等の生活困窮者	助成金	助成限度額 住宅扶助特別基準額を上限	年 ❶支給対象者 ○ 申請日において65 歳未満であって、離職等後2年以内の者 ○ 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと ○ ハローワークに求職の申し込みをしていること ○ 国の雇用施策による給付等を受けていないこと 収 ❷ 支給要件 ○ 収 入 要 件：申請月の世帯収入合計額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)＋家賃額以下であること〔家賃額は住宅扶助特別基準額が上限〕 ○ 資 産 要 件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6(但し100 万円を超えない額)以下であること ○ 求職活動等要件：ハローワークでの職業相談(月2 回以上)、自立相談支援機関での面接支援(月4 回以上)等	－	－	－	－	－	保健福祉部 杉並福祉事務所 生活自立支援担当 TEL 03(3393)0737

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
豊島区	接道部緑化助成	一般	助成金	接道緑化助成 ○工事費の2/3、又は助成単位額×緑化整備数量の いずれか低い方(上限50万円)	そ ・新たに接道緑化を行う者（全面的な改修を含む） ・接道緑化の延長が1m以上 ・接道緑化の前面に、接道緑化を容易に視認 できない塀等が設置されないこと ・狭あい道路のｾｯﾄﾊﾞｯｸが必要でないこと ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外 ・この助成制度以外の接道緑化関連助成を受ける者は除外 ・建築物の販売による利益を目的とした事業者は除外 ・助成を受けた日から5年未満で改修する者は除外 ・法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められる行為は除外	－	－	－	－	－	都市整備部公園緑地課 緑化推進グループ TEL 03(3981)4940
	界わい緑化助成			界わい緑化助成 ○工事費の3/5（上限30万円）	そ ・「界わい緑化推進プログラム事業計画書」を環境政策課へ提出し受理されていること。 ・接道部を緑化する場合であること。既存の樹木を植え替える場合を含む。 ・緑化は延長1m以上ないしは面積1㎡以上であること。 ・緑化する個所は接道部より奥行き5m程までとする。また、緑を容易に視認できない塀等 が設置されないこと。 ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外 ・この要綱に基づく助成以外の緑化関連助成の対象でないこと。 ・緑化助成を受けた日から5年未満で改修する予定がないこと。 ・狭あい道路のｾｯﾄﾊﾞｯｸが必要でないこと ・法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められる行為は除外 ・建築物の販売による利益を目的とした事業者は除外						都市整備部公園緑地課 緑化推進グループ TEL 03(3981)4940 環境清掃部 環境政策課 事業グループ TEL 03(3981)2771
	屋上緑化等助成			屋上緑化 ○工事費の2/3、又は助成単位額×緑化区画面積の いずれか低い方(上限50万円) 壁面緑化 ○工事費の2/3、又は助成単位額×緑化区画面積の いずれか低い方(上限30万円)	そ ・新たに屋上緑化を行う者（全面的な改修を含む） ・緑化区画面積が1㎡以上 ・屋上緑化を行う建築物が、建築基準法その他の 法令等に適合すること ・建築物の販売による利益を目的とした事業者は除外 ・法令及び条例等により緑化関連施設の設置を 求められる行為は除外 ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外 ・この助成以外の屋上緑化関連助成を受ける者は除外 ・助成を受けた日から5年未満で改修する者は除外						都市整備部公園緑地課 緑化推進グループ TEL 03(3981)4940
	ブロック塀等改善工事助成事業	塀等の所有者、個人、中小企業	助成金	○撤去費用　1mあたり2500円 新設費用　助成対象経費の2分の1	そ ・豊島区内に存する塀または門柱のうち、区長が地震等に対し、構造上支障があると認 めたもの ・撤去する塀等は、コンクリートブロック造、石造、レンガ造その他これらに類する構造で あるもの ・撤去する塀等は、道路または地表面から対象物の上端部までの垂直距離が1.2m以上で あるもの ・撤去する塀等及び新たに築造する塀等は、道路に面している、または一般の交通の要 に供している通路に面しているもの ・新たに築造する塀等については、フェンス等とし、基礎または土留めとして設置される コンリート、レンガ等の高さは敷地地盤面から1.2m以下とする。 ・新たに築造する塀等については、建築基準法上の道路に突出しないこと ・その他特に区長が必要と認めるもの	－	－	－	－	－	都市整備部建築課 TEL 03(3981)0590
	既設塀等改善工事助成事業 【平成31年度まで】	既設塀等の所有者で次の各号以外の者(1)国、地方公共団体その他これらに準じる団体(2)既設塀等改善工事について、他に助成金交付の決定を受けている者(3)建築物の販売事業者(4)大企業(5)建替え等で狭あい道路拡幅整備の事前協議が必要となる		次の各号に掲げる額の合計とする。ただし、100万円を限度とする。 ○既設塀等除去部分の見付け面積に6000円/㎡を乗じた額 ○新たな塀等の築造に係る経費（消費税を除く）の3分の2以内の額	そ ・既設塀等は、コンクリートブロック造、石造、レンガ造その他これらに類する構造。 ・既設塀等は、道路または地表面から対象物の上端部までの垂直距離が1.2m超である。 ただし、特に改善の必要があると区長が認めるものについては、この限りでない。 ・既設塀等は、道路に面している、又は一般の交通の用に供している道路に面している。 ・国土交通省において作成したチェックポイントに一以上の不適合がある ・既設塀等の部分除却については、道路または地表面からの対象物の上端部までの垂直 距離を1.2m以下とする。ただし、既存の擁壁の高さが1.2mを超え、かつ、擁壁の除却が 困難な場合は、敷地地盤面上に存する既存塀を除却する。 ・新たに築造する塀等については、風圧を受け難いフェンス等とし、基礎または土留め として設置されるコンクリート、レンガ等の高さは敷地地盤面から1.2m以下とする。 ただし、敷地の形状及び構造上やむを得ないものについては、この限りではない。 ・新たに築造するものについては、既存の擁壁を含め、建築基準法の道路に突出せず、 豊島区狭あい道路拡幅整備に協力すること。						
	木造住宅の耐震診断補助事業	建物所有者かつ居住者		○耐震診断に要した費用（15万円が限度）	そ ・階数が2以下の木造住宅（専用住宅部分が2分の1以上）のうち、昭和56年5月31日以前 に建築されたもの						
	木造住宅の耐震改修補助事業	建物所有者かつ居住者で住民税を滞納していない者		○助成対象経費の3分の2（上限100万円） ○工事施工者が区内業者の場合、助成対象経費の6分の1（50万円が限度）を 上乗せします。	そ ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの ・現状の耐震診断の結果が上部構造評点1.0未満で、補強設計に基づく耐震改修工 により、耐震診断の結果が上部構造評点1.0以上となるもの ・階数が2以下の木造住宅（専用住宅部分が2分の1以上）であること ・建築基準法第43条に抵触しない敷地で、接する道路が幅員12m以下のものである こと ・建築物（塀等を含む）が、建築基準法の道路に突出していないもの ・防火構造であるもの、または耐震改修工事により同構造となるもの ・その他建築基準法上重大な疑義のないもの						

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）

【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	非木造住宅耐震診断補助事業	建物所有者かつ居住者	助成金	○耐震診断に要した費用の3分の2（20万円が限度）を助成します。	そ ・昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の住宅（木造住宅との混構造住宅を含む）であること						
	緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断補助事業	建物所有者、管理組合代表者		○助成対象経費の3分の2（上限100万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築された建築確認を受けた緊急輸送道路（特定緊急輸送道路を除く）沿道の建築物で、建築物の高さが接する緊急輸送道路の中心からその部分までの距離を超えるもの ・原則として、建築基準法及び関係法令に適合していること ・耐火建築物または準耐火建築物であること ・耐震診断に必要な図書に不備がないこと	－	－	－	－	－	都市整備部建築課 TEL 03(3981)0590
	緊急輸送道路等沿道建築物の耐震補強設計補助事業			○助成対象経費の3分の2（上限100万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築された建築確認を受けた緊急輸送道路（特定緊急輸送道路を除く）沿道の建築物で、建築物の高さが接する緊急輸送道路の中心からその部分までの距離を超えるもの ・原則として、建築基準法及び関係法令に適合していること ・耐火建築物または準耐火建築物であること ・耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断されたもの						
	緊急輸送道路等沿道建築物の耐震改修補助事業			○助成対象経費の3分の1（上限1000万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築された建築確認を受けた緊急輸送道路（特定緊急輸送道路を除く）沿道の建築物で、建築物の高さが接する緊急輸送道路の中心からその部分までの距離を超えるもの ・原則として、建築基準法及び関係法令に適合していること ・耐火建築物または準耐火建築物であること ・耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断されたもの ・耐震改修により地震に対して安全な構造となるもの						
	特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震改修工事等補助事業	建物所有者、管理組合代表者		○耐震補強設計に要する費用（ただし、助成基準単価以内）の2分の1 （除却・建替えについては最大で3分の1） ○分譲マンションは最大で助成対象経費の6分の5 （除却・建替えについては最大で3分の1）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築された建築確認を受けた緊急輸送道路（特定緊急輸送道路を除く）沿道の建築物で、建築物の高さが接する緊急輸送道路の中心からその部分までの距離を超えるもの ・原則として、建築基準法及び関係法令に適合していること ・耐火建築物または準耐火建築物であること ・耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断されたもの ・耐震改修により地震に対して安全な構造となるもの						
	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強設計補助事業			○耐震補強設計に要する費用（ただし、助成基準単価以内）の3分の1	そ ・昭和56年5月31日以前に建築された建築確認を受けた特定緊急輸送道路沿道の建築物の高さが接する特定緊急輸送道路の中心からその部分までの距離を超えるもの ・原則として、建築基準法及び関係法令に適合していること ・耐火建築物または準耐火建築物であること						
	豊島区ｴｺ住宅普及促進費用助成	個人、マンション管理組合	助成金	【一般住宅】 ○太陽光発電ｼｽﾃﾑ 出力1kW当たり2万円（上限8万円） ○太陽熱温水器 A　一律2万円　（住宅用自然循環式太陽熱温水器） B　一律5万円　（住宅用強制循環式ソーラーシステム） ○雨水貯水槽　（容量50ℓ以上1000ℓ以下） A　設置費用3万～5万円未満は一律1万円 B　設置費用5万円以上は一律2万円 ○家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 一律8万円 ○エネルギー管理システム（HEMS） 機器本体価格の3分の1（上限2万円） ○断熱改修窓 設置費の4分の1（上限10万円） 【集合住宅（共用部分）】 ○太陽光発電ｼｽﾃﾑ 出力1kW当たり2万円（上限8万円） ○LED照明器具 機器設置費用の5分の1（上限20万円）	そ【一般住宅】 ・区内において、居住または居住予定（完了報告時には住民票が移っていること）の住宅に、新たに対象機器を設置する者であること（賃貸借等の住宅の場合は、当該住宅の所有者から機器設置に係る同意が必要） ・断熱改修窓は、一居室単位の施工であり、既存の単板ガラス窓を複層ガラスまたは二重窓に改修するものであること。（新築・増築に伴う新設は対象外） 【集合住宅（共用部分）】 区内に賃貸集合住宅を所有又は所有しようとする個人もしくは区内の分譲集合住宅の管理組合等で、機器を購入設置する者であること 【一般・集合（共用部分）共通】 ・導入する設備の設置工事の契約者であり、領収書の名義人であること ・機器設置工事開始前に助成金の交付申請を行い、交付決定後に機器設置工事を開始すること ・設置する機器が未使用のものであること（中古品及びリース等の設置は、助成対象外） ・同一年度内かつ同一世帯内において、同じ助成対象機器で助成を受けていないこと （助成申請は、同一年度内かつ同一世帯内において助成対象機器ごとに一回限り） ・太陽光発電システムを設置する場合は、申請者が電力受給契約をすること ・平成31年2月28日(必着)までに機器設置工事に係る完了報告書類を提出できること	－	－	－	－	－	環境清掃部環境政策課 TEL 03(3981)2771
	アスベスト分析調査費用の助成	個人、法人、ﾏﾝｼｮﾝ管理組合	助成金	○消費税を除く調査費の全額 （限度額25万円）	そ ・区内の建築物等について、専門調査機関によるアスベスト分析調査を行うもの ・アスベスト分析調査を実施する前に申請 ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外	－	－	－	－	－	
	住宅確保給付金	一般	助成金	○月ごとに家賃額（上限あり）を支給	そ ・離職により、住居を喪失または喪失するおそれのある方 ・離職後2年以内及び65歳未満の方 ・公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動を行う方 ・申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の月の収入の合計が以下の収入基準である方 例）単身世帯：8.4万円に家賃額（53,700円が上限）を加算した額以下 2人世帯：13万円に家賃額（64,000円が上限）を加算した額以下 3人世帯：17.2万円に家賃額（69,800円が上限）を加算した額以下	－	－	－	－	－	保健福祉部福祉総務課 くらし・しごと相談支援センター TEL 03(4566)2454

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
					・申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である方　単身世帯：50.4万円　2人世帯：78万円　3人世帯以上：100万円 ・雇用施策による給付等及び地方自治体等が実施する類似の給付や貸付を受けていないこと（過去も含めた受給状況の確認） ・申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれも暴力団員でないこと						
	生活福祉資金	一般	融資	○50万円	そ　・低所得世帯（収入基準を超えない世帯） ・障害者世帯（「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けた方の属する世帯、あるいは障害者総合支援法による障害者福祉サービスの受給者証を所有していること） ・高齢者世帯（日常生活上、療養または介護を必要とする、概ね65歳以上の高齢者が属し、その収入が収入基準を超えない世帯）	－	－	－	－	－	豊島区民社会福祉協議会 TEL　03（6388）0055
	東京都母子及び父子福祉資金	ひとり親世帯	融資	○住宅資金　150万円 災害、老朽等による場合　200万円 ○転宅資金　26万円	そ　・都内に6か月以上居住し、区内に住所を有すること ・20歳未満の子どもを扶養しているひとり親世帯 ・原則、連帯保証人がいること	－	－	－	－	－	子ども家庭部 子育て支援課 TEL　03（3981）2119
	都心共同住宅供給事業	一般	助成金	○事業経費の一部（原則として、次の補助対象部分の3分の2 ○調査設計計画費 ○土地整備費 ○施設整備費　※限度あり	そ　・センターコアエリア及び特定促進地区以外で要件を満たす区域 ・階数が3階以上の耐火建築物 ・一定の空地を有するなど	－	－	－	－	－	都市整備部住宅課 マンショングループ TEL 03(3981)1385
	優良建築物等整備事業	一般		○事業経費の一部（原則として、次の補助対象部分の3分の2 ○調査設計計画費 ○土地整備費 ○施設整備費　※限度あり	そ　・センターコアエリア及び特定促進地区 ・階数が3階以上の耐火建築物 ・一定の空地を有するなど						
	分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成	A:マンション管理組合及び区分所有者 B:区内の築30年以上のマンション管理組合		○（公財）東京都防災・建築まちづくりｾﾝﾀｰが定めているｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ制度利用料金（税抜）の2/3 （千円未満切捨て）	そ　・Aｺｰｽ：区内の所在する分譲ﾏﾝｼｮﾝ管理組合及び区分所有者 ・Bｺｰｽ：原則として築30年以上の区内に所在する分譲ﾏﾝｼｮﾝの管理組合 ・Bｺｰｽｵﾌﾟｼｮﾝ：Bｺｰｽを利用したことのある、区内に所在する分譲ﾏﾝｼｮﾝの管理組合	－	－	－	－	－	
	マンション専門家派遣事業	区内の分譲マンションの管理組合	その他	○無料（会場費や資料代は管理組合負担）	そ　申請は管理組合の代表者の派遣希望の2週間前までに申請	－	－	－	－	－	
	分譲ﾏﾝｼｮﾝ計画修繕調査費助成		助成金	○調査費（消費税を除く）の1/2（上限20万円） （10年に1回）	そ　・建築後8年以上経過した分譲ﾏﾝｼｮﾝ ・管理規約が整備されている ・調査について総会の決議がされている ・過去10年以内に、この助成制度を利用していないこと	－	－	－	－	－	
	マンション耐震診断助成事業			○耐震診断に要した費用の3分の2（上限100万円）	そ　・昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく確認を受けた分譲マンション（3階【地階を除く】以上のもの） ・原則として、建築基準法及び関係法令に適合していること ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ・耐震診断に必要な図書に不備がないこと						
	マンション耐震改修設計助成事業			○耐震補強設計に要した費用の3分の2（上限100万円）	そ　・昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく確認を受けた分譲マンション（3階【地階を除く】以上のもの） ・原則として、建築基準法及び関係法令に適合していること ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ・耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断されたもの ・補強設計により構造耐震指標Is値が0.6以上となること ・管理組合の総会で、耐震改修工事を実施することの決議がなされていること						
	マンション耐震改修助成事業			○耐震改修工事に要した費用の23%（上限1,000万円）	そ　・昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく確認を受けた分譲マンション（3階【地階を除く】以上のもの） ・原則として、建築基準法及び関係法令に適合していること ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ・耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断されたもの ・補強設計により構造耐震指標Is値が0.6以上となること ・管理組合の総会で、耐震改修工事を実施することの決議がなされていること						
	身元保証制度利用助成	高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯	助成金	○保証料の一部（上限1万円）ただし、「あんしん入居制度」については上限は異なる	そ　・身元保証人を確保することが困難であること ・区内に引き続き2年以上住所を有すること ・新規に区内の民間住宅へ転居すること ・住宅に困窮していること ・緊急連絡先があること ・月額所得が158,000円以下（特別区分該当の場合は214,000円以下）の世帯であること ・生活保護を受給していないこと ・東京都防災・建築まちづくりセンターの「あんしん入居制度」の利用にかかる費用のうち、見守りサービスを利用した場合の利用料及び事務手数料。 （葬儀の実施のみを利用する場合を除く） ・一般財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度の利用にかかる費用 ・区と協定を結んだ民間保証会社による「家賃債務等保証制度」の保証料	－	－	－	－	－	都市整備部住宅課 相談グループ TEL　03（3981）2683

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
					・区の協定に基づき、一般財団法人賃貸保証機構の職員が同行し、民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した際に、利用可能な家賃債務保証制度の利用に係る費用						
	住宅修繕・リフォーム資金助成	一般	助成金	○修繕工事：工事額の30%（上限10万円） ○リフォーム工事：工事額の30%（上限20万円）	そ　次に揚げる要件にすべて満たしているもの ・豊島区内に引き続き2年以上居住しているいこと ・前年の世帯の月額所得が158,000円以下（条件により214,000円）であること ・対象住宅の所有権を有している者または同居親族であること ・住民税を滞納していない世帯であること ・暴力団員でないこと ・建築確認申請が必要であるものを除く ・修繕工事の結果、建築基準法違反になる可能性があるものは除く ・他の住宅改修等の関する助成制度等の対象となるものは除く ・助成承認前に着手したものは除く ・住宅の修繕工事やリフォーム工事を伴わない、簡易な器具設備のみのものを除く ・住宅の所有権の共有者及び賃借人との同意」が見込めないものを除く	－	－	－	－	－	都市整備部住宅課 相談グループ TEL　03（3981）2683
	子育てファミリー世帯家賃助成	子育てファミリー世帯		○転居（転入）後の家賃から基準家賃を差し引いた額 （1日あたり15,000円限度）	そ　次に揚げる要件にすべて満たしているもの ・15歳以下の児童と、その児童を扶養する者が同居している世帯。 ・住み替え後の賃貸住宅専用面積が、別に定める最低居住面積水準を満たしかつ、台所、便所、浴室を備えた住宅であること ・前年の世帯の月額所得が268,000円以下であること ・家賃を滞納していないこと ・住民税を滞納していないこと ・生活保護法による扶助を受けていないこと ・他の制度による公的住宅扶助を受けていないこと						
	高齢者世帯等住み替え家賃等助成	高齢者世帯、障害者世帯、18歳未満の子を養育している者、低所得者		○転居後の家賃から基準家賃を差し引いた額 （1日あたり15,000円限度）	そ　次に揚げる要件にすべて満たしているもの ・取り壊し等により住み続けることが困難になり転居することが必要となった場合 ・豊島区内に引き続き2年以上居住しているいこと ・前年の世帯の月額所得が158,000円以下（条件により214,000円）であること ・生活保護法による保護を受けていないこと ・区内への良好な住宅への転居であること						
	介護保険による住宅改修費支給事業	介護保険の要支援または要介護認定者のうち、自宅で生活している者	助成金	○負担割合（1割、2割または3割）に応じて対象工事費用（200,000円限度）のうち8割、9割または7割を保険給付	そ　・日本国籍または日本に永住する資格を有していること ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・すべりの防止、移動の円滑化のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便器等への取り替え	－	－	－	－	－	保健福祉部介護保険 TEL　03（3981）1387
	高齢者自立支援住宅改修助成事業 予防的助成事業	高齢者世帯	助成金	○助成対象工事費用の8割または9割費用 （生活保護受給者は10割）上限20万円	そ　・住宅改修に附帯して必要な工事 ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・すべりの防止、移動の円滑化のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便器等への取り替え ・住宅改修に附帯して必要な工事	－	－	－	－	－	保健福祉部高齢者福祉課 TEL　03（4566）2432
	高齢者自立支援住宅改修助成事業　設備改修助成事業（浴槽・流し等の取り替え）	高齢者世帯		○浴槽　助成対象工事費用の8割または9割費用 （生活保護受給者は10割）上限379,000円 ○流し　助成対象工事費用の8割または9割費用 （生活保護受給者は10割）上限156,000円	そ　・浴槽　身体障害者手帳の下肢または体幹に係る障害が1～3級。既存設備での使用が困難な方 ・流し　身体障害者手帳の下肢または体幹に係る障害が1～2級。または補装具として車いすの交付を受けた内部障害の1級で、家事に従事する方						
	高齢者自立支援住宅改修助成事業　設備改修助成事業（便器の洋式化）	高齢者世帯		○助成対象工事費用の8割または9割費用 （生活保護受給者は10割）上限106,000円	そ　・便器の洋式化						
	重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業	障害者世帯	助成金	○居宅生活動作補助用具　自己負担が3%となるように助成。ただし、住民税非課税世帯・生活保護受給者は自己負担なし（上限200,000円）	そ　・手すりの取り付け ・段差の解消 ・すべりの防止、移動の円滑化のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便器等への取り替え ・住宅改修に附帯して必要な工事	－	－	－	－	－	保健福祉部障害福祉課 TEL　03（3981）2141
				○中規模改修　自己負担が3%となるように助成。ただし、住民税非課税世帯・生活保護受給者は自己負担なし（上限641,000円）	そ　・浴室改善、玄関改善、トイレ改善、台所改善等						
				○屋内移動設備　自己負担が3%となるように助成。ただし、住民税非課税世帯・生活保護受給者は自己負担なし（上限1,332,000円）	そ　・階段昇降機、天井走行リフト						

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利） 本人負担	利率（年利） 自治体負担	償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
北区	住まい改修支援事業	一般	助成金	○10万円以上の修繕工事について工事費用の20%（上限10万円）	そ　・自らが居住かつ所有する住宅 ・既存住宅の改修工事で区内中小事業者に発注したもの 収　・住民税を滞納していないこと　など	－	－	－	－	－	まちづくり部住宅課 ℡ 03(3908)9201
	三世代住宅建設助成			○50万円/戸【新築】 ○対象工事費用の50%（上限30万円）【リフォーム】	そ　・「親と子と孫」など三世代で居住すること ・自己居住専用部分の床面積が95㎡以上であること ・「仕様書」に基づいた住宅であること　など	－	－	－	－	－	
	親元近居助成			○登記費用として司法書士等に支払った費用(上限20万円)	年　・18歳未満の子ども1人以上 そ　・区内に親が10年以上居住 ・住戸専用面積が55㎡以上　など	－	－	－	－	－	
	分譲マンション耐震化支援事業	分譲マンション管理組合		○アドバイザー助成　1回上限49,000円（1マンション3回まで） ○耐震診断助成　診断費用の1/2（上限100万円）+評定費用15万円 ○耐震設計助成　設計費用の1/2（上限100万円）+評定費用30万円 ○耐震改修助成　工事費用の1/2(延べ床面積により2000万円～3000万円)	そ　・昭和56年5月31日以前に建築に着手した分譲マンションであること ・全戸数の半数以上の異なる区分所有者が存在すること ・居住用の専用部分があること . ・耐震評定機関の評定をうけること（耐震診断助成、耐震設計助成）　など	－	－	－	－	－	
	賃貸マンション耐震化支援事業	賃貸マンション所有者		○アドバイザー助成　1回上限49,000円（1マンション2回まで） ○耐震診断助成　診断費用の1/2（上限50万円）+評定費用15万円	そ　・昭和56年5月31日以前に建築に着手した賃貸マンションであること ・地上3階建て以上の非木造の共同住宅であること ・延べ床面積の1/2以上が住宅の用に供する建物であること　など	－	－	－	－	－	
	ﾏﾝｼｮﾝ劣化診断調査費用助成	分譲ﾏﾝｼｮﾝ管理組合		○劣化診断（老朽度判定調査）費用の20%(上限20万円)	そ　・管理組合の議決 ・建築後10年を経過　など	－	－	－	－	－	
	擁壁等安全対策支援事業	一般		○工事費の1/3(上限400万円) 土砂災害特別警戒区域内は、工事費の1/2（上限600万円）	そ　・所有者、占有者 ・高さが2m超える（道路に面するものは1.5m以上）部分を有するがけ及び擁壁 収　・住民税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	まちづくり部建築課 ℡ 03(3908)1240
	土砂災害対策支援事業			○工事費の1/5(上限75万円)	そ　・所有者 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅等 収　・住民税を滞納していないこと						
	木造住宅耐震化促進事業			○補強設計費の2/3（上限20万円） ○耐震改修・建替え工事費の2/3（上限100万円、整備地域内120万円、高齢者世帯等150万円）	そ　・昭和56年5月31日以前に建築に着手した2階建て以下の木造住宅 ・耐震診断の結果総合評点が1.0未満のもので、改修後1.0以上のもの　など ・建替え助成は地域等の要件あり 収　・住民税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
	都市防災不燃化促進事業			○建築費の一部（床面積による） ○除却助成限度額160万円	そ　・不燃化促進区域内にある、階数2以上かつ高さ 7m以上（地区防災道路志茂地区は5m以上）の耐火建築物（地区防災道路志茂地区は準耐火建築物も含む）を建築する建築主 ・不燃化促進区域内において、木造等の老朽建築物等を除却する者 ・補助83号線南地区、補助83号線北地区、補助86号線志茂地区、補助86号線赤西地区 補助81号線沿道地区、補助73号線沿道地区、地区防災道路志茂地区	－	－	－	－	－	まちづくり部まちづくり推進課 ℡ 03(3908)9154 十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課 ℡ 03(3908)9162
	不燃化特区における不燃化建替え促進事業			○除去助成限度額160万円 ○設計・工事監理費助成限度額 ※戸建建替え：耐火90万円、準耐火80万円 ※共同建替え：耐火450万円、準耐火200万円 ○店舗等加算助成限度額100万円（※対象区域：十条駅周辺地区の一部）	そ　・不燃化特区の区域内にある老朽建築物を、一定の要件満たす耐火建築物又は準耐火建築物に建替える建築主。 ・建て替え前の老朽建築物の所有者であること。 ・販売を目的として建築する建築物ではないこと。 ・個人または中小企業者等であること。 収　・住民税を滞納していないこと　など	－	－	－	－	－	まちづくり部まちづくり推進課 ℡ 03(3908)9154 十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課 ℡ 03(3908)9162
	地区防災不燃化促進事業			○建築費の一部（耐火性能と床面積による） ※助成金額は建替え後の建築物の耐火性能と延べ床面積により変わります。	そ　・北区が指定する防災生活道路に接する敷地の建築物を、一定の要件満たす上位の耐火性能を有する建築物に建替える建築主 ・販売を目的として建築する建築物ではないこと。 ・個人または中小企業者等であること。 ・都市防災不燃化促進事業の実施区域ではないこと　など	－	－	－	－	－	まちづくり部まちづくり推進課 ℡ 03(3908)9154 十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課 ℡ 03(3908)9162
	都心共同住宅供給事業			○事業経費の一部（原則として、次の補助対象部分の2/3） ・調査設計計画費 ・土地整備費 ・共同施設整備費　※限度あり	そ　・センターコア内及び特定促進地区 ・階数が3階以上かつ10戸以上の住宅を有する耐火建築物 ・敷地面積300㎡以上（地区面積500㎡以上） ・一定の空地を有する　など	－	－	－	－	－	まちづくり部まちづくり推進課 ℡ 03(3908)9154
	優良建築物等整備事業			○事業経費の一部（原則として、次の補助対象部分の2/3） ・調査設計計画費 ・土地整備費 ・共同施設整備費　※限度あり	そ　・センターコア内及び特定促進地区以外の北区全域 ・階数が3階以上かつ10戸以上の住宅を有する耐火建築物 ・敷地面積500㎡以上（地区面積1000㎡以上） ・一定の空地を有する　など	－	－	－	－	－	まちづくり部まちづくり推進課 ℡ 03(3908)9154
	生垣造成助成			○生垣助成　8,000円/m(ﾓﾃﾞﾙ地区は12,000円/m) ○ﾌﾞﾛｯｸ塀撤去 5,000円/m ※各上限40m	そ　・土地の所有者または管理者	－	－	－	－	－	生活環境部環境課 自然環境みどり係 ℡ 03(3908)8618
	都市建築物緑化促進助成			○屋上緑化、ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ緑化　2万円/㎡ 屋上緑化(上限100万円)3㎡以上の緑化区画 ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ緑化(上限20万円) ○壁面緑化　5,000円/㎡(上限20万円)	そ　・建物の所有者	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
北区	新ｴﾈﾙｷﾞｰ及び省ｴﾈﾙｷﾞｰ機器等導入助成	一般・ﾏﾝｼｮﾝ管理組合	助成金	○太陽光発電ｼｽﾃﾑ 8万円/kW（上限20万円） ○太陽熱温水器・ソーラーシステム 助成対象経費の50% ○高効率給湯器（エコキュート、ハイブリッド給湯器） 5万円/台 ○家庭用燃料電池装置　5万円/台 ○高反射率塗料 助成対象経費の50%（上限10万円） ○住宅用蓄電システム 1万円/蓄電容量1kWh(上限5万円) ○HEMS 助成対象経費の20%（上限2万円） ○窓の断熱改修 助成対象経費の20%（上限5万円） ※一部メニューにおいて助成金額が加算となる場合がございます。 詳細については担当課までお問い合わせください。	そ　・自ら使用する目的での設置又は施工 ・未使用のものであること ・同一年度内に同じ種類の機器に対して、この助成を受けていない ・マンション管理組合の場合は共有部分に設置又は施工 ・建築物の販売、貸付け等による利益を目的としていないこと 収　・住民税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	生活環境部環境課 環境政策係 ℡ 03(3908)8603
		マンション管理組合		○太陽光発電システム 助成対象経費の20% （上限100万円） ○LED照明器具・LED誘導灯器具 助成対象経費の20% （上限100万円） ○省エネルギー診断結果に基づく設備改修 助成対象経費の20%（上限100万円）	そ　・自ら使用する目的での設置又は施工 ・未使用のものであること ・同一年度内に同じ種類の機器に対して、この助成を受けていない ・共有部分に設置又は施工 ・建築物の販売、貸付け等による利益を目的としていないこと 収　・住民税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
	雨水貯水槽設置助成交付制度	一般		○雨水貯留槽設置工事（消費税込）の1/2 （上限2万5千円・対象台数は2台まで）	そ　・北区内に住宅を所有する個人	－	－	－	－	－	土木部道路公園課 工務係 ℡ 03(3908)9213
	止水板設置工事助成交付要綱			○止水板設置工事に要した費用（消費税込）の1/2 （上限50万円）	そ　・北区内に住宅、店舗、事務所等を所有する者で申請日より1年以上前から住民登録している個人、本店・支店等の登記をしている法人 ・住民税・法人税等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
	共同住宅防犯設備整備費補助事業	マンション管理組合等		○共同住宅の共用部分の防犯設備の設置に要した費用の1/2を助成 （上限50万円）	そ　・定期的な防犯活動の実施を行うこと ・防犯カメラを設置する場合は防犯カメラの管理運用規則を定めること ・平成30年6月8日時点で平成30年度募集は終了	－	－	－	－	－	危機管理室危機管理課 ℡ 03(3908)1121
	介護保険による住宅改修	一般		○手すりの取り付け等在宅生活を安全に過ごすための住宅改修についての工事費用（上限20万円）の7～9割（介護保険の負担割合に準ずる）	そ　・介護認定を受けていること ※給付対象の工事等詳細については、担当課までお問い合わせください。	－	－	－	－	－	健康福祉部介護保険課 ℡ 03(3908)1286
	高齢者住宅改造費助成	一般		○介護予防住宅改造（非該当（自立）の方） 手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止等床材の変更、引き戸等の扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え （限度額10万円、限度額のうち8割または9割助成） ○設備改造（要支援、要介護の方） 浴槽の取り替え （限度額20万円、浴槽上限額58,300円、給湯器上限額104,900円、限度額のうち8割または9割助成） 流し・洗面台の取り替え （限度額15万6千円、限度額のうち8割または9割助成） 便器の洋式化 （限度額10万6千円、限度額のうち8割または9割助成）	年　・北区に居住する65歳以上の方 そ　・介護保険の認定申請をしている方（要支援、要介護、非該当（自立）の方） ・住宅改造が必要と認められる方 ・介護保険の要支援、要介護に認定された方は、介護保険が優先します ・老朽化にともなう取り替え、新築時の設置、工事着工後の申請等は対象となりません ・助成対象額の1割または2割が自己負担となります。（助成額を超えた部分および対象外工事ついては全額が自己負担となります） ・必ず事前に高齢者あんしんセンターへご相談ください　ご自宅を訪問し要件を確認します	－	－	－	－	－	健康福祉部高齢福祉課 ℡ 03(3908)9083
	住宅整備改善助成	一般		○小規模住宅改修　200,000円 ○中規模住宅改修　641,000円 ○屋内移動設備（機械本体費　979,000円、設備費　353,000円） ※世帯の所得に応じて自己負担あり	そ　・小規模住宅改修 下記①②③のいずれかに該当する者 ① 下肢又は体幹に係る障害の程度が1級、2級又は3級の者 ② 補装具として車イスの交付を受けた内部障害者 ③ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者 ただし、温水洗浄便座への取替えについては、上肢障害1級又は2級を併せ持つ者 ・中規模住宅改修 下記①又は②のいずれかに該当する者 ① 下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 ② 補装具として車イスの交付を受けた内部障害者 ・屋内移動設備 歩行ができない状況にあり、①又は②のいずれかに該当する者 ① 上肢、下肢又は体幹のいずれかに係る障害の程度が、1級の者 ② 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 年　小規模住宅改修と中規模住宅改修は学齢児以上65歳未満。屋内移動設備は学齢児以上。	－	－	－	－	－	健康福祉部障害福祉課 ℡ 03(3908)1358

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利） 本人負担	利率（年利） 自治体負担	償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
荒川区	住宅建替え資金融資あっせん	一般	利子補給	○老朽住宅を除却し、住宅を建設又は購入　2,000万円	年 ・20～70歳以下(完済時80歳以下) そ ・老朽住宅の所有者又はその親族 ・住民税等の滞納なし	契約利率 －自治体負担	1.5%	利子補給期間10年以内	－	－	防災都市づくり部防災街づくり推進課 ℡ 03(3802)3111 内線2825
	住宅増・修築資金融資あっせん	一般・高齢・身障・個人		○増築・修築　20～500万円	年 ・20～80歳以下(完済時) 収 ・所得1,200万円以下 そ ・対象となる住宅に引続1年以上居住 ・住民税等の滞納なし	0.45% 高齢・身障 0.38% 外壁・屋根を含む改修工事 0.38%	0.5% 高齢・身障 0.57% 外壁・屋根を含む改修工事 0.57%	7年以内			
	住宅増・修築資金融資あっせん　（ﾏﾝｼｮﾝ改良）			○増築・修築　20～500万円	年 ・20～80歳以下(完済時) 収 ・所得1,200万円以下 そ ・対象となる住宅に引続1年以上居住 ・申込人が居住する共同住宅(賃貸を除く)の共用部分 ・住民税等の滞納なし						
	都市防災不燃化促進事業	個人・中小企業者・公益法人等	助成金	○200万円～ ※1階から3階までの延べ床面積による ○三世代住宅加算120万円 ○除却加算　26,000円　／㎡	そ ・補助90号線第二地区 ・補助90号線第三地区 ・住民税等の滞納なし	－	－	－	－	－	防災都市づくり部防災街づくり推進課 ℡ 03(3802)3111 内線2821
	生けがき造成助成			○生けがき助成　工事に要した費用の1/2 （上限1.4万円/m） ○生けがき造成に伴うﾌﾞﾛｯｸ塀撤去　工事に要した費用の1/2 （上限6,000円/m）	そ ・接道部での造成であること(幅員4m以上の道路) ・造成後5年以上保存すること ・生けがきの延長が2m以上であること ・樹木の高さが1m以上であること	－	－	－	－	－	防災都市づくり部道路公園課 ℡ 03(3802)3111 内線2752
	エコ助成（太陽熱ソーラーシステム設置）	個人又は区内に事業所を有する事業者、管理組合等		○集熱器、蓄熱槽、自動制御装置等で構成され(財)BLの優良住宅部品認定を受けたもの ○1㎡当り2万円と集熱器面積を乗じて得た額と、設置費用の1/2の額のうち小さい額（上限20万円）	そ ・住民税、国民健康保険料等の滞納なし	－	－	－	－	－	環境清掃部環境課 ℡ 03(3802)3111 内線483
	エコ助成（太陽熱温水器設置）			○自然循環式で、(財)BLの優良住宅部品認定を受けたもの ○1㎡当り1万円と集熱器面積を乗じて得た額と、設置費用の1/2の額のうち小さい額（上限8万円）	そ ・住民税、国民健康保険料等の滞納なし	－	－	－	－	－	
	ｴｺ助成(家庭用燃料電池装置設置)			○定格出力が0.5kW以上1.5kW以下の定置用燃料電池装置であるもの ○機器費用（本体）と設置工事に要した費用の1/20 （上限5万円）	そ ・住民税、国民健康保険料等の滞納なし	－	－	－	－	－	
	ｴｺ助成(太陽光発電ｼｽﾃﾑ機器設置)			○建築物の屋根等に設置し、電力会社と電力受給契約等を締結できるもの (財)電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。 ○助成単価は太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙの1kw当たり2万円 （上限20万円）	そ ・住民税、国民健康保険料等の滞納なし	－	－	－	－	－	
	ｴｺ助成（屋上緑化施工）			○建築物の屋根部分に草花、樹木等を植栽するもの （最小施工面積2㎡） ○助成単価は1㎡当たり2万円と施工費用の1/2の額のうち小さい額（上限30万円）	そ ・住民税、国民健康保険料等の滞納なし	－	－	－	－	－	
	ｴｺ助成（壁面緑化施工）			○建築物の外壁部分に補助器具等を設置し、壁前植栽するもの（最小施工面積2㎡） ○助成単価は1㎡当たり1万円と施工費用の1/2のうち小さい額（上限30万円）（屋上緑化と併せて施工する場合は上限40万円）	そ ・住民税、国民健康保険料等の滞納なし	－	－	－	－	－	
	ｴｺ助成（雨水貯水槽設置）			○貯水ﾀﾝｸの容量が100ℓ以上で、屋根面等から雨水を集めるもの ○貯水槽の容量を10ℓで割り1,000円を掛けて得た額と設置に要した費用の1/2の額のうち小さい額（上限30万円）	そ ・住民税、国民健康保険料等の滞納なし	－	－	－	－	－	
	エコ助成（家庭用蓄電システム設置）			○蓄電池、インバータ及び充電器により構成されるシステムであること ○太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池と連系すること ○リチウムイオン蓄電池は（社）環境共創イニシアチブが指定したもの ○電気自動車・住宅間相互電力供給装置は、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象機器として認定した充電器のうち、電気自動車に蓄電している電力を住宅用電源として利用できるものであること。 ○助成単価は蓄電池の容量1kWh当たり1万円（上限10万円）	そ ・住民税、国民健康保険料等の滞納なし	－	－	－	－	－	
	エコ助成（高断熱窓への改修）	個人又は区内に事業所を有する事業者、管理組合等		○扉等で室外と遮断されている室単位で、設置しようとする室内全ての窓の断熱改修を行う工事（新築は対象外） ○内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置）外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置する）ガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換） ○施工に要した費用の5分の1の額 ①荒川区内業者と契約・施工する場合 上限15万円 （見積書・領収書発行者住所が荒川区内であること） ②区外業者と契約・施工する場合 上限10万円	そ ・住民税、国民健康保険料等の滞納なし	－	－	－	－	－	
	集合住宅向け省エネルギー診断に基づき導入する省エネルギー設備			○荒川区集合住宅向け省エネルギー診断の受診結果に基づき導入する省エネルギー設備であること。なお、設置する省エネルギー設備がLED照明である場合は、次のいずれかの要件を満たすもの ①LED以外の既設照明器具全体がLED照明器具に置き換えられたもの ②既設の照明のうち、ランプのみをLEDランプへ交換する場合において、安全確認報告書によりその安全性が確認できるもの ※LED照明は、共用部（使用している既設照明をLEDに更新する場合）のみ対象 ○施工に要した費用の2分の1の額（上限30万円）	そ ・住民税、国民健康保険料等の滞納なし	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
荒川区	高齢者住み替え家賃等助成事業	個人・高齢	助成金	○家賃等助成 ・月額4万円を限度とする転居前家賃上昇分 ・家賃補助額の2か月分を限度とする礼金・権利金 ・家賃補助額の1か月分を限度とする仲介手数料 ・4万円を限度とする転居費用 ・家賃補助額の1か月分を限度とする契約更新料	年 70歳以上の単身世帯又は70歳以上の方と同居する配偶者若しくは兄弟姉妹の世帯 収 世帯全員前年度の住民税が非課税 そ ・2年以上区内に在住していること ・区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅へ転居すること ・国民健康保険料等の滞納がないこと ・生活保護受給世帯でないこと ・自立して日常生活を営むことができること ・転居前の住宅の要件（次のいずれかに該当又は立ち退きを求められていること） ①昭和56年の新耐震基準に適合していない ②住戸の専用床面積が18㎡未満である ③住戸に浴室又は便所が設置されていない ・転居後の住宅の要件（次のすべてに該当すること） ①昭和56年の新耐震基準に適合している ②住戸の専用床面積が25㎡（平成18年9月18日以前に建築された物件は18㎡）以上である ③住戸に浴室及び便所の両方が設置されている	－	－	－	－	－	福祉部高齢者福祉課 ℡ 03(3802)3111 内線2661
	高齢者民間賃貸住宅入居支援事業			○家賃等債務保証制度保証料助成 区が協定を結ぶ保証会社の家賃等債務保証制度利用に係る初回保証料及び更新保証料で、当該保証委託料相当額の実費額で5万円を限度として助成	年 65歳以上の単身世帯又は65歳以上の方と同居する60歳以上の方のみの世帯 収 世帯の前年の所得が都営住宅入居所得基準以下であること そ ・1年以上区内に在住していること ・区内の民間賃貸住宅へ転居する際、又は居住している民間賃貸住宅の更新時に保証人がいないこと ・住民税・国民健康保険料等の滞納がないこと ・自立して日常生活を営むことができること ・生活保護受給世帯でないこと	－	－	－	－	－	
	重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業	学齢以上で身体障害者の交付を受けている方		○中規模改修：641千円 ○屋内移動設備 ・機器本体：979千円 ・設置費：353千円 ○階段昇降機 ・直線型：700千円 ・曲線型：1,483千円 ＊新築工事に併せて実施する場合は、対象となりません。ただし、屋内移動設備に	○中規模改修 年 ・6歳以上65歳未満 そ ・補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 ・下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上の者 ○屋内移動設備 年 ・6歳以上 そ ・上肢、下肢又は体幹機能障がいを有し、歩行ができない状態で、かつ障がいの程度が1級 ・補装具としての車いすの交付を受けた内部障がい者 ○階段昇降機 年 ・6歳以上 そ ・車椅子利用の下肢又は体幹に係る障がいの程度が1・2級の者 ・補装具として車いすの交付を受けた呼吸器・心臓機能障がい1級の者	－	－	－	－	－	福祉部障害者福祉課 ℡ 03(3802)3111 内線2694
	ひとり親家庭民間賃貸住宅入居者支援事業	個人・ひとり親世帯		○家賃等債務保証制度保証料助成 区が協定を結ぶ保証会社の家賃等債務保証制度利用に係る保証委託料で、5万円を限度として助成 ○債務の範囲は、月額家賃等、公共料金等、退去時精算費用、訴訟等法的手続費用等とする。	収 ・前年所得が児童扶養手当所得制限以下であること そ ・引き続き1年以上区内に在住していること ・自立した日常生活を営め、家賃の支払いができること ・特別区民税及び国民健康保険料を滞納していないこと	－	－	－	－	－	子育て支援部子育て支援課 ℡ 03(3802)3111 内線3814
	荒川区住まいの防犯対策補助金 交付制度	個人	補助金	○住宅の設備の改良工事等（防犯対策品を購入し、自ら取り付けた場合を含む）に要した費用の2分の1の額 （鍵の取換、防犯フィルム等は上限5千円、録画機能付きドアホンは上限7千円、防犯カメラを設置の場合は戸建て住宅は上限2万円、6戸以上の共同住宅は上限15万円）	そ ・区に住民登録があり、現在区内に居住していること ・区内の設備業者又は販売業者が施工・販売したものであること	－	－	－	－	－	区民生活部生活安全課 ℡ 03(3802)3111 内線494
	木造建物耐震化推進事業	建物所有者		○耐震診断支援事業 ・戸建住宅（貸家を含む）⇒診断費の10／10（限度額30万円） ・賃貸アパート⇒診断費の10／10（限度額50万円）	そ □対象建物 ・区内にある木造の戸建住宅（貸家を含む）、賃貸アパートで、引き続き1年以上居住（使用）されている建物 ・昭和56年5月31日以前に建築（新築や増築）された建物 ・建築基準法その他の関係法令等に違反していない建物 □申請者 ・対象建物の所有者（法人の場合は、中小企業者（宅建業者を除く）又は公益法人） ・住民税（法人の場合は、法人住民税）等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	防災都市づくり部防災街づくり推進課 ℡ 03(3802)3111 内線2826・2827
				○耐震補強設計支援事業 ・戸建住宅（自己用）⇒設計費の2/3（限度額15万円） ・戸建住宅（貸家）⇒設計費の1/2（限度額15万円） ・賃貸アパート⇒設計費の1/2（限度額25万円）	そ □対象建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の建物（診断後5年以内） ・耐震診断士が耐震補強設計を行った結果、構造評点が1.0以上となる建物 □申請者 ・対象建物の所有者（法人の場合は、中小企業者（宅建業者を除く）又は公益法人） ・住民税（法人の場合は、法人住民税）等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
				○耐震補強工事支援事業 ・戸建住宅（自己用）⇒工事費の2/3（限度額100万円） ・戸建住宅（貸家）⇒工事費の1/2（限度額100万円） ・賃貸アパート⇒工事費の1/2（限度額150万円）	そ □対象建物 ・区の耐震補強設計支援事業を受けた建物（診断後5年以内） □申請者 ・対象建物の所有者（法人の場合は、中小企業者（宅建業者を除く）又は公益法人） ・住民税（法人の場合は、法人住民税）等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
				○耐震建替え工事支援事業 ・戸建住宅（自己用）⇒工事費の2/3（限度額150万円） ・戸建住宅（貸家）⇒工事費の1/2（限度額150万円） ・賃貸アパート⇒工事費の1/2（限度額250万円）	そ □対象建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の建物（診断後5年以内） ・耐震建替え工事後も耐震建替え工事前の建物所有者が引き続き所有する建物 ・耐震建替え工事後の建物が、建築基準法その他の関係法令等に適合し、検査済証の交付を受けることができる建物 □申請者 ・対象建物の所有者（法人の場合は、中小企業者（宅建業者を除く）又は公益法人） ・住民税（法人の場合は、法人住民税）等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
荒川区	木造建物耐震化推進事業	建物所有者	補助金	○耐震シェルター設置工事支援事業 ・戸建住宅（自己用）⇒工事費の2/3（限度額30万円） ・戸建住宅（貸家）⇒工事費の1/2（限度額30万円） ○防災ベッド設置支援事業 ・戸建住宅（貸家を含む）⇒設置費用の9/10（限度額50万円） （設置費用は、防災ベッドを支えるための床の補強工事に要した費用を除	そ □対象建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の建物（診断後5年以内） □申請者 ・対象建物の所有者又はその同居者が高齢者（65歳以上の方）又は障がい者（障害者手帳を持っている方）であること（戸建住宅（貸家）の場合は、借家人又はその同居者が高齢者又は障がい者であること） ・住民税等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	防災都市づくり部防災街づくり推進課 ℡ 03(3802)3111 内線2826・2827
				○防火耐震補強工事支援事業 ・戸建住宅（貸家を含む）、賃貸アパート⇒工事費の9/10（限度額500万円）	そ □対象建物 ・不燃化特区内の建物 ・区の耐震補強設計支援事業を受けた建物（診断後5年以内） ・開口部の大きな延焼のおそれのある部分は防火設備とし、外壁及び軒裏は準耐火構造とする建物 □申請者 ・対象建物の所有者又はその同居者が高齢者（65歳以上の方）又は障がい者（障害者手帳を持っている方）であること（戸建住宅（貸家）の場合は、借家人又はその同居者が高齢者又は障がい者であること） ・住民税等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
	非木造建物耐震化推進事業			○耐震診断支援事業 ・分譲マンション、一般緊急輸送道路沿道建物⇒診断費の2/3（限度額100万円） ・賃貸マンション⇒診断費の1/2（限度額50万円） ・戸建住宅（自己用）⇒診断費の2/3（限度額15万円） ・戸建住宅（貸家）⇒診断費の1/2（限度額15万円）	そ □対象建物 ・区内の分譲、賃貸マンション、戸建住宅（貸家を含む）、一般緊急輸送道路沿道建物（道路幅員の概ね1/2以上の高さのもの）で、引き続き一年以上居住（使用）されている建物 ・昭和56年5月31日以前に建築（新築や増築）された建物 ・耐震診断に必要な設計図書が備わっていること ・建築基準法その他の関係法令等に違反していない建物 □申請者 ◇分譲マンション、一般緊急輸送道路沿道建物（分譲マンション）の場合は、耐震診断を受けることについて区分所有者の1/2以上の同意があること ◇賃貸マンション、戸建住宅（貸家を含む）、一般緊急輸送道路沿道建物（分譲マンション以外）は、次のすべてに該当する者 ・対象建物の所有者（法人の場合は、中小企業者（宅建業者を除く）又は公益法人） ・住民税（法人の場合は、法人住民税）等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
				○耐震補強設計支援事業 ・分譲マンション、一般緊急輸送道路沿道建物⇒設計費の2/3（限度額100万円） ・賃貸マンション⇒設計費の1/2（限度額50万円） ・戸建住宅（自己用）、⇒設計費の2/3（限度額15万円） ・戸建住宅（貸家）⇒設計費の1/2（限度額15万円）	そ □対象建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物（診断後5年以内） ・耐震補強設計を行った結果、Is値が0.6以上となる建物 ・耐震補強設計について、区が定める第三者機関の評定を受ける建物（延べ面積500㎡以上の建物の場合） □申請者 ◇分譲マンション、一般緊急輸送道路沿道建物（分譲マンション）の場合は、耐震補強設計を受けることについて区分所有者の1/2以上の同意があること ◇賃貸マンション、戸建住宅（貸家を含む）、一般緊急輸送道路沿道建物（分譲マンション以外）は、次のすべてに該当する者 ・対象建物の所有者（法人の場合は、中小企業者（宅建業者を除く）又は公益法人） ・住民税（法人の場合は、法人住民税）等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
				○耐震補強工事支援事業 ・分譲マンション、一般緊急輸送道路沿道建物⇒工事費の2/3（限度額1,000万円） ・賃貸マンション⇒工事費の1/2（限度額500万円） ・戸建住宅（自己用）⇒工事費の2/3（限度額100万円） ・戸建住宅（貸家）⇒工事費の1/2（限度額100万円）	そ □　対象建物 ・区の耐震補強設計支援事業を受けた建物（診断後5年以内） □申請者 ◇分譲マンション、一般緊急輸送道路沿道建物（分譲マンション）の場合は、耐震補強工事を行うことについて区分所有者の3/4以上の同意があること ◇賃貸マンション、戸建住宅（貸家を含む）、一般緊急輸送道路沿道建物（分譲マンション以外）は、次のすべてに該当する者 ・対象建物の所有者（法人の場合は、中小企業者（宅建業者を除く）又は公益法人） ・住民税（法人の場合は、法人住民税）等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
				○耐震建替え工事支援事業 ・一般緊急輸送道路沿道建物⇒工事費の2/3（限度額1,500万円） ・戸建住宅（自己用）⇒工事費の2/3（限度額150万円） ・戸建住宅（貸家）⇒工事費の1/2（限度額150万円）	そ □　対象建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物（診断後5年以内） ・耐震建替え後も耐震建替え前の建物の所有者が引き続き所有する建物 ・耐震建替え後の建物が、建築基準法その他の関係法令等に適合し、検査済証の交付を受けることができるもの □申請者 ◇一般緊急輸送道路沿道建物（分譲マンション）の場合は、耐震建替え工事を行うことについて区分所有者4/5以上の同意があること ◇賃貸マンション、戸建住宅（貸家を含む）、一般緊急輸送道路沿道建物（分譲マンション以外）は、次のすべてに該当する者 ・対象建物の所有者（法人の場合は、中小企業者（宅建業者を除く）又は公益法人） ・住民税（法人の場合は、法人住民税）等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
		分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者	専門家派遣	○分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 区が無料で分譲マンション耐震アドバイザー（区に登録された一級建築士又はマンション管理士）を派遣し、耐震化のアドバイスなどを1棟につき3回まで行	そ □　対象建物 ・区内にある分譲マンション ・昭和56年5月31日以前に建築（新築や増築）された建物 ・建築基準法その他の関係法令等に違反していない建物 □　申請者 ・分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
				○耐震補強設計支援事業 ・設計費の補助対象費用×最大5/6 ※補助対象費用は限度額があります。詳細はお問い合わせください。	そ □対象建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、Is値(構造耐震指標の値)が0.6未満の建物 ・耐震補強設計を行った結果、Is値が0.6以上となる建物 ・耐震補強設計者は、東京都耐震化推進条例で定められた者 ・耐震補強設計について区指定の団体により評定を受けたもの ・平成31年3月31日までに耐震補強設計を着手し、着手届を提出したもの □申請者 ・建物所有者（分譲マンションの場合は、管理組合又は区分所有者の代表者	－	－	－	－	－	防災都市づくり部防災街づくり推進課 TEL 03(3802)3111 内線2826・2827
				○耐震補強工事支援事業 ・工事費の補助対象費用×最大5/6 ※補助対象費用は限度額があります。詳細はお問い合わせください。	そ □対象建物 ・区の耐震補強設計支援事業を受けた建物 ・平成31年3月31日までに耐震補強工事を着工し、着手届を提出したもの □申請者 ・建物所有者（分譲マンションの場合は、管理組合又は区分所有者の代表者）	－	－	－	－	－	
				○耐震建替え工事支援事業 ・工事費の補助対象費用×最大5/6 ※補助対象費用は限度額があります。詳細はお問い合わせください。	そ □対象建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、Is値が0.6未満の建物 ・耐震建替え工事後も耐震建替え工事前の建物の所有者が引き続き所有する建物 ・耐震建替え工事後の建物が、建築基準法その他の関係法令等に適合し、検査済証の交付を受けたもの ・除却工事支援事業による補助金を受けていないもの ・平成31年3月31日までに耐震建替え工事を着工し、着手届を提出したもの □申請者 ・建物所有者（分譲マンションの場合は、管理組合又は区分所有者の代表者	－	－	－	－	－	
				○除却工事支援事業 ・工事費の補助対象費用×1/3 ※補助対象費用は限度額があります。詳細はお問い合わせください。	そ □対象建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、Is値が0.6未満の建物 ・平成31年3月31日までに除却工事を着工し、着手届を提出したもの □申請者 ・建物所有者（分譲マンションの場合は、管理組合又は区分所有者の代表者）	－	－	－	－	－	
	ブロック塀等撤去助成事業	所有者	助成金	ブロック塀等の撤去工事に要した費用の2/3の額（上限1m当たり6,000円）	そ ・道路等に面する危険なブロック塀等 ・ブロック塀等の高さ（道路または地表面から上端部までの垂直距離）が1.2mを超えているもの	－	－	－	－	－	
	区民住宅を活用した多子世帯に対する支援	子育て世帯	住宅使用料の減額	○住宅使用料を月額20千円減額	そ 町屋五丁目住宅において、子育てに適した広い住宅を希望する多子世帯（満18歳未満の子どもが3人以上いる世帯）	－	－	－	－	－	防災都市づくり部施設管理課 TEL 03(3802)3111 内線2823
	区民住宅を活用した近居世帯に対する支援			○住宅使用料を月額20千円減額	そ 子育て世帯（同居の満18歳未満の子どもがいる世帯）とその親世帯において、一方が町屋五丁目住宅に居住し、他方が区内に居住する場合						

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
板橋区	都市防災不燃化促進事業	個人・中小企業者・公益法人等	補助金	○98.5万円～(対象面積に応ずる）耐火建築物 ○75.5万円～（対象面積に応ずる）準耐火建築物	そ ・事業要件に適合する、建築物を建築する個人など ・環状8号線板橋西地区 ・事業の整備基準・要件に適合する耐火建築物又は準耐火建築物	－	－	－	－	－	都市整備部市街地整備課 ℡ 03(3579)2562
	不燃化推進特定整備事業	土地建物所有者等	補助金	○老朽建築物建替除却費の一部：限度額150万円 ○老朽建築物建替設計費の一部：限度額100万円 ○防災生活道路沿道の建替え工事費の一部：限度額150万円 ○老朽建築物除却後の更地管理費の一部：限度額25万円	・不燃化特区指定区域内における老朽建築物の不燃化建替えを行う個人 ・事業要件に適合する、戸建住宅及び共同住宅の建設	－	－	－	－	－	都市整備部市街地整備課 ℡ 03(3579)2572 都市整備部拠点整備課 ℡ 03(3579)2449
	民間施設緑化助成(接道部緑化助成)	土地所有者等	補助金	○工事費の5割以内　（上限:高木：20,000円/本、中木：4,000円/本、低木：500円/本、生垣8,000円/m ﾌﾞﾛｯｸ塀等取り壊し：2,000円/㎡） ○総額50万円以下（ﾌﾞﾛｯｸ塀等取り壊しは除く）	そ ・土地の所有者 ・適正な幅員の取れた道路より3m以内の範囲で道路より容易に見通すことができること ・緑被面積10㎡以上の樹木を植栽すること	－	－	－	－	－	土木部みどりと公園課 ℡ 03(3579)2533
	民間施設緑化助成(屋上緑化助成)	建物所有者等	補助金	○工事費の5割以内とし総額40万円以下 （工事単価上限：1万円/㎡）	そ ・法令に適合する民間建築物の所有者等 ・屋上に4㎡以上の植え込み地を整備						
	民間施設緑化助成（壁面緑化助成）	土地所有者等	補助金	○工事費の５割以内とし総額４０万円以下 （工事単価上限：５千円／㎡）	そ ・法令に適合する民間建築物の所有者等 ・植込み地を整備する場所の上部に屋根やひさし等がないこと ・１m当たり３本以上植栽すること（１年生の植物を除く） ・ワイヤーの高さを２m以上設置すること ・壁面緑化面積として２㎡以上を新たに緑化するもの ・維持管理できるスペースを確保すること						
	住宅用太陽光発電ｼｽﾃﾑ設置費補助	個人・法人等	補助金	○出力1kw当たり2万5千円(上限10万円)	そ ・区内の住宅に新しく対象機器を設置する個人・法人・管理組合等 ・申請時点において、設置工事が完了していないこと。(窓の断熱化及び集合住宅共用部LED化は、工事に着手していないこと。) ・平成30年3月20日までに設置完了報告書を提出できること。 ・個人の場合は、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。 ・法人の場合は、法人住民税を滞納していないこと。	－	－	－	－	－	資源環境部環境政策課 ℡ 03(3579)2622
	住宅用燃料電池ｼｽﾃﾑ設置費補助			○設置に要する経費の5/100(上限5万円)		－	－	－	－	－	
	住宅用蓄電池システム			○出力1kwｈ当たり1万円(上限5万円)		－	－	－	－	－	
	住宅用ＨＥＭＳ			○定額1万円（但し、補助対象経費が定額を下回る場合は、その金額の1,000円単位未満の端数を切捨て、補助金額とする。）		－	－	－	－	－	
	住宅用窓の断熱化			○設置に要する経費の25/100（上限10万円）		－	－	－	－	－	
	集合住宅共用部のLED化			○設置に要する経費の20/100(上限30万円)		－	－	－	－	－	
	雨水貯留ﾀﾝｸ購入費補助	個人（区民又は個人事業主）、法人	補助金	○雨水タンク及び架台購入費の1/2（上限22,000円、千円未満切り捨て）	そ ・区内に居住し、又は事務所を有し、かつ板橋区内に雨水貯留槽を設置する者。 ・申請日現在、特別区民税・軽自動車税（法人の場合、法人住民税）を滞納していないこと。	－	－	－	－	－	資源環境部環境政策課 ℡ 03(3579)2593
	板橋区ｱｽﾍﾞｽﾄ分析調査費補助	建物所有者等	補助金	○分析調査費の1/2 （千円未満切捨、上限5万円）	そ ・区内所在建築物 ・年度内1回 ・専門検査機関による分析調査	－	－	－	－	－	資源環境部環境政策課 ℡ 03(3579)2594
	がけ･よう壁安全対策工事助成	個人・社会福祉法人	助成金	○新築･築造替え工事：工事費の3割（ 1万円未満は切り捨て ）以内 （ 上限300万円 ） ○補修工事：工事費の3割（1万円未満は切り捨て)以内　（上限100万円）	そ ･がけ･よう壁の所有者 ･区市町村税を滞納していない者 ･区長が改善の必要があると認めた者	－	－	－	－	－	都市整備部建築指導課 ℡ 03(3579)2579
	老朽建築物等除却費助成	個人（建物所有者等）	助成金	○建物と工作物等の除却に要する費用の5/10（上限100万円） ○無接道敷地にある建物と工作物等の除却に要する費用の8/10（上限200万円） ※建物の除却にあっては、除却する延床面積に国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費の１㎡当たりの額を乗じた額と除却に要する費用のいずれか少ない額 ※対象費用はいずれも消費税を除く ※助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。	【対象者等】 ・ 建物を所有し、除却しようとする個人。（個人の事業者及び法定相続人を含む ・ 当該建物の敷地を所有し、当該建物の所有者の同意を得て除却しようとする個（個人の事業者及び法定相続人を含む。） ・ 同一年度内に、この助成を受けていないこと。 【対象建物】 ・ 区が認定した特定空家等及び特定老朽建築物、かつ不良住宅であり、建物の全を除却するもの。 ・ 木造の建築物で、住宅部分の延床面積が1/2以上であること。 ・ 建物のほかに、付属する工作物及びその敷地が、周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態にある場合は、建物の除却と併せて当該状態の全てが解消されるもの。 ・ 建物が２人以上の共有の場合は、共有者全員の同意があること。 ・ 助成を受けようとする建物又は工作物等が、当該建物又は工作物等の除却に要する費用に関する他の助成金又は補助金を受けていないこと。	－	－	－	－	－	都市整備部建築指導課 ℡ 03(3579)2574
	区立住宅　新婚・子育て支援制度	区立住宅の入居申込者	減額	○区立住宅の使用料から、3万円減額 ○区立住宅の使用料から、3万円減額 ※3万5千円～4万円までの減額幅あり	そ ・区立住宅へ入居しようと申込み、下記の世帯に該当する世帯 【新婚世帯】　…申込時に婚姻予定および婚姻後3年以内の世帯 【子育て世帯】…申込時に小学6年生以下の子供が1人以上いる世帯 ※小学6年生以下の子供が1人おり、さらに18歳未満の子供が1人以上いる場合。	－	－	－	－	－	都市整備部　住宅政策課 ℡ 03(3579)2187

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
練馬区	練馬区住宅修築資金融資あっせん	一般・災害対策・高齢心障	利子補給	○修築・増築・災害　500万円	年　・20～70歳未満(完済時) 収　・前年の世帯総所得が1,200万円以下であること そ　・区内居住1年以上 ・練馬区内にある住宅で、居住部分の床面積が175㎡以下であること ・区税（住民税・軽自動車税）を滞納していないこと　など ※公道に接する危険なﾌﾞﾛｯｸ塀の改修(収入制限、居住期間制限なし)	0.0%～2.0%	0.0%～2.0%	7年	金融機関に一任	可	都市整備部住宅課 TEL 03(5984)1289
	練馬区みどりの街並みづくり助成制度　①生け垣化助成	一般	助成金	○生け垣設置1mにつき1万円 ○塀・舗装撤去：設置する生け垣1mにつき1万円、舗装のみ撤去の場合は5千円（ただし、生け垣を設置する場所にある塀・舗装が助成対象） ○総額80万円（生け垣設置と塀・舗装撤去の合計）	そ　・生け垣を設置する土地の所有者又は管理者 ・生け垣が道路に面していること ・生け垣と道路との間に塀遮蔽物が無ないこと ・生け垣の長さが1m以上あること ・生け垣の高さが設置時に1m以上あること ・樹木が1m当たり3本程度植栽されていること ・住宅販売などを目的とした緑化でないこと など（他詳細要件、条件あり）	－	－	－	－	－	環境部みどり推進課 TEL 03(5984)2418
	練馬区みどりの街並みづくり助成制度　②屋上緑化助成			○緑化区画1㎡につき2万円 ○総額80万円	そ　・屋上緑化が可能な建築物の所有者又は管理者 ・建築物で人の出入りおよび利用が可能な屋上であること ・建築基準法その他法令等に適合し、屋上緑化が可能なこと ・建築物の検査済証が交付されていること ・営利を目的とし客に使用させるものでないこと ・新たな屋上緑化を行う工事であること ・緑化区画が1㎡以上であること ・ﾌﾟﾗﾝﾀｰで行う場合は50ℓ以上の容器を使用すること ・住宅販売などを目的とした緑化でないこと など（他詳細要件、条件あり）						
	練馬区みどりの街並みづくり助成制度　③壁面緑化助成			○補助資材の面積1㎡につき1万円 ○総額80万円	そ　・壁面緑化が可能な建築物の所有者又は管理者 ・建築基準法その他の法令に適合し、壁面緑化が可能なこと ・建物の検査済証が交付されていること ・緑化する建物の壁面から敷地の境界まで隣家や周辺環境に影響を及ぼさないよう適正に管理できる空間があること ・緑化が見込まれる堅牢な補助資材の面積が2㎡以上あること ・住宅販売などを目的とした緑化でないこと など（他詳細要件、条件あり）						
	練馬区みどりの街並みづくり助成制度　④沿道緑化助成			○緑化区画1㎡につき5千円 ○塀・舗装撤去：撤去する塀1mにつき1万円、舗装1㎡につき1万円（ただし、沿道緑化を行う場所にある塀・舗装が助成対象） ○総額15万円（沿道緑化と塀・舗装撤去の合計）	そ　・沿道緑化を行う土地の所有者又は管理者 ・緑化部分が道路に面していること ・緑化と道路との間に塀遮蔽物がないこと ・道路と接する緑化部分の延長が2m以上あること ・緑化区画の面積が1㎡以上あること ・住宅販売などを目的とした緑化でないこと など（他詳細要件、条件あり）						
	建築物等ｱｽﾍﾞｽﾄ調査費用助成	建物所有者①個人、ﾏﾝｼｮﾝ管理組合②中小企業者	助成金	①戸建住宅、分譲共同住宅 助成率1/2、上限5万円 ②分譲共同住宅、賃貸**共同**住宅、事業所等 助成率1/2、上限10万円	そ　①戸建住宅および共同住宅の所有者に対して ・区内に所有する建築物の所有者で、個人住民税および軽自動車税を滞納していないこと ・分譲共同住宅の共用部分を調査する場合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に規定する管理者を助成の対象とする ②事業者に対して ・区内に所有する建築物にて事業を営む、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であり、個人にあっては個人住民税および軽自動車税を、法人にあっては法人住民税を滞納していないもの	－	－	－	－	－	環境部環境課 TEL 03(5984)4712
	建築物ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事費の融資あっせん	建築物所有者①練馬区在住の個人②練馬区内の中小企業者	利子補給	①戸　500万円 ②事業所、賃貸ﾏﾝｼｮﾝ等 ③賃貸ﾏﾝｼｮﾝ、事業所/1,500万円 （500万円までは優遇金利）	年　①20～70歳未満(完済時) そ　①区税（住民税・軽自動車税）を滞納していないこと　など ②事業所、賃貸マンション等の事業用資産を有する中小事業者に対して ・法人は登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあり、個人事業主は主たる営業所の所在地または住所が1年以上前から練馬区内にあること ・同一事業を1年以上営んでおり、確定申告をしていること ・許認可または届出を必要とする業種の場合は、その許認可を受け、届け出がされてていること ・申し込み時に納期が到来している区税または法人住民税を完納していること ・資金の使途が適正であり、かつ返済能力があること　など	①1.0% ②0.2%～0.4%	①1.0% ②1.6%～1.8%	7年	金融機関に一任	可	①都市整備部住宅課 TEL03(5984)1289 ②産業経済部経済課 TEL03(5984)2673

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
練馬区	吹付けｱｽﾍﾞｽﾄ等除去工事助成	建物所有者 ①個人、ﾏﾝｼｮﾝ管理組合②中小企業者	助成金	①戸建住宅、分譲共同住宅 助成率2/3、上限200万円 ②分譲共同住宅、賃貸**共同**住宅、事業所等 助成率1/2、上限400万円	そ　・対象建築物 ①練馬区内に所在する民間の建築物等であること ②平成9年3月31日以前に建設されたものであること ③ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事が行われるものであること ④ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事完了日から引続き5年間継続的に利用されるものであること ・助成対象者 ①練馬区内に建築物等を所有している個人であり、個人住民税および軽自動車税を滞納していないもの ②練馬区内に建築物等を所有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。）であって、法人住民税を滞納していないもの ③分譲共同住宅の管理者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定するものをいう。） ・対象工事 ①露出した吹付けｱｽﾍﾞｽﾄ等の除去 ②建築物等の増改修（修繕、模様替えおよび増築）に伴って行われる既に囲い込みまたは封じ込めされた吹付けｱｽﾍﾞｽﾄ等の除去工事 ③その他、区長が必要と認めた工事	－	－	－	－	－	環境部環境課 ℡ 03(5984)4712
	練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度	①自らが居住する区内の住宅 ②管理組合	補助金	○太陽光発電設備　上限①50,000円　②200,000円 ○強制循環式太陽熱利用システム　上限①25,000円　②200,000円 ○自然冷媒ヒートポンプ給湯器　上限①25,000円 ○家庭用燃料電池システム　上限①50,000円 ○蓄電システム　上限①60,000円　②200,000円 ○ビークル・ﾄｩ・ホームシステム　上限①25,000円　②200,000円 ○直管型形LED照明等　上限②200,000円 ○窓の断熱改修　上限①40,000円　②200,000円	そ　・設置時点で未使用であること。 ・①は、自ら居住する区内の住宅に設置し、使用していること。 ・②は、区分所有建築物の共用部分に使用するために設備し、使用していること。 ・平成30年2月1日から平成31年1月31日の間に設置が完了したものであること。 ・受付期間を3期に分けて設定し、期ごとに抽選を行い、補助対象者を決定する。 ・補助申請する設備と同一種類の設備について、過去に区の補助を受けていないこと。 ・練馬区に納入すべき区税（住民税・軽自動車税）を滞納していないこと。 ・太陽光発電設備の設置の場合は、太陽光発電設備を含む電力受給契約を電力会社との間で結んでいること。 ・設置した住宅が共有または他人所有の場合には、所有者全員の同意を得ていること。 ・①はマンションやアパート等の共同住宅に設備を設置する場合、廊下や階段等の共有部分で使用していないこと。 ・設備の設置費用を申請者が全額支払っていること。 ・補助金額はそれぞれの機器の上限額と設置費用から国・都による補助金額を差し引いた額の2分の1（1,000円未満切り捨て）。機器ごとに上限額あり。	－	－	－	－	－	環境部環境課 ℡ 03(5984)4706
	高齢者向け民間賃貸住宅家賃等助成	高齢者世帯（単身・二人世帯）	助成金	○月額家賃 助成率1/2　上限50,000円（単身世帯）　60,000円（二人世帯） ○礼金・更新料　（上限：家賃の1か月分）	・現に住宅に困っており、公営住宅への入居を希望している方 年　・60歳以上の単身者、または65歳以上を含む60歳以上の二人世帯の方 ・居宅での生活が送れる心身の状態であること ・区内に3年以上居住していること 収　・前年の所得金額が基準以内でwること 収　単身世帯　2,568,000円以下 収　二人世帯　2,948,000円以下（二人分の合算金額） ・連帯保証人が得られること ・生活保護を受給していないこと	－	－	－	－	－	高齢施策担当部高齢社会対策課 ℡ 03(5984)4586
	練馬区高齢者自立支援住宅改修給付事業	区内在住の高齢者	助成金	○支給対象となる工事費の上限額 ①予防給付(手すりの取り付け、段差の解消等)　200.000円 ②設備給付　浴槽および付帯する給湯設備交換工事　250,000円 流し・洗面台および付帯する給湯設備交換工事　156,000円 便器の洋式化および付帯工事　106,000円 玄関スペースの拡張工事　100.000円　※1 昇降機・ホームエレベーター設置工事　1.000.000円　※2 ※1　車いす利用者のみ対象 ※2　介護保険施設および医療機関退所（予定）者のみ対象 ①、②とも工事費の9割が支給対象。1割および上限超過分は自己負担。	そ　①65歳以上で、身体状況などに関する一定の要件を満たす方のうち、要介護・要支援認定申請の結果「非該当」の判定を受けた方。 そ　②65歳以上で、介護保険の要介護認定等を受けた方のうち、身体機能の低下や障害のために既存の設備の使用が困難な方。	－	－	－	－	－	高齢施策担当部介護保険課 ℡ 03(5984)4591

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	練馬区住宅設備改善費給付事業	区内に居住する在宅の障害者等	助成金	○小規模改修　限度額200,000円 ○中規模改修　限度額641,000円 ○屋内移動設備　（機器）限度額1,469,000円　（設置費）限度額530,000円 ○階段昇降機　限度額876,000円 ※利用者負担は原則給付決定額の1割 ※「小規模改修」の範囲 ・手すりの取付け ・床段差の解消 ・滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ※「中規模改修」の範囲 ・玄関等の住宅設備の改修を伴うものとして区長が認める用具の購入費および改修工事費	収　・申請者または配偶者（障害児の場合は別途規定有）の区民税所得割額が46万円以上の場合は対象外 そ　・練馬区内に住所を有する身体障害者手帳所持者、難病患者等（※）で、以下の状態に該当する者 （施設入所中、病院入院中の場合は対象外） （介護保険対象者は、介護保険の給付を優先適用） 【小規模改修】（1）学齢児以上65歳未満で、つぎのいずれかに該当する者（ただし、住宅改修を伴う洗浄機能付便座への取換えについては上肢機能障害2級以上の者） ①下肢または体幹に係る障害の程度が3級以上の者 ②補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 （2）難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある者 【中規模改修】学齢児以上65歳未満で、つぎのいずれかに該当する者 （1）下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の者 （2）補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 【屋内移動設備および階段昇降機】学齢児以上で、つぎのいずれかに該当する者のうち区長が必要と認める者 （1）上肢、下肢または体幹のいずれかに係る障害の程度が1級で歩行ができない者 （2）補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者で歩行ができない者 ※「難病患者等」とは、障害者総合支援法の対象疾病となる難病患者等をいう。	－	－	－	－	－	福祉部障害者サービス調整担当課 TEL 03(5984)1021 練馬総合福祉事務所障害者支援係 TEL 03(5984)4609 光が丘総合福祉事務所障害者支援係 TEL 03(5997)7796 石神井総合福祉事務所障害者支援係 TEL 03(5393)2816 大泉総合福祉事務所障害者支援係 TEL 03(5905)5272
練馬区	住宅簡易耐震診断実施事業	住宅（戸建住宅、小規模な長屋及び共同住宅）	技術者派遣	建築士を無料で派遣し、簡易耐震診断、耐震補強工事の概算工事費や建築基準法の適合状況などを調査・報告する。	そ　・練馬区内にある住宅であること ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの。 ・延べ床面積の半分以上を住宅の用途がしめていること ・木造、非木造の区別は問わない ・緊急輸送道路沿道建築物に該当しないこと	－	－	－	－	－	都市整備部建築課 TEL 03(5984)1938
	民間建築物耐震化支援事業	分譲マンション、賃貸住宅(3階以上および延べ面積1,000㎡以上のもの)	助成金	簡易診断、精密診断および耐震改修工事に係る必要な助言に関するｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰの派遣に要した費用を助成する。（上限4万3千円） また簡易診断の実施に要する費用を助成する。（上限は延床面積により異なる）	そ　・昭和56年5月31日に建築された建築物 ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ派遣費用助成の対象住宅は分譲マンション、賃貸住宅。無料の簡易耐震診断費用助成の対象住宅は分譲マンション、賃貸住宅。 ・分譲マンションにあっては管理組合の代表者、管理組合がない場合は所有者の代表者。賃貸住宅では建物の所有者(個人または法人)	－	－	－	－	－	
	耐震化促進事業	住宅（戸建住宅、小規模な長屋及び共同住宅）	助成金	○耐震診断助成：診断にかかる経費の2/3まで。（上限8万円） ○実施設計助成：設計にかかる経費の2/3まで。（上限22万円） ○耐震改修工事にかかる経費の2/3まで。（上限100万円） ※ただし世帯全員が住民税非課税の場合は4/5まで。（上限120万円）	そ　・練馬区内にある住宅であること ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの。ただし同年6月1日以降に増築されたので、増築した床面積が当該建築物の延べ面積の2分の1以上であるものを除く。 ・事業用に使用される部分の延べ面積が1/2未満である住宅も含む。 ・所有者が個人住民税等を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
	耐震化促進事業	分譲マンション、賃貸住宅(3階以上および延べ面積1,000㎡以上のもの)	助成金	○耐震診断助成：診断にかかる経費の2/3まで。（上限150万円） ○実施設計助成：設計にかかる経費の2/3まで。（上限200万円） ○耐震改修工事にかかる経費の1/3まで。（上限2,000万円） ※3階以上、延床面積1,000㎡以上の賃貸住宅は1/6で上限1,000万円		－	－	－	－	－	
	耐震化促進事業	住宅（戸建住宅、小規模な長屋及び共同住宅）	助成金	○簡易耐震改修工事にかかる経費の2/3まで。（上限50万円）	そ　・練馬区内にある住宅であること ・所有者が居住している住宅であること。事業用に使用される部分の延べ面積が1/2未満である住宅も含む ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの。 ・所有者が個人住民税等を滞納していないこと ・耐震診断後のIw値が0.7未満であること ・実施設計後のIw値が0.7以上であり、区の評定を取得したものであること	－	－	－	－	－	
	耐震シェルター等設置助成事業	住宅（戸建住宅、賃貸住宅）	助成金	○耐震シェルターの設置工事にかかる経費の9/10まで。（上限50万円）	年　・世帯の中に高齢者(65歳以上)の方または、地震時に避難することが困難な方が同居していること そ　・練馬区内にある住宅であること ・主要構造部が木造でかつ2階以下であり、昭和56年5月31日以前に建築されたもの ・所有者が個人住民税等を滞納していないこと ・所有者が居住している住宅であること。事業用に使用される部分の延べ面積が1/2未満である住宅も含む ・居住している世帯全員が住民税非課税であること	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
足立区	住宅改良助成事業	一般	助成金	○自己所有住宅(分譲ﾏﾝｼｮﾝ専有部分含む) 対象工事金額(税抜)の20%または 箇所別限度額と比較して低い額(上限30万円) （ただし1000円未満切捨て） ○住宅改良工事で下記の内容を含むもの ・住宅内のﾊﾞﾘｱﾌﾘｰのため、敷居などの段差を解消したり、手すりを設置する工事 ・多世代家族入居のための間取り変更工事	そ ・特別区民税滞納なし ・この助成を受けた方のいない世帯 ・段差解消工事・手すりの設置工事については、原則65歳以上の方がいない世帯 ・他の給付制度の併用は不可 ・工事の前に申請すること	－	－	－	－	－	都市建設部建築室住宅課 住宅計画係 TEL 03(3880)5963
		ﾏﾝｼｮﾝ管理組合		○分譲ﾏﾝｼｮﾝ共有部分 ・玄関、ｴﾝﾄﾗﾝｽ等へのｽﾛｰﾌﾟや手すりの設置 対象工事金額(税抜)の20%または 箇所別上限額と比較して低い額(上限30万円) ※ｽﾛｰﾌﾟ工事には箇所別上限額の設定なし （ただし1000円未満切捨て）							
	東京都高齢者向け優良賃貸住宅への家賃補助	個人	家賃減額補助	○入居者の所得等に応じて家賃が減額される。 減額される額は最大25,600円	そ ・都内在住の60歳以上の方が下記高齢者向け優良賃貸住宅に入居すること。 千寿ピア ・ プリマージュ ・ 関原の郷	－	－	－	－	－	都市建設部建築室住宅課 住宅管理係 TEL 03(3880)5938
	太陽光発電ｼｽﾃﾑ設置費補助金	個人、事業者、管理組合	補助金	下記1、2のうち、いずれか小さい金額（1000円未満切捨て、上限あり） 1　補助対象経費の3分の1に相当する額 2　1kWあたり6万円×発電設備最大出力 【上限額】24万円（分譲マンションの場合60万円、公益的施設の場合120万円） ※　区内事業者活用時は、補助額が2割増額	そ 下記のすべての要件を満たす方 1　申請対象者（下記のいずれかに該当すること） （1）区内の住宅に発電システムを設置した方（集合住宅の場合は住宅の所有者に限る） 分譲マンションの場合は（3）を参照 公益的施設の場合は（4）を参照 （2）区内の事業の用に供する建築物に発電システムを設置した事業者 （3）区内の分譲マンションに発電システムを設置した管理者 （区分所有者全員の共有に属する発電システムを設置していること） （4）区内の公益的施設に発電システムを設置した事業者 （公益的施設とは、区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設のうち町会・自治会館、民設民営の高齢者施設、民設民営の障がい者施設、民設民営の私立保育園、私立幼稚園をいう） 2　未使用の発電システム一式を新規に設置していること 3　電力会社と余剰電力の買い取りにかかる電力受給契約を締結していること 4　電力受給開始日から12カ月を経過していないこと。 5　補助対象者（法人の代表者が補助対象者の場合は、当該法人）に住民税の滞納が無いこと	－	－	－	－	－	環境部環境政策課 管理係 TEL 03（3880）5935
	太陽熱利用ｼｽﾃﾑ設置費補助金	個人、事業者、管理組合		下記1、2のうち、いずれか小さい金額（1000円未満切捨て、上限10万円） 1　補助対象経費の3分の1に相当する額 2　集熱器の面積（平方メートル表示として、小数点以下2桁未満切捨て）×3万円 ※区内事業者と設置契約した場合は、上記金額の2割増の額 （上限12万円）	そ 下記のすべての要件を満たす方 1　申請対象者（下記のいずれかに該当すること） （1）区内の住宅に太陽熱利用システムを設置した方 （その住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの場合は（3）参照 （2）区内の事業の用に供する建築物に太陽熱利用システムを設置した事業者 （3）区内の分譲マンションの管理者（区分所有者全員の共有に属する太陽熱利用システムを設置していること） 2　設置した太陽熱利用システムは、財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもので未使用品であること。 3　設置完了日またはシステムを設置した建築物の引渡しを受けた日のうち、いずれか遅い日から12カ月を経過していないこと。 4　補助対象者（法人の代表者が補助対象者の場合は、当該法人）に住民税の滞納が無いこと。	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
足立区	省エネ家電製品購入費補助金（省エネ5つ星家電（〔エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・テレビ・照明器具・電気便座〕・LED照明）	個人	補助金	○一律12,000円	そ 下記の全ての要件を満たす方 1 足立区に住民登録がある個人であること 2 平成30年4月1日以降に、対象家電（※1）を区内店で税抜き合計5万円以上（※2）新品で購入すること ※1 財団法人省エネルギーセンターが定める「統一省エネルギーラベル」の5つ星製品 ※2 家電の設置工事費用を含み、リサイクルなどの処分にかかる費用を除く 3 購入した家電を足立区内の自ら居住する自宅に設置すること 4 同一年度内において、本人又は同一世帯で生活する方が当補助金の交付決定を受けていないこと 5 当該省エネ家電製品の購入について、区から他に補助に係る交付決定を受けていないこ	－	－	－	－	－	環境部環境政策課 管理係 TEL 03（3880）5935
	省エネリフォーム補助金（ガラス・窓・内窓・断熱材・遮熱塗装・節水型トイレ）			○補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満切捨て） 【上限額】 50,000円	そ 1 申請対象者 区内に住民登録があり、区内の自ら居住する住宅に省エネルギー化を目的とした下記のいずれかの改修工事をする方 2 対象改修工事 ガラスの交換、窓の交換、内窓の新設、断熱材の設置、遮熱塗装、節水型トイレ 3 同一年度内に、当補助金の交付を受けていないこと 4 申請時点において工事に着手していないこと 5 平成31年2月28日までに工事が完了し、平成31年3月31日までに完了報告を行えること 6 補助対象経費が5万円以上であること 7 補助対象者に住民税の滞納が無いこと 8 補助対象工事を行う箇所が、過去に当補助金の交付決定の対象となっていないこと	－	－	－	－	－	
	家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助金			○一律50,000円	そ 下記のすべてに当てはまる方 1 区内に住民登録がある個人であること 2 区内の自ら居住する住宅に、未使用の家庭用燃料電池システムを設置すること 3 家庭用燃料電池システムは、一般社団法人燃料電池普及促進協会が実施するシステムの導入に係る補助事業において、補助対象機器として認定された機種であること。 4 住民税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	
	雨水タンク設置費補助金			○補助対象経費の3分の1（100円未満切捨て、上限15,000円）	そ 下記の要件を全て満たす方 1 申請対象者 （1） 足立区に住民登録がある個人であること （2） 自ら居住する足立区の住宅に平成30年4月1日以降に購入した雨水タンクを設置すること （3） 同一年度内に、本人または同一世帯の方がこの補助金を申請していないこと （4） 住民税の滞納が無いこと 2 設置する雨水タンクの要件 （1） 建築物の雨どいに接続し雨水を貯水する容器であること （2） 雨水の活用を目的として設置するものであること （3） 未使用の既製品であること	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
足立区	集合住宅・事業所等LED照明等設置費補助金	集合住宅、公益的団体、中小規模事業者	補助金	○下記のうち、いずれか小さい金額（1,000円未満切捨て、上限30万円） （1）補助対象経費の3分の1に相当する額 （2）LED機器の個数に3,500円を乗じた額	そ 下記の要件をすべて満たす方 1 申請対象者（下記のいずれかに該当すること） （1） 区内の公共、公益的な事業を行う民間団体（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人及び町内会など）の代表者 （2） 区内に本店、支店若しくは営業所等を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 （3） 区内の集合住宅の管理者（集合住宅の所有者、分譲マンション管理組合の理事長） 2 区内の既存施設等の改修工事にあわせて、既存の照明に換えて未使用のLED照明等を設置すること（ただし、集合住宅は共用部分に限る） 3 工事の着工前であること 4 平成31年2月28日までに工事を完了し、平成31年3月31日までに完了報告を行えること。 ※ 完了報告に領収書の添付が必要 5 補助対象経費が5万円以上であること 6 不動産登記上の1棟の建物単位での申請であること 7 工事を行う集合住宅及び事業所が、過去にこの補助金の交付決定を受けていないこと 8 補助対象者（法人の代表者が補助対象者の場合は、当該法人に住民税の滞納が無いこと 9 直管型蛍光灯ランプを直管型LEDランプに交換する場合は、安定器を取り外す工事等、当該工事の安全性が「直管型LEDランプ導入に関する確認報告書」により確認できること	－	－	－	－	－	環境部環境政策課 管理係 TEL 03(3880)5935
	蓄電池・HEMS設置費補助金	個人		○補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満切捨て） 【上限額】 50,000円	そ 1 申請対象者 （1） 足立区に住民登録がある個人であること （2） 自ら居住する足立区の住宅に、平成30年4月1日以降に購入した蓄電池又はHEMSを設置すること （3） 同一年度内に、当補助金の交付決定を受けていないこと （4） 補助対象経費が5万円以上であること （5） 機器を設置した住宅が、過去に当補助金の交付決定を受けていないこと （6） 住民税の滞納が無いこと	－	－	－	－	－	
	生ごみ処理機・コンポスト化容器購入補助金	一般		○本体購入価格（消費税を除く）の1/2(上限15,000円) （ただし100円未満は切り捨て） ○生ごみ処理機（乾燥式・ﾊﾞｲｵ式）、またはｺﾝﾎﾟｽﾄ化容器を一世帯につき、いずれか一台のみ	そ ・自ら居住する区内の住居に機器を設置した区民 ・機器を購入後、6ヶ月を経過していないこと ・5年以内にこの補助金の交付を受けていないこと ・家庭から出る生ごみ減量の目的で使用し、自分で維持管理ができること ・機器の使用状況について、報告書を提出できること	-	-	-	-	-	環境部ごみ減量推進課 資源化推進係 TEL 03(3880)5027
	耐震シェルター・防災ベッド設置	個人	助成金	○上限額30万円	そ ・昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅 ・60歳以上、または障がいをお持ち方を含む世帯及び非課税世帯 ※ その他要件あります。右記に要問合せ	－	－	－	－	－	都市建設部建築室建築安全課 建築防災係 TEL03(3880)5317
	家具転倒防止器具設置・窓ガラス飛散防止・ブロック塀倒壊防止工事費助成	個人	助成金	○上限額30,000円 （家具転倒・窓ガラス・ブロック塀の助成額の合計）	そ ・60歳以上、または障がいをお持ち方を含む世帯及び非課税世帯	－	－	－	－	－	
	感震ブレーカー設置費助成	個人	助成金	○分電盤タイプ　設置費の2／3（上限額50,000円） ○簡易タイプ　設置費の2／3（上限額8,000円） ※高齢・要介護・障がい・非課税世帯の場合加算あり	そ ・特定地域内の昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅 ※ 特定地域については右記に要問合せ	－	－	－	－	－	
	都市防災不燃化促進事業	個人、中小企業者等	助成金	○200万円～ ※延床面積・条件により加算あり	そ ・不燃化促進区域内で一定の基準を満たす建築物を建築する個人など ・補助136号線関原～梅田地区、同扇～本木地区 ・補助138号線西新井駅西口その1工区地区 ・補助138号線西新井駅西口その2工区地区 ・補助138号線興野・本木地区	－	－	－	－	－	都市建設部密集地域整備課 不燃化推進係 TEL 03(3880)6269
	不燃化推進特定整備地区（西新井駅西口周辺地区）における不燃化特区助成制度	個人、中小企業者等	助成金	○不燃化建替え費用（除却費及び設計・監理費）の助成（最大280万円） ○老朽建築物の除却費の助成（最大210万円）	そ ・西新井駅西口周辺地区内で一定の基準を満たす建築物に建て替え又は老朽建築物を除却する個人（建築主・所有者）など 1. 不燃化建替え ・既存の建築物が木造又は軽量鉄骨造であること ・耐用年数が2/3以上経過していること（木造：築15年以上、軽量鉄骨造：築23年以上） ・新築する建築物は耐火又は準耐火建築物であること 2. 老朽建築物の除却 ・区が実施した過去の調査により危険であると認められた建築物であること ・延焼防止上危険である木造建築物として、国が定めた基準に該当する建築物であること ・昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された木造又は軽量鉄骨造の建築物	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	不燃化推進特定整備地区（足立区中南部一帯地区）における不燃化特区助成制度	個人、中小企業者等	助成金	○不燃化建替え費用（除却費及び設計・監理費）の助成（最大280万円） ○老朽建築物の除却費の助成（最大210万円）	そ　・足立区中南部一帯地区内で一定の基準を満たす建築物に建て替え又は老朽建築物を除却する個人（建築主・所有者）など 1．不燃化建替え（足立区中南部一帯地区の一部地域のみ） ・既存の建築物が木造又は軽量鉄骨造であること ・耐用年数が2/3以上経過していること（木造：築15年以上、軽量鉄骨造：築23年以上） ・新築する建築物は耐火又は準耐火建築物であること 2．老朽建築物の除却 ・区が実施した過去の調査により危険であると認められた建築物であること ・延焼防止上危険である木造建築物として、国が定めた基準に該当する建築物であること ・昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された木造又は軽量鉄骨造の建築物（足立区中南部一帯地区の一部地域のみ）	－	－	－	－	－	
	不燃化推進特定整備地区における防災生活道路沿道の不燃化助成	個人、中小企業者等	助成金	○一般建築助成費（最大200万円）	そ　・対象の防災生活道路の沿道（直接接する敷地）で不燃化の建物に建替える個人（建築主・所有者）などが対象です。 ・現在建っている建物が耐火・準耐火建築物以外の木造または軽量鉄骨造の建物で、除却後に不燃化の建物（耐火・準耐火建築物）に建替える場合 ・拡幅整備予定または拡幅整備済みの防災生活道路に建築物の敷地が直接接していること	－	－	－	－	－	
足立区	緑化工事助成制度	一般	助成金	接道部の緑化工事 (1)生垣の設置　15,000円/m*生垣延長または工事費実費の小さい方 (2)植込地の設置　15,000円/㎡*植込地面積または工事費実費の小さい方 (3)フェンス緑化　2,000円/m*フェンス緑化延長または工事費実費の小さい方 (4)塀の撤去　5,000円/㎡塀面積または工事費実費の小さい方 ※上限は合計30万円。(1)(2)(4)において、道路と緑化場所の間にフェンス等を設置する場合は、正面から見たときの格子部分の隙間の割合が概ね50%以上かつ隙間から樹木が視認できる場合、上記各区分の1/2の額	そ　・緑化工事着手（塀の撤去含む）の2週間前までに申請すること ・幅員4.0m以上（または道路中心から2.0m以上後退した道）の道路に接する場所に、接道長さ1m以上の緑化工事を行う方 ・緑化工事を行う敷地が、5年以内に同制度に基づく助成を受けていないこと ・塀の撤去については、新たに緑地を設ける、または緑地が道路側から見えるようになる範囲が助成対象	－	－	－	－	－	都市建設部みどり推進課 緑化推進係 TEL 03(3880)5188
				建築物の緑化工事 ○屋上 15,000円/㎡×緑化面積または工事費実費1/2の小さい方 ○壁面 5,000円/㎡×緑化面積または工事費実費1/2の小さい方 ※上限は合計30万円	そ　・緑化工事着手の2週間前までに申請すること ・建築物に面積1㎡以上の緑化工事を行う方 ・建築物の構造・積載荷重等・緑化工事の仕様の適否について申請する者が自らの責任において確認すること ・緑化工事を行う建築物が、5年以内に同制度に基づく助成を受けていないこと	－	－	－	－	－	都市建設部みどり推進課 緑化推進係 TEL 03(3880)5188
	ｱｽﾍﾞｽﾄ対策費の助成事業	所有者、代表者		○成分分析調査及び空気環境測定調査 調査に要する費用の10/10（1,000円未満は切り捨て）上限10万円 ○除去等工事 除去等工事に要する費用の1/2相当（1,000円未満は切り捨て） 上限　戸建：50万円 共同住宅：200万円 上記以外：200万円	そ　・除去等工事は工事完了後5年以上の建物使用が条件 ・平成18年9月30日以前に建設されたもの	－	－	－	－	－	環境部生活環境保全課 公害規制係 TEL03(3880)5304

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
葛飾区	雨水貯水槽設置費補助	一般	助成金	○100～500ℓの指定製品 本体＋設置費の税抜合計価格の1/2(上限2万5千円) ○500ℓ超 本体＋設置費の税抜合計価格の1/2(上限5万円)	そ ・区内住宅など建物に設置 ・設置者本人が引き続き利用 ・一つの建物につき一台	－	－	－	－	－	環境部環境課 ℡ 03(5654)8227
	生垣助成補助			○生垣助成　2.3万円/m ○生垣造成に伴うﾌﾞﾛｯｸ塀等撤去　8,000円/m （上記2種合わせて上限100万円）	そ ・幅4m以上の道路に接している ・生垣の延長が2m以上　など	－	－	－	－	－	環境部環境課 ℡ 03(5654)8239
	屋上緑化・壁面緑化助成			○屋上緑化(屋根のないﾍﾞﾗﾝﾀﾞ含む)　2万円/㎡ ○壁面緑化　7,500円/㎡ ※上記金額、又は対象工事費の1/2のいずれか低い金額 （屋上緑化、壁面緑化合せて上限60万円）	そ ・敷地面積が1,000㎡未満で ・緑化する面積が2㎡以上　など	－	－	－	－	－	
	民間ｱｽﾍﾞｽﾄ調査助成	一般		○経費の1/2、又は①10万円②30万円を限度額	そ ・①住宅　②共同住宅 ・所有者又は管理組合	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8355
	民間ｱｽﾍﾞｽﾄ対策助成			○経費の1/2、又は①30万円②100万円を限度額							
	分譲マンションアドバイザー利用助成	所有者・管理組合		○派遣料の半額 (1)「マンション管理アドバイザー制度」　Bコース　10,800円 (2)「マンション建替え・改修アドバイザー制度」Aコース　7,020円 同一マンションにおいて、同一年度内に1回の助成	そ (1)区内の分譲マンションの管理組合または区分所有者であること (2)(財)東京都防災・建築まちづくりセンターの「マンション管理アドバイザー制度」Bコースまたは、「マンション建替え・改修アドバイザー制度」Aコースを利用すること	－	－	－	－	－	住環境整備課 ℡ 03(5654)8529
	木造建築物耐震診断助成	一般		○経費の10／10（上限6万5千円）	そ ・区内の木造建築物で、住宅、長屋および共同住宅等 ・階数が2以下	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8552
	木造建築物耐震改修設計助成			○経費の2／3（上限20万円）	そ ・区内の木造建築物で、住宅、長屋および共同住宅等 ・階数が2以下 ・1981年5月31日以前に建築され、倒壊の危険性があると診断された建築物	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8552
	木造建築物耐震改修助成			○改修　助成対象経費の2／3（上限160万円） ○建替え　助成対象経費の2／3（上限160万円） ※不燃化特区内　助成対象経費の5／6（上限200万円） ○除却　助成対象経費の1／2（上限50万円） ※不燃化特区内　助成対象経費の5／6（上限100万円）	そ ・区内の木造建築物で、住宅、長屋および共同住宅等 ・階数が2以下 ・1981年5月31日以前に建築され、倒壊の危険性があると診断された建築物	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8552
	民間建築物耐震診断助成	一般		○住宅、公益施設（病院、学校等）　助成対象経費の1／2（上限20万円） ○マンション　助成対象経費の1／2（上限150万円） ○緊急輸送道路沿道建築物　助成対象経費の1／2（上限300万円）	そ ・区内の木造以外の建築物 ・1981年5月31日以前に建築された建築物	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8552
	民間建築物耐震改修設計助成			○住宅、公益施設（病院、学校等）　助成対象経費の1／2（上限30万円） ○マンション　助成対象経費の1／2（上限150万円） ○緊急輸送道路沿道建築物　助成対象経費の1／2（上限300万円）	そ ・区内の木造以外の建築物 ・1981年5月31日以前に建築され、倒壊の危険性があると診断された建築物	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8552
	民間建築物耐震改修助成			○住宅　助成対象経費の1／2（上限80万円） ○公益施設（病院、学校等）　助成対象経費の1／2（上限100万円） ○マンション　助成対象経費の1／2（上限2000万円） ○緊急輸送道路沿道建築物　助成対象経費の1／2（上限4000万円）	そ ・区内の木造以外の建築物 ・1981年5月31日以前に建築され、倒壊の危険性があると診断された建築物	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8552
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成			○設計　助成対象経費の5／6 ○改修・建て替え・除却　助成対象経費の5／6	そ ・特定緊急輸送道路に面し、高さが道路幅1／2を超えるもの ・1981年5月31日以前に建築され、倒壊の危険性があると診断された建築物	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8552
	耐震シェルター等設置助成	高齢者世帯 障害者世帯		○経費の9／10（上限27万円）	そ ・区内の木造住宅で、階数が2以下 ・1981年5月31日以前に建築された建築物 ・65歳以上の方、又は65歳以上の方と同居する方 ・障害1～4級の方、又は障害1～4級の方と同居する方	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8552
	マンション耐震アドバイザー派遣事業	管理組合	その他	○耐震アドバイザーを無料で派遣（1の派遣対象建築物につき4回まで）	そ ・分譲マンションで、耐震化を検討している管理組合 ・1981年5月31日以前に建築されたもの	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8552
	地盤調査助成	一般	助成金	○経費の10/10（上限35万円）	そ ・①住宅、長屋、共同住宅 ②新築又は建替え ③階数が3以下であること ④延べ床面積が500㎡以下 ⑤地盤調査データを区が利用・公開することに同意する	－	－	－	－	－	建築課 ℡ 03(5654)8360
	液状化対策助成	一般		○経費の1/2（上限90万円）	そ ・①住宅、長屋、共同住宅 ②新築又は建替え ③木造の場合は階数が3以下、その他の構造は階数が2以下であること ④延べ床面積が200㎡以下 ⑤液状化被害の可能性が高いと判定された敷地 ⑥液状化層の土とセメント系固化材を混ぜた改良体が、非液状化層に到達する工事						
	かつしかエコ助成金 （太陽光発電システム）	一般		○8万円/1kW（上限40万円） ○蓄電池併設の場合は助成全体額に5万円加算	そ ・区内の自己居住住宅に設置 ・特別区民税・都民税を滞納していないこと ・1kW以上、10kW未満の新品の設備を設置前に申込み	－	－	－	－	－	環境部環境課 ℡ 03(5654)8228
	かつしかエコ助成金 （太陽熱温水器）			○2万円/1㎡（集熱器面積）（上限10万円）	そ ・区内の自己居住住宅に設置 ・特別区民税・都民税を滞納していないこと						
	かつしかエコ助成金 （太陽熱ソーラーシステム）			○3万円/1㎡（集熱器面積）（上限15万円）							
	かつしかエコ助成金 （家庭用燃料電池）			○5万円							
	かつしかエコ助成金 （遮熱塗装等断熱改修）			○高反射率塗装等 助成対象経費の1/4又は施工面積×1,000円のいずれか小さい額 ○窓への遮熱塗装等 助成対象経費の1/4又は施工面積×3,000円のいずれか小さい額 ○断熱改修 助成対象経費の1/4 ※上記3種合わせて上限20万円							

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）

【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
葛飾区	かつしかエコ助成金 （蓄電池）	一般	助成金	○助成対象経費の1/4（上限20万円） ○太陽光発電システム併設の場合は助成全体額に5万円加算		－	－	－	－	－	
	かつしかエコ助成金 （直管型高効率・直管型LED照明機器）			○助成対象経費の1/2又は1灯当たり10,000円の いずれか小さい額（上限5万円）	そ ・区内の自己居住住宅に設置 ・特別区民税・都民税を滞納していないこと ・1万円以上の改修が対象						
	かつしかエコ助成金 （ゼロエネルギーハウス（ZEH））			○各補助事業の補助額の1/4で1戸まで（上限額30万円）	・区内の自己居住住宅に設置 ・特別区民税・都民税を滞納していないこと ・経済産業省が実施する「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業」、環境省が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(2EH)化等による住宅における低化促進事業」又は経済産業省が実施していた「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(2EH)事業」若しくは「「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(2EH)普及加速事業費補助金」のいかの事業における補助対象住宅として、当該事業の執行団体より補助を受けた住宅平成29年4月1日以降に工事が完了又は引渡しを受けたもの。						
	かつしかエコ助成金 （太陽光発電システム）	集合住宅共用部分に設置する、分譲マンション管理組合及び賃貸マンションのオーナー		○8万円/1kW（上限40万円） ○蓄電池併設の場合は助成全体額に5万円加算	そ ・区内の集合住宅の共用部分に設置 ・特別区民税・都民税又は法人都民税を滞納していないこと ・1kW以上、10kW未満の新品の設備を設置前に申込み						
	かつしかエコ助成金 （太陽熱温水器）			○2万円/1㎡（集熱器面積）（上限10万円）	そ ・区内の集合住宅の共用部分に設置 ・特別区民税・都民税又は法人都民税を滞納していないこと						
	かつしかエコ助成金 （太陽熱ソーラーシステム）			○3万円/1㎡（集熱器面積）（上限15万円）							
	かつしかエコ助成金 （遮熱塗装等断熱改修）			○高反射率塗装等 助成対象経費の1/4又は施工面積×1,000円のいずれか小さい額 ○窓への遮熱塗装等 助成対象経費の1/4又は施工面積×3,000円のいずれか小さい額 ○断熱改修 助成対象経費の1/4 ※上記3種合わせて上限100万円							
	かつしかエコ助成金 （蓄電池）			○助成対象経費の1/4（上限100万円） ○太陽光発電システム併設の場合は助成全体額に5万円加算							
	かつしかエコ助成金 （高効率・LED照明機器）			○助成対象経費の1/2又は1灯あたり10,000円のいずれか小さい額 ※LED電球の場合は1個あたりの助成単価(上限)を1,000円とする（上限50万円）	そ ・区内の集合住宅の共用部分に設置 ・特別区民税・都民税又は法人都民税を滞納していないこと ・10万円以上の改修が対象						
	家賃債務保証支援事業	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯		（財）高齢者住宅財団または葛飾区認める家賃債務保証事業者協議会の加盟事業者が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、保証料の一部初回分（3万円が限度）を助成する。	そ ア　高齢者世帯 60歳以上の方または介護保険制度において要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方（同居者は、配偶者、60歳以上の親族、介護保険制度において要介護、要支援を受けている60歳未満の親族等に限る。） イ　障害者世帯 障害の程度が次のいずれかに該当する方が入居する世帯 ①身体障害：1級～6級 ②精神障害：1級～3級 ③知的障害：1度～3度 ウ　ひとり親世帯 18歳以下の扶養義務のある方と同居する世帯（世帯収入月額が259,000円以下の世帯に限る。）	－	－	－	－	－	住環境整備課 ℡ 03(5654)8353
	高齢者自立支援住宅改修費助成	高齢者世帯	助成金	○手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、引き戸への扉変更、便器の洋式化に係る工事費用（上限20万円）の9/10	そ ・65歳以上 ・介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者のうち運動機能が低下している方						高齢者支援課 ℡03(5654)8299
	高齢者住宅設備改修費助成			○浴槽の取替えに係る工事費用（上限37.9万円）の9/10～7/10 ○流し台・洗面台の取替えに係る工事費用（上限15.6万円）の9/10～7/10	そ ・65歳以上 ・要支援・要介護認定を受けている方						

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
江戸川区	ブロック塀などの倒壊危険物除去対策の助成事業	一般	助成金	○改修工事費の2/3 （限度額25,000円/m）	そ ・道路に面するブロック塀等の所有者が当該部分を撤去・改修する場合	－	－	－	－	－	土木部保全課 ℡ 03（5662）1930
	街づくり推進に伴う移転資金貸付	一般	直接貸付	○移転補償金に相当する額の1/2以内 （上限3,000万円）	そ ・区内で行われる都計道・区画整理に伴い移転等が必要となった補償契約の対象者	2.0%	－	10・15・20年	抵当権及び保証	可	土木部計画調整課 ℡ 03(5662)8376
	耐震コンサルタント派遣（簡易診断）事業	一般	―	無料	そ 昭和56年5月31日以前に建築された戸建・長屋・共同住宅。 ※1 住居部分が延床面積の半分を超えていること。 ※2 賃貸住宅の場合は、構造が木造に限ること。	－	－	－	－	－	都市開発部住宅課 ℡ 03(5662)6389
	精密診断・耐震改修設計費助成事業	一般	助成金	精密診断及び設計費用の最大80%（限度額：木造住宅30万円、非木造住宅45万円）	そ 耐震コンサルタント派遣を受け、昭和56年5月31日以前に建築され戸建・長屋・共同住宅	－	－	－	－	－	都市開発部住宅課 ℡ 03(5662)6389
	耐震改修費助成事業	一般	助成金	［木造住宅］ 住民税課税世帯：改修工事費用の最大50%（限度額100万円） 住民税非課税世帯：改修工事費用の最大2/3（限度額150万円） ［非木造住宅］ 住民税課税世帯：改修工事費用の最大50%（限度額150万円） 住民税非課税世帯：改修工事費用の最大2/3（限度額150万円） ［木造賃貸住宅］ 改修工事費用の最大50% （戸建・長屋の場合、限度額100万円） （共同住宅の場合、限度額150万円）	そ 精密診断・耐震改修設計費の助成を受け、昭和56年5月31日以前に建築された戸建・長屋・共同住宅。	－	－	－	－	－	都市開発部住宅課 ℡ 03(5662)6389
	老朽木造住宅除却工事助成事業	一般	助成金	［木造住宅］ 除却工事費用の50%	そ 昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建・長屋・共同住宅。 ※1 上記耐震コンサルタント派遣による簡易診断で耐震性が不十分と判定された住宅。 ※2 個人が所有する住宅。 ※3 住居部分が延床面積の半分を超えていること。 ※4 他の事業で費用の助成を受けることができないこと。	－	－	－	－	－	都市開発部住宅課 ℡ 03(5662)6389
	民間賃貸住宅家賃等助成	高齢者世帯	助成金	○転居前と転居後の家賃の差額 ○転居一時金 （敷金、礼金、手数料） ○契約更新にかかる費用	年 65歳以上の世帯または65歳以上の者とその配偶者の世帯 収 所得が1人世帯2,568,000円以下、2人世帯2,948,000円以下 そ ・区内の民間賃貸住宅に住み、取壊し等により家主から転居を求められている世帯 ・現在の住宅に2年以上居住	－	－	－	－	－	都市開発部住宅課 ℡ 03(5662)6387
		障害者世帯		○転居前と転居後の家賃の差額 ○転居一時金 （敷金、礼金、手数料） ○契約更新にかかる費用	そ 身体障害者手帳の交付を受け、その身体障害の程度が1級から4級までの者 又は愛の手帳の交付を受けた者のいる世帯 収 所得が1人世帯2,568,000円以下、2人世帯2,948,000円以下 そ ・区内の民間賃貸住宅に住み、取壊し等により家主から転居を求められている世帯 ・現在の住宅に一定期間以上居住	－	－	－	－	－	福祉部障害者福祉課 ℡ 03(5662)0062
		ひとり親世帯		○転居前と転居後の家賃（共益費は除く）の差額 ○転居一時金 （敷金、礼金、手数料） ○契約更新にかかる費用	収 所得が2人世帯2,948,000円以下 そ ひとり親家庭の世帯（18歳に達する日の属する年度までの児童とで構成する世帯） ・区内の民間賃貸住宅に住み、取壊し等により家主から転居を求められている世帯	－	－	－	－	－	子ども家庭部児童女性課 子ども家庭支援センター ℡ 03(6231)8150
	住宅ﾘﾌｫｰﾑ資金融資あっせん	一般	利子補給	○修繕・増改築　500万円 ※工事費の80%限度	収 ・年収が年間返済額の3倍以上 そ ・区内居住 ・区民税の滞納なし　など	1.5~2.0%	0.7～1.2%	3～10年 ※金額により異なる	その他	可	都市開発部住宅課 ℡ 03(5662)0517
	分譲マンションアドバイザー制度利用助成	分譲マンション管理組合・理事長の委任状のある区分	助成金	○（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの定めた派遣料の3分の2（1,000円未満切り捨て、年度内2回を限度）	そ ・分譲マンションの管理組合 ・分譲マンションの理事長の委任状のある区分所有者						都市開発部住宅課 ℡ 03(5662)6387

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	高齢者自立支援住宅改修給付事業	高齢者	給付	○住宅改修給付 ①～⑥含めて申請限度額20万円（上限）内の原則1割を自己負担 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	年 65歳以上 そ ・介護保険要介護認定の「非該当」の方で、日常生活の動作に困難があり、住宅改修が必要と認められる方（審査あり） ・事前の申請が必要	－	－	－	－	－	福祉部介護保険課 ℡ 042(620)7416
				○住宅設備改修給付 申請限度額（上限）内の原則1割を自己負担 ⑦浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な工事…申請限度額37万9千円 ⑧流し・洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な工事…申請限度額15万6千円 ⑨便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事…申請限度額10万6千円	年 65歳以上 そ ・介護保険要介護認定の「要支援・要介護」の方で、既存の設備の使用が困難な方（審査あり） ・事前の申請が必要 ・⑨便器の洋式化については、介護保険の住宅改修費で便器の取替え以外の住宅改修を実施し、その申請限度額を超えた方						
	重度心身障害者(児)等日常生活用具給付(居宅生活動作補助用具)	身体障害者 難病患者	給付	○小規模改修　※原則1回限り 上限200,000円 障害者の移動等を円滑にする居宅生活動作補助用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので次に掲げるもの ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他①から⑤に付帯して必要となる住宅改修 ※特殊便器への取替えについては、上肢機能障害2級以上の方に限る。 ○中規模改修　※原則1回限り 上限641,000円 ①浴槽・流し台の取替え ②玄関等の床段差解消機の設置 ○屋内移動設備　※原則1回限り 機器本体及び付属器具 上限979,000円 設置費 353,000円 次に掲げるいずれかの用具及び設置費 ①天井リフト ②階段昇降機	収 対象者又は対象者と同一世帯の世帯員（障害者にあってはその配偶者に限る）のうち、給付決定を行う月の属する年度（4月から6月までの間にあっては前年度）の市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、対象外 ○小規模改修 年 学齢児以上65歳未満で次のいずれかに該当する方 そ ①下肢機能障害1～3級 ②体幹機能障害1～3級 ③補装具として車いすの支給を受けた内部障害の手帳所持者 ④下肢、体幹機能に障害のある難病患者等(医師意見書が必要) ※新築又は増築工事において増築家屋に併せて実施する場合は給付対象外 ※工事内容が設置工事のみの場合は原則対象外 ○中規模改修 年 学齢児以上65歳未満で次のいずれかに該当する方 そ ①下肢機能障害1・2級 ②体幹機能障害1・2級 ③補装具として車いすの支給を受けた内部障害の手帳所持者 ※新築又は増築工事において増築家屋に併せて実施する場合は給付対象外 ※工事内容が設置工事のみの場合は原則対象外 ※小規模改修の対象となる居宅生活動作補助用具で、小規模改修の給付を受けてもなお不足する場合、中規模改修との併給を認める。 ※介護保険法に基づく住宅改修費の支給対象者が、介護保険法の住宅改修を行う場合で、その支給を受けてもなお不足する場合、中規模改修との併給を認める。 ○屋内移動設備 年 学齢児以上で、歩行が出来ない状態で、上肢、下肢又は体幹に係る障害の程度が そ 1級の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 ※新築又は増築工事において実施する場合も給付対象	－	－	－	－	－	福祉部障害者福祉課 ℡ 042(620)7366
	身体障害者及び知的障害者グループホーム家賃助成	身体障害者 知的障害者 難病患者	助成金	○所得月額が73,000円未満の場合、 24,000円か家賃いずれか低い方の額から特定障害者特別給付費を控除した額 ○所得月額が73,000円以上97,000円未満の場合、 12,000円か家賃いずれか低い方の額から特定障害者特別給付費を控除した額	年 ・18歳以上で、次のいずれかに該当する者のうち、グループホームを利用して家賃を 収 支払っている方 そ ①身体障害者手帳所持者 ②知的障害者 ③難病患者等(障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方) ＊グループホームが東京都の施設借上費を受けている方は、対象外	－	－	－	－	－	
	障害者グループホーム支援事業 （施設借上費助成）	精神障害者 通過型グループホーム入居者	助成金	月額69,800円 ただし、家賃の額が69,800円を下回る場合は、当該家賃の額 なお、法第34条第1項に規定する特定障碍者特別給付費の支給対象となる入居者にあっては、上記金額から特定障碍者特別給付費を控除した額を限度とする。	そ グループホームの入居者の内、精神障害者又は、通過型グループホームの入居者	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
八王子市	障害者住居賃貸代行保証料補助金	身体障害者 知的障害者 精神障害者	補助金	○民間等の住居賃貸代行保証会社の利用に要した費用の半額を補助（上限10,000円）	年 そ　満18歳以上の障害者の一人暮らし世帯又は世帯主が障害者の場合で、以下の要件をすべて満たす者 ①次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ・精神障害を事由とする障害年金の給付又は特別障害給付金等を受けている者 ・自立支援医療（精神通院）受給者 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病にり患し、特定疾病医療受給者証等の対象疾患にり患していることがわかる証明書の交付を受けている者又はそれと同等の障害があると判断できる者 ②民間等の住居賃貸代行保証制度を利用している者 ③世帯全員が現に市内の民間賃貸住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記載されている者 ④生活保護を受けていない者 ⑤本市が交付する他の住居賃貸代行保証料補助金の交付を受けていない者	－	－	－	－	－	
	高齢者住居賃貸代行保証料補助金	高齢者世帯のみ		○利用料の1/2以内（上限1万円）	年 収 そ　・高齢者のみ世帯の世帯主 ・世帯全員が当該年度の住民税非課税 ・民間等の住居賃貸代行制度を利用している。 ・生活保護を受給していない。 ・八王子市に住民登録をして6か月以上が経過している。 ・世帯全員が市内民間賃貸住宅に居住している。	－	－	－	－	－	福祉部高齢者福祉課 ℡ 042(620)7420
	八王子市外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金	一般		保証人代行制度の保証料（上限9,000円）	そ　次の要件を満たしている外国人留学生 ・在留資格が留学であること。 ・八王子市に住民登録があること。 ・大学コンソーシアム八王子の加盟校に在学していること。	－	－	－	－	－	市民活動推進部多文化共生推進課 ℡ 042(620)7437
	再生可能エネルギー利用機器設置費補助制度	個人及び法人		①太陽光発電システム：2万円/1ｋW（上限10万円） ②太陽熱利用システム：5万円 ③木質ペレットストーブ：補助対象経費の1/2（上限10万円） ＊HEMS：1万円（上記①②③のいずれかと併せて導入した場合に限る。）	そ　・機器の設置及び施工前に交付申請を行うこと。 ・市税の滞納がないこと。 ・機器の購入又は施工等にあたり市内に事業所を有する事業者を利用すること。 ・①については、電力会社と余剰電力の買取りに係る電力需給契約を締結すること。 ・市の事業「はちおうじ省エネ国」若しくは「八王子省エネカンパニー」に登録していること、又は実績報告時に登録すること。 ・住宅又は事業所の販売等による利益を目的としていないこと。 ・八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例23号）第2条に規定する者でないこと。	－	－	－	－	－	環境部環境政策課 ℡042(620)7384
	生け垣助成補助制度	個人及び法人（販売を目的としている者を除く）		○造成費用の1/2もしくは補助単価6,000円/m（上限6万円） ○造成に伴う既存塀等撤去費用の4/5もしくは 補助単価3,000円/m（上限3万円）	そ　・市内に所在する土地を所有又は使用する者 ・市税の滞納なし	－	－	－	－	－	環境部環境保全課 ℡ 042(620)7268
	雨水浸透施設設置補助金	一般		○設置に要した費用と標準工事費のいずれか 少ない額の 9/10（上限270,000円）	そ　・市内に建物若しくはその敷地を所有している者 又は所有する者の同意を得た者 ・市税の滞納なし	－	－	－	－	－	水循環部水再生課 ℡ 042(656)2282
	雨水貯留槽設置補助金			○本体購入価格の1/2(上限3万円)（オプション品や送料、設置工事費は除く）	そ　・市内の建物に設置 ・市税の滞納なし	－	－	－	－	－	
	居住環境整備補助金			①木造住宅耐震改修工事 対象工事の2/3以内（上限100万円） ②木造住宅簡易耐震改修工事 対象工事の1/2以内（上限25万円） ③耐震シェルター・防災ベッド設置 設置費の1/2以内（上限20万円） ④バリアフリー化改修工事 対象工事費の20%（上限20万円） ⑤省エネルギー化改修工事 対象工事費の20%（上限20万円） ⑥長寿命化改修工事 対象工事費の20%（上限10万円）	そ　①、② ・旧耐震基準の木造住宅の居住者兼所有者 ・市税の滞納なし ③ ・旧耐震基準の木造住宅の居住者又は所有者 ・高齢者・障害者等がいる世帯 ・市税の滞納なし ④ ・高齢者がいる世帯 ・市税の滞納なし ⑤、⑥ ・新耐震基準又は耐震改修工事を同時に行う場合 ・市税の滞納なし	－	－	－	－	－	まちなみ整備部住宅政策課 ℡ 042(620)7260
	木造住宅耐震化促進アドバイザー派遣			利用者費用負担なし	そ　・旧耐震基準の木造住宅の居住者兼所有者 ・市税の滞納なし						
	木造住宅耐震診断補助金			○耐震診断費用の1/2以内（上限10万円）	そ　・旧耐震基準の木造住宅の居住者兼所有者 ・市税の滞納なし	－	－	－	－	－	
	分譲マンション耐震化促進事業補助金			○耐震化促進アドバイザー派遣 利用者費用負担なし ○診断 耐震診断費用の2/3(上限は基準額の2/3) ○設計 補強設計費用の2/3(上限は基準額の2/3) ○改修 対象工事の23%	そ　・分譲マンションの管理組合台帳に登録している分譲マンション管理組合 ・補助対象工事を行うことについて集会（総会）の議案として取りまとめ、区分所有法で定める区分所有者の数以上の者の同意を得て決議してある ・市税の滞納なし	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	空き家利活用促進整備補助金			○空き家を地域活性化施設として活用するために行う改修に対する補助 改修費用の1/2（上限100万円）	そ　・市内に住所・所在地を有する空き家の所有者又は管理者 ・改修後10年間は地域活性化施設として使用する。	－	－	－	－	－	
	家賃低廉化補助			○家賃低廉化補助金の交付対象として指定された賃貸住宅の住戸（補助対象住戸）の家賃から、市営住宅家賃相当額を減じて得た額（上限4万円）	そ　・補助対象住戸を賃貸する事業を行う者	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年７月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格　※1	担当課
立川市	雨水浸透施設設置補助金	個人	補助金	○標準工事単価に設置数量を乗じて得た額又は設置工事に要した額のうち、いずれか少ない額 限度額：20万円	そ・市内に敷地面積が500㎡未満の一戸建ての住宅（居住部分が2分の1以上の併用住宅を含む）を所有する個人 ・立川市宅地開発等まちづくり指導要綱第３条に規定する事業でないこと ・仮設住宅でないこと ・売買を目的として住宅を所有していないこと ・市税を滞納していないこと	環境下水道部下水道管理課 TEL042(523)2111内線2211
	木造住宅耐震診断助成制度	一般	補助金	○耐震診断費用の1/2 上限額：10万円	そ・対象建築物が昭和56年5月31日以前に建築（旧耐震基準）の工事に着手した木造の民間戸建住宅、共同住宅及び併用住宅（住宅以外の用途部分の面積が延べ面積の1/2未満に限る）を所有し、既に納期の経過した市税を完納している個人	市民生活部住宅課 TEL 042(523)2111内線2562
	木造住宅耐震改修工事助成制度	一般	補助金	○補強設計及び工事監理費用の1/2 上限額：10万円 ○耐震改修費用の1/2 上限額：50万円 ただし、高齢者世帯（全員が65歳以上）又は障害者世帯（身体障害者手帳1～4級又は愛の手帳1～4度の方を含む）の場合は、80万円	収・世帯の年間合計所得が700万以下 そ・木造住宅耐震診断助成制度により耐震診断を行った結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅で、改修後に評点が1.0以上となる改修を行い、既に納期の経過した市税を完納している個人 ・建設業の許可を得た耐震補強に関する講習会を受講した者による耐震改修であること	
	高齢者自立支援住宅改修給付事業	高齢者	補助金	○所得に応じて助成の割合が9割もしくは8割 限度額 (1)手すり・段差等改修　20万円 (2)浴槽の取換え　37.9万円 (3)流し、洗面台の取替え　15.6万円 (4)便器の洋式化　10.6万円	年・65歳以上 そ・事前に介護認定を受け、結果を受けていること ・住宅改修アドバイザー事業を受け、支援（助成）の承認を受けていること	福祉保健部高齢福祉課 TEL 042(523)2111内線1475

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
武蔵野市	心身障害者住宅費助成	身体知的障害者	助成金	○世帯の所得により、1.5万円～3万円／月 ※家賃の1/2まで	収 ・世帯の所得193.5万円以下 そ ・障害　身体障害者手帳1～4級 愛の手帳1～3度 ・市内に3年以上引き続き住民登録あり(基準日4月1日) ・民間の共同住宅等を借りていること	－	－	－	－	－	健康福祉部　障害者福祉課 TEL-0422(60)1904
	ひとり親家庭等住宅費助成	ひとり親家庭等		○1万円／月（家賃が1万円以下の場合は支払家賃相当額）	年 ・20歳未満の児童を監護 収 ・所得が児童扶養手当支給範囲 そ ・市内6ヶ月以上居住、民間の共同住宅等	－	－	－	－	－	子ども家庭部子ども家庭支援センター TEL 0422(60)1963
	雨水浸透施設設置費助成	一般・雨水流出抑制施設設置者		○予算の範囲内において、雨水浸透施設の種類ごとに定める単価に該当雨水浸透施設の数量を乗じて得た額 ○既設の住宅については159,000円を上限として、附帯工事費を交付する。	そ ・武蔵野市宅地開発指導要綱及び武蔵野市まちづくり条例に該当しない ・個人の所有する住宅等	－	－	－	－	－	環境部 下水道課 TEL 0422(60)1867
	接道部緑化助成	一般・環境共生		○生垣12,000円/m、高木15,000円/本など（上限単価・最高限度額60万円） ○ブロック塀等撤去　4,000円／㎡（上限単価・最高限度額30万円）	そ ・幅員4m以上の道路に接し、連続延長3m以上、新たに列植した場合 ・ブロック塀を撤去して生垣等を同位置に設置したもの ・適正な管理及び保存努力など	－	－	－	－	－	環境部 緑のまち推進課 TEL 0422(60)1863
	ﾌﾞﾛｯｸ塀等改善補助金制度	一般		○改修工事で6,000円／㎡、限度額48万円 ○補強工事で6,000円／㎡、限度額24万円	そ ・一般の方が通行する道路に面するブロック塀について高さが1.2m以上で倒壊の危険のあるもの ・市の調査により危険と判定されたﾌﾞﾛｯｸ塀等の所有者	－	－	－	－	－	防災安全部　防災課 TEL 0422(60)1821
	ﾌﾞﾛｯｸ塀等改善資金借入金利子補給制度		利子補給	○100万円以内の借入金 ○3%/年を超えない範囲	そ ・一般の方が通行する道路に面するブロック塀について高さが1.2m以上で倒壊の危険のあるもの ・市の調査により危険と判定されたﾌﾞﾛｯｸ塀等の所有者	－	－	－	－	－	
	効率的なエネルギー活用推進助成制度		助成金	○HEMS （3万円　ただし助成対象機器の購入に要した経費の1/2上限（以下同じ）） ○住宅用太陽光発電ｼｽﾃﾑ （3万円/kW　上限15万円） ○住宅用太陽熱温水器 （5万円） ○家庭用燃料電池ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ（ｴﾈﾌｧｰﾑ） （6万円） ○蓄電池システム （1万円/kW　上限6万円） ○既設窓の断熱改修 （10万円　ただし助成対象設備の購入及び設置に要した経費の1/5上限）	そ ・市内の自己居住用住宅（戸建住宅、集合住宅の占有部分・専用部分）に設置した個人 ・太陽光発電システム及び蓄電池システムは、以下の①～③までを満たすことが必要 ①新たにHEMSを設置 ②新たにHEMSとHEMS以外の助成対象機器を設置し、双方の使用を同時に開始 ③すでにHEMSを設置済みであり、新たにHEMS以外の助成対象機器を設置	－	－	－	－	－	環境部 環境政策課 TEL　0422(60)1841
				1世帯事業所1回に限り、本体費用と設置費の3/4(税抜き価格) （設置費の助成額の上限は1万円） ただし、下記のように上限あり、どちらか安いほうを採用 ○小型ﾀﾝｸ（150ℓ未満）　3万円 ○中型ﾀﾝｸ（150ℓ以上）　5万円	そ ・市内に雨水ﾀﾝｸを設置する個人・事業所						環境部 下水道課 TEL 0422(60)1867

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
三鷹市	住宅改修等ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	高齢者	助成金	○利用者負担無し	年　・概ね65歳以上	－	－	－	－	－	健康福祉部高齢者支援課 TEL 0422(45)1151　内2624
	木造住宅耐震診断助成制度	一般		簡易診断　上限額 4万円 一般診断以上の診断　上限額10万円	そ　三鷹市内にある木造住宅（集合住宅は除く） 個人で所有し、現に居住している住宅 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）前に建築した住宅（在来軸組工法等による住	－	－	－	－	－	都市整備部都市計画課 TEL 0422(45)1151　内2813
	木造住宅耐震助成制度			簡易改修　上限額30万円 耐震基準を満たす改修　上限額50万円	そ　1. 三鷹市木造住宅耐震診断助成制度に基づく診断の結果、「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅であること。（改修する住宅が共有の場合は、共有者全員の合意が必要です） 2. 耐震性の向上を目的とした、補強、修繕、改築、増築を行うこと。 3. 簡易改修を行う場合は、工事内容が分かる図面等が必要。 改修（耐震基準に適合する改修工事）を行う場合は、一般診断以上の診断の結果に基づいて住宅耐震改修工事施工計画書（補強設計書）を作成し、工事監理を行うことが必要。（ただし、施工業者による工事監理は補助の対象外）	－	－	－	－	－	都市整備部都市計画課 TEL 0422(45)1151　内2813
	マンションアドバイザー制度利用助成			アドバイザー派遣料の全額 ただし、「建替え・改修アドバイザー制度」のBコース利用については派遣料の2／3（千円未満切捨て）	そ　分譲マンションの管理組合等（管理組合設立準備団体を含む） ■管理組合 1.管理アドバイザー制度のAコース及びBコース、並びに建替え・改修アドバイザー制度のAコース内のコースの内2回まで 2.建替え・改修アドバイザー制度のBコース内のB－1からB－3までのいずれかのコースは1回まで（Bコースオプションについては別途1回まで） ※1と2の重複不可 ■管理組合設立準備団体 管理アドバイザー制度のAコースのうち2回まで	－	－	－	－	－	都市整備部都市計画課 TEL 0422(45)1151　内2813
	生垣助成制度			○生垣助成　1.4万円/m(上限30m) ○ﾌﾞﾛｯｸ塀等撤去　1万円/m(上限30m)	そ　・設置箇所が道路に面している ・延長が2m以上であること ・その他	－	－	－	－	－	都市整備部緑と公園課 TEL 0422(45)1151　内2834
	雨水浸透ます設置事業			○個人負担無し	そ　・市内の既存の個人住宅と個人所有の共同住宅（15世帯未満）	－	－	－	－	－	都市整備部水再生課 TEL 0422(45)1151　内2873
	止水板設置助成事業			○工事費×1/2（千円未満切り捨て、上限50万円）	そ　1年以上前から三鷹市に住民登録されている個人（ただし、住民税を滞納されている方は除く。）	－	－	－	－	－	都市整備部水再生課 TEL 0422(45)1151　内2873
	家庭用生ごみ処理装置等購入助成制度			○購入費×1/2（千円未満切り捨て、上限2万円）	そ　・三鷹市民又は三鷹市内に事業所を有する者で 三鷹市内に設置したもの	－	－	－	－	－	生活環境部ごみ対策課 TEL 0422(45)1151　内2533
	ｱｽﾍﾞｽﾄ調査経費助成			○建築物石綿含有建材調査者による定性定量分析調査に係る経費 ・戸建住宅 全額（上限15万円） ・分譲共同住宅 全額（上限25万円） ・その他の建築物 1/2（上限20万円）	そ　・平成18年9月1日以前に着工した建築物 ・戸建住宅の申請者は個人 ・分譲共同住宅の申請者は管理組合の代表者 ・その他の建築物の申請者は個人、中小企業者	－	－	－	－	－	生活環境部環境政策課 TEL 0422(45)1151　内2523～2525
	新ｴﾈﾙｷﾞｰ・省ｴﾈﾙｷﾞｰ設備設置助成金			○自ら設備の設置工事を発注した場合 ・太陽光発電・風力発電：最大出力量×2万円/1kW（上限10万円） ・蓄電池（太陽光発電設備と連携し、原則として太陽光発電設備からの電気を蓄えて使用すること）：5万円 ・自然冷媒ヒートポンプ給湯器：2万円 ・燃料電池コージェネレーション：3万円 ・強制循環式ソーラーシステム：5万円、自然循環式太陽熱温水器：2万円 ○購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合 ・上記1設備につき一律1万5千円	そ　・三鷹市民（太陽光発電、風力発電、蓄電池は市内に事業所を有する者も含む） ・市税の滞納がない者が自ら所有し使用する目的で、三鷹市内で新たに設置すること ・設置後6ヶ月以内の設備、新品の設備及び転売を目的としない設備の設置であること	－	－	－	－	－	生活環境部環境政策課 TEL 0422(45)1151　内2523～2525

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	青梅市木造住宅耐震診断補助金			○限度額5万円（耐震診断に要する経費の2分の1以内）	そ ・市内の軸組工法による木造2階建て以下の一戸建て住宅（延床面積の2分の1以上を住宅に供しているもので、賃貸を目的とする住宅を除く）で、昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築されたもの ・市内に住所を有し、補助対象住宅を所有し自ら居住する個人 ・共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者 ・補助対象住宅の耐震診断を市が指定する診断機関に依頼した者 ・納期が到来している市税等を完納していること	－	－	－	－	－	都市整備部住宅課 ℡. 0428(22)1111 平成24年度から実施
	青梅市木造住宅耐震改修費補助金		補助金	○限度額50万円（耐震改修に要する経費の2分の1以内）	そ ・市内の軸組工法による木造2階建て以下の一戸建て住宅（延床面積の2分の1以上を住宅に供しているもので、賃貸を目的とする住宅を除く）で、昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築されたもの ・市内に住所を有し、補助対象住宅を所有し自ら居住する個人 ・共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者 ・一般診断法又は精密診断法による耐震診断の評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅で、建築基準法および耐震改修の促進に関する法律の規定に違反していないもの ・納期が到来している市税等を完納していること	－	－	－	－	－	
	青梅市雨水浸透施設補助金			○標準工事単価に必要数量を乗じて得た額 （上限20万円）	そ ・対象区域内に住宅を所有又は使用する個人 ・前年度の市税の滞納なし	－	－	－	－	－	環境部下水管理課 ℡. 0428(22)1111
	青梅市雨水小型貯留槽設置補助金			○本体価格および工事費等にかかる費用の1/2の （上限10万円）	そ ・対象区域内に住宅を所有または使用する個人 ・前年度の市税の滞納なし	－	－	－	－	－	
	青梅市生け垣設置費補助金			○生け垣補助4,000円/1m ○ﾌﾞﾛｯｸ塀等撤去2,500円/1m （生け垣設置に伴い既存のブロック塀を撤去する場合） （上限25m）	そ ・設置箇所が原則幅員4m以上の道路に面している ・延長が3m以上、高さがおおむね1m以上であるこ ・5年以上保存等	－	－	－	－	－	環境部公園緑地課 ℡. 0428(22)1111
	青梅市高齢者住宅改造費助成事業	高齢者	助成金	○工事費（補助基準額が上限）の9割(一定以上の所得者は7割または8割)を補助 補助基準額 (1)浴槽改修　37.9万円 (2)洗し台改修　15.6万円 (3)洋式便器　10.6万円 (4)手すり・段差等　20万円	年 ・65歳以上であること そ ・住宅改修が必要と認められる者 ・(1)～(3)は要介護認定の結果が出ている者、(4)は要介護認定の結果が非該当の者	－	－	－	－	－	健康福祉部高齢介護課 ℡. 0428(22)1111

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
府中市	府中市エコハウス設備補助金交付制度	一般	補助金	○雨水浸透施設 別に定める標準工事費価格×1/2 （千円未満切捨、上限10万円） ○住宅用太陽光発電ｼｽﾃﾑ 2万円×太陽光ｼｽﾃﾑを構成する太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙの最大出力値 （単位はkw、小数点以下第3位を四捨五入） （千円未満切捨、上限10万円） ○太陽熱高度利用ｼｽﾃﾑ 一律2万円 ○家庭用燃料電池ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ 一律2.5万円 ○雨水貯留槽 雨水貯留槽本体と架台の購入に要する費用の1/4に相当する額 （千円未満切捨、上限1万円） ○ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ給湯器 一律1.5万円 ○二酸化炭素冷媒ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯器 一律1.5万円	そ　・市内に自ら居住し、または居住する予定の住宅に設備を設置する者で地方税を滞納していない者	－	－	－	－	－	生活環境部環境政策課 環境改善係 ℡ 042(335)4472
	高齢者自立支援住宅改修費給付事業	高齢者	補助金	○工事費（補助基準額が上限）の9割(一定以上所得者へは8割)を補助 補助基準額 (1)浴槽改修　37.9万円 (2)洗面台改修　15.6万円 (3)便器洋式化　10.6万円 (4)手すり・段差等　20万円	年　・65歳以上であること そ　・住宅改修が必要と認められる者 ・要介護認定の結果が出ている者 ・(4)は要介護認定の結果が「非該当」の方のみ。	－	－	－	－	－	福祉保健部介護保険課 介護サービス係 ℡ 042(335)4470
	障害者等日常生活用具費等給付事業	身体障害者	補助金	○手すりの取付や段差解消等のバリアフリー工事（小規模改修・中規模改修）及び屋内移動設備の機器本体費用・設置費用について、限度額の9割を補助（生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は限度額の10割を補助）。	そ　・学齢児～65歳未満で下肢若しくは体幹に係る障害の程度が3級以上の者又は補装具として車イスの交付を受けた内部障害者又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有する難病患者等（小規模改修） ・学齢児～65歳未満で下肢若しくは体幹に係る障害の程度が2級以上の者又は補装具として車イスの交付を受けた内部障害者（中規模改修） ・学齢児以上かつ歩行ができない状態で、上肢、下肢若しくは体幹に係る障害の程度が1級の者又は補装具として車イスの交付を受けた内部障害者（屋内移動設備） 収　・世帯のうち市民税所得割の最多課税者課税額が46万円以下（小規模改修・中規模改修・屋内移動設備共通）	－	－	－	－	－	福祉保健部障害者福祉課 援護担当 ℡ 042(335)4962
	木造住宅耐震改修等助成事業	一般	補助金	○耐震改修工事費の1/2を補助 上限額：110万円（平成30年度中に着手する耐震改修に限る）	そ　・木造住宅耐震診断調査助成事業により耐震診断を行った結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等で、改修後に評点が1.0以上となる改修を行う方 ・耐震改修にあっては、工事業者が市内に事業所があり、建設工事業の許可を持つこと及びむさし府中商工会議所が行う耐震補強に関する講習会を受講した者による耐震改修であること	－	－	－	－	－	都市整備部建築指導課 住宅耐震化推進係 ℡ 042(335)4173
				○耐震除却工事費の1/2を補助 上限額：耐震除却工事：50万円	そ　・木造住宅耐震診断調査助成事業により耐震診断を行った結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等で、住宅全部の除却を行う方 ・耐震除却にあっては、除却を行う直前まで当該住宅を自らの住居として使用しており、除却完了時点まで引き続き当該住宅の所有者等が行うものであること。	－	－	－	－	－	都市整備部建築指導課 住宅耐震化推進係 ℡ 042(335)4173
				○耐震シェルター等の設置費用の3/4を補助 上限額：耐震シェルター等設置費：30万円	そ　・木造住宅耐震診断調査助成事業により耐震診断を行った結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等で、耐震シェルター等の設置を行う方 ・耐震シェルター等の設置にあっては、次の要件を満たすこと。 ①所有者等が住宅を現に自らの住居として使用していること。 ②東京都が「安価で信頼できるとして都民に公表している」耐震シェルター等の設置であること。 ③世帯の状況が次のいずれかに該当すること。 ・65歳以上の者のみで構成された世帯 ・身体障害者手帳1又は2級の者と同一の世帯 ・精神障害者手帳1級の者と同一の世帯 ・愛の手帳1又は2度の者と同一の世帯	－	－	－	－	－	都市整備部建築指導課 住宅耐震化推進係 ℡ 042(335)4173

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
府中市	木造住宅耐震診断調査助成事業	一般	補助金	○耐震診断費用の2/3を補助 上限額：12万円	そ　・対象建築物が昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての木造住宅であること ・所有者又は所有者の二親等以内の親族の方が現に居住し、かつ住民登録していること（耐震診断調査・耐震改修の実施後に居住する予定の場合も含む。） ・市税等の滞納をしていないこと	－	－	－	－	－	都市整備部建築指導課 住宅耐震化推進係 ℡ 042(335)4173
	生活資金融資あっ旋	一般	利子補給	○家屋小修理費（上限80万円）	収　・所得500万円以下 そ　・市内居住1年以上 ・勤続1年以上（給与所得者） ・市税の滞納なし ・信用保証機関の保証、又は金融機関の承諾が得られること　など	1.1%	1.9%	30万円までは3年以内 30万円を超える場合は5年以内	金融機関に一任		生活環境部住宅勤労課 勤労福祉係 ℡ 042(335)4125
	心身障害者住宅費助成	身体・知的障害者	助成金	○世帯の所得により、5千円～3.5万円／月 ※家賃の1/2まで	収　・同一住居者の市民税所得割の合計額が1万円以下（平成28年7月から所得基準変更。平成30年度までは経過措置期間として、旧基準で対象になる方に助成額を減額して助成。） そ　・身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度 ・市内に5年以上引き続き住民登録があること ・民間の共同住宅等を借りていること ・生活保護を受けていないこと ・他に公的な住宅費の助成を受けていないこと	－	－	－	－	－	福祉保健部障害者福祉課 生活係 ℡ 042(335)4545

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
昭島市	市民生活資金（教育費・医療費及び出産費・冠婚葬祭費・住宅改修費・転居費）融資あっせん	一般	斡旋・保証金補助	○教育費・医療費及び出産費・冠婚葬祭費・住宅改修費・市内転居費 ○5万円から100万円まで（1万円単位）	収　・償還能力 そ　・市内居住1年以上 ・市民税の滞納なし	労金1.58% 信金1.6%	－	取扱金融機関の制度による	保証のみ	可	市民部生活ｺﾐｭﾆﾃｨ課 ℡ 042(544)5111
	緑化推進事業補助		補助金	○生け垣助成 ・生け垣造成　1万円以内/m　上限20万円 ・ブロック塀等の撤去　6,000円以内/m　上限12万円 ○屋上緑化 ・樹木30cm以上の場合　5万円以内/㎡ ・樹木30cm未満又は芝生等の緑化の場合　1万8千円以内/㎡ ・工事費の1/2か前記で算出した額のいずれか少ない額(上限40万円) ○壁面緑化 ・5千円以内/㎡ ・工事費の1/2か前記で算出した額のいずれか少ない額(上限20万円)	そ　・事前相談が必要 ・市内で土地・建物を所有又は使用する個人で、新たに左記の緑化事業を行う者 ・市税及び国民健康保険税の滞納なし ○生け垣造成 ・樹木の高さが1m以上で、生け垣の総延長が3m以上あること ・建築基準法第42条第1項及び第2項に規定する道路に面していること ○屋上緑化 ・緑化面積3㎡以上であること　ただし、容易に除去又は移設可能なプランター等の設置は対象としない ○壁面緑化 ・緑化面積1㎡以上であること	－	－	－	－	－	環境部環境課 ℡ 042(544)5111
	保存樹木樹林補助			○樹木　高さ10m以上、地上から1.5mの高さの幹の周囲1.5m以上について、剪定に要する費用の2/3（上限10万円/本） ○樹林　300㎡以上の土地に林立するもの　10円/㎡ ○公開樹林　当該土地に係る当該年度分の固定資産税・都市計画税合計額の90/100以内	そ　・市税及び国民健康保険税の滞納なし	－	－	－	－	－	
	雨水浸透施設設置助成			○標準工事単価に設置数量を乗じた額とし、1箇所当たり最大10万円（上限40万円） ○購入価格の2/3（上限3万5千円）	そ　・敷地面積が1,000㎡未満の建物 ・市税及び国民健康保険税の滞納なし	－	－	－	－	－	都市整備部下水道課 ℡ 042(544)5111
	雨水貯留槽設置助成				そ　・市内に建物を所有又は使用する個人で、市内の建物に設置するもの ・市税及び国民健康保険税の滞納なし	－	－	－	－	－	水道部工務課 ℡ 042(543)6114
	住宅用新ｴﾈﾙｷﾞｰ機器等普及促進補助			○太陽光発電　2万円/1kw（上限8万円） ○太陽熱ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ　5万円 ○太陽熱温水器　2万5千円 ○蓄電池 機器費の1/3以内　上限5万円 ○ｴﾈﾌｧｰﾑ　5万円 ○ｴｺｳｨﾙ　3万円 ○直管型LED照明器具改修工事 （対象は既存家屋。ランプのみの交換も対象。） 工事費等の1/3以内の額　上限10万円	そ　・機器を設置した期間により、申請できる時期が定まっているので注意 ・設置した機器等が、設置当時未使用のものであったこと ・個人住宅について・・・市内に住所を有する者又は機器等を設置した住宅を市内において購入したもの ・集合住宅について・・・市内に住所を有する個人若しくは法人または管理組合等で市内に集合住宅を所有 ・事業所について・・・・・市内に住所を有する個人又は法人で市内に事務所若しくは事業所を所有 ・個人にあっては、市税及び国民保険税の滞納なし ・法人にあっては、法人市民税の滞納なし	－	－	－	－	－	環境部環境課 ℡ 042(544)5111
昭島市	木造住宅耐震診断費補助	建物所有者	補助金	○耐震診断　補助額は、耐震診断に要する費用の3分の2以内 補助金上限：5万円	そ　・昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の民間木造住宅 ・市が指定する耐震診断員が実施すること。						都市計画部都市計画課 ℡042(544)5111
	木造住宅耐震改修費補助			○耐震改修　補助額は、耐震改修に要する費用の3分の1以内 補助金上限：30万円	そ　・市の補助制度に基づく耐震診断を行った結果、総合評点が1.0未満と診断された木造住宅の耐震改修を実施する住宅。 ・施工業者は市内に事務所を有し、建築業法に規定する許可を受けた者						
	重度身体障害者（児）等住宅設備改善費給付	身体障害者手帳の交付を受けて居宅に生活する重度の肢体不自由のかた	助成金	○小規模改修　上限200,000円 手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、及びそれらの住宅改修に附帯して必要となる改善費。 ※既に中規模改修の給付を受けている場合は、対象外	○小規模改修 年　・学齢児以上65歳未満 そ　・下肢または体幹に係る障害の程度が3級以上のかた及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者のかた。（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害1級または2級のかた。）	－	－	－	－	－	保健福祉部障害福祉課 ℡042(544)5111
				○中規模改修　上限641,000円 浴場、便所、玄関、居室、台所の改善費 ※既に、小規模改修の給付を受けている場合は、対象外	○中規模改修 年　・学齢児以上65歳未満 そ　・下肢または体幹の障害程度が1級または2級のかた及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者のかた。						
				○屋内移動設備 機器本体　上限979,000円 設置費　上限353,000円	○屋内移動設備 年　・学齢児以上 そ　・上肢・下肢または体幹に障害を有し、歩行が困難で、かつ障害の程度が1級のかた及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者のかた。						

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
調布市	太陽光発電設備等取付け等工事費補助	一般	補助金	○太陽熱利用機器の設置工事等　補助対象工事経費の10%に相当する額（上限10万円）を補助（1，000円未満の端数切り捨て） ○太陽光発電設備の設置工事等　公称最大出力1kw当たり2．5万円に相当する額（上限10万円）を補助（1，000円未満の端数切り捨て／公称最大出力に1kw未満の端数がある場合は小数点第3位以下切り捨て）	そ ・市内に存する個人住宅又は併用住宅の所有者 ・納期の経過した市税を完納していること。 ・設置完了後，3か月以内の申請であること ・工事完了後申請　等	－	－	－	－	－	都市整備部住宅課 TEL 042(481)7545
	地球温暖化対策住宅用機器購入費補助金		補助金	○民生用燃料電池（エネファーム）　4万円	そ ・市内に存する個人住宅又は併用住宅の所有者 ・設置完了後，3か月以内の申請であること ・工事完了後申請　等						
	バリアフリー適応住宅改修補助		補助金	○補助対象工事経費の50%に相当する額（上限10万円）を補助（1，000円未満の端数切り捨て）	そ ・市内に存する個人住宅又は併用住宅等の所有者又は賃借人 ・納期の経過した市税を完納していること。 ・申請日現在において，補助対象工事の契約前であること。 等						
	生垣設置補助		補助金	○生垣新設（既存塀撤去共）　（上限1万円/m）	そ ・接道部分の総延長3m以上　など	－	－	－	－	－	環境部緑と公園課 TEL 042(481)7083
	雨水浸透ます設置事業		全額負担	○条件を満たした既存の個人住宅及び個人所有の共同住宅に全額市負担で設置	そ ・市内の土地を所有するもの又は所有者の承諾を得た者	－	－	－	－	－	環境部環境政策課 TEL 042(481)7086

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
町田市	住宅バリアフリー化改修助成制度	一般	助成金	○助成対象工事に要した経費に助成率4/5を乗じた額（千円未満切り捨て） ○上限　10万円 ○助成金の交付は、助成対象住宅1棟につき1回限りとする ○市内事業者が施工するバリアフリー化改修工事が対象	そ　・改修工事着手前に申請 ・対象住宅所有及び居住 ・市民税の滞納なし ・違反建築でないこと	－	－	－	－	－	都市づくり部住宅課 ℡ 042(724)4269

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利） 本人負担	利率（年利） 自治体負担	償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
小金井市	住宅増改築資金融資あっせん制度	一般・環境共生	利子補給	○増築・改築・修繕・模様替え・太陽光発電 設備等の設置30万円以上400万円(上限工事見積額の80%)　・太陽光発電10万円以上400万円	収 ・償還能力 そ ・市内居住1年以上 ・納期の経過した市民税の完納	貸付利率の1/2	貸付利率の1/2	10年以内	保証のみ	可	都市整備部まちづくり推進課 住宅係 ℡ 042(387)9861
	雨水貯留施設設置費補助金交付制度	一般	補助金	○購入額（工事費等を除く）の1/2（上限3万円、10円未満切り捨て）	そ ・小金井市の区域内に建物を所有又は使用する者 ・納期の経過した市税等の完納	－	－	－	－	－	環境部環境政策課環境係 ℡ 042(387)9817
	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付制度			○燃料電池　1機器当たり　5万円 ○太陽熱温水器　1機器当たり1万5千円（太陽熱ソーラーシステムの同時申請不可） ○太陽熱ソーラーシステム　1機器当たり3万円（太陽熱温水器の同時申請不可） ○太陽光発電設備　3万円/KW(上限10万円) 太陽電池モジュールの最大出力値 （単位はkw、小数点以下第2位を四捨五入する） ○蓄電システム　1機器当たり5万円 ※それぞれ一定の基準を満たしているもの	そ ・市の住民票に記載されている者 ・自ら居住の用に供する住宅に、自家用として新たに設置 （あらかじめ機器の設置された住宅を購入した者は含まない） ・納期の経過した市町村税を完納していること	－	－	－	－	－	
	木造耐震診断助成制度		助成金	○耐震診断に要した費用の2/3以内の額（上限5万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・既存の木造住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること ・市民税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	都市整備部まちづくり推進課 住宅係 ℡ 042(387)9861
	木造耐震改修助成制度			○耐震診断に要した費用の1/3以内の額（上限30万円）	そ ・市が定める調査機関による耐震診断を受けた結果、耐震改修が必要と認められる住宅 ・耐震改修を実施することにより、精密診断法による上部構造耐力の評点が1.0以上又は一般診断法による上部構造評点が1.0以上となり、地盤及び基礎が安全であること。	－	－	－	－	－	
	小金井市生ごみ減量化処理機器購入費補助金			○購入金額の4/5 （上限） ・家庭用電動生ごみ処理機　5万円 ・家庭用手動生ごみ処理機　3万円 ・生ごみ堆肥化容器　8千円	そ ・小金井市に住所を有する者で、新たに 処理機器を購入し設置、使用するもの	－	－	－	－	－	環境部ごみ対策課清掃係 ℡ 042(387)9835
	生垣造成奨励金交付制度			○新しく生垣を作る場合 1mにつき造成費の1/2とし、限度額10,500円（上限21万円） ○ﾌﾞﾛｯｸ塀を壊し生垣をつくる場合 1mにつき撤去、造成費の1/2とし、限度額15,000円（上限30万円）	そ ・幅4m以上の道路に接している ・生垣の総延長が3m以上、植木の高さが1m以上	－	－	－	－	－	環境部環境政策課 緑と公園係 ℡ 042(387)9860
	雨水浸透施設等設置助成			○1件当たり40万円を限度	そ ・個人が所有する住宅及び集合住宅で昭和63年8月 以前に届出のあった既存建物	－	－	－	－	－	環境部下水道課業務設備係 ℡ 042(387)9828
	住宅改修予防給付制度	高齢者	給付	○介護予防の住宅改修給付 ・手すり設置、床段差改修、和式便器を洋式便器への交換、床材交換、ドアの引戸への交換改修の費用に対して給付 ・1家屋につき限度額200千円	年 そ ・原則65歳以上で介護保険の要介護認定で「非該当(自立)」と認定された者	市民税課税世帯は、所得に応じ負担限度額10%、20%、30%（30%は10/1以降申請分から）、非課税世帯は3%（超過分も負担）	市民税課税世帯は、所得に応じ負担限度額90%、80%、70%、非課税世帯は97%を給付	―	―	―	福祉保健部介護福祉課 高齢福祉係 ℡ 042(387)9843
	住宅設備改修給付制度		給付	○住宅設備改修給付 ・浴槽交換　給付限度額379千円 ・流し、洗面台交換　給付限度額156千円 ・洋便器への交換　　給付限度額106千円 ・1家屋につき限度額379千円	年 ・原則65歳以上で介護保険の要介護認定で「要介護(要支援)」または「非該当」と認 そ 定された者	市民税課税世帯は、所得に応じ負担限度額10%、20%、30%（30%は10/1以降申請分から）、非課税世帯は3%（超過分も負担）	市民税課税世帯は、所得に応じ負担限度額90%、80%、70%、非課税世帯は97%を給付	―	―	―	
	住宅改修相談制度		全額負担	○身体の状況に応じて住宅の改修を希望する高齢者に対して一級建築士が住宅改修の相談・面談を行う	年 ・原則65歳以上で住宅のバリアフリー化を目的とした改修の相談を必要とする者 そ	－	－	－	－	－	
	住宅設備改善（日常生活用具給付）	共生	給付	○小規模住宅改修　200,000円　同一家屋で1回 ① 手すりの取り付け ② 床段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる改修 ○中規模住宅改修　641,000円まで同一家屋で1回 ① 小規模住宅改修において給付の対象となる改修で、小規模改修の給付を受けてなお足りない部分についての工事 ② 小規模改修において給付の対象とならない改修で、市が必要と認める工事 ○屋内移動設備　同一家屋で1回 ① 機器本体及び付属機器　979,000円 ② 設備費　353,000円	収 同一世帯に当該年度の市町村民税所得割額が46万円以上の者が いる場合は対象外 そ ・小金井市に住所を有する在宅の障がい者等で、 ○小規模住宅改修 6歳以上65歳未満で下肢又は体幹に係る障がいの程度が3級以上の者 及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者又は同程度の難病患者等で、 医師により改修が必要と認められる者 ※ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい2級以上（介護保険対象者は介護保険で行う。） ○中規模住宅改修 6歳以上65歳未満で下肢または体幹に係る障がいの程度が2級以上の者 補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 ○屋内移動設備 6歳以上で上肢、下肢又は体幹機能障がいがあり、歩行ができない状態で、 かつ障がいの程度が1級の者 補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者	－	－	－	－	－	福祉保健部自立生活支援課 相談支援係 ℡ 042(387)9841

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格　※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
小平市	雨水浸透施設設置助成	一般	助成金	○屋根面積1㎡当たり500円 （屋根面積=建築面積×1.3） 屋根面積が100㎡未満の家屋は上限5万円 屋根面積が100㎡以上の家屋は上限500円×屋根面積 ※工事費用と比較して低い方の額を助成	そ ・市の区域内に建物を所有又は使用する個人（所有者の同意書を添付）	－	－	－	－	－	環境部水と緑と公園課 TEL 042(346)9831
	生垣造成補助制度		補助金	○生垣の設置　9割以内　上限1.4万円/m （1件当たり総額上限28万円） ○既存ﾌﾞﾛｯｸ塀等撤去　9割以内　上限6,000円/m （1件当たり総額上限12万円）	そ ・新たに設置される生垣であること ・幅員4m以上の道路又は隣地に接する生垣であること ・生垣の総延長が2m以上で、高さが0.8m以上であること ・生垣の樹木が相互に葉の触れ合う程度に植樹されていること	－	－	－	－	－	環境部水と緑と公園課 TEL 042(346)9830
	新ｴﾈﾙｷﾞｰ機器設置ﾓﾆﾀｰ助成制度		助成金	○太陽光発電ｼｽﾃﾑ機器　出力1kw当たり4万円 （戸建住宅：上限12万円、共同住宅・事業所：上限15万円） ○燃料電池　1機器当たり2万5千円	そ ・助成対象機器(新品)を設置する、次のいずれかに該当する者 (1)戸建住宅 居住する市内の戸建住宅に設置し、発電した電力を自ら使用する方 (2)共同住宅 ①所有している市内の賃貸共同住宅に設置し、発電した電力を共有部分で使用する個人又は法人その他の団体 ②管理する市内の共同住宅に設置し、発電した電力を共有部分で使用する管理組合の代表者 (3) 事業所 市内に事業所等を有し、当該事業所等に設置した個人又は法人その他の団体 (4)その他の要件 ①申請時点で既に機器の設置を完了していること。 ②機器の設置完了日が、平成30年4月1日から平成31年3月31日の間であること。 ③申請者自らが電力会社と連携に関する契約を締結していること。 ④平成31年3月31日までに助成対象機器の設置を完了し、かつ機器設置費助成申請書を提出できること。 ⑤申請書提出時までに、(小平市環境家計簿　楽しく省エネ！ECOダイラーくらし宣言)に登録し、機器設置の助成承認を受けた日の翌月から1年間参加すること。 ⑥　①から⑤をすべて満たすこと。	－	－	－	－	－	環境部環境政策課 TEL 042(346)9818
	食物資源(生ごみ)処理機器購入費補助金		補助金	○食物資源（生ごみ）処理機器の1日当たりの処理能力が10ｋｇ未満 購入金額の2分の1　上限3万円（同年度内、1世帯2基まで申請可） ○食物資源（生ごみ）処理機器の1日当たりの処理能力が10ｋｇ以上 購入金額の2分の1　上限30万円	そ ・小平市民又は小平市内に事業所を有する者で、食物資源（生ごみ）処理機器を購入し、小平市内に設置する者	－	－	－	－	－	環境部資源循環課 TEL 042(346)9535
	ブロック塀等の改善事業に対する補助金交付制度		補助金	○ブロック塀等の撤去に要する経費の9割に相当する額と6,000円/mで得た額を比較して少ない方の額(1件当たり12万円を限度とする) ○ブロック塀等の改修（撤去後に築造）に要する経費と3万円/mで得た額を比較して少ない方の額の5割に相当する額(1件当たり30万円を限度とする)	そ ・一般の通行に利用されている道路に接するブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（門柱を含む。）であること ・基礎の部分を除く高さが1m以上のもの ・傾斜、ひび割れその他の倒壊のおそれがあること等 ・改修にあっては建築基準法に定める技術的基準を満たすこと	－	－	－	－	－	都市開発部都市計画課 TEL 042(346)9851
	木造住宅耐震診断費用補助金交付制度		補助金	○耐震診断に要する費用の2分の1に相当する額で上限5万円	そ ・補助対象住宅は昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、現に居住の用に供している木造の専用住宅、併用住宅その他の住宅 ・補助対象住宅を所有する個人（複数の個人が共有する場合を含む。） ・耐震診断を実施する診断機関が次のいずれかに該当すること ①社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員である建築士事務所 ②東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づき登録を受けた耐震診断事務所	－	－	－	－	－	都市開発部都市計画課 TEL 042(346)9851
	木造住宅耐震改修費用補助金交付制度		補助金	○耐震改修に要する費用の3分の1に相当する額で上限60万円	そ ・補助対象住宅は昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、現に居住の用に供している木造の専用住宅、併用住宅その他の住宅 ・補助対象住宅が建築基準法その他関係法令に明らかな違反が無いこと ・補助対象住宅を所有する個人（複数の個人が共有する場合を含む。） ・耐震改修を行う前の総合評点が1.0未満であること ・総合評点を1.0以上にする耐震改修であること 工事監理を行う診断機関が次のいずれかに該当すること ①社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員である建築士事務所 ②東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づき登録を受けた耐震診断事務所 ・耐震改修の施工業者が次のいずれかに該当すること ①建設業の許可を受けていること ②東京都地域住宅生産者協議会が主催する木造住宅耐震講習会を受講していること	－	－	－	－	－	都市開発部都市計画課 TEL 042(346)9851

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
日野市	日野市住宅耐震化及びバリアフリー化補助金	一般	補助金	①木造住宅耐震診断 耐震診断に要する費用の3分の2以内の額で上限8万8千円 （消費税及び地方消費税を含まず、千円未満切捨て） ②木造住宅耐震改修 耐震改修に要する費用の5分の4以内の額で上限80万円 ただし市内業者が行う工事の場合20万円加算された額で上限100万円 （消費税及び地方消費税を含まず、千円未満切り捨て） ③バリアフリー改修 バリアフリー改修工事補助対象工事に要する費用の 10分の1以内の額で上限20万円 （消費税及び地方消費税を含まず、千円未満切り捨て）	そ ①、②共通 ・昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下木造住宅 ・市内に所有する自己居住用の一戸建て住宅（賃貸住宅は除く。併用住宅の場合、床面積1/2以上を住宅の用途に供しているもの） ・市税を滞納していないこと ・当該事業が年度末までに完了すること ・該当事業の契約をしていないこと ① ・指定の診断機関による耐震診断を実施すること ・診断経費が2万円（税抜）以上のもの ② ・一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断による構造評価点が1.0未満である木造住宅を1.0以上にする工事 ・工事経費が10万円（税抜）以上の工事 ③ ・建築後1年以上経過した住宅 ・市内に所有する自己居住用の住宅（賃貸住宅は除く。集合住宅は専用部分に限る。併用住宅の場合、床面積1/2以上を住宅の用途に供しているもの） ・市税を滞納していないこと ・当該事業が年度末までに完了すること ・該当事業の契約をしていないこと ・日野市の福祉部局等から同様の補助を受けていないこと ・工事経費が10万円（税抜）以上の工事 ・市内業者が施工すること	－	－	－	－	－	まちづくり部都市計画課 住宅政策係 ℡ 042(514)8371
	平成30年度日野市住宅用太陽光発電システム等普及促進補助金交付事業	一般	補助金	○太陽光発電システム 公称最大出力1kwにつき20,000円（公称最大出力が6kwを超えるときは6kwとする。公称最大出力は小数点第2位を四捨五入）。上限120,000円。 ○住宅用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 一件につき20,000円 ○住宅用ガス発電給湯器（エコウィル） 一件につき15,000円 ○自然循環型太陽熱温水器 一件につき20,000円 ○強制循環型ソーラーシステム 一件につき50,000円 機器の細かい条件等はホームページをご覧いただくか、 お問い合わせください。	そ 次の1～4のいずれかに該当し、かつ納期が到来している市税及び国民健康保険税を滞納していない市民の方。なお、対象機器は平成29年12月22日から平成30年12月20日の間に設置が完了するもの １．自ら居住する市内のエコ住宅※に補助対象機器を自家用として設置した方（賃貸住宅等に居住する方は、その所有者から機器の設置について同意を得てください） ２．未使用の補助対象機器が設置済みの市内の新築のエコ住宅※を購入した方 ３．補助対象機器が新たに設置された市内のエコ住宅※を購入した方 ４．市内の賃貸のエコ住宅※又は使用貸借にあるエコ住宅※に補助対象機器を設置した当該賃貸住宅等の所有者の方 ※エコ住宅について 当補助事業での「エコ住宅」とは、平成22年10月1日から平成30年12月20日の間にしゅん工する住宅で、次の１～３のいずれかに該当するものをいう。 １．長期優良住宅の普及促進に関する法律に基づく認定を受けた計画による住宅 ２．複層ガラス等を使用した住宅で市長が認めたもの ３．日野市エコひいきな住宅認定要綱に基づく認定を受けた住宅 ＜平成30年度申請期間は、平成30年11月1日から平成30年12月21日まで＞	－	－	－	－	－	環境共生部環境保全課 ℡ 042(514)8294
	日野市ウェルカムツリー等植栽補助制度	一般	補助金	○ウェルカムツリーまたは生け垣を植栽したときの苗木代として補助対象事業1件につき10,000円を限度に補助。ただし、その額が10,000円に満たないときは、実際に要した額とする。(100円未満の端数があったときは、これを切り捨てるものとする。)	そ ・ウェルカムツリーを植栽する場合 日野市内に土地もしくは建物を所有している方、植栽を実施する権限をお持ちの方で次のいずれかの事象が起きてから3年以内に補助申請があった方 ①日野市内への転入 ②子供の出生 ③家屋の新築　※マンション等の集合住宅を含む ④事業所等の新築 ・生け垣を植栽する場合 市内に土地もしくは建物を所有している方、植栽を実施する権限をお持ちの方 ・注意：次の場合は補助対象除外となります ①不動産業者、開発業者等が事業として植栽する場合 ②年度中にこの事業による補助を受けている場合 ③他の制度により既に補助金の交付を受けている場合 ④国、地方公共団体又は公社若しくは公団が植栽する場合 ⑤公共事業の移転補償に係る場合	－	－	－	－	－	環境共生部緑と清流課 ℡ 042(585)1111
	日野市雨水浸透施設設置事業		全額負担	○条件を満たした戸建住宅、集合住宅に全額市負担で設置	そ ・日野市内において土地を所有し、又は使用するもの	－	－	－	－	－	
	日野市ひとり親家庭等家賃助成事業	ひとり親家庭等	補助金	○1世帯あたり月額1万円	そ ・市内に住民登録をしている人 ・児童扶養手当を受給している人 ・高校生相当年齢の子がいる人 ・申請者自身が民間賃貸住宅に住んで、家賃を支払っている ※除外する住宅：公営住宅（都営・市営）、UR、東京都住宅供給公社、社宅、官舎、寮、その他の給与住宅 ・生活保護を受けていない人、その他の公的な家賃助成を受けていない人	－	－	－	－	－	健康福祉部セーフティネットコールセンター ℡ 042(514)8546

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
東村山市	住宅修改築費補助制度	一般	補助金	○修改築工事　工事費の5%(上限10万円)	そ ・市内在住・対象住宅所有 ・前年度の市・都民税、固定資産税を完納していること ・対象工事を市内の施工業者でおこなうこと ・対象となる工事について、市又は他の地方公共団体から補助等を受けていないこと ・制度のご利用は、一つの住宅に対して1回	－	－	－	－	－	地域創生部産業振興課 TEL 042(393)5111
	東村山市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度		助成金	○太陽光発電システム1kWあたり30,000円 （千円未満切り捨て、上限10万円）	そ ・市内の自己が所有し、居住している家屋に新たに太陽光発電システムを設置した方 ・前年度の市・都民税を完納していること ・設置した太陽光発電システムの発電容量が2kW以上であること	－	－	－	－	－	環境安全部環境・住宅課 TEL 042(393)5111
	東村山市住宅用省エネルギー機器設置費補助制度			①CO2冷媒ヒートポンプ給湯器　1件あたり25,000円 ②潜熱回収型給湯器　1件あたり15,000円 ③ガス発電給湯器　1件あたり25,000円 ④家庭用燃料電池　1件あたり50,000円	そ ・市内に住所を有し、自己の居住家屋に左記の省エネ機器を新たに設置した方 ・前年度の市・都民税を完納していること	－	－	－	－	－	
	居宅介護（介護予防）住宅改修費支給	介護保険の要介護・要支援認定者	給付金	○手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、扉の取替え、便器の取替え及び付帯して必要となる改修に必要な費用の9割(一定以上所得者は8割または7割)（給付基準額の上限20万円）	収 ・介護保険の基準に基づき、自己負担額を決定する そ ・介護保険の要介護・要支援認定を受けている方	－	－	－	－	－	健康福祉部介護保険課 TEL 042(393)5111
	住宅設備改善費	身体障害者		○浴場、便所、玄関、居室、台所、屋内移動設備の改善に必要な費用の9割（給付限度額あり）	そ ・学齢児以上65歳未満の者で、下肢または体幹機能障害で1級から3級の身体障害者手帳をお持ちの方　（支給内容によって、手帳の等級制限あり） ・補装具で車椅子の交付を受けた内部障害のある方 （施設・医療機関に入所・入院している場合や介護保険の対象者を除く）	－	－	－	－	－	健康福祉部障害支援課 TEL 042(393)5111
	ひとり親家庭等家賃補助	ひとり親家庭等	補助金	○民間アパート等に居住するひとり親家庭等に対し、家賃の一部を補助（1世帯　月額5,000円）	収 ・ひとり親等及び扶養義務者の前年の所得が、児童扶養手当の所得制限限度額に満たない場合 そ ・市内の民間アパートに居住している方 （ひとり親等の名義で賃貸契約をしているものに限る） ・生活保護を受けていない場合	－	－	－	－	－	子ども家庭部子育て支援課 TEL 042(393)5111
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成制度	一般	助成金	○耐震診断費用（限度額はア、イのいずれか高い額）の10/10（延べ床面積が3,000㎡以上の場合にあっては5/6） ア、建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は1㎡当たり2,060円以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1㎡当たり1,540円以内、2,000㎡を超える部分は1㎡当たり1,030円以内、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に150,000円を乗じた額を加算した額 イ、建築物の延べ面積1,000㎡未満の建物は3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建物は2,570,000円＋1,030円/㎡	そ ・平成28年4月1日以後に初めて東京都の確認を受けた建築物 ・敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ・昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物（旧耐震基準） ・建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離（幅員12m以下の場合は6m）を加えたものに相当する高さの建築物 ・助成対象建築物を所有する個人または法人（分譲マンションは、管理組合または区分所有の代表者であること。その他、複数の所有者が共有する建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者であること）	－	－	－	－	－	環境安全部環境・住宅課 TEL 042(393)5111
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成制度 （平成30年度末までに補強設計に着手したもの）			○耐震補強設計 耐震補強設計費用（限度額は建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は1㎡当たり5,000円以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1㎡当たり3,500円以内、2,000㎡を超える部分は1㎡当たり2,000円以内の額）の5/6 ○耐震改修 耐震改修費用（限度額は50,300円/㎡に延べ床面積を乗じた額（マンションは49,300円/㎡、特殊工法は82,300円/㎡、住宅は33,500円/㎡））の1/3（分譲マンションを除く建築物の延べ面積が5,000m2を超える部分にあっては1/6）	そ ・敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ・昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物（旧耐震基準） ・建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離（幅員12m以下の場合は6m）を加えたものに相当する高さの建築物 ・助成対象建築物を所有する個人または法人（分譲マンションは、管理組合または区分所有の代表者であること。その他、複数の所有者が共有する建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者であること）	－	－	－	－	－	
	東村山市木造住宅耐震診断費助成金交付制度			○診断費用の1/2（上限4万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている一戸建ての木造住宅 ・現に居住の用に供されていること（併用住宅の場合、建築物の延べ面積の1/2以上が住宅の用途に供されているもの） ・助成対象住宅を所有し、現に居住していること（共有の場合は、共有者全員の合意に基づく代表者であること）	－	－	－	－	－	
	東村山市木造住宅耐震改修費助成金交付制度			○改修費用の23%（上限30万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている一戸建ての木造住宅 ・現に居住の用に供されていること（併用住宅の場合、建築物の延べ面積の1/2以上が住宅の用途に供されているもの） ・耐震診断の結果、Iw（構造耐震指標）の値が1.0未満のもの ・助成対象住宅を所有し、現に居住していること（共有の場合は、共有者全員の合意に基づく代表者であること） ・市税を滞納していないこと ・助成の対象となる耐震改修について、他の助成などを受けていないこと	－	－	－	－	－	
	生垣補助制度		補助金	○生垣造成　6,000円/m （上限12万円） ○ﾌﾞﾛｯｸ塀等撤去　4,000円/m （上限8万円）	そ ・生垣の樹高80cm以上で、接道部の総延長が3m以上であること ・4m以上の道路に面していること	－	－	－	－	－	まちづくり部みどりと公園課 TEL 042(393)5111
	雨水貯留・浸透施設等設置助成		助成金	○標準設置工事費の3/4（上限7万円） ただし、平成32年度までの時限で、前川流域雨水流出抑制重点地域は標準設置工事費の9/10（上限10万円）	そ ・住宅及び店舗等の建築物を所有する者又は設置に関して土地所有者の同意を得た借地借家人（法人を除く） ・下水道使用料、下水道受益者負担金または市税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	まちづくり部下水道課 TEL 042(393)5111

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
国分寺市	国分寺市雨水浸透ます設置事業	個人	全額負担	○条件を満たした戸建住宅及び集合住宅 店舗併用住宅に設置 市負担で設置	そ 国分寺市内において土地を所有するもの	－	－	－	－	－	建設環境部下水道課 ℡（直）042(300)0120 （代）042（325）0111
	住宅改修資金融資あっせん	一般	利子補給	○増築・改築・修繕　400万円 ○太陽熱利用温水器設置　50万円	そ ・市内居住3年以上 ・市税の滞納なし　など	0.0%	1.975%	90ヶ月以内	保証のみ	可	市民生活部経済課 ℡042(325)0111
	生け垣造成費の補助	一般	補助金	○接道部2m以上の生垣新設費用 上限8,000円/mの実費(上限20m)	そ ・市内に生垣の造成をしようとする者 ・生け垣の高さがおおむね80cm以上あること ・生け垣の総延長が2m以上 ・道路に面していること ・相互に葉の触れ合う程度に列植し、かつ、良好であること	－	－	－	－	－	建設環境部緑と建築課 ℡ 042(325)0111
	ブロック塀等撤去工事助成金交付事業	一般	助成金	○撤去費用総額と、1mあたり6,000円を乗じた額とを比較して少ない方の額（上限12万円）	そ ・市の区域内に存する一般の通行に利用されている道路に接するコンクリートブロック塀、石塀、万年塀およびこれらに類する構造の塀並びに門柱 ・道路等または地表面からの高さが1m以上のもの ・塀の撤去後新たに塀を造る場合は、ブロック部分の高さを60cm以下にすること等	－	－	－	－	－	まちづくり部建築指導課 ℡ 042(325)0111
	住宅用太陽光発電機器等設置助成制度	一般	助成金	①太陽光発電機器　2万円/1kw(上限8万円) （太陽電池モジュールの最大出力値kwの小数点以下第2位を四捨五入する） ②燃料電池コージェネレーション機器　1件あたり40,000円	そ ・所有する市内の住宅に新たに未使用の助成対象機器を設置した個人および法人 ・未使用の助成対象機器を設置した市内の住宅を購入した個人および法人 ・市税を完納していること ・平成31年3月29日までに交付申請書及び助成金請求書を提出できること	－	－	－	－	－	まちづくり部まちづくり計画課 ℡ 042(328)2192
	高齢者居住公的保証	高齢者	保障	保証人のいない対象者に対し，市が住宅の賃貸借契約上の保証人となり，当該賃貸借から生じる債務のうち，滞納家賃6か月分までに限り家主に対して保証。（当該年度の予算の範囲内に限る。）	そ ・65歳以上の単身高齢者及び65歳以上を含む60歳以上の者のみの世帯で，取り壊しなどの理由により立ち退きを求められ転居したいが，保証人がいないため困難な方。 ・身体障害者手帳（4級以上）または愛の手帳（知的障害，3度以上）の被交付者のいる世帯。 ・申請者の属する世帯以外に2親等以内の親族がいないこと。 ・保証人となるべき知人等がいないこと。	－	－	－	－	－	福祉部高齢福祉課 ℡ 042(321)1301
	木造住宅耐震診断士派遣事業	一般	助成金	・無料	そ ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの ・木造住宅（主要構造の過半が木造かつ住宅であるもの） ・用途が，専用住宅，共同住宅（長屋含む），併用住宅（延べ床面積の過半数が住宅であるもの）のいずれかに該当するもの	－	－	－	－	－	まちづくり部まちづくり推進課 ℡ 042(325)0111
	木造住宅耐震改修助成制度	一般	助成金	・耐震改修後の評点を1.0以上に引き上げる工事又は除却工事について，工事費用の8/10又は1/3（限度額100万円又は70万円）を助成。 ・助成対象限度額は，工事費のうち33,500円/㎡に相当する金額	そ ・市の「木造住宅耐震診断士派遣事業」により耐震診断を受け，評点が1.0未満と診断されたもの ・建築基準法に明らかに違反していない建築物 ・上記住宅の所有者 ・市税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	まちづくり部まちづくり推進課 ℡ 042(325)0111

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
国立市	生垣助成	一般	補助金	○生垣を新設する場合 8,000円/m(上限24万円) ○ﾌﾞﾛｯｸ塀などを生垣にする場合 国立市谷保、青柳、石田、矢川及び地区防災計画策定済みの区域 1.6万円/m(上限48万円) 上記以外の区域 1.3万円/m(上限39万円)	そ ・通り抜け道路に面している ・生垣と道路の間にﾌｪﾝｽ等がない ・葉が互いに触れ合う程度に植栽 ・植裁面の高さは道路面から40cm程度	－	－	－	－	－	生活環境部環境政策課 ℡ 042(576)2111
	保存樹木等助成			○樹木の維持管理　高さ15m以上、地上から 1.5mの高さの幹の周囲1.5m以上 3,000円/本（年） ○特別緑地及び保存樹林の維持管理 330㎡以上　10円/㎡ ○保存樹木の枝おろし　1本につき要した費用 の1/2(上限5万円)	－	－	－	－	－	－	
	住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金			○太陽光発電システムを設置した場合 5万円（HEMS併設が条件） ○燃料電池コージェネレーションシステム、蓄電池システムを設置した場合 4万円（HEMS併設でプラス1万円） ○太陽熱利用システムを設置した場合 4万円	そ ・年度内設置完了 ・同時に2つまで申請可能、過去に市補助を受けている場合は1つまで	－	－	－	－	－	
	住宅省エネルギー化補助金			○窓や外壁等の断熱工事をした場合 工事費用の20% ○屋根や外壁等に高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装をした場合 塗料材料費全額か補助対象面積×千円のどちらか少ない方の金額 ※両方合わせて上限10万円	そ ・施工する部屋の全ての窓を断熱化すること ・窓の熱貫流率は4.65W/㎡･K以下 ・使用する断熱材は「断熱等性能等級4　技術基準」に準じる ・屋根又は屋上の塗装は必須 ・国内の第三者機関における日射反射率が50%以上	－	－	－	－	－	
	ブロック塀等撤去等助成			○5,000円/m(上限15万円か対象工事費の9割相当のうち低い額) ※重点区域内においては、8,000円/m （上限24万円か対象工事費の9割相当のうち低い額）	そ ・国立市内に所在 ・道路等又は地表面からブロック塀等の上端部までの垂直距離が1メートルを超えるもの ・道路等に接しているもの ・所有者又は所有者から委任を受けて助成対象ブロック塀等の管理を行う者が当該助成対象ブロック塀等を撤去し、又は60センチメートル以下の高さにする工事						行政管理部防災安全課 ℡ 042(576)2111
	雨水浸透ます助成金制度			○　1申請20万円限度 φ250mm　2.9万円/基 φ300mm　3.4万円/基 φ350mm　4.8万円/基	そ ・市内の既存建築物等(新築、増築又は仮設を除く)の所有者又は同意を得た者 ・下水道使用料、下水道受益者負担金及び市税等を滞納していない者	－	－	－	－	－	都市整備部下水道課 ℡ 042(576)2111
	木造住宅耐震診断助成			○耐震診断費用の1/2を補助 上限額：10万円	そ ・昭和56年5月31日以前に建築（旧耐震基準）された一戸建ての木造住宅又店舗併用住宅（居住部分の床面積が住宅全体の床面積の2分の1以上であるものに限る。） ・市税等の滞納をしていないこと ・既存の木造住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること						都市整備部都市計画課 ℡ 042(576)2111
	木造住宅耐震改修助成			○耐震改修費用の1/3を補助 上限額：80万円	そ ・木造住宅耐震診断助成事業により耐震診断を行った結果、評点が1.0未満と診断された住宅等で、改修後に評点が1.0以上となる改修を行う方 ・市税等の滞納をしていないこと ・既存の木造住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること						

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
福生市	生垣設置等補助金	一般	補助金	○生垣設置補助 （公道又はこれに準ずる私道に接する部分の生垣の延長1m）×5,000円 （5,000円未満のときはその額、10万円を超えるときは10万円を限度とする） ○上記生垣を設置する場合、既存の塀の撤去に要する経費の一部を補助 ・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ塀等:4,000円/m（限度額4万円） ・万年塀、板塀等:2,000円/m（限度額2万円） ・金網塀等:300円/m（限度額3,000円）	そ ・公道又はこれに準ずる私道に接する部分の延長が5m以上の生垣を新たに設置する者	－	－	－	－	－	生活環境部環境課環境係 ℡ 042(551)1718
	保存樹林地等奨励金	一般	奨励金	○保存樹林地奨励金 ・宅地介在山林:固定資産税及び都市計画税の合計額の80%以内の額 ・一般山林:23円/㎡ ○保存樹木奨励金 ・2,000円/本 ○保存生垣奨励金 ・1,000円/m（延長が10mを超えるときは300円/m）	そ ・保存樹林地等の指定を受けているもの ・納期の到来した固定資産税及び都市計画税が完納されていること	－	－	－	－	－	生活環境部環境課環境係 ℡ 042(551)1718
	家庭用生ごみ処理機器購入補助	一般	補助金	○生ごみ処理機器の価格の2/3（限度額4万円）	そ ・福生市に住所を有する者又は福生市内に事業所を有する者で、家庭用生ごみ処理機器を購入し、福生市内に設置するもの	－	－	－	－	－	生活環境部環境課ごみ対策係 ℡ 042(551)1731
	雨水浸透施設設置助成	一般	助成金	○標準工事費の90% ※交付申請額が標準工事費に満たない場合は交付申請額 （限度額40万円）	そ ・敷地面積が1,000㎡未満 （宅地開発指導要綱に該当するもの及び仮設住宅は除く） ・福生市内に戸建て住宅又は集合住宅を所有又は使用する個人 （敷地の使用者については敷地所有者の承諾が必要） ・施工内容が技術基準に適合すること	－	－	－	－	－	都市建設部道路下水道課 下水道グループ ℡ 042(551)1968
	雨水貯留槽設置助成	一般	助成金	○雨水貯留槽本体購入価格の2/3 （限度額5万円）	そ ・福生市内に戸建て住宅又は集合住宅を所有又は使用する個人 （敷地の使用者については敷地所有者の承諾が必要）	－	－	－	－	－	都市建設部道路下水道課 下水道グループ ℡ 042(551)1968
	空き家住宅除却助成事業	一般	助成金	○空き家住宅及び附属する工作物の除却工事に要する費用（消費税を除く）の1/2 （限度額：戸建て住宅30万円/戸、共同住宅100万円/棟）	そ【空き家住宅の要件】 ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること ・住宅（共同住宅の場合は、全住戸の1/2以上の住戸）が居住の用に供しない状態で、概ね1年以上経過していること ・原則として、居宅又は共同住宅として登記されている戸建て住宅又は共同住宅であること ・建物に所有権以外の権利が存しないこと ・現住者がいないこと ・現に公共事業等の補償の対象となっていないこと 【申請者の要件】 ・空き家住宅の建物の所有者（共有の場合は、合意を得た代表者）であること ・市税の滞納がないこと	－	－	－	－	－	都市建設部まちづくり計画課 住宅グループ ℡ 042(551)1961
	優良住宅取得推進事業	一般	助成金	○長期優良住宅の家屋に係る固定資産税・都市計画税相当額 ・1年度につき上限10万円、最長5年度 ・共有の場合は、持分の割合に応じた額	そ【住宅の要件】 ・長期優良住宅の認定を受けている住宅であること ・居住の用に供する部分の延べ床面積が90㎡（マンション等区分所有の場合は70㎡）以上であること ・平成27年1月2日から平成33年1月1日までの間に建築された住宅であること ・中古住宅でないこと（申請者が居住を開始するまでの間、居住の用に供されたことのない住宅であること） 【対象者の要件】 ・対象となる住宅の固定資産税・都市計画税の納税義務者であること ・固定資産税・都市計画税の課税年度の初日の属する年の1月1日から起算して1年間、16歳に達する年度までの子と対象住宅に同居している親であること ・固定資産税・都市計画税を完納しており、かつ、他の市税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	都市建設部まちづくり計画課 住宅グループ ℡ 042(551)1961

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
	【フラット35】子育て支援型	一般	利率引き下げ	○当初5年間の借入れ金利0.25%相当額 ・【フラット35】Sとの併用で最大0.5%の引き下げ	そ【利用に必要な要件】 ・優良住宅取得推進事業の助成対象であること ・次に掲げる同居または近居の条件を満たすこと ≪同居の条件≫ ・「親と子と孫」を基本とする三世帯以上の直系親族が対象となる住宅に同居している ・入居後5年間、同居状況の確認に協力できること ≪近居の条件≫ ・次のいずれかに該当すること ア　補助申請者の世帯と補助申請者またはその配偶者の直系親族の世帯がいずれも市内に居住すること イ　補助申請者の世帯と補助申請者またはその配偶者の直系親族の世帯が2km以内に居住すること ・入居後5年間、近居状況の確認に協力できること	借入れ金利−0.25%	−	−	−	−	都市建設部まちづくり計画課 住宅グループ ℡ 042(551)1961
	子育て支援住宅整備助成事業	賃貸住宅建築主	助成金	○東京都子育て支援認定住宅の基準を満たす住宅を建設する場合に建築費の一部 ・上限200万円	そ【住宅の要件】 ・東京都子育て支援住宅の設計認定を受けた住宅であること ・新築賃貸集合住宅であること ・住戸専用面積が60㎡以上であること 【対象者の要件】 ・市税の滞納がないこと	−	−	−	−	−	都市建設部まちづくり計画課 住宅グループ ℡ 042(551)1961
	高齢者居住支援特別給付事業	高齢者	助成金	○一世帯あたり月額5,000円	年 65歳以上の単身世帯、又は65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯で、申請時において次のいずれにも該当する世帯。 ①市内に引き続き3年以上住所を有していること。 ②自らが居住する賃貸住宅(公営住宅、東京都供給公社住宅、独立行政法人都市再生機構住宅その他公的資金による住宅を除く)を借り、その家賃（月額5,000円以上70,000円以下）を支払っていること。 ③前年の収入（1月から7月までの月分の支援については前々年の収入）が生活保護法に基づく保護の基準の1.5倍以内の世帯であること。 ④市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を滞納していないこと ⑤他から家賃に対する公的な補助を受けていないこと ※生活保護を受けている世帯は対象になりません	−	−	−	−	−	福祉保健部介護福祉課 高齢福祉係 ℡042（551）1751
福生市	高齢者自立支援住宅改修給付事業	高齢者	助成金	①手すりの取り付け…20万円（基準限度額） ②床段差の解消…20万円（基準限度額） ③床材の変更…20万円（基準限度額） ④扉の取り替え…20万円（基準限度額） ⑤便器の取り替え…20万円（基準限度額） ⑥浴槽の取り替え及び給湯設備の改修等…37万9千円（基準限度額） ⑦流し・洗面台の取り替え及び給湯設備の改修等…15万6千円（基準限度額） ※自己負担あり（かかった費用の一割）。ただし、市民税非課税の方、生活保護受給者は無料	年 おおむね65歳以上の高齢者で、住宅改修が必要と認められる方 ○介護保険要介護認定の「要介護」「要支援」に該当しない方→住宅改修①～⑦ ○介護保険要介護認定で「要介護」「要支援」と判定された方→住宅改修⑥～⑦	−	−	−	−	−	福祉保健部介護福祉課 高齢福祉係 ℡042（551）1751

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
狛江市	緑のまち推進補助制度		補助金	○生け垣、植樹帯造成工事：補助対象費用の総額の50%又は1万円/㎡のいずれか低い方。（上限30万円） ○花壇造成工事：補助対象費用の総額の50%又は5千円/㎡（上限15万円） ○ブロック塀撤去工事：補助対象費用の総額の50%又は5千円/m（上限15万円）	そ 事前申請要。①～③の事項にすべて該当し、④～⑥のいずれかに該当すること。なお、当該土地は、原則として，幅員が4m以上確保されている道路に面する土地（建築基準法第43条第1項ただし書により建築物の建築が許可されている敷地を含む。）とする。 ① 狛江市内に土地を所有し、又は所有する予定で生け垣等の造成を当該土地において行う者であること。 ② 新たに生け垣等の造成工事（以下「工事」という。）を行う者であること。 ③ 工事後において、所有者が生け垣等を維持管理すること。 ※次の者については対象としない。 ・国，地方公共団体，独立行政法人，公社等の公共的な機関。 ・他の緑化補助に関する補助金を受ける者。 ・狛江市緑の保全に関する条例（平成11年条例第26号）第2条第1項第5号に規定する開発事業を行う者。ただし，狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）第25条に規定する開発等事業及び同条例第52条第1項第1号に規定する小規模開発等事業に該当せず、かつ、狛江市緑の保全に関する条例施行規則（平成11年規則第35号）第14条第1項に規定する緑化基準以上の緑化を行う者を除く。 ・補助対象地を自ら使用しない者。 ④ 生垣等の設置場所については、遮蔽物を設置せず、生け垣の道路に最も近接する部分が道路の外周から1．5mの範囲内にあるように造成すること。 ⑤ 植樹帯については、緑化していない部分に遮蔽物を設置せず造成するもので、奥行が0．3m以上3m未満でかつ植樹帯の面積が1㎡以上あり、植樹帯の道路に最も近接する部分が道路の外周から1．5mの範囲内にあること。また、当該植樹帯の植栽基盤を緑取るために設置するブロック等の物の高さが道路面から0．5m以下であること。 ⑥ 花壇については、緑化していない部分に遮蔽物を設置せず造成するもので、奥行が0．3m以上3m未満でかつ花壇の面積が1㎡以上あり、花壇の道路に最も近接する部分が道路の外周から1．5mの範囲内にあること。また、花壇の植栽基盤を緑取るために設置するブロック等の物の高さが道路面から0．6m以下であること。 ※生け垣 植栽時に樹高がおおむね1m以上の同一樹種の樹木を石垣や塀等の代わりとして遮蔽物のない敷地に葉が触れ合う程度の間隔で2m以上列植されるもの ※植樹帯 植栽時に樹高が0．3m以上の樹木等を遮蔽物のない敷地に成木時において葉が触れ合う程度の間隔で1m以上列植されるもの（生け垣を除く。）及び当該植樹帯の植栽基盤を緑取るために設置するブロック等のもの ※花壇 観賞植物（木本を除く。）を植栽するための植栽基盤及び当該植栽基盤を緑取るために設置するブロック等のもの	－	－	－	－	－	環境部環境政策課 ℡03（3430）1111
	雨水浸透ます設置助成金		助成金	○一戸当たり上限　289,440円 φ150mm×H400mm　20,520円/基 φ200mm×H400mm　27,000円/基 φ250mm×H500mm　43,200円/基 φ300mm×H500mm　51,840円/基 φ350mm×H600mm　72,360円/基 φ400mm×H600mm　84,240円/基 φ500mm×H800mm　143,640円/基 附帯工事 既存住宅附帯工事費　172,800円/一式	そ ・浸透ますを設置する家屋の所有者。ただし、狛江市まちづくり条例(平成15年条例第12号)第25条の適用を受ける事業者は除く ・市税の滞納がない方	－	－	－	－	－	環境部下水道課 ℡ 03(3430)1111
	雨水貯留槽設置助成金			○購入金額（設置工事費を含む）の2/3（千円未満切捨て） ※上限4万円、1住宅（共同住宅については、1戸）あたり1基	そ ・建物の所有者または所有者の同意を得た借家人 ただし、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号） 第25条の適用を受ける事業者は除く ・市税の滞納がない方・未使用の貯留槽を新たに設置し、かつ自ら使用する方	－	－	－	－	－	環境部下水道課 ℡ 03(3430)1111

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
狛江市	狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金交付制度		助成金	ホームエネルギー管理 システム（HEMS）機器本体（情報収集装置，測定装置，専用モニター）費用の3分の1以下。【限度額2万円】 太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力（小数点以下第3位は切捨て）1kW当たり2万円。【限度額8万円，ただし共同住宅の共有部分等に設備を導入する場合は限度額20万円。】 家庭用燃料電池 1件あたり5万円。 日射調整フィルム 材料費※の4分の1以下。【限度額4万円，ただし共同住宅の共有部分等に設備を導入する場合は限度額20万円。】 高反射率塗装 材料費※の4分の1以下。【限度額4万円，ただし共同住宅の共有部分等に設備を導入する場合は限度額20万円。】 ※仕上げとして施行する高反射率塗料と，その下地となる塗料の材料費を指します。防水材は含まれません。	個人住宅 （共同住宅の専有部分を含みます） ① 市内に住所を有し，かつ居住する方，又は，居住する予定の方。 ② 共有者または所有者がいる住宅に設置する場合，共有者または所有者の同意を得た方。 ③ 市税の滞納がない方。 ④ 未使用の助成対象機器等を新たに導入し，かつ，自ら使用する方，又は，自らの居住の用に供する住宅として未使用の助成対象機器等が導入された住宅（建設工事の完了日から起算して1年未満）を購入する方。 共同住宅の共用　部分等 ① 市内に当該共同住宅を所有する方，又は，所有する予定の方，もしくは管理組合。 ② 共用部分等で使用するために未使用の助成対象機器等を新たに導入すること。 ③ 申請者が個人の場合，市内に住所を有し，かつ，市税の滞納がない方。共有者または所有者がいる場合，共有者または所有者の同意を得た方。 ④ 分譲共同住宅の場合，管理組合の総会で同意を得られていること。 ※詳細は狛江市HPに掲載しておりますためご参照ください。	－	－	－	－	－	環境部環境政策課 ℡ 03(3430)1111
	狛江市高齢者自立支援住宅改修費給付事業		助成金	以下に示す給付限度額と改修費用のうち、少ない額の9割又は8割（所得要件等による） ただし、生活保護被保護者は10割 ①手すりの取付け②段差の解消③滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更④引き戸等への扉の取替え⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他これらの工事に附帯して必要な工事　①～⑥含めて200,000円 ⑦浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な工事　379,000円 ⑧流し又は洗面所の取替え及びこれに附帯して必要な工事　156,000円 ⑨洋式便器等への便器の取替え及びこれに附帯して必要な工事　106,000円	そ　①～⑥　65歳以上で介護保険法に基づく要介護認定において自立と認定され 居住する住宅の改修が必要と認められる方 ⑦～⑨　65歳以上で要介護認定において自立又は要支援・要介護と認定され 居住する住宅の改修が必要と認められる方	－	－	－	－	－	福祉保健部高齢障がい課 ℡03（3430）1111
	狛江市重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業			以下のとおり。ただし、1割の自己負担あり。 小規模改修 手すりの取付け、段差の解消、床通路面の材料の変更、扉の取替え、洋式便器への取替え、その他必要となる工事　200,000円 中規模改修 住宅設備の改修を伴う上記工事　641,000円 屋内移動設備 天井走行型・簡易設置型リフト、階段昇降機等の設置工事 機器本体979,000円　設置費353,000円	そ　小規模改修 学齢児以上65歳未満で，下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（ただし，特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者） 中規模改修 学齢児以上65歳未満で，下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 屋内移動設備 学齢児以上で，歩行ができない状態で，上肢・下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	－	－	－	－	－	福祉保健部高齢障がい課 ℡03（3430）1111
	狛江市木造住宅耐震改修助成金			耐震診断で、評点が1.0未満と診断された住宅で、①評点を1.0以上とする耐震改修工事、又は②1階部分のみ1.0以上若しくは全体の評点を0.7以上とする工事 ①対象費用の1／2（上限50万円）、②対象費用の1／2（上限30万円） 【改修工事施工者】 ・原則として診断業者に補強設計・工事監理を依頼してください。 ※　工事契約を行った年度内に改修が完了するようにしてください。	そ　・助成の対象となる住宅は、市内の木造住宅又は木造集合住宅で、次のいずれにも該当するもの。 ①旧耐震基準（建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する構造強度をいう。）により建築されたものであること。 ②　一つの建築物を複数の用途として使用している場合は、当該建築物の延べ面積の過半が住居の用途に供しているものであること。 ③　耐震診断の結果、評点が1.0未満であること。 ・助成を受けることができる者は、次のいずれかに該当するもの。 ①助成対象住宅の所有者。ただし、共有建築物にあっては共有者の全員によって合意された代表者、区分所有建築物にあっては区分所有者の全員によって合意された代表者。 ②所有者の配偶者 ③所有者若しくは配偶者の一親等の親族 ④売買契約を締結し、当該住宅の引渡し前の状態にある者 ⑤売買契約を他の共有持分を有することとなる者と共に締結し、当該住宅の引渡前の者。 ・既に納期の経過した市税を完納している者。ただし、共有建築物にあっては共有者全員、区分所有建築物にあっては区分所有者全員が市税を完納していること。	－	－	－	－	－	都市建設部まちづくり推進課 ℡03（3430）1111

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
東大和市	住宅ﾘﾌｫｰﾑ資金助成	一般	補助金	○増改築・修繕・模様替 市内の建設業者(15万円以上の工事) ※工事費の5%（上限10万円）	そ ・市内在住・対象住宅の所有者 ・市税の滞納なし ・市の他の補助金を受けていない(平成29年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金のみ併用可。但し、同一施工箇所を除く。) ・過去(平成26年度以降)に当該補助金を受けていない	－	－	－	－	－	市民部産業振興課 ℡ 042(563)2111
	中小企業勤労者生活資金融資あっせん(住宅等補修資金)	一般(中小企業勤労者)	預託・信用保証料補助	○改築・修繕　100万円	年 ・20歳以上 そ ・市内居住1年以上 ・自己居住住宅 ・市税の滞納なし ・現に当該制度を利用していない ・同一事業所(中小企業)に1年以上勤務し、今後も勤務予定	1.8%	－	5年	保証のみ	可	
	平成30年度東大和市雨水浸透施設設置補助金	一般	補助金	○上限：7万円	そ ・市内の既存の一戸建ての住宅及び当該宅地を所有する個人 ・納期の経過した市税等の完納 ・年度内に設置が完了すること	－	－	－	－	－	都市建設部下水道課 ℡ 042(563)2111
	平成30年度東大和市雨水貯留槽設置補助金			○上限：3万5千円	そ ・市内に既存の建物を所有する個人 ・納期の経過した市税等の完納 ・年度内に設置が完了すること						
	東大和市水洗便所改造資金助成金		助成金	①居住家屋の改造工事1件につき：2万円　②貸家・アパート等の大便器1個につき：5千円　③生活保護法に基づく生活扶助者：最低限必要と認められる改造工事費	そ ・市内に居住用建物を所有する者又は所有者の同意を得た家屋使用者 ・下水道使用料、下水道受益者負担金を滞納していない者 ・公共下水道の供用開始後から3年以内に施工する改造工事	－	－	－	－	－	
	平成30年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金	一般戸建て木造住宅	助成金	○耐震診断費用の3分の1（上限：5万円）	そ ・市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建て住宅 ・延べ面積の2分の1以上が居住である自己住居住宅 ・市内に助成対象住宅を所有する個人 ・市税の滞納なし	－	－	－	－	－	都市建設部都市計画課 ℡ 042(563)2111
	平成30年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金	一般戸建て木造住宅	助成金	○耐震改修費用の3分の1（上限：30万円）	そ ・耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められたもの ・耐震改修の内容が、耐震診断の結果に即しているもの ・耐震改修が建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に違反していないこと ・助成対象住宅を所有する個人 ・市税の滞納なし	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
清瀬市	生け垣等設置助成	一般・事業所	補助金	○生垣等の総延長に1m当たり1万円を乗じた額 （1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます） また、限度額は10万円	そ ・樹木の高さがおおむね80cm以上であること ・生け垣等の総延長が3m以上であること ・一般の交通の用に供する幅員4m以上の道路に面していること ・生け垣等をﾌｪﾝｽなどと併設する場合は、樹木が道路側に植栽されており、樹木の高さがﾌｪﾝｽより高くなっていること ・相互に葉が触れ合う程度に植えること ・生け垣を支柱で固定していること	－	－	－	－	－	都市整備部水と緑の環境課 ℡ 042(492)5111　内394
	太陽光発電システム等設置補助金	一般		○太陽光発電システム 3万円を補助対象機器の最大出力キロワットを乗じて得た額。（上限10万円） ○家庭用燃料電池（エネファーム） 一律5万円または設置額のいずれか低い額。 ○太陽光発電システムとエネファームを同時に設置した場合、両機器に対して補助金を交付	そ ・市内に住民登録をし、実際に居住している者 ・補助金の申込時に納期が到来している市税を完納している者 ・自ら居住する住宅に補助対象機器等を新たに設置した者又は市内において自ら居住するために補助対象機器等の設置された新築住宅を購入した者、若しくは市内において中古住宅の購入の際に補助対象設備を新たに設置した者						
	生ごみ減量化処理機器購入費助成金		助成金	○本体価格（消費税を除く）の2分の1で上限が3万円 （100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て）	そ ・市内在住者	－	－	－	－	－	都市整備部ごみ減量推進課 ℡ 042（493）3750
	雨水浸透施設設置助成金			○標準工事費単価に設置数量を乗じて得た額の2分の1に相当する額又は当該工事に要した額（消費税に係る部分を除く。）の2分の1に相当する額のうち、いずれか少ない額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、5万円を限度とする。	そ ・市内に住居を所有し、かつ市税を完納している者。ただし借地権等の設定がある場合は、当該宅地所有者の同意を得ること ・次のいずれかに該当するものは、助成金の対象としない ①清瀬市住環境の整備に関する条例第27条に規定する開発事業に伴って雨水浸透施設を設置しようとする者 ②売買を目的に所有する住宅の敷地に雨水浸透施設を設置しようとする者 ③下水道使用料、受益者負担金及び市税を滞納している者 ④既に市の助成金の交付を受けて雨水浸透施設を設置したことのある住宅の敷地に、雨水浸透施設を再度設置しようとする者	－	－	－	－	－	都市整備部下水道課 ℡ 042（492）5111
	清瀬市木造住宅耐震診断助成制度			○耐震診断に要する費用（消費税に係る部分を除く。）の3分の2(上限10万円)	・対象になる住宅は、昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、木造で延べ床面積の2分の1以上を現に居住用にしている住宅であること。 ・助成対象者は、助成対象住宅の所有者。ただし、所有権が共有とされた住宅にあっては、共有者全員によって合意された代表者。 ・耐震診断を行う機関は、市の指定する機関。	－	－	－	－	－	都市整備部まちづくり課 ℡ 042（497）2093
	清瀬市木造住宅耐震改修等助成制度			○耐震改修工事 耐震改修費用に要した費用（消費税に係る部分を除く。）の3分の1（上限30万円） ○耐震シェルター等設置工事 シェルター等設置工事に要した費用（消費税にかかる部分を除く。）の10分の9（上限30万）	・対象住宅は、耐震診断助成金要綱に基づく助成金の交付対象となった住宅であって、耐震の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。 ・助成対象者は、助成対象住宅の所有者。ただし、所有権が共有とされた住宅にあっては、共有者の全員によって合意された代表者。市税を滞納していないもの。助成対象住宅が借地の場合（シェルターには適用しない）、所有者に当該工事の許諾が得られるもの。	－	－	－	－	－	
	住居確保給付金	一般	給付金	○家賃の実費分を原則3ヶ月間支給(管理費、共益費を除く) 下記①を上限とし、一定以上の収入がある世帯については②の式により算出した額 ①上限額 単身世帯：53,700円　2人世帯：64,000円　複数世帯：69,800円 ②一定以上の収入がある世帯の支給額 単身世帯で月収84,000円を超えた場合 支給額＝家賃額(53,700円が上限)－(月収－84,000)	①離職等により、経済的に困窮し住居を失われた方又は住居を失うおそれのある方 ②申請日において、離職等の日から2年以内の65歳未満の方 ③離職前に、自らの労働により賃金を得て、世帯生計を主として維持していた方 ④ハローワークに求職申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行える方 ⑤申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入合計が以下の金額以下であること 単身世帯：84,000円＋家賃額(上限53,700円)　2人世帯：130,000円＋家賃額(上限64,000円) 3人世帯：172,000円＋家賃金額(上限69,800円)　4人世帯：214,000円＋家賃額(上限69,800円) ⑥申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金合計が以下の金額以下であること 単身世帯：504,000円　2人世帯：780,000円　3人世帯：1,000,000円 ⑦【国の雇用施策による給付等】及び【自治体が実施する類似の貸付や給付】を、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が受けていないこと ⑧申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族いずれもが暴力団員でないこと 上記①～⑧の要件すべてに該当する方が対象	－	－	－	－	－	健康福祉部生活福祉課 ℡ 042（497）-2058 ※利用のための相談や受け付けは下記機関になります。 きよせ生活相談支援センターいっぽ ℡ 042-495-5567

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
東久留米市	雨水浸透施設設置補助金	一般	補助金	○市が補助する金額は設置費用の全部、又は工事内容により一部 ○概算屋根面積 浸透ます　1基につき35㎡まで 種類　300型　26,000円 種類　250型　23,000円	そ　・敷地面積が1,000㎡未満の既存住宅 （新築、改築は除く）	－	－	－	－	－	環境安全部環境政策課 ℡　042(470)7753
	保存樹木等補助金			○保存樹木 1本当たり年額3,100円 ○保存生垣 1m当たり年額270円以内	そ　・高さ10m以上、地上1.5mの高さにおける幹の直径50cm以上のもの ・延長が50mを限度、集合住宅については500mを限度とする また、生垣の長さは10m以上で、かつ道路面に接しているもの	－	－	－	－	－	
	生ごみ減量化処理機器購入費助成金		助成金	○1日あたりの処理能力5kg未満　→　上限2万円 ○1日あたりの処理能力5kg以上　→　上限30万円	そ　・市民及び市内に事業所を有する者	－	－	－	－	－	環境安全部ごみ対策課 ℡　042(473)2117
	東久留米市木造住宅耐震診断助成金			耐震診断に要した費用（消費税を除く）の2分の1以内（千円未満は切り捨て）かつ、5万円を限度。	そ　以下のすべての条件に該当する住宅に限る。 ・昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する木造戸建て住宅 ・自己所有していること ・住宅として使用していること（店舗等の併用住宅も含む） ・規模は地上3階（地階は除く）まで ・構造は在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法のみ ※集合住宅、長屋は助成対象外 ※丸太組構法、プレハブ工法は助成対象外	－	－	－	－	－	都市建設部施設建設課 ℡　042(470)7756
	東久留米市木造住宅耐震改修助成金			耐震改修に要した費用（消費税を除く）の3分の1以内（千円未満は切り捨て）かつ、30万円を限度。	そ　以下のすべての条件に該当する住宅に限る。 ・昭和56年5月31日以前に建築され、居住していること ・自己所有していること ・階数は地上3階（地階は除く）まで ・延べ床面積の1/2以上が住宅として使用していること（店舗等の併用住宅も含む） ・構造は在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法の住宅 ・耐震診断の結果、構造耐震指標Iw値が1.0未満であること ※集合住宅、長屋は助成対象外 ※丸太組構法、プレハブ工法は助成対象外	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
武蔵村山市	武蔵村山市安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金（新エネルギー利用機器等設置費補助事業）	一般	補助金	○家庭用蓄電池　20,000円/kw　上限100,000円 ○家庭用蓄熱設備　30,000円 ○住宅用太陽利用システム 強制循環式ソーラーシステム　5,500円/㎡ 上限33,000円 自然循環式太陽熱温水器　3,000円/㎡ 上限12,000円 ○住宅用CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器　20,000円 ○住宅用潜熱回収型給湯器　10,000円 ○住宅用ガス発電給湯器　20,000円 ○家庭用燃料電池コージェネレーションシステム　50,000円	そ　○申請日現在において、市内に住所を有していること ○申請者が市内にある当該住宅の所有者であること ○所有者全員が市税を滞納していないこと ○市内に事業所を有する事業者から未使用品を購入等したもの ○住宅用太陽光発電システムを設置した場合は、電力会社と電力受給契約を締結していること ・家庭用蓄電池/家庭用蓄熱設備 国の太陽光発電の自立化に向けた家庭用蓄電・蓄熱導入事業の補助を受けた非営利法人による家庭用蓄電池設置に対する補助を受けたもの。 ・住宅用強制循環式ソーラーシステム 集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯又は暖房を行う太陽熱利用システムであって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの又はこれに準じた性能を持つと認められるものであること。 ・住宅用自然循環式太陽熱温水器 集熱部と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯を行う太陽熱利用システムであって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの又はこれに準じた性能を持つと認められるものであること。 ・住宅用CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器 住居の用途に供する部分において使用するCO_2冷媒ヒートポンプ給湯器であって、次のいずれかに該当するものであること。 ア　一般社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050：2007R規格に基づく年間給湯効率が3．1以上であること。ただし、次に掲げる機器にあっては、当該年間給湯効率が2．7以上であること。 （ア）使用地が塩害地向けの機種（イ）薄型2缶タイプ（ウ）角型1缶タイプ （エ）容量が200リットル以下の小容量タイプ（オ）一体型タイプ（カ）多機能タイプ イ　日本工業規格C9220：2011に基づく年間給湯保温効率が2．7以上、又は年間給湯効率が3．1以上であること。ただし、次に掲げる機器については、年間給湯保温効率又は年間給湯効率が2．4以上であること。 （ア）薄型2缶タイプ（イ）容量が240リットル未満の小容量タイプ（ウ）一体型タイプ（エ）多機能タイプ ・住宅用潜熱回収型給湯器 住居の用途に供する部分において使用する定格熱出力58kW未満の、潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器であって、日本工業規格S2109に基づく給湯部分の熱効率が95%以上であること。ただし、定格熱出力が35kW以上のものにあっては、窒素酸化物の排出濃度が東京都低NOx・低CO_2小規模燃焼機器認定要綱（平成21年3月10日付20環改大第924号）第3条第1項の認定基準を満たすものであること。 ・住宅用ガス発電給湯器 住居の用途に供する部分において使用するガス発電給湯器であって、ガスエンジンユニットの日本工業規格B8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発電量基準で80%以上であり、かつ、貯湯ユニット（排熱を回収できる貯湯槽をいう。）の容量が90リットル以上であること。 ・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 住居の用途に供する燃料電池コージェネレーションシステムであって、1台当たりの発電能力が定格出力0．5キロワットから1．5キロワットまでの間であって、貯湯容量が50リットル以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであり、かつ、日本工業規格C8823に基づく総合効率がLHV基準で80パーセン	－	－	－	－	－	協働推進部産業振興課 商工係 TEL: 042(565)1111 内227
	武蔵村山市安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金（エコ住宅化助成事業）			○遮熱性塗装工事 遮熱性塗装工事に要した費用(消費税を除く。)に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。)とし、100,000円を限度とする。 ○断熱工事 断熱工事に要した費用(消費税を除く。)に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。)とし、100,000円を限度とする。 ○LED照明器具対応工事 LED照明器具対応工事に要した費用(消費税を除く。)に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。)とし、50,000円を限度とする。	そ　○申請日現在、市内に住所を有していること ○補助対象工事を行う住宅の所有者であること ○所有者全員が市税を滞納していないこと ○市内に事業所等を有する事業者により施工されるもの ・遮熱性塗装工事 個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅における個人住宅部分の屋上、外壁又はベランダのいずれかに、日本工業規格K5602に基づく方法により求められる近赤外領域における日射反射率50%以上の遮熱塗料を使用した塗装工事や又は当該屋上に、日本工業規格K5675に適合する遮熱塗料を使用した塗装工事であること。ただし、建物の立地又は構造上、遮熱の効果が期待できない部分を除いたものとする。 ・断熱工事 住宅の室内温熱環境が外部の影響を受けにくくするための工事で、個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅における個人住宅部分の窓、ドアの断熱建材への改修工事及び外壁、天井又は床の断熱材への改修工事であること。 ・LED照明器具対応工事 個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅における個人住宅部分の蛍光灯の安定器の撤去、電球の口金の取替等LED照明器具を設置するために必要な工事であること。設置するLED照明器具は、エネルギー消費効率が1ワット当たり20ルーメン以上で、定格寿命が30,000時間以上であること。						

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
武蔵村山市	武蔵村山市安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金（バリアフリー住宅化助成事業）	一般	補助金	○バリアフリー住宅化改修工事に要した費用(消費税を除く。)に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。)とし、100,000円を限度とする。	そ　○申請日現在、市内に住所を有していること ○補助対象工事を行う住宅の所有者であること ○所有者全員が市税を滞納していないこと ○市内に事業所等を有する事業者により施工されるもの 個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅における個人住宅部分の改修工事で、次に掲げるもの。 (1) 玄関、居間、トイレ、廊下又は階段等の手すり新設工事 (2) 部屋の床及び廊下の段差並びに道路から住宅出入口までの通路の段差解消工事 (3) 住宅出入口及び廊下の拡幅工事 (4) 扉の引き戸への変更及び扉の吊元の変更工事 (5) 和式便器から腰かけ式便器への変更工事又は寝室付近へのトイレの移設若しくは新設工事 (6) 浴室における浴槽の高さの調節、脱衣室との床の段差解消、床材の防滑仕様への変更又は手すり新設工事	－	－	－	－	－	協働推進部産業振興課 商工係 TEL: 042(565)1111 内227
	武蔵村山市高齢者自立支援住宅費給付事業	市民	給付	○実費（給付限度額以内）の1割、2割又は3割を負担 ・手すり設置、段差の解消等	年　対象者は以下の2点を満たすものとする。 そ　○市内に住所を有する65歳以上の高齢者 ○申請日前1年以内の期間において受けた要介護認定等の結果が非該当の者、若しくは要介護認定等を受けている者。	－	－	－	－	－	健康福祉部高齢福祉課 介護給付係 TEL: 042（590）1233 内632

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
多摩市	創エネルギー・省エネルギー機器導入補助金（戸建住宅）	戸建住宅所有者	補助金	○太陽熱ソーラーシステム：5万円 ○太陽熱温水器：2万5千円 ○エネファーム：5万円 ○電気自動車充電設備（普通充電）：10万円上限（※機器本体価格の4分の1） ○太陽光発電システム（余剰売電）：5万円	そ ・申請日現在において、市税の滞納がないこと。 ・住民票上の世帯主であること。 ・過去5年以内に本市の他の同様の助成制度を受けていないこと。 ・アンケートに回答いただけること。	－	－	－	－	－	環境部環境政策課 ℡042(338)6831
	創エネルギー・省エネルギー機器導入補助金（共同住宅）	管理組合代表者		○太陽熱ソーラーシステム：10万円 ○太陽熱温水器：5万円 ○電気自動車充電設備（普通充電）：10万円上限（※機器本体価格の4分の1） ○直管型LED照明器具：15万円上限（※機器導入費用の4分の1） ○太陽光発電システム（余剰売電）：50万円上限（※1kwあたり5万円）	そ ・管理組合の代表者であること。 ・機器の設置について、管理組合の総会の議決を得ていること又は区分所有者全員の同意がなされていること。 ・設置した機器を共用部分で利用すること。 ・過去5年以内に本市の他の同様の助成制度を受けていないこと。 ・アンケートに回答いただけること。						
	保存植物等補助金制度	市民		○樹木1本4,000円 生け垣長さ20m～100m以上4,000円～6,700円	そ ・保存植物等の指定をうけていること	－	－	－	－	－	環境部公園緑地課 ℡042(338)6837
	雨水貯留槽購入費補助金	市民及び市内に所在する団体		○一基当たりの容量100リットル以上の雨水貯留槽 本体購入価格の2分の1の額、補助限度額30,000円 ○一基当たりの容量が500リットル以上でトイレ洗浄水に利用する大型雨水貯留槽100,000円 ※1建物(集合住宅については1戸）当たり2基限度	そ ・申請日現在において、市税の滞納がないこと。	－	－	－	－	－	下水道課 ℡042(338)6842
	木造住宅耐震改修費等補助金	戸建（木造）所有者		○耐震改修 ・一般　30%（限度額30万円） ・要支援　50%（限度額50万円） ○耐震シェルター等設置 50%（限度額20万円）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅の所有者で当該住宅に居住していること。 ・申請日現在において、市税の滞納がないこと。 ・対象住宅に居住する者全員の年間所得金額の合計が、1．200万円以下であること。 ・耐震診断結果の上部構造評点が1．0未満であること。 ・要支援については、介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた高齢者及び身体障害者手帳または愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。 ※耐震改修については、市内業者による施工に限る ※耐震シェルター等設置は一般・要支援の区分はなし	－	－	－	－	－	都市整備部都市計画課 ℡042(338)6817
	非木造住宅耐震化促進補助金	戸建（非木造）所有者、マンション（分譲）管理組合等	助成金	○耐震診断　2/3（限度額200万円／棟かつ5万円／戸） ○補強設計　補助対象基準額（設計費用と1,030円／㎡のいずれか低い額）の2/3 ○耐震改修　1/2（限度額1500万円／棟かつ50万円／戸）	そ ・診断を受ける住宅が、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた非木造の住宅（戸建又はマンション）であること。 ・診断を受ける住宅を複数の用途に使用している場合は、延べ面積の過半が住宅の用途に供されているもの ・賃貸住宅でないこと。 ・耐震診断については、一般社団法人東京都建築士事務所協会に所属する会員、一般財団法人日本建築防災協会に耐震診断を行う事務所として認められたもの、指定確認検査機関等により行うこと。 ・耐震診断については、その結果に関して、第三者機関（耐震診断等の技術評定に関する専門機関で東京都と協定を締結した機関）による技術評定を取得すること。 ・補強設計及び耐震改修については、Is値が0.6未満であること、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告等を受けたものであること。	－	－	－	－	－	都市整備部都市計画課 ℡042(338)6817
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者		○補強設計　5/6（※平米数に応じた限度額有） ○耐震改修（建替え・除却含む）　補助対象基準額（改修費用と49,300円／㎡かつ4億9300万円／棟（マンションの場合。マンション以外の住宅については、33,500円／㎡かつ3億3500万円／棟）のいずれか低い額）の5/6	そ ・特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者であること。	－	－	－	－	－	都市整備部都市計画課 ℡042(338)6817
	高齢者住宅改造費助成事業	市民		○かかった費用の1割負担（限度額あり） ・居室等改修(手すりの取り付け、段差の解消、引き戸等への扉の取り替え等）20万円 ※介護保険で自立と判定された方のうち、虚弱等で必要性が認められた方のみ。 ・浴室改造(低い浴槽への交換）37万9千円 ・トイレ改造(和式便器から洋式便器への交換）10万6千円 ・流し等改造(流し・洗面台の交換等）15万6千円	そ ・おおむね65歳以上の高齢者で、住宅の改造により、転倒予防、動作の容易性の確保等の効果が期待でき、在宅での生活の質を確保することで自立支援が可能であると認められる者。	－		－	－	－	健康福祉部高齢支援課 ℡ 042(338)6846
	木造住宅耐震診断支援事業	戸建（木造）所有者	専門家派遣	○100%（無料で耐震診断士を派遣、耐震診断を実施）	そ ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅の所有者 ・2階建て以下のもの ・申請日現在において、市税の滞納がないこと。	－	－	－	－	－	都市整備部都市計画課 ℡042(338)6817
	住宅アドバイザー派遣	管理組合		○100%（年5回まで無料でアドバイザー（マンション管理士、一級建築士等）を派遣。）	そ ・管理組合 ・営利を目的としないこと。 ・総会、管理組合員への説明会その他これらに準ずる会合への同席を目的としないこと。	－	－	－	－	－	都市整備部都市計画課 ℡042(338)6817

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
多摩市	マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成	管理組合等	助成金	○Aコースの利用につき、派遣料の金額14,040円を助成（1組合につき各コース1回限り）。 ○Bコースの利用につき、派遣料の2/3（限度額100万円）を助成。	そ ・分譲マンション（次のいずれにも該当するもの。①2以上の独立して住居の用途に供する専有部分を有するもの、②住宅の用途に供されているもの（複数の用途に使用している場合は、延べ面積の過半が住宅の用途に供されているもの）、③木造でないこと、④賃貸住宅でないこと。）の管理組合（管理組合がない場合は区分所有者で構成する任意の団体）	－	－	－	－	－	都市整備部都市計画課 ℡042(338)6817
	重度身体障がい者（児）住宅設備改善費給付事業	市民	給付	○下記の基準額の100分の90に相当する額 ・小規模改修　200,000円 ・中規模改修　641,000円 ・屋内移動設備　979,000円（機器本体） ・屋内移動設備　353,000円（設置費） ※市民税非課税世帯は基準額の100分の100に相当する額を助成。 ※世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合は助成対象外。	そ （小規模改修） ① 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者） ② 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度であり、下肢又は体幹機能に障がいのある者 （中規模改修） 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 （屋内移動設備） 学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢および下肢又は体幹に係る障がいの程度が各1級の者、又は補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者	－	－	－	－	－	健康福祉部障害福祉課 ℡042(338)6847

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
稲城市	住宅用創エネルギー機器等導入促進助成	市民	助成金	○創エネルギー機器導入助成 ・住宅に創エネルギー機器を設置等する際に助成 ※助成対象機器は現在未定	そ ・市内居住者（事業所を除く） ・住宅に創ｴﾈ機器を設置又は設置された新築住宅の購入者 ・共用部分で使用するために創エネ機器を既築集合住宅に設置した管理組合	－	－	－	－	－	市民部環境課 ℡ 042(378)2111　内264
	生ごみ自家処理容器購入助成			○家庭用生ごみ減量化処理容器の購入助成 ・堆肥化容器（コンポスター等） ・生ごみ減容器（くうたくん等） ・電動生ごみ減容器（電動生ごみ処理容器）等の購入費の1/2以内の額を助成(上限額：非電動190ℓ未満3千円・以上6千円、電動10千円)	そ ・市内居住者（事業所を除く） ・1世帯2基まで(電動は1基まで) ・処理容器により製造された堆肥およびごみの処理、容器や設置場所の維持管理等を自らが行う	－	－	－	－	－	市民部環境課 ℡ 042(378)2111　内265
	浄化槽管理助成	一般		○浄化槽の法定清掃(年1回)にかかる規定料金に対し助成 ・東京都届出済浄化槽に概ね1/2、未届浄化槽に概ね1/4を助成 ぱっき型・小型合併浄化槽の例（〔　〕内は未届浄化槽） 1.0㎥以下15,420円に7,720円〔3,920円〕 1.0㎥超え1.5㎥以下16,410円に8,210円〔4,110円〕 1.5㎥超え2.0㎥以下17,510円に8,810円〔4,410円〕 2.0㎥超え2.5㎥以下18,600円に9,300円〔4,700円〕 2.5㎥超え3.0㎥以下19,700円に9,900円〔5,000円〕 など 腐敗型の例　（〔　〕は未届浄化槽） 1.0㎥以下19,140円に9,640円　〔4,840円〕 1.0㎥超え1.5㎥以下21,400円に10,800円〔5,400円〕 1.5㎥超え2.0㎥以下23,830円に11,930円　〔6,030円〕 2.0㎥超え2.5㎥以下26,390円に13,190円　〔6,690円〕 2.5㎥超え3.0㎥以下28,770円に14,170円　〔7,270円〕 など ・東京都届出浄化槽で51人槽規模以上の大型合併浄化槽 1㎥あたり4,580円を助成	そ ・公共下水道(汚水)の未整備区域及び供用開始後3年間以内の浄化槽の管理清掃費用を助成 ・東京都届出済とは、当該建物の建築確認申請時に届出がされたもの 未届とは、確認申請に関係がなく設置がされたものなど ・事業所は除く ・清掃に伴い発生する汚泥の処分費1㎥当たり6,500円は市が負担	－	－	－	－	－	
	生活資金融資あっせん	市民	斡旋及び利子補給	○住宅の新築・増築・改築・修繕費用の融資斡旋および利子補給 （ｱｽﾍﾞｽﾄ修繕・耐震改修工事含む）　限度額　300万円	年 ・市内に継続して1年以上居住する20歳以上の者 収 ・前年の世帯所得600万円以下 そ ・市税滞納なし及び同一事業所勤続1年以上 など	0.988%	1.812%	5年	不要	**不可**	市民部市民協働課 ℡ 042(378)2111　内272
	住宅改修給付制度		給付	○概ね65歳以上で介護予防のために市が認めた特定の住宅改修に給付 ・手すり設置、床段差改修、和式便器を洋式便器への交換、床材交換、ドアの引戸への交換改修費用に対して給付 ・限度額200千円	年 ・概ね65歳以上の市民でかつ介護保険の認定で「非該当(自立)」と認定された者 そ 収 ・所得に応じて対象改修費用の9割または8割を給付(生活保護受給者は別途)	－	－	－	－	－	福祉部高齢福祉課 ℡ 042(378)2111　内223
	住宅設備改修給付制度			○概ね65歳以上で介護支援のため既存浴槽での入浴困難、車ｲｽ使用者本人が主に調理する場合の流し台交換、和便器等の使用困難等における住宅設備改修に給付 ・浴槽交換　給付限度額379千円 ・流し、洗面台交換　給付限度額156千円 ・洋便器への交換　　給付限度額106千円	年 ・概ね65歳以上の市民でかつ介護保険の認定で「要介護(要支援)」と認定された者 そ 収 ・所得に応じて対象改修費用の9割または8割を給付(生活保護受給者は別途)	－	－	－	－	－	
	住宅設備改善費給付制度			○重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)の居宅で居宅生活動作補助用具の給付を受けてもなお不足、または給付対象にならない流し取替え等の居宅改修に給付 ・別に定める基準額(641千円)又は、改修工事額のいずれか低い額の100分の90に相当する額	そ ・稲城市に居住する在宅の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)の家庭	－	－	－	－	－	福祉部障害福祉課 ℡ 042(378)2111　内226
	生垣造成助成	市民	助成金	○生垣造成補助金 ・8,000円/m　　限度30m 同造成に伴うブロック塀取壊費補助金 ・5,000円/m　　限度30m	そ ・市内の緑化推進および地震等におけるブロック塀倒壊事故の防止を目的に不特定多数の者が通行する幅員4m以上の道路の接道部の生垣造成(高さ80cm以上、総延長3m以上)する者に補助 ・同上においてブロック塀等を取壊し、同位置に生垣造成を行う場合にブロック塀取壊費を補助 ・個人が所有しかつ申請本人が居住する住宅に限る ・いづれも、不動産業または開発事業者等が業として行うものは除く	－	－	－	－	－	都市建設部土木課 ℡ 042(378)2111　内336

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
稲城市	木造住宅耐震診断助成	一般	助成金	○市内の現に居住している昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し建築がされた民間の木造住宅又は木造共同住宅の耐震診断費用を助成 ・耐震診断に要した費用(税抜き)の額又は10万円のいずれか低い額を助成	そ　・助成対象住宅の所有権を現に有する(共有である場合は共有者全員の合意に基づく代表権を有する)者 ・所有者(共有者を含む)及び助成対象住宅に居住する者全員が市税の滞納が無いこと(共同住宅の占有者を除く) ・他の用途を兼用する建物である場合、延べ面積の過半が住宅の用に供されていること ・診断は、「一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士事務所」又は、「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所登録を受けた建築士事務所」、「市内にその営業の本拠を置く事務所に所属する者のうち、一般財団法人日本建築防災協会が実施する耐震に関する講習を終了した一・二級建築士又は木造建築士」によること	－	－	－	－	－	都市建設部都市計画課 ℡ 042(378)2111　内328
	木造住宅耐震改修助成			○市内の現に居住している昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し建築がされた民間の木造住宅又は木造共同住宅の耐震改修費用を助成 ・耐震改修に要した費用(税抜き)の2分の1の金額を助成　限度額100万円	そ　・助成対象住宅の所有権を現に有する(共有である場合は共有者全員の合意に基づく代表権を有する)者 ・所有者(共有者を含む)及び助成対象住宅に居住する者全員が市税の滞納が無いこと(共同住宅の占有者を除く) ・他の用途を兼用する建物である場合、延べ面積の過半が住宅の用に供されていること ・耐震診断の結果、倒壊する可能性があると診断がされ、耐震改修後の評点が1.0以上となること ・耐震改修の内容が、耐震診断の結果に即しているものであること ・改修工事は建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を得て建設業を営む者が行うこと	－	－	－	－	－	都市建設部都市計画課 ℡ 042(378)2111　内328

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
羽村市	住宅資金融資	一般	利子補給	○建設・購入・中古　各400万円 ○増改築　300万円	年 ・70歳以下(完済時) 収 ・所得600万円以下 そ ・市内居住2年以上 ・市税滞納なし	一般1.65% 高齢・身障 1.1%	一般1.1% 高齢・身障 1.65%	10年	担保及び保証	可	都市建設部都市計画課 TEL 042(555)1111
	木造住宅耐震診断補助金	一般	補助金	○限度額5万円（耐震診断に要する経費の2分の1以内）	そ ・市内に在る住宅のうち、昭和56年5月31日以前に軸組工法により建築された二階建て以下の一戸建て木造住宅（延床面積の2分の1以上を住宅に供しているもので、賃貸を目的とする住宅を除く） ・市内に住所を有し、自己の住宅の用途に供する補助対象住宅を所有する個人 ・共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者 ・補助対象住宅の耐震診断を診断機関に依頼した者 ・納期が到来している市税等を完納していること	－	－	－	－	－	
	木造住宅耐震改修費補助金	一般	補助金	○限度額50万円（耐震改修に要する経費の2分の1以内）	そ ・市内に在る住宅のうち、昭和56年5月31日以前に軸組工法により建築された二階建て以下の一戸建て木造住宅（延床面積の2分の1以上を住宅に供しているもので、賃貸を目的とする住宅を除く） ・市内に住所を有し、自己の住宅の用途に供する補助対象住宅を所有する個人 ・共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者 ・耐震診断の結果、診断の評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅 ・納期が到来している市税等を完納していること	－	－	－	－	－	
	雨水浸透施設設置費助成	一般・雨水流出抑制	助成金	○雨水浸透ます、雨水浸透ﾄﾚﾝﾁ(上限40万円)	そ ・敷地面積1,000㎡未満 ・戸建住宅又は集合住宅を所有する個人 ・羽村市宅地開発指導要綱に該当しないこと	－	－	－	－	－	上下水道部上下水道業務課 TEL 042(554)2269
	新たなみどりの創出助成	一般	市内事業者にｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞを持たせた助成方式	○生垣緑化　助成対象経費の1/3(1/2)又は塀の撤去なし1万5千円(2万円)/㎡、塀の撤去あり2万円（2万5千円）/㎡(生垣の面積は延長×0.6mで算出)いずれか低い額（限度額20万円） ○庭木緑化　対象経費の1/3(1/2)又は1万3千円（1万8千円)/㎡、既存舗装を撤去する場合1万8千円(2万3千円)/㎡いずれか低い金額（限度額20万円） ○屋上緑化　対象経費の1/3(1/2)又は1万5千円（2万円)/㎡いずれか低い金額（限度額25万円） ○壁面緑化　対象経費の1/3(1/2)又は1万5千円(2万円)/㎡いずれか低い額（限度額25万円） 上記助成額のうち（　）内は施工が市内事業者の場合です。	そ ○生垣緑化面積　3㎡以上、おおむね30cmに1本の高木を植栽すること 竣工時において樹冠が重なり合うこと　等 ○庭木緑化面積　2㎡以上　2㎡につき高木1本以上または低木3本以上を植栽すること 縁石等を用い庭木緑化の範囲を区分すること　等 ○屋上緑化　緑化面積3㎡以上　日常管理又は自動潅水する方法が整っていること 3㎡当たり高木1本以上または低木3本以上植栽すること　等 ○壁面緑化　緑化面積2㎡以上　日常管理又は自動潅水する方法が整っていること ツル物類は1m当たり3本を植栽すること　等	－	－	－	－	－	産業環境部環境保全課 TEL 042(555)1111
	創省エネルギー化助成		市内事業者にｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞを持たせたｴｺﾎﾟｲﾝﾄ助成方式	※原則として助成対象経費の1/2のエコポイント又は下記のエコポイントのいずれか低いポイント ○太陽熱利用システム7万(15万)ｴｺﾎﾟｲﾝﾄ ○太陽光発電システム　4万(8万）エコポイント ○エネファーム5万(10万)ｴｺﾎﾟｲﾝﾄ ○小規模ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ　10万(20万)ｴｺﾎﾟｲﾝﾄ ○LED照明設備　4万(8万）ｴｺﾎﾟｲﾝﾄ ○高断熱化改修工事5万（10万）エコポイント ○トイレ節水改修工事　3万(5万)ｴｺﾎﾟｲﾝﾄ ○住宅全体のｴﾈﾙｷﾞｰ使用量を20%以上削減するその他の省エネ工事 30万(50万)ｴｺﾎﾟｲﾝﾄ ○ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス　20万(40万)エコポイント ○ネット・ゼロエネルギー・ビルディング　30万(50万)エコポイント ○認定低炭素住宅　20万(30万)エコポイント ○次世代省エネ住宅化改修工事　15万(20万)エコポイント その他、高遮熱塗装改修工事や、地中熱利用システム、木質バイオマス利用設備等の助成があります。上記助成額のうち（　）内は施工が市内事業者の場合です。	そ ①市民の場合 ア市税等の滞納なし イ申請日の属する年度の前年の住民税申告がされていること ウ市内の所有または使用している住宅を創省エネ化すること ②法人の市内事業者の場合 ア市に法人設立・設置届出書が提出されていること イ申請日の属する事業年度の前年の法人市民税の申告がされていること ウ納期の到来している市税等を完納していること エ大企業が実質的に経営に参加していないこと オ市内において所有又は使用する事業所において、創省エネ化を行うこと ③個人事業主の市内事業者の場合 ①並びに②のいずれにも適合すること	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
西東京市	生垣造成助成金	一般	助成金	○生垣造成　1m　10,000円（30mまで） ○生垣造成に伴う既存ブロック塀等撤去　1m　6,000円（30mまで）	そ　・土地の所有者または生垣の設置に権限を有する方	－	－	－	－	－	みどり環境部みどり公園課 TEL 042(438)4045
	みどりの保護と育成に関する補助金		補助金	○10m以上で1m240円	そ　・生垣を10m以上持ち管理されている方で、その生垣が健全、かつ美観上すぐれていること	－	－	－	－	－	
	雨水浸透施設助成事業		助成金	○雨水浸透施設のみを設置する場合：実際に設置工事に要した額又は標準工事費単価に浸透施設の設置数量を乗じて得た額のいずれか少ない方の額を助成。限度額150,000円 ○雨水タンクのみを設置する場合：実際に設置工事に要した額とし、1基までとする。限度額110,000円 ○雨水浸透施設及び雨水タンクを併設する場合：雨水浸透施設のみを設置する場合の助成金の額と雨水タンクのみを設置する場合の助成金の額の合計額。限度額150,000円（ただし、このうち雨水タンクの助成金の額は、150,000円から雨水浸透施設のみを設置する場合の助成金の額を差し引いた額とし110,000円を超えないものとする。）	そ ・市内において敷地面積が500平方メートル未満である個人が所有する住宅（雨水タンクのみを設置する場合は既存の住宅に限る。）及びその土地に雨水浸透施設及び雨水タンクを設置する工事。 ・開発事業に係るものを除く ・工事の内容が、市が指定する基準等に準拠していること ・指定下水道工事店が行うものであること ・過去に助成金又はこれに類する市が交付する助成金を受けていないこと ・住宅又はその住宅に係る土地が共有の場合は、設置工事について共有者全員の同意を得ていること ・対象施設の置は、雨水浸透を優先とし、雨水タンクのみを設置する場合は、雨水浸透施設が設置できない住宅又はその住宅に係る土地であることを確認できること ・雨水タンクを設置する場合は、未使用のものを設置すること	－	－	－	－	－	都市整備部下水道課 TEL 042(438)4059
	住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度		助成金	○保証委託料助成　限度額20,000円（保証委託料の1/2以内）	そ　基本要件 ・次の①～③のいずれかの世帯の方 ・①65歳以上の高齢者世帯 ・②障害者世帯（身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上のいずれか） ・③ひとり親世帯（18歳未満の子と、父又は母のいずれかのみの世帯） ・前年度の世帯の合計所得が、世帯数に応じて定めた金額以下の方（単身世帯：2,568,000円、2人世帯：2,948,000円、3人世帯：3,328,000円、4人世帯：3,708,000円） ・市内に2年以上居住している方 ・生活保護法による扶助又は中国残留邦人支援給付を受給していない方	－	－	－	－	－	都市整備部住宅課 TEL 042(438)4052
				○初期費用助成　限度額140,000円（初期費用の1/2以内）	そ　・上記の基本要件に加えて、借地借家法第28条に基づく正当な事由による賃貸人からの立退き依頼があり、初期費用の支払いで困っている方						
	木造住宅耐震診断助成制度		助成金	○限度額60,000円（耐震診断に要した費用の1/2以内）	そ　・昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する木造住宅（共同住宅は対象外） ・現に住居の用に供している住宅 ・診断機関の指定あり	－	－	－	－	－	
	木造住宅耐震改修等助成制度		助成金	○限度額300,000円（緊急耐震重点区域の場合、600,000円） （耐震改修または除却（建替えに伴うものを含む）に要した費用の1/3以内）	そ　・耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅で、市の定める基準で耐震改修または除却（建替えに伴うものを含む）を行う木造住宅（共同住宅は対象外） ・助成対象住宅を所有する個人の方（共有の場合は共有者全員によって合意された代表者） ・改修後の評点を判定する機関は、市が指定する診断機関	－	－	－	－	－	
	木造住宅耐震シェルター等設置助成制度		助成金	○限度額300,000円（耐震シェルター等の設置費用の9/10以内）	そ　・高齢者（65歳以上）または障害者（身体障害者手帳1～4級）がいる世帯 ・前年度の市・都民税に未納がないこと ・木造住宅耐震改修等助成金の交付を受けていないこと ・西東京市木造住宅耐震無料相談を受けること	－	－	－	－	－	
	西東京市分譲マンション耐震化促進事業助成制度	分譲マンション管理組合	助成金	○耐震診断助成の限度額2,000,000円（実際に耐震診断に要した費用又は助成対象基準額のうち、いずれか低い額の2/3） ○耐震補強設計助成の限度額2,000,000円（実際に耐震補強設計に要する費用又は助成対象基準額のうちいずれか低い額の2/3） ○耐震改修助成の限度額15,000,000円（実際に耐震改修に要する費用又は助成対象基準額のうちいずれか低い額の23/100）（緊急耐震重点区域の場合、30万円/戸を加算） ○建替え・除却助成の限度額15,000,000円（耐震改修に要する費用相当額・助成対象基準額・実際に建替え又は除却に要する費用のうちいずれかの低い額の23/100）（緊急耐震重点区域の場合、30万円/戸を加算）	そ　基本要件 ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した分譲マンション ・耐火建築物又は準耐火建築物であり、地階を除く階数が3階以上であること ・建築物の区分所有者の過半が当該建築物に居住する個人であること ・特定緊急輸送道路沿道建築物ではないこと ・耐震診断の結果や耐震補強設計の内容について市が定めた機関による評定等を取得すること （他に助成ごとの要件あり）	－	－	－	－	－	
	自立支援住宅改修費助成事業	一般	助成金	○限度額200,000円（自己負担率10%、生活保護世帯等は0%）	そ　・高齢者（65歳以上）で介護保険認定で自立（非該当）と認定された方で、サービスが必要と認められる方	－	－	－	－	－	健康福祉部高齢者支援課 TEL 042(438)4028
	高齢者住宅改造費給付事業		助成金	○浴槽の取替え及び附帯給湯設備等の工事の限度額379,000円 ○流し・洗面台の取替え及び附帯給湯設備等の工事の限度額156,000円 （自己負担率10%、生活保護世帯等は0%）	そ　・高齢者（65歳以上）で介護保険認定で要介護又は要支援と認定され、もしくは事業対象者とされサービスが必要と認められた方	－	－	－	－	－	
	省エネルギー設備設置助成制度 （申請期間：平成30年1月31日まで ※申請期間中であっても予算額に達した場合は受付終了）	一般	助成金	○節水節湯水栓　限度額：50,000円（工事費用の1/2） ○LED照明器具　限度額：(A)専有部分の場合20,000円(B)共用部分等も含む場合150,000円（工事費用の1/2）	そ　・前年度の住民税を滞納していないこと ・市内に住宅を有する個人、中小企業等又は管理組合で、前年度の住民税又は法人住民税を滞納していないこと	－	－	－	－	－	みどり環境部環境保全課 TEL 042(438)4042
		市内に住宅を有する個人、中小企業等又は管理組合	助成金								

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
瑞穂町	生垣設置事業補助金制度	一般	補助金	○生垣設置事業補助金(上限10万円) ○既存ﾌﾞﾛｯｸ塀等の撤去費補助金(上限4万円)	そ　・新たに設置される生垣で継続的に管理・保存されるもの ・生垣の高さは1m以上 ・生垣の総延長は3m以上　など	－	－	－	－	－	建設課公園係 TEL 042(557)7659
	保存樹木・樹林制度		奨励金	○保存樹木　　6,000円／本(3本まで) ○保存屋敷林　1.8万円(保存樹木を含む) ○保存樹林 市街化区域　都市計画税・固定資産税相当額の80%以内 市街化調整区域　10円／㎡（千円未満は切り捨て）	そ　・保存樹木　高さ15m以上又は地上1.5mの幹周りが1.5m以上の樹木 ・保存屋敷林　住居等のある敷地内で、地上1.5mの幹周りが1.2m以上の樹木が3本以上ある樹林 ・保存樹林　500㎡以上の山林(畑地、工業、準工業、工業専用区域を除く)	－	－	－	－	－	
	住宅用創エネ設備・省エネ機器購入費助成金制度		補助金	○二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（上限2万円） ○潜熱回収型給湯器（上限1万円） ○太陽光発電システム（HEMSあり・上限7万5千円）（HEMSなし・上限6万円） ○太陽熱利用システム（自然循環式・上限1万5千円）（強制循環式・上限3万円） ○燃料電池（HEMSあり・上限8万円）（HEMSなし・上限6万5千円） ○蓄電池（HEMSあり・上限7万5千円）（HEMSなし・上限6万円）	そ　・町内に住所を有する方 ・自ら居住する住宅に新たに助成対象機器を購入し、設置した方又は対象機器の設置された住宅を新たに購入した方 ・納期の到来している町税及び国民健康保険税を完納している方	－	－	－	－	－	環境課環境係 TEL 042(557)0544
	瑞穂町住宅関連助成・補助制度（耐震診断費助成事業）		助成金	○診断費用に要した経費の2分の1（上限額10万円）	そ　・昭和56年5月31日以前に建築を着工した、町内に存する木造一戸建築物のうち延べ床面積の2分1以上を居住の用途に供しているもの ・申請日において町内に住所を有すること ・自己の居住の用途に供する助成対象住宅を所有すること ・町税および国民健康保険税の滞納がないこと	－	－	－	－	－	地域課安全係 TEL 042(557)7610
	瑞穂町住宅関連助成・補助制度（耐震改修費助成事業）		助成金	○耐震改修に要した経費の2分の1（上限額100万円）	そ　・昭和56年5月31日以前に建築を着工した、町内に存する木造一戸建築物のうち延べ床面積の2分1以上を居住の用途に供しているもの ・耐震改修前を行う前に耐震診断を受け、その評点が1.0未満であること ・耐震改修を行った後の評点が1.0以上となること ・行われた耐震改修が建築基準法などの規定に違反していないこと ・申請日において町内に住所を有すること ・自己の居住の用途に供する助成対象住宅を所有すること ・町税および国民健康保険税の滞納がないこと ・施工業者は町内業者に限る	－	－	－	－	－	
	瑞穂町住宅関連助成・補助制度（簡易耐震改修費助成事業）		助成金	○耐震改修に要した経費の10分の6（上限額50万円）	そ　・昭和56年5月31日以前に建築を着工した、町内に存する木造一戸建築物のうち延べ床面積の2分1以上を居住の用途に供しているもの ・耐震改修前を行う前に耐震診断を受け、その評点が1.0未満であること ・以下いずれにも該当すること ｱ)そこに居住する世帯の年間所得額が200万円以下であること ｲ)そこに居住する世帯が、助成の申請の日において65歳以上の方（以下「高齢者」という。）または未成年者、あるいは身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表5号の1級または2級の方で構成されること ・申請日において町内に住所を有すること ・自己の居住の用途に供する助成対象住宅を所有すること ・町税および国民健康保険税の滞納がないこと	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
日の出町	日の出町住宅用太陽エネルギー利用機器設置費補助金	一般	補助金	○太陽光発電システム 2.5万円/1kW（上限10万円） ○自然循環式太陽熱温水器 6千円/㎡(上限18千円) ○強制循環式ソーラーシステム 1万円/㎡(上限6万円)	そ　・町内に住所を有する方 ・町税の滞納がない方 ・自ら居住する住宅に対象設備を新規に設置した方(共同住宅、併用住宅は不可) ・過去に町の太陽エネルギー利用機器に関する補助等を受けていない方	－	－	－	－	－	生活安全安心課 ℡ 042(597)0511 内線　334～336
						－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
檜原村	若年世帯定住促進事業補助金	若年者	補助金	○転入世帯 建築請負金額又は建物購入価格の10%または100万円のどちらか低い方 ○村内在住世帯 建築請負金額又は建物購入価格の15%または100万円のどちらか低い方	そ ・檜原村内の建築業者を使い、檜原産の木材で住宅を新築、又は檜原村内の業者が檜原産の木材で建築した新築家屋を購入した場合	－	－	－	－	－	企画財政課 ℡ 042(598)1011
	地場産材利用促進事業	一般	交付金	○地場産材出荷量1㎥につき2万円 限度額　:50万円	そ ・地場産材を3㎥以上使用する木造住宅の築、増築、改築をする者	－	－	－	－	－	産業環境課 ℡ 042(598)1011
	定住促進空き家活用事業	自治会空き家提供者、空き家購入者、移住者	補助金	○3万円/件	そ ・空き家の貸出、売買の希望登録したもの	－	－	－	－	－	企画財政課 ℡ 042(598)1011
				○10万円／件	そ ・上記空き家のうち移住者が入居した場合						
				○対象経費の1/2（上限100万円）	そ ・建築10年経過の貸出、売買登録した空き家の入居者決定による改修費						
				○10万円／件	そ ・登録した空き家への引越し費用						
				○仲介手数料の1/2（上限10万円）	そ ・登録した空き家の賃貸、売買をした仲介業者への手数料補助						

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成30年度　東京都区市町村　住宅助成（融資）制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村担当課にお問い合わせください。

（平成30年7月現在）

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額（助成限度額）	申込資格　※1	利率（年利）		償還期間	担保・保証	公庫融資併用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
奥多摩町	若者定住応援補助金等 （※平成27年4月1日から平成32年3月31日までの期間）	一般 （若者）	利子補給	○建設・購入・改築 金融機関等からの融資額　500万円以上	年　・年齢45歳以下の夫婦又は50歳以下の者で子ども（中学生以下の者）がいる世帯、若しくは35歳以下の単身者 そ　・奥多摩町内に定住すること	銀行金利 -町負担	銀行金利の1/2	10年以上	金融機関に一任	可	若者定住化対策室 ℡0428-83-2360
			定住応援補助金	○建設・購入・改築（事業費50万円以上） 定住応援補助金 事業費の2分の1以内、補助金限度額200万円	年　・年齢45歳以下の夫婦又は50歳以下の者で子ども（中学生以下の者）がいる世帯、若しくは35歳以下の単身者 そ　・奥多摩町内に定住すること	－	－	－	－	－	

【注】※1　申込資格（年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件）　※2　公庫融資併用（要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない）
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し（財）マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。